

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 建造物部会(第30回)

日時：令和4年5月30日(月)14:00～

場所：西之丸会議室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - (1) 名古屋城本丸御殿等の防火対策について <資料1>
 - (2) 名勝名古屋城二之丸庭園余芳移築再建事業について <資料2>
- 4 その他
- 5 閉会

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 建造物部会（第30回）出席者名簿

日時：令和4年5月30日（月）14:00～

場所：西之丸会議室

（敬称略）

■ 構成員

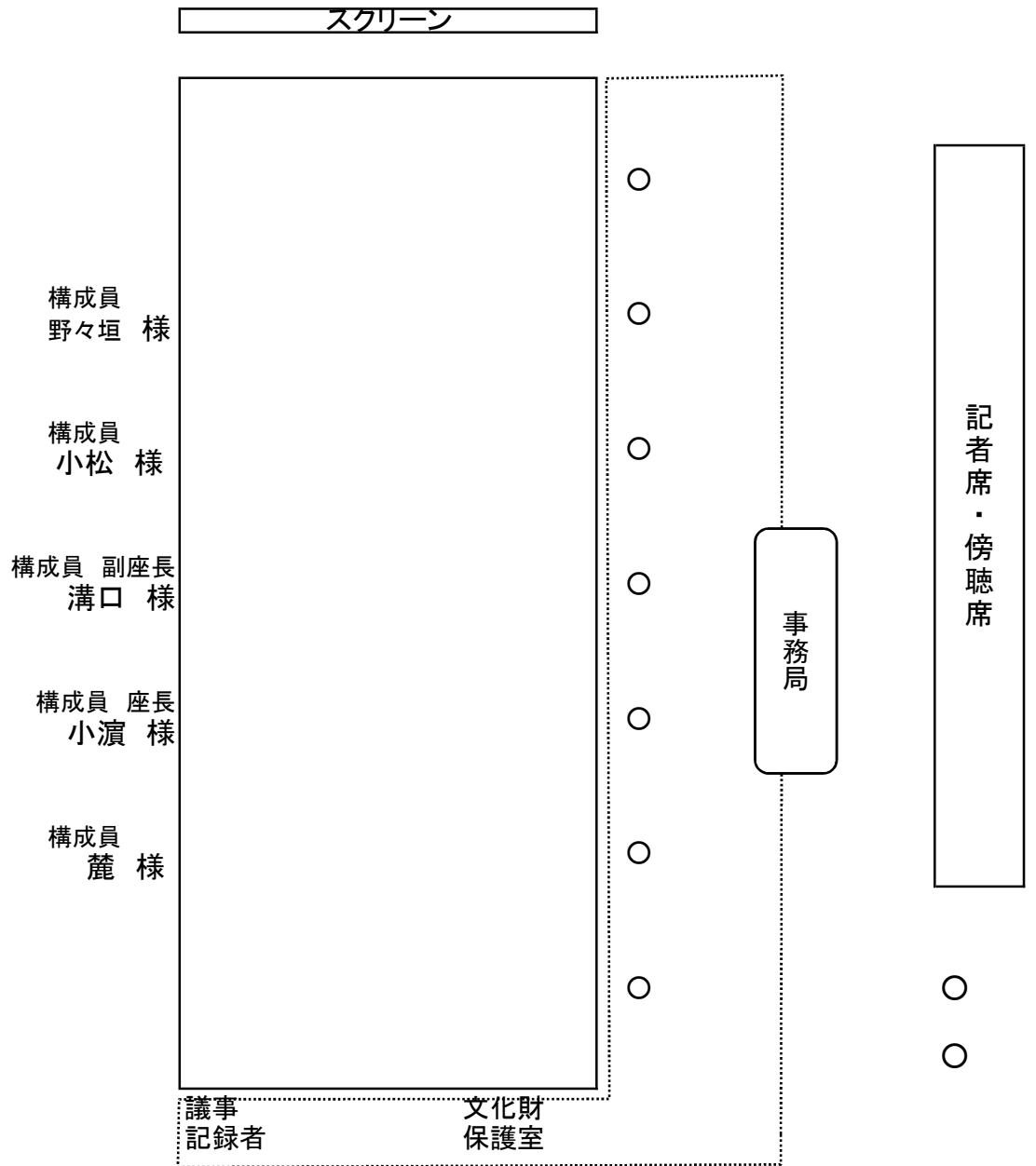
氏名	所属	備考
小濱 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	座長
溝口 正人	名古屋市立大学教授	副座長
小松 義典	名古屋工業大学大学院准教授	
野々垣 篤	愛知工業大学准教授	
麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	

建造物部会(第30回) 座席表

令和4年5月30日(月)

14:00~16:00

西之丸会議室



①【 本丸御殿及び隅櫓に係る消防用設備等設置基準 】

消防法施行令における防火対象物の用途区分（本丸御殿、隅櫓、表二之門、旧二ノ丸東二之門）

別表第一（8）図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの

別表第一（17）文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡もしくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建築物

用途	別表第一（8）博物館等		別表第一（17）重要文化財等	
防火対象物	本丸御殿・隅櫓		隅櫓・表二之門・旧二ノ丸東二之門	
消火器具	一般 地階・無窓階又は3階以上の階	延床面積300㎡以上 階の床面積50㎡以上	一般	全部
屋内消火設備	一般 地階・無窓階又は4階以上の階	延床面積700㎡以上 階の床面積150㎡以上	/	
屋外消火設備	1階又は階数が2以上の場合は1階及び2階	床面積の合計3000㎡以上	左に同じ	
自動火災報知設備	一般 地階・無窓階又は3階以上の階	延床面積500㎡以上 階の床面積300㎡以上	一般	全部
避難器具等	2階以上の階・地階	収容人員50人以上	3階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上
	3階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上		
誘導灯	地階・無窓階又は11階以上の部分	全部	/	
非常警報設備	一般 地階・無窓階	収容人員50人以上 収容人員20人以上	左に同じ	

* 無窓階とは建築物の地上階のうち、避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。隅櫓は窓に格子があり該当

➡ 用途区分ごとの基準に基づき消防用設備等を設置している

② 本丸御殿（延べ床面積3100㎡）の消防設備について

1 自動火災報知設備

区 分	基 数	内 容	設置義務◎ 設置任意○
煙 感 知 器	25	・本丸御殿内玄関口等の天井部分に設置	◎
	75	・本丸御殿の天井裏全面に設置	◎
熱 感 知 器	74 ※検知器 の数	・煙感知器が設置されている箇所以外の廊下 及び部屋に設置 ・壁と天井の間にはわせている黒い銅パイプ 製の管で、中の空気が熱に反応し膨張するこ とを検知器で感知	◎
火 災 報 知 器	7	・本丸御殿内に設置 ・手動で押すことにより火災を通報	◎
炎 感 知 器	4	・本丸御殿の外（南面）に設置 ・本丸御殿南面全体をカバーする様に支柱に 設置されたカメラ様のもの	○

2 消火設備

区 分	基 数	内 容	設置義務◎ 設置任意○
消 火 器	28	・本丸御殿内に置かれている水消火器 ・容量7.5リットル 噴射時間5.2秒 ・容量3.0リットル 噴射時間2.8秒	◎
屋 外 消 火 栓	6	・本丸御殿外周（屋外）に設置 ・盤の中に格納されたホース（40メートル） を伸ばして放水	◎（屋内消火 栓の代替を 兼ねる）

3 その他

区 分	基 数	内 容	設置義務◎ 設置任意○
放 送 設 備		館内放送設備完備	◎
電 話	3	総合事務所経由で消防機関への通報が可能	◎
防 犯 カ メ ラ	13	・本丸御殿内に設置 ・守衛室で24時間監視	○
	2	・本丸御殿外に設置 ・守衛室で24時間監視	○
避 雷 設 備	1	屋根に避雷導体として設置	○

※本丸御殿内に専任の夜間警備員1名を常駐。

（自動火災報知設備及び防犯カメラの常時監視と御殿内及び御殿周辺を定期巡回）



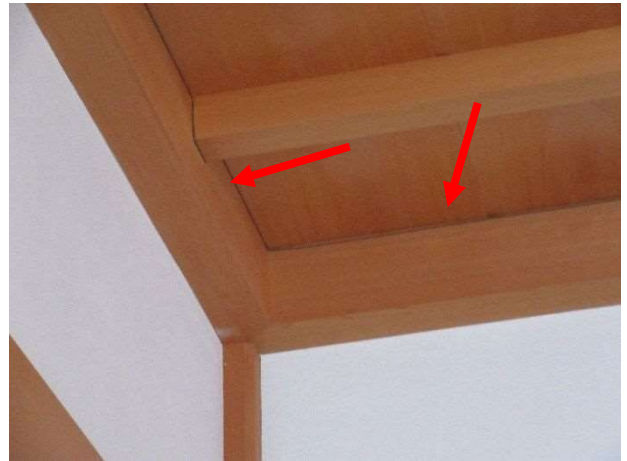
本丸御殿 (全景)



本丸御殿 (表玄関)



本丸御殿 (避雷設備)



火災報知器

煙感知器



炎感知器



消火器



屋外消火栓



防犯カメラ



受信盤 (本丸御殿夜間警備員詰所)

③ 隅櫓、表二之門、旧二ノ丸東二之門の消防設備について

1. 対象物概要

建物名	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	備考
東南隅櫓	163.31	416.52	木造 二層三階建	重要文化財
西北隅櫓	202.41	493.32	木造 三層三階建	重要文化財
西南隅櫓	163.31	416.52	木造 二層三階建	重要文化財
表二之門	6.80			重要文化財
旧二ノ丸東二之門	9.26			重要文化財

2. 隅櫓の消防設備

設置の必要があるもの	東南隅櫓			西北隅櫓			西南隅櫓		
	1階	2階	3階	1階	2階	3階	1階	2階	3階
消火器具	3	1	2	4	2	1	3	3	2
屋内消火設備	1	1	—	1	1	—	1	1	—
自動火災報知設備	1	1	2	1	1	2	1	1	2
避難器具	—	—	—	—	—	—	—	—	—
誘導灯	1	1	1	1	2	1	1	1	1

○は設置済、—は不要

- ・消火器具（消火器）は各隅櫓の各階に設置
- ・屋内消火栓設備（パッケージ型消火設備）に関しては床面積 150 ㎡以上ある 1, 2階それぞれの階に設置
- ・避難器具（避難ばしご等）は2階以上の収容人数が50人以上、3階以上の階の収容人数が10人以上の場合に設置が義務付けられているが、名古屋城の隅櫓への入場人数を制限（一度に入場する人数を49名以下、そのうち3階へ入場できる人数を9名以下）しているため設置はしていない。
- ・**避雷設備（避雷針）については、東南隅櫓、西北隅櫓、西南隅櫓の各櫓に設置している**

3. 表二之門、旧二ノ丸東二之門の消防設備

- ・表二之門 消火器2・自動火災報知設備（熱感知器）
- ・旧二ノ丸東二之門 消火器2

*自動火災報知設備は施行令32条の特例により緩和



重要文化財 東南隅櫓



重要文化財 西北隅櫓



重要文化財 西南隅櫓



消火器具



屋内消火設備 (1階・2階)
(パッケージ型消火設備)



自動火災報知設備 (熱)



自動火災報知設備 (煙)



誘導灯

(*) 写真の設備は西南隅櫓のもの 他の隅櫓も同様の設備を設置している



重要文化財 表二之門



自動火災報知設備 (熱)



消火器具

④ 首里城火災を受けて実施した防火対策

項目	内容
ハード対策	本丸御殿内の消火器12基から28基へ増設
	内苑警備室に消火器1基新設
	東門警備仮眠室に電話を1基増設
ソフト対策	本丸御殿電気配線等に対する点検表の策定（防火対策ガイドラインに基づく）
	漏電のおそれがあるかを事前に把握するため電気配線を点検することとした（防火対策ガイドラインに基づく）
	本丸御殿防火対策マップを策定して本丸御殿スタッフや警備員に周知
	自動火災報知設備が鳴動するとただちに消防（119）へ通報することをルール化（ルール化前は、誤作動の可能性があるため一度現地を確認後、必要なら通報することとしていたが、より迅速な消火活動につなげるため、消防局と協議した）
	城内の夜間警備員3名とは別に本丸御殿内に専任の夜間警備員1名を新たに常駐（自動火災報知設備及び防犯カメラの常時監視と御殿内及び御殿周辺を定期巡回）
	夜間の本丸御殿の電源について、夜間警備員が警備員詰所及び自動火災報知設備に関する電源以外は全て切ることをルール化した。
	夜間訓練（夜間で対応人員が少ない状態）をあらたに実施。 また、訓練において屋外消火栓から実際に水を放出するなど、より円滑な消火活動を行えるような訓練を実施（防火対策ガイドラインに基づく）
年1回定期的に、消防局とともに城内を巡回し、消火設備、警報設備を始め、その他火災につながる可能性のあるものについて指導・助言を受けることとした	

首里城火災：令和元年10月31日未明

防火対策ガイドライン：令和元年9月（ノートルダム大聖堂火災を受けて）

令和元年12月改訂（首里城火災を受けて）

⑤ 他城郭の主な消火設備

城 郭 名	主 な 消 火 設 備
二 条 城 (二の丸御殿)	消火器 (水)、消火栓 (水)
彦 根 城	消火器 (水)、消火栓 (水)、博物館はガス系消火設備 (*)
松 本 城	消火器 (水)、消火栓 (水)、天守2階部分のみスプリンクラー (水)
犬 山 城	消火器 (水)、消火栓 (水)
大 阪 城	消火器 (水)、消火栓 (水)、収蔵庫はガス系消火設備 (*)
姫 路 城	消火器 (水)、消火栓 (水)、スプリンクラー (水)、放水砲 (水)

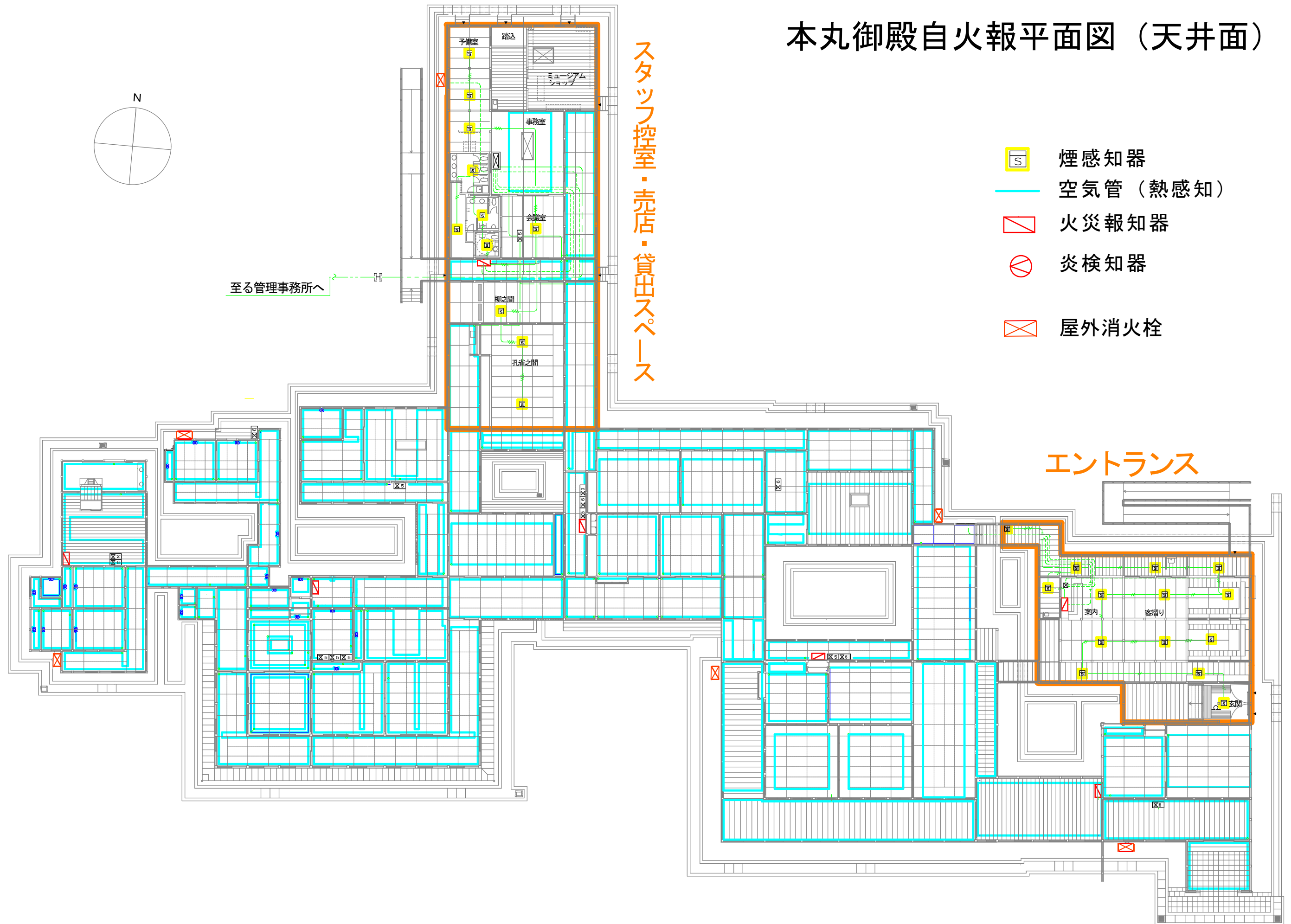
(*) ガス系消火設備

消火薬剤として二酸化炭素、窒素、ハロンなどのガスを噴射することで、窒息効果や化学的変化により消火を行う方式


消火する場所 (防護区画) を密閉しておき、防護区画の外から配管を通してガスを送り込み、防護区画の中にガスを充満させて消火する。

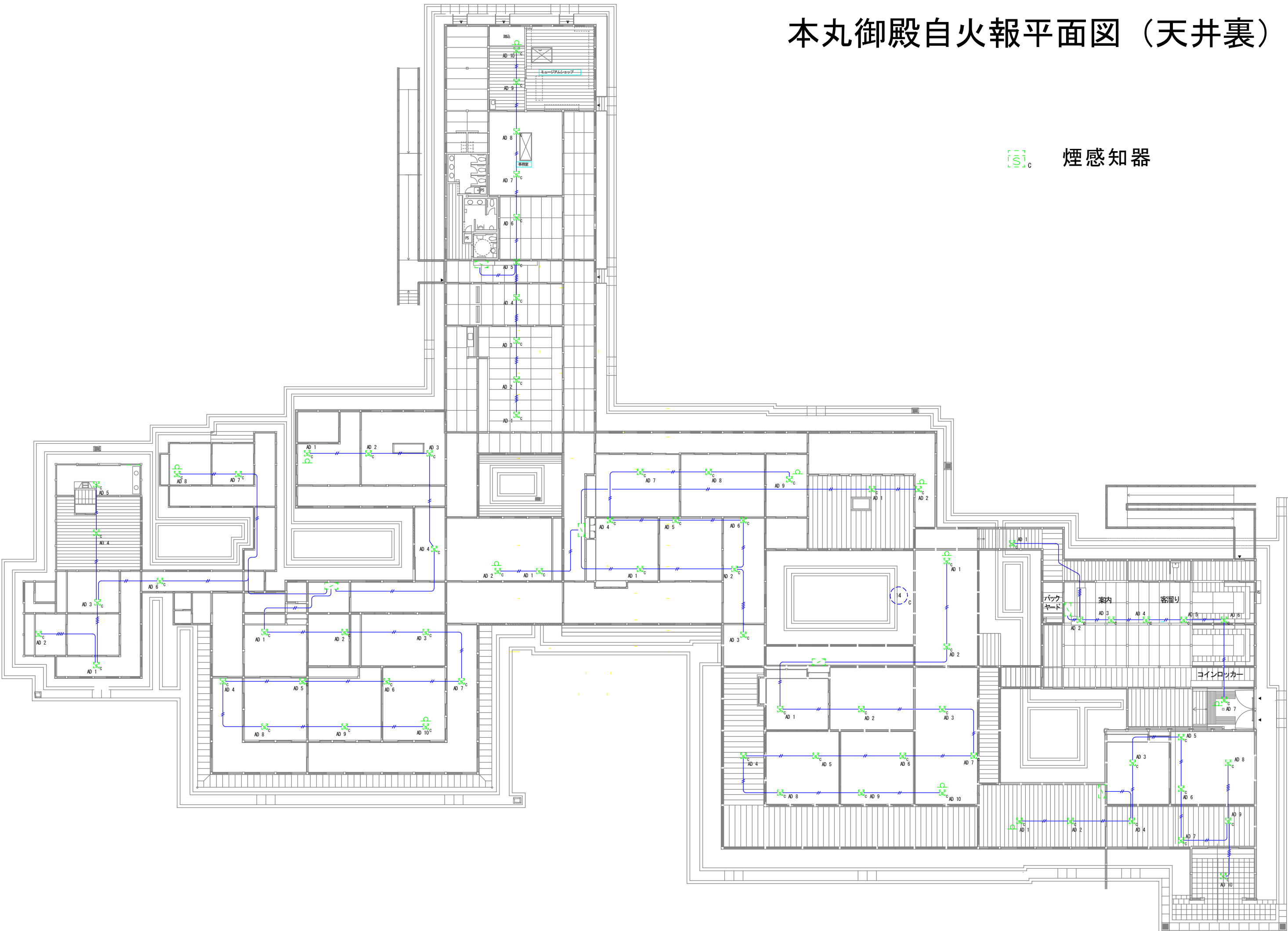
彦根城 (博物館)、大阪城 (収蔵庫) は防護区画を設けることが可能

本丸御殿自火報平面図（天井面）





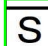


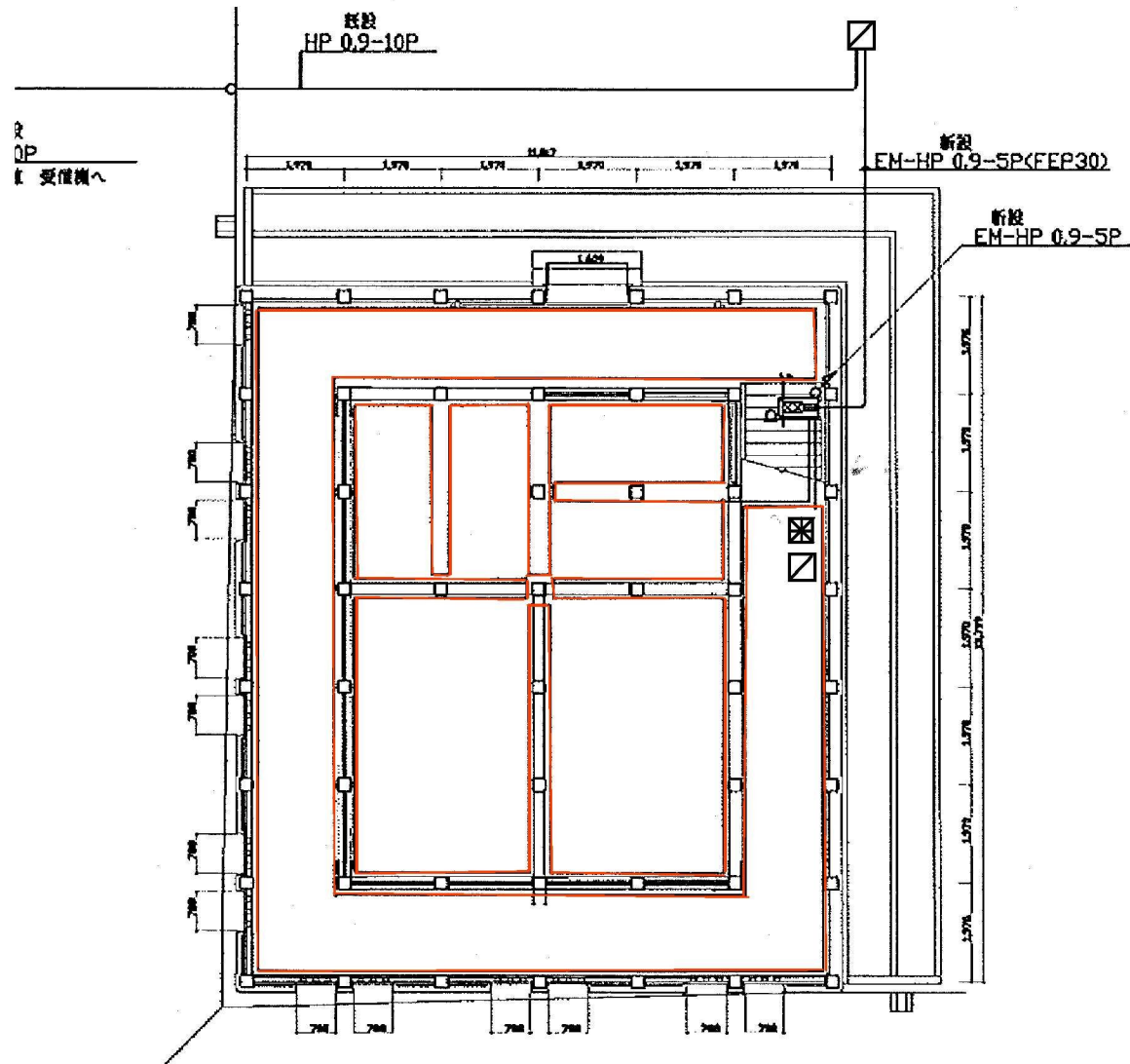
本丸御殿自火報平面図 (天井裏)

 煙感知器

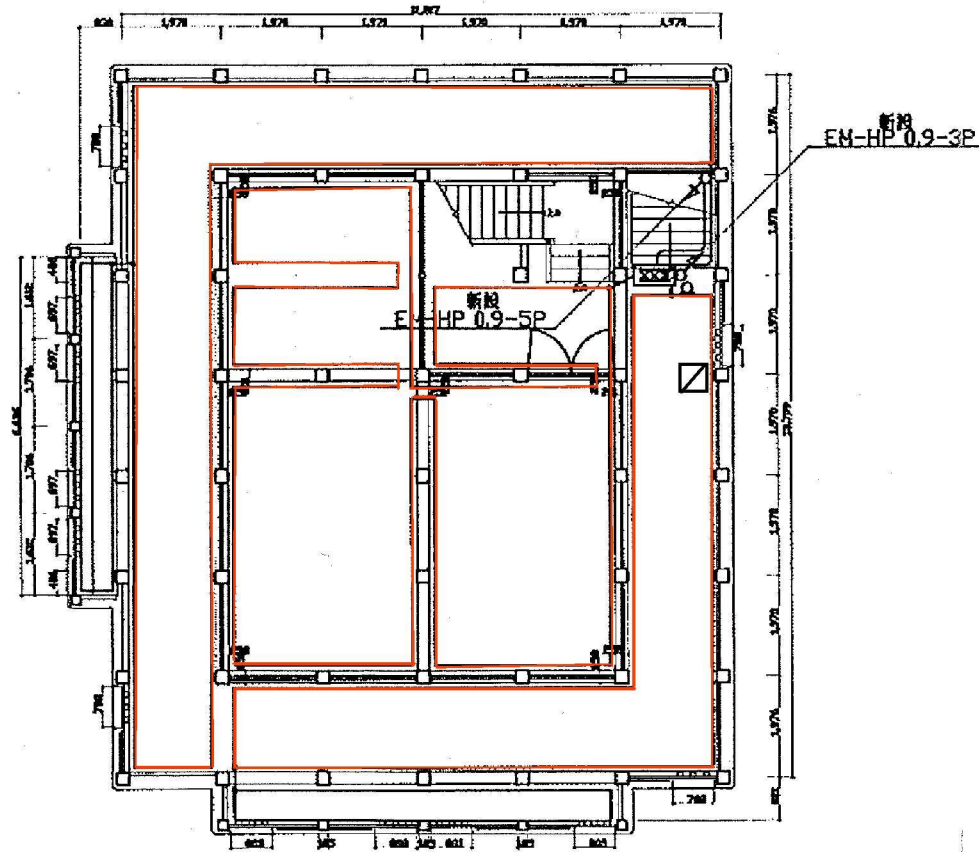


西南隅櫓自火報平面図

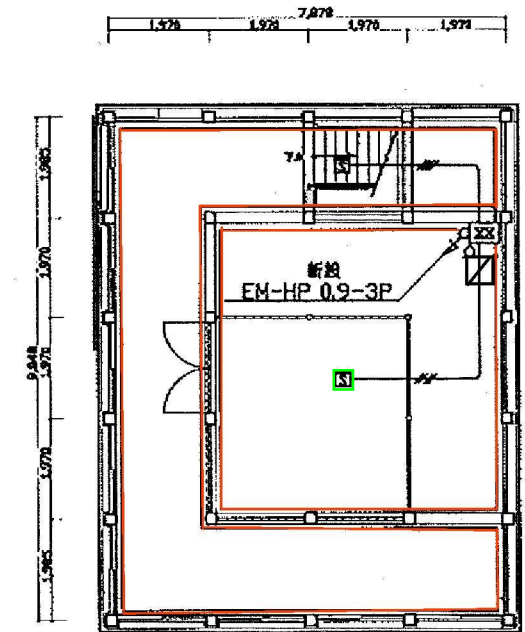
-  差動分布型感知器 (H26設置)
-  空気管 (H26設置)
-  火災受信機 (H30設置)
-  発信機 (H30設置)
-  煙感知器 (H26設置)



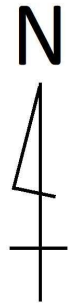
1階





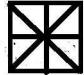


2階

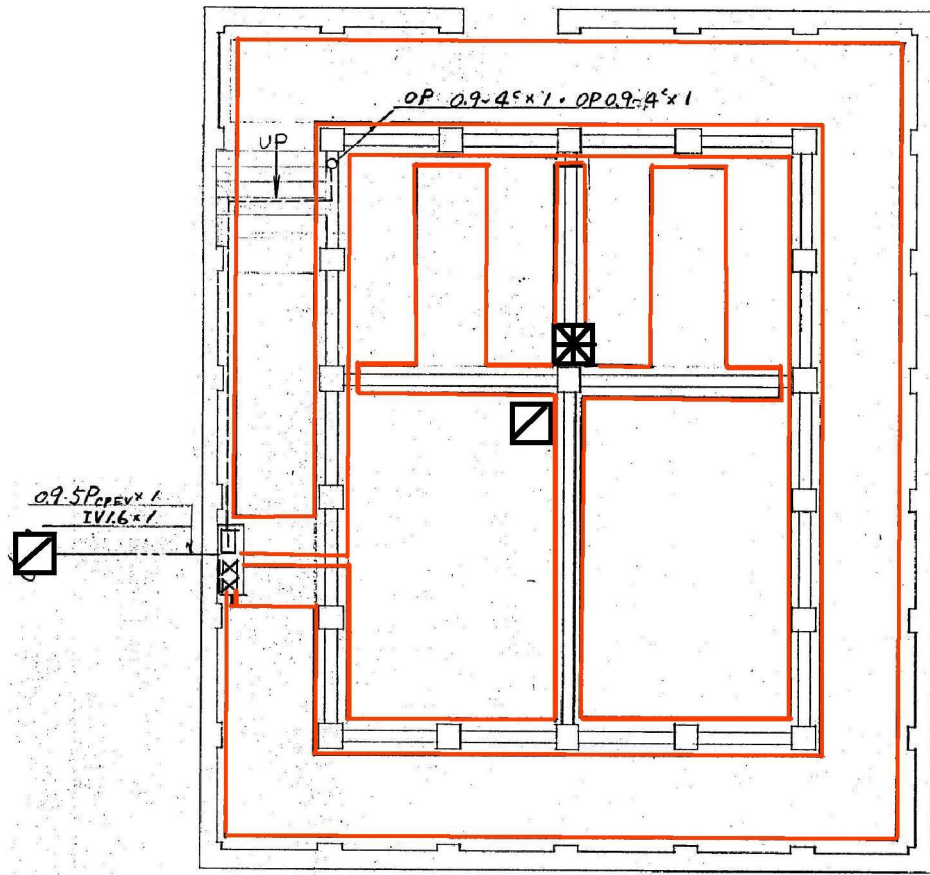


3階

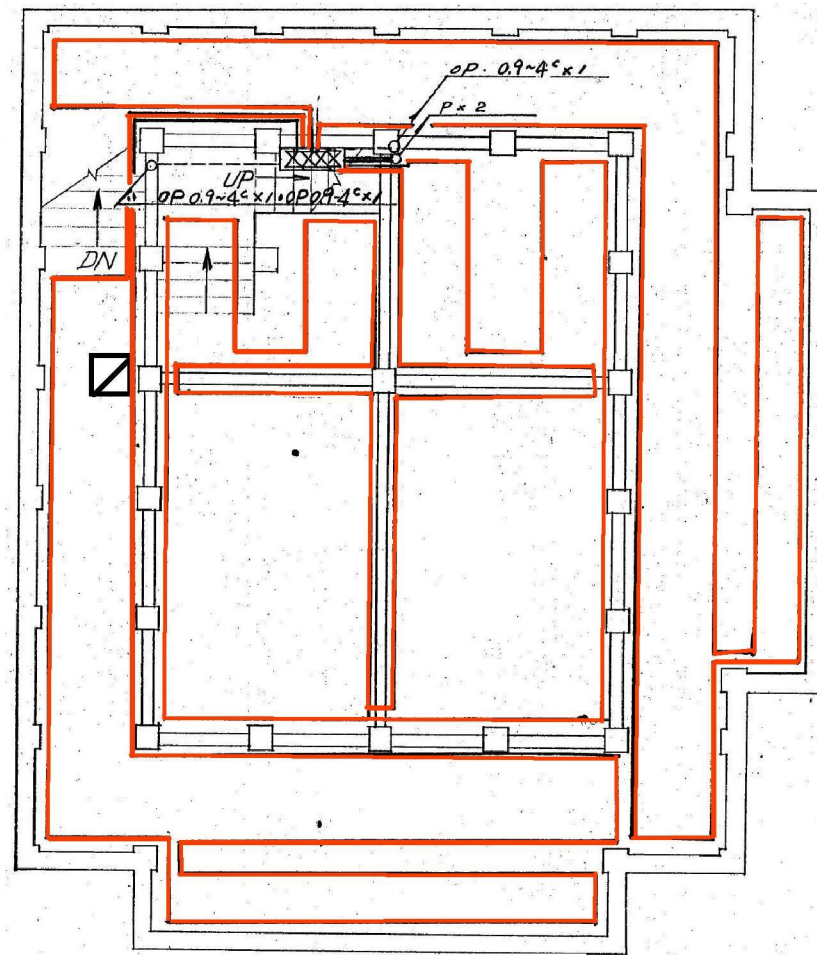


東南隅櫓自火報平面図

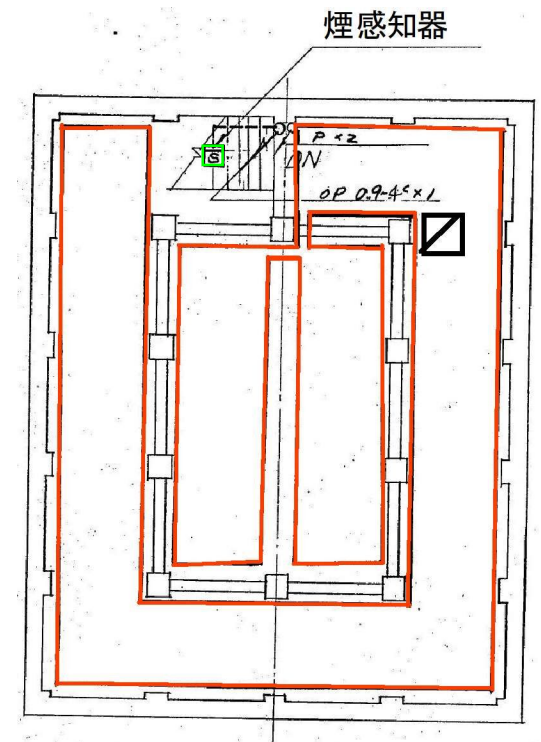
-  差動分布型感知器 (H28更新)
-  空気管 (S44設置)
-  火災受信機 (R1設置)
-  発信機 (R1設置)
-  煙感知器 (H30更新)



1階








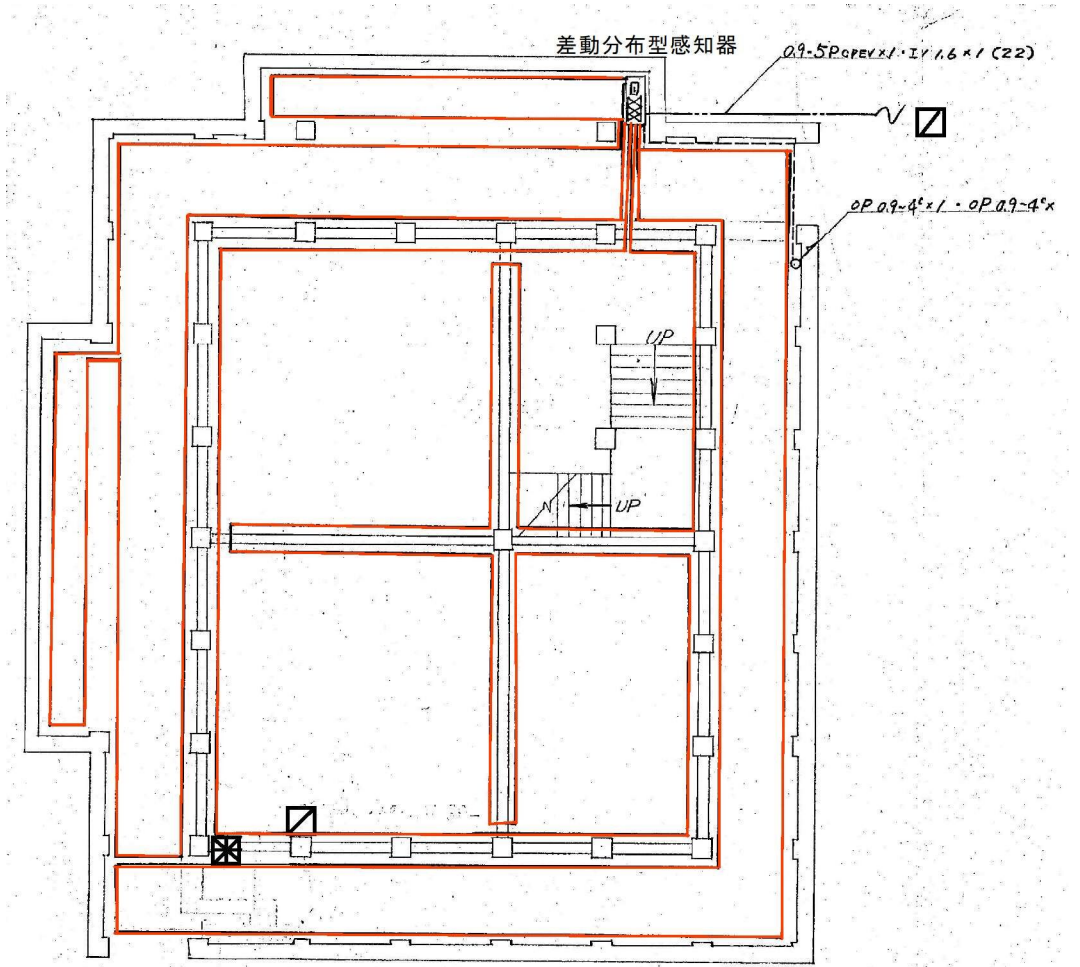
2階



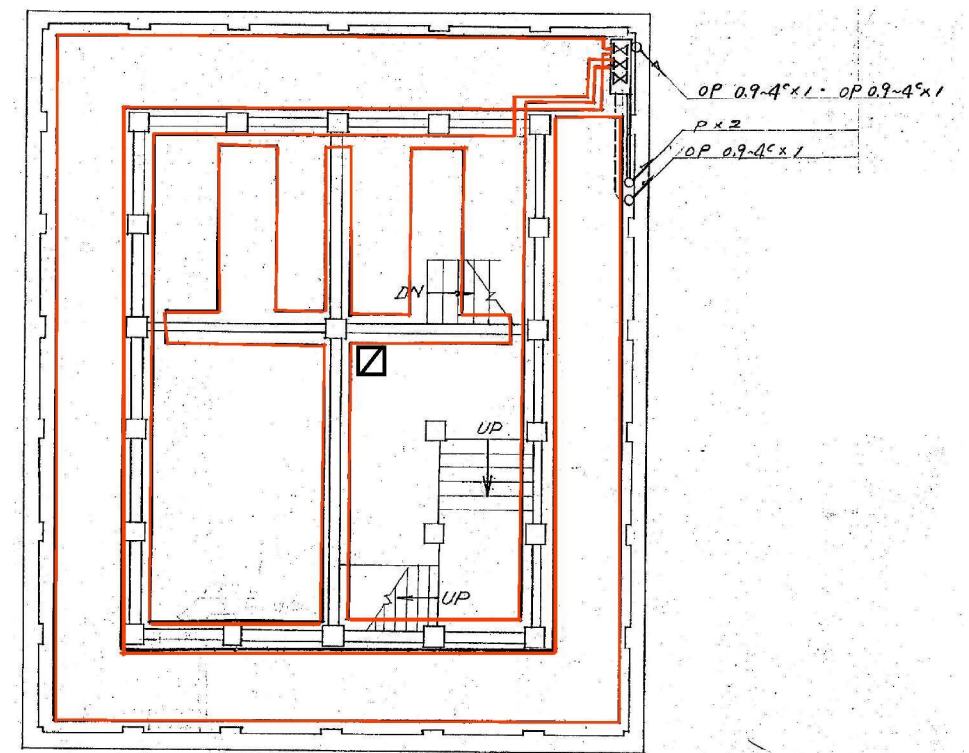
3階

西北隅櫓自火報平面圖

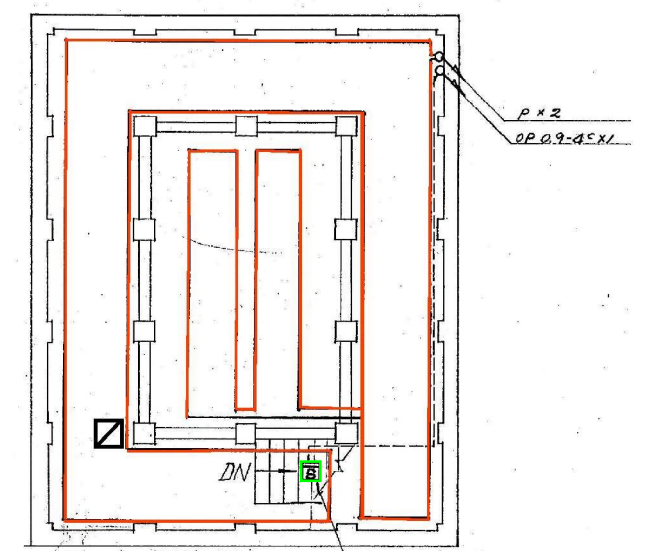
-  差動分布型感知器 (H8-5台、H28-1台)
-  空氣管 (S44設置)
-  火災受信機 (H30設置)
-  発信機 (H30設置)
-  煙感知器 (更新年不明)



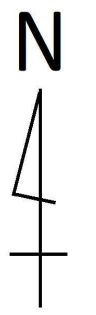
1階



2階



3階



名勝名古屋城二之丸庭園余芳移築再建事業

令和4年5月

名古屋市観光文化交流局 名古屋城総合事務所

はじめに

「余芳」は名古屋市指定文化財（昭和 48 年指定）であり、かつて名古屋城二之丸庭園に存在した数寄屋造り四畳半の茶亭（御茶屋）である。

尾張藩 10 代藩主斉朝によって庭園が大きく改変された文政 6 年～10 年（1823～1827）頃に設けられたと考えられ、この時期の庭園を詳細に描く『御城御庭絵図』（名古屋市蓬左文庫所蔵）にも、その様子が具体的に描かれている。

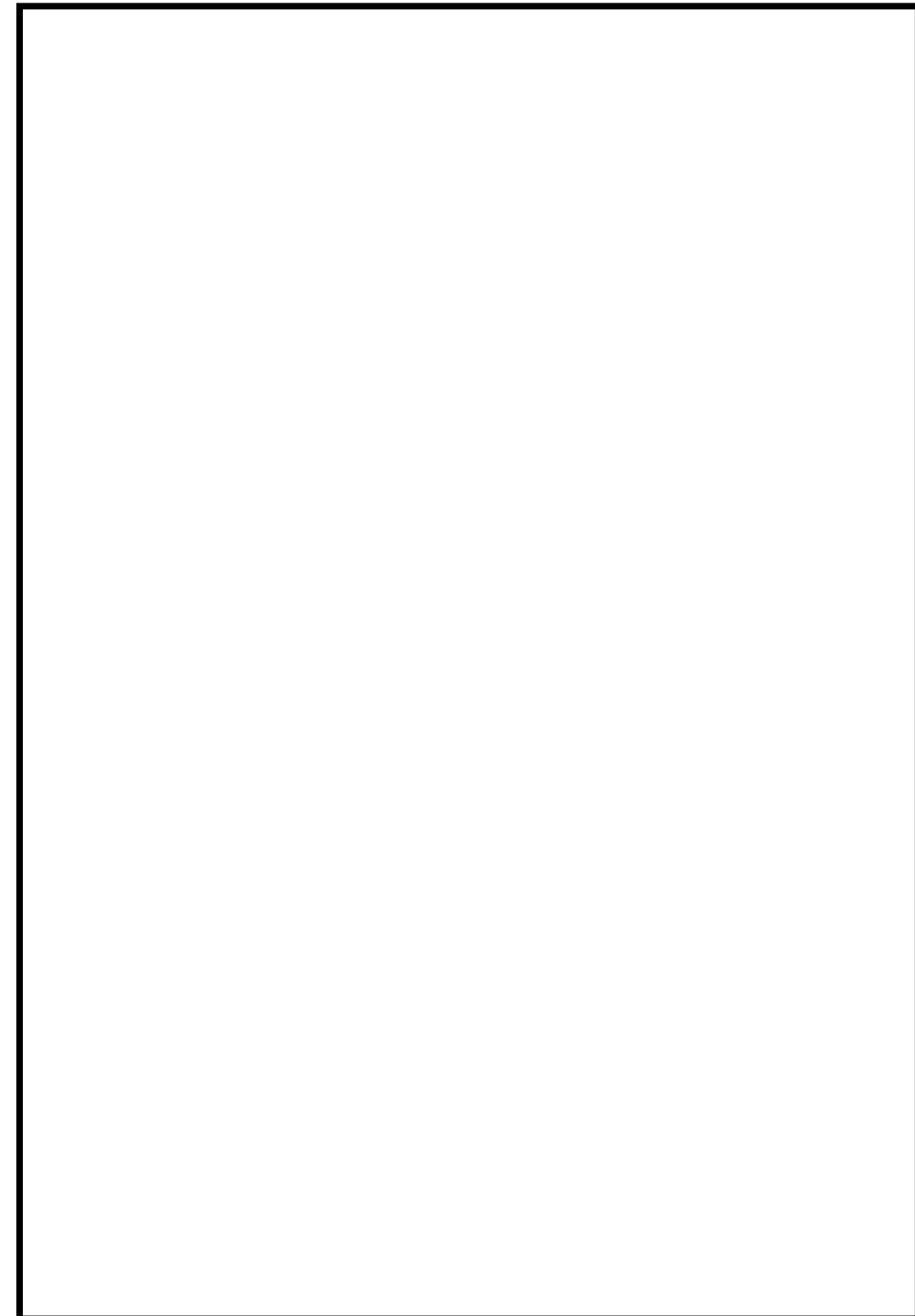
明治維新後、余芳は民間に売却され、明治 25 年（1892）に水屋や板間等を増築した形で移築された後、昭和 14 年（1939）に同敷地内で二度目の移築が行われた。平成 23 年（2011）に所有者から名古屋市へ寄付され、現在は市が解体部材の状態で保管している。

平成 30 年（2018）に二之丸庭園が往時の庭園範囲全域を対象として名勝追加指定を受けた事により、同範囲を一体的かつ計画的に整備活用する事を目的とする『名勝二之丸庭園整備計画』が令和 4 年（2022）に策定された。同計画において、余芳を江戸期庭園の元の場所へ移築再建することを位置づけ、現在、庭園整備事業と歩調を合わせながら再建事業に取り組んでいる。

本報告書は余芳の移築再建に向け、現存部材、発掘調査結果、古写真、古絵図等の根拠資料の整理、再建考察及び整備設計について取り纏めたものである。

検討成果としては、二度の移築により屋根が茅葺（下屋は柿葺又は桧皮葺と思われる）から瓦葺となり、一部の部材が他の箇所転用されるなどの改変を受けているが、主要軸部、内部造作、建具類などは当初材の殆どが残存しており、必要な補修と補強を行うことにより移築再建が可能であると判断できる。また、建物や鉢前等の配置及び形状についても発掘調査や古写真解析等により精度良く推定することができた。

今後は、本報告書に基づき実施設計や建築工事、周辺の庭園工事を進め、来場者に尾張の庭園文化を体感し、その魅力を最大限に享受して頂くための見どころの一つとして余芳を活用できるよう事業を推進していく。



余芳古写真：（表題）「二之丸御庭の御茶屋」（徳川林政史研究所所蔵）

用語の定義

用語の定義

【名古屋城跡の地区に関する用語（図1）】

名古屋城：歴史、文化、地域性等を含む総合的な意味合いにおいて名古屋城を指す場合に用いる

名古屋城跡：特別史跡名古屋城跡の指定範囲全域を示す

二之丸：近世における二之丸の曲輪範囲全域を示す（未告示範囲に該当）

名古屋城二之丸庭園（二之丸庭園）：名勝指定範囲を示す

二之丸南部：二之丸の無料区域を示す

有料区域：名古屋城跡の入場料徴取範囲を示す

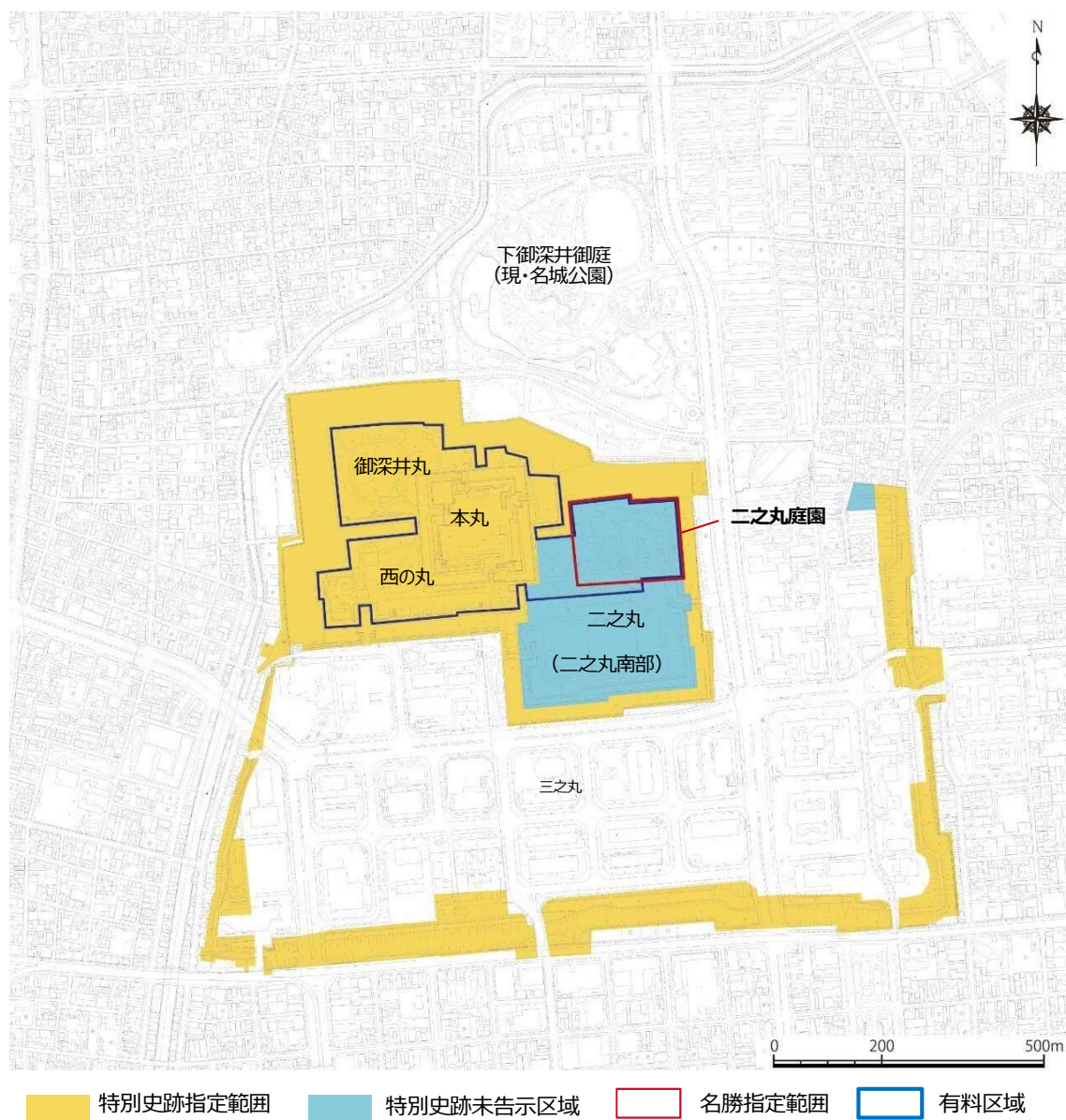


図1 特別史跡名古屋城跡及び周辺地域名称

【二之丸庭園の地割区分（図2）】

本計画の策定にあたり、二之丸庭園を下図のとおり地割区分し、各区分の名称を設定した。

（第2章第3節による）

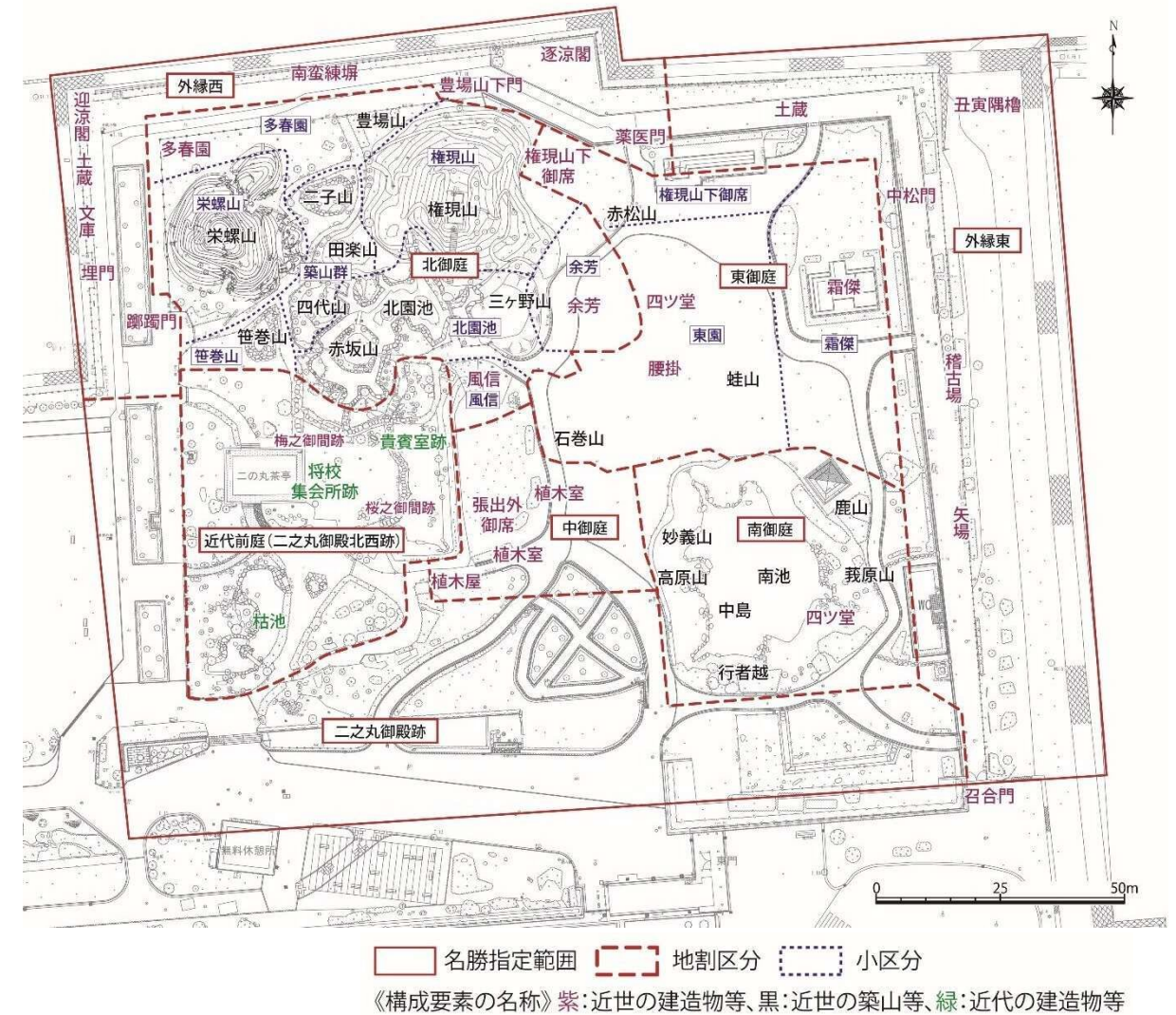


図2 名勝名古屋城二之丸庭園地割区分及び主な構成要素の名称

【建造物の整備手法に関する用語】

移築再建：オリジナル部材の遺る建造物を移築し、遺構から推定される位置に再建

復元※：当時の規模、構造、形式等により当該建造物の遺構直上に再現

復元的整備※：規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現 又は 往時の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について史資料を多角的に検証して再現

※文化庁「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」（令和2年4月17日）による

目次

第1章 整備事業の概要

1. 特別史跡名古屋城跡保存活用計画
 - 1-1. 名古屋市における特別史跡名古屋城跡保存活用計画・・・P. 1
 - 1-2. 全体の整備の考え方・・・P. 2
 - 1-3. 二之丸庭園整備の考え方・・・P. 3
2. これまでの取り組み・・・P. 4
3. 名勝名古屋城二之丸庭園整備事業・・・P. 5
 - 3-1. 二之丸庭園の整備・・・P. 5
 - 3-2. 地割区分別基本方針・・・P. 6
 - 3-3. 復元対象の歴史的建造物・・・P. 7
 - 3-4. 余芳の移築再建について・・・P. 8
4. 整備計画と事業スケジュール・・・P. 9
5. 検討体制・・・P. 11
6. 事業運営組織・・・P. 13

第2章 名古屋城二之丸庭園の概要

1. 文化財指定と本質的価値・・・P. 14
 - 1-1. 名古屋城の文化財指定・・・P. 14
 - 1-2. 二之丸庭園の名勝指定・・・P. 14
 - 1-3. 二之丸庭園の本質的価値・・・P. 16
2. 二之丸庭園の変遷・・・P. 17
3. 余芳について・・・P. 18
 - 3-1. 余芳の位置・・・P. 18
 - 3-2. 余芳の概要・・・P. 19

第3章 余芳再建根拠資料

1. 余芳の変遷・・・P. 20
 - 1-1. 移築の履歴・・・P. 20
 - 1-2. 二之丸庭園時代の余芳・・・P. 20
2. 余芳移築再建の基本方針・・・P. 21
 - 2-1. 整備の目的・・・P. 21
 - 2-2. 基本方針・・・P. 21
3. 再建根拠資料の取り扱い・・・P. 21
4. 再建根拠資料の概要・・・P. 22
 - 4-1. 現存部材調査・・・P. 22
 - 4-2. 発掘調査・・・P. 25
 - 4-2-1. 発掘調査の経緯・・・P. 25
 - 4-2-2. 発掘調査結果総括・・・P. 25
 - 4-2-3. 検出した遺構の概要・・・P. 26
 - 4-2-4. 遺構と絵図との比較・・・P. 27
 - 4-3. 古写真・・・P. 28
 - 4-3-1. 古写真の概要・・・P. 28
 - 4-3-2. 古写真の分析・・・P. 30
 - 4-4. 古絵図・・・P. 31
 - 4-4-1. 古絵図の概要・・・P. 31
 - 4-4-2. 古絵図から得られる情報・・・P. 34
 - 4-5. 文献史料・・・P. 35
 - 4-5-1. 文献史料の概要・・・P. 35
 - 4-5-2. 文献資料から得られる情報・・・P. 35
 - 4-6. 参考建物・・・P. 36
 - 4-6-1. 風信・・・P. 36
 - 4-6-2. 戸山邸養老泉茶室・・・P. 37
 - 4-7. 類例建物・・・P. 38
 - 4-7-1. 余芳の建築的特色・・・P. 38
 - 4-7-2. 類例建物・・・P. 38
 - 4-7-3. 足元の類例・・・P. 39
 - 4-7-4. 軒裏の類例・・・P. 39

5. これまでの部材調査の成果概要	P. 40
5-1. 平成23年度の解体調査	P. 40
5-2. 平成27年度の詳細調査	P. 41
5-3. 平成30年度の仮組調査	P. 41
5-4. 令和3年度の仮組調査	P. 41
6. 根拠資料を用いた再建検討の考え方	P. 42
第4章 余芳再現検討	
1. 再建考察	P. 43
1-1. 再建考察の概要	P. 43
1-2. 平面計画	P. 44
1-2-1. 配置の検討	P. 45
1-2-2. 配置計画と古写真との検証	P. 46
1-3. 構造形式	P. 47
1-4. 主要軸部の寸法	P. 48
1-5. 小屋組の構造	P. 49
1-6. 屋根	P. 50
1-6-1. 古写真から分かる屋根仕様	P. 50
1-6-2. 古写真解析による屋根の各種寸法	P. 50
1-7. 内・外部壁	P. 51
1-8. 建具	P. 52
1-9. 各部再建仕様と根拠資料一覧	P. 53
2. 再建図面	P. 54
2-1. 平面図	P. 54
2-2. 断面図	P. 55
2-3. 立面図	P. 56
3. 手水の復元整備	P. 58
3-1-1. 鉢前等復元の基本的な考え方と復原根拠資料の取扱い	P. 58
3-1-2. 発掘調査結果	P. 58
3-1-3. 古写真	P. 60
3-1-4. 古絵図	P. 61
3-1-5. 類例	P. 62
3-1-6. 参考事例	P. 63

3-2. 鉢前等の復元考察	P. 64
3-3. 整備設計	P. 65

第5章 余芳整備設計

1. 活用に関する方針	P. 66
2. 余芳整備の考え方	P. 70
3. 遺構保護の考え方	P. 71
4. 建造物の構造補強の考え方	P. 72
4-1. 現状での課題	P. 72
4-2. 構造補強の考え方	P. 72
5. 古材の補修の考え方	P. 74
6. 余芳移築再建スケジュール	P. 78
7. 工事計画の考え方	P. 79
8. 整備図面	P. 80
8-1. 建物整備図面	P. 80
8-2. 外構整備図面	P. 86

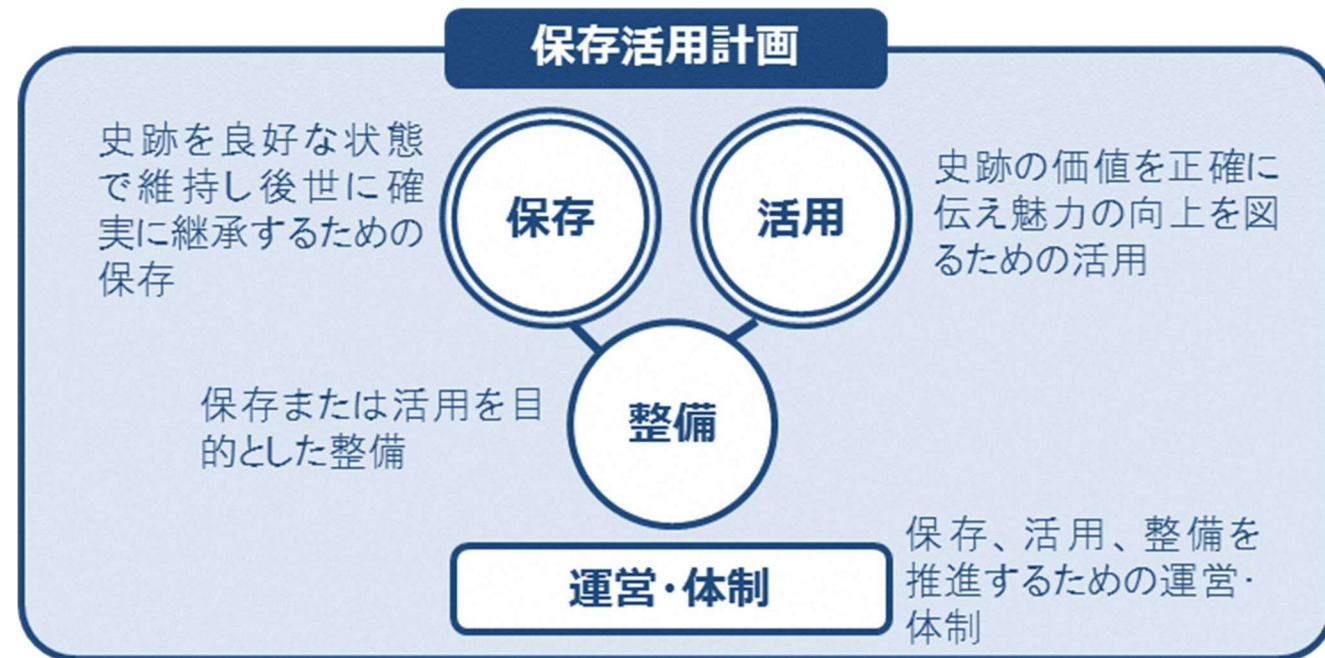
第1章 整備事業の概要

1. 特別史跡名古屋城跡保存活用計画

1-1. 名古屋市における特別史跡名古屋城跡保存活用計画

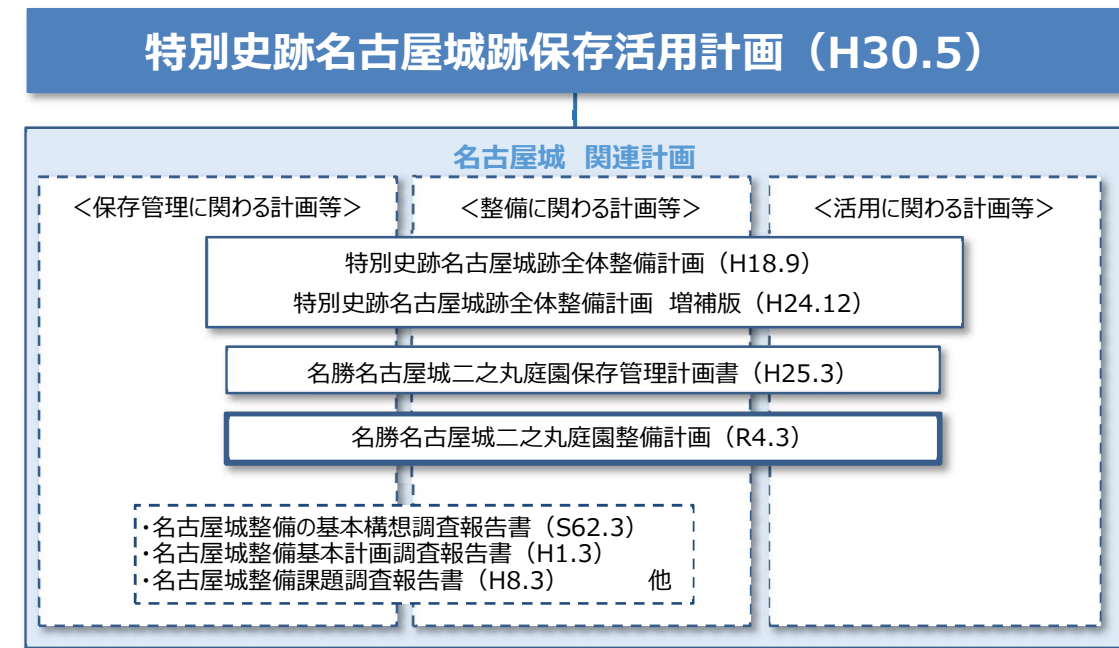
名古屋城は慶長15年(1610)に尾張徳川家の居城として築城された近世城郭である。明治維新後は陸軍に利用され建造物が撤去されるなどの改変を受けたが、本丸を中心に遺構が残されていることから昭和7年(1932)に史跡指定を受けた。太平洋戦争における空襲により多くの建造物が焼失するも、代表的な近世城郭として昭和27年(1952)には特別史跡指定を受けている。昭和34年(1959)には天守を再建し、平成30年6月には本丸御殿復元完成公開を迎えるなど、整備を進めているところであるが、特別史跡名古屋城跡を後世へ確実に継承するとともに一層の魅力の向上を図るため、今後も保存・活用を適切かつ確実に進めていく必要がある。

そこで、特別史跡名古屋城跡の本質的価値と構成要素を整理し明示するとともに、史跡を良好な状態で維持し後世に確実に継承するための「保存」、史跡の価値を正確に伝え魅力の向上を図る「活用」、保存または活用を目的とした「整備」、それらを推進するための「運営・体制」の観点から現状と課題を整理し、それぞれの今後の方針を示すことを目的として平成30年5月に策定している。

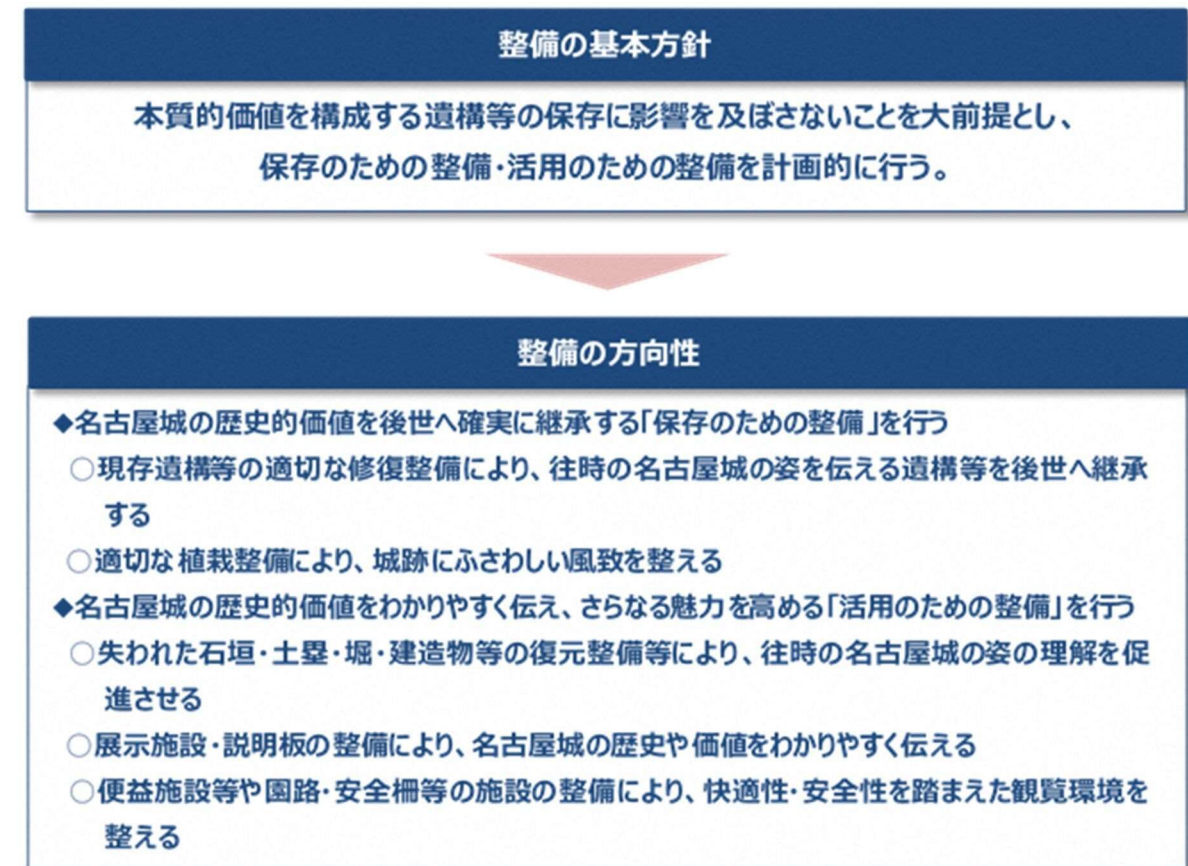


『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』P2より

【計画の位置づけ】



【整備の方向性】



『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』P200より

1-2. 全体の整備の考え方

特別史跡名古屋城跡全体として整備の考え方を以下に示す

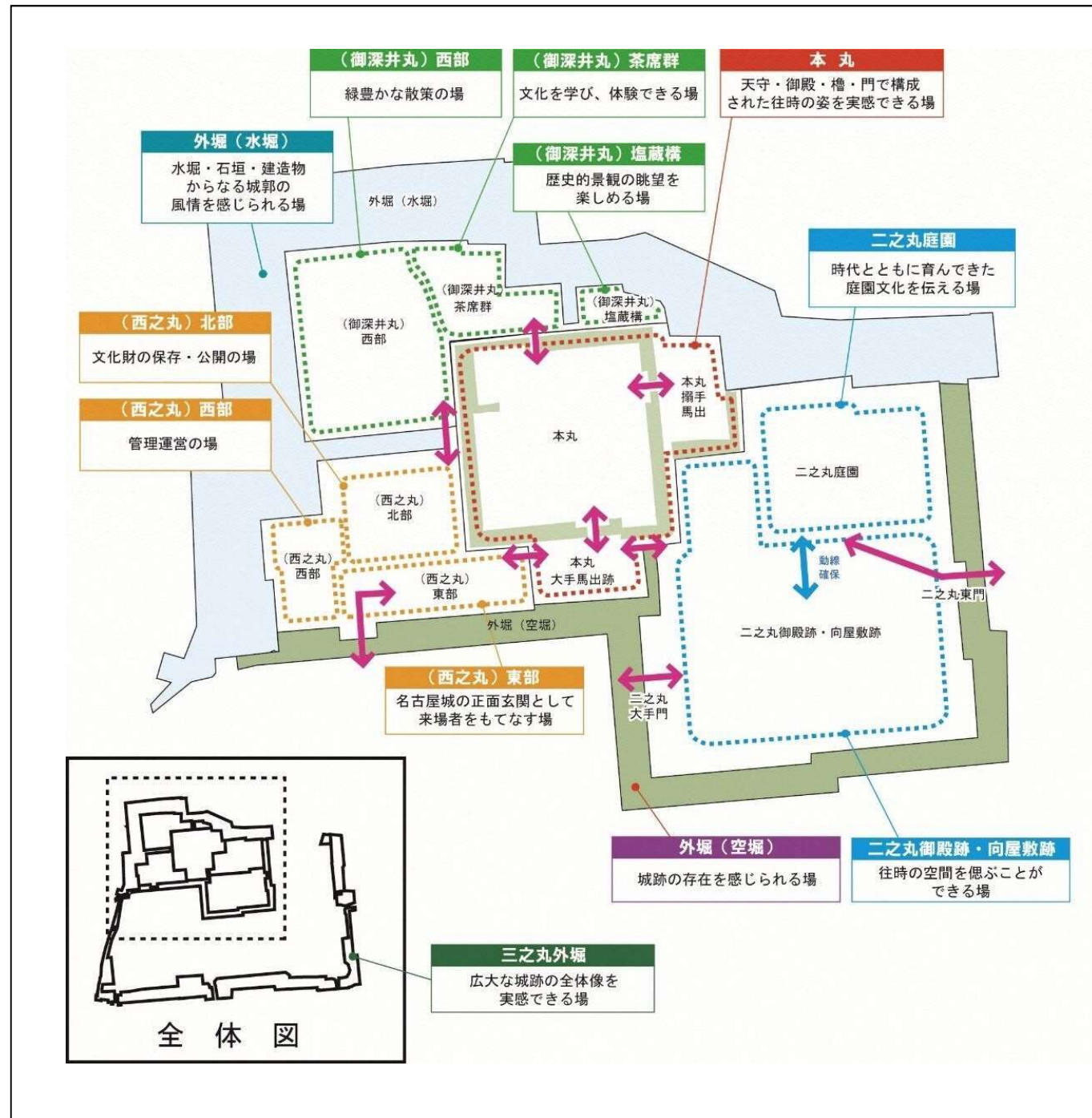


図1-1-1 各地区の整備の考え方

整備事業計画内容一覧

地区	保存のための整備	活用のための整備
本丸	本丸搦手馬出周辺石垣の修復整備（整備中）	本丸御殿の復元整備完了
	東南隅櫓の修復整備	天守閣の整備
	西南隅櫓の計画的な維持修繕	東北隅櫓の復元整備
	本丸表二之門の修復整備	本丸表一之門、本丸東一之門・二之門の復元整備
	原位置の旧二之丸東二之門（本丸東二之門跡）の計画的な維持修繕	本丸多聞櫓の復元整備等
		本丸大手馬出の復元整備等
二之丸	二之丸庭園の保存整備（整備中）	南蛮練塀（柵の改修、解説表示の充実）
	南蛮練塀の修復整備	余芳の復原整備
	二之丸大手二之門の計画的な維持修繕等	埋門の復元整備等
		二之丸御殿・向屋敷の復元整備等
		二之丸大手一之門・二之丸東一之門復元整備等、旧二之丸東二之門の当初位置への移設整備等
		二之丸の櫓の復元整備等
		愛知県体育館の移転後の二之丸地区整備
西之丸	名古屋城のカヤの保護育成	総合案内所・無料休憩所の利便性の向上
		管理施設のあり方の検討
		展示収蔵施設の整備（外構の一部を整備中）
御深井丸	西北隅櫓の修復整備	本丸御殿木材加工場・原寸場跡地等の整備
	乃木倉庫の修復整備	茶席・茶庭の修復整備
		資材置場の移設等
		天守閣や水堀への視点場の整備
外堀（空堀）		石垣・堀への見通し確保
外堀（水堀）	水質・生態系の保全	石垣・堀への視点場の整備
		天守閣等への視点場の整備
三之丸（外堀）		三之丸外堀各所説明板設置
		各門跡説明板設置
石垣・土塁・堀	石垣・土塁・堀の修復整備	石垣・土塁・堀の復元整備

『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』P202 より

1-3. 二之丸庭園整備の考え方

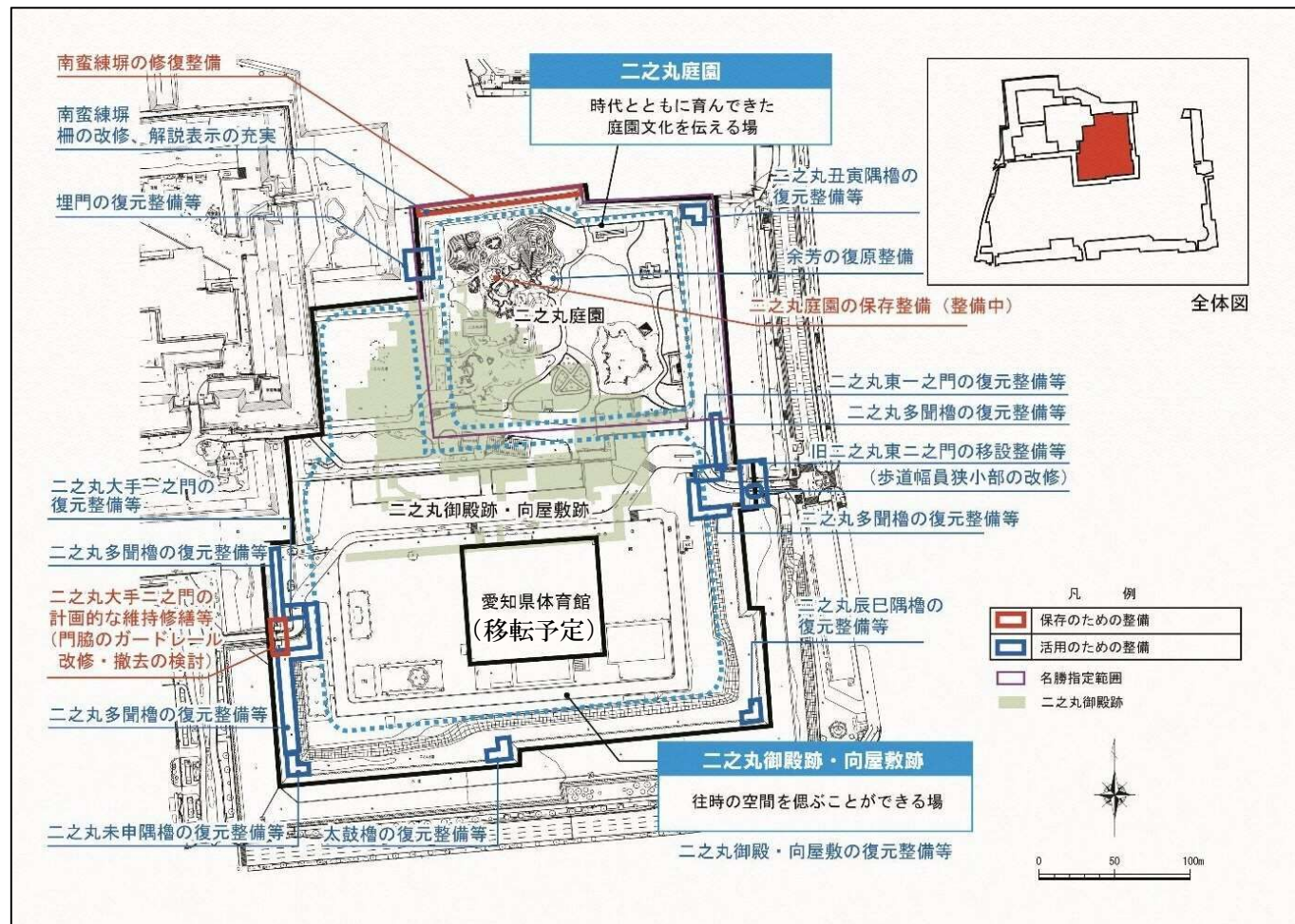


図 1-1-2 二之丸の整備

『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』P215 より

【二之丸庭園】

二之丸庭園の保存整備を中心とし、時代とともに育んできた庭園文化を伝える場とする。

(1) 保存のための整備

○二之丸庭園の保存整備（整備中）

- ・二之丸庭園は変化に富む地形の中に豪壮かつ細やかな意匠の施された回遊式庭園であり、江戸期と明治期の庭園が一体的な調和を成す名勝庭園である。
- ・『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成 25 年（2013））』に基づき、庭園全体の保存整備を進める。

(2) 活用のための整備

○余芳の復原整備

- ・余芳は二之丸庭園北御庭園池の東に面して建築された御茶屋であり、明治期に民間に売り払われ城外に移築された後、昭和 48 年（1973）名古屋市の指定文化財となっている。その後、名古屋市に寄贈され、現在はその解体部材を城内に保管している。
- ・解体部材が現存しており、発掘調査により余芳の南側の造作物と想定される遺構も確認できているため、史実に忠実な復原整備ができる可能性が高いことから、発掘調査や史資料調査等を行い、二之丸庭園保存整備の中で復原整備を検討する。
- ・復原整備にあたっては遺構の保存を前提とする。

『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』P216 より

2. これまでの取り組み

平成22年度に特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会庭園部会を設置し、保存管理・修復整備方針の具体的な検討を開始した。平成25年3月策定の「名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画」に基づき、絵図類を始めとした史資料にかかる調査を進めてきた。その調査の中で、特に「御城御庭絵図」と「尾二ノ丸御庭之図」は、園路や石組、樹木等が細かく描きこまれており、その精緻さは突出していることが明らかとなった。また、これらの史資料によって近世の二之丸庭園の変遷を詳細に追うことができ、庭園を保存修復・整備していくうえにおいても学術上の価値が非常に高いと言える。

平成25年度から実施されている二之丸庭園の発掘調査では、権現山に建てられた建物跡や鳥居礎石、園路飛石、築山の園路、「多春園」・「山下御席」・「余芳」といった御茶屋跡、御文庫基礎、園路の延段、池に架かる橋の橋台、庭園を区切る塀の礎石などが確認されている。

平成25年度から文化庁の国庫補助金により、権現山、栄螺山、北園池等の修復整備を継続して行っている。

民間所有となっていた余芳について平成23年2月に所有者から寄附を受け、平成22年度に解体保存工事を行い、平成23年6月に調査報告書としてとりまとめた。その後、平成26年度より余芳移築再建に向けた検討に着手し、史資料調査、部材痕跡調査、意匠分析等を進めてきた。

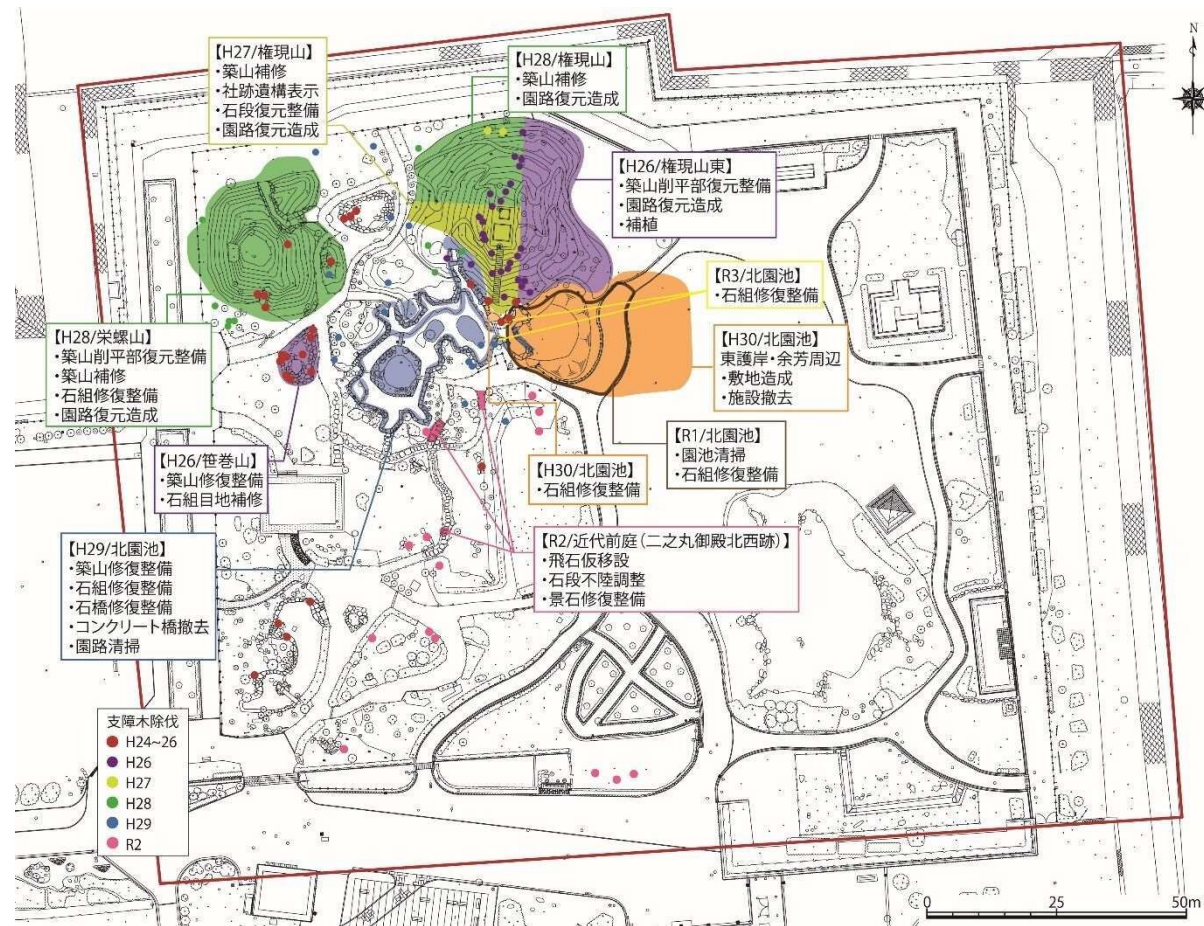


図1-2-1 整備工事実施位置図

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』P44より

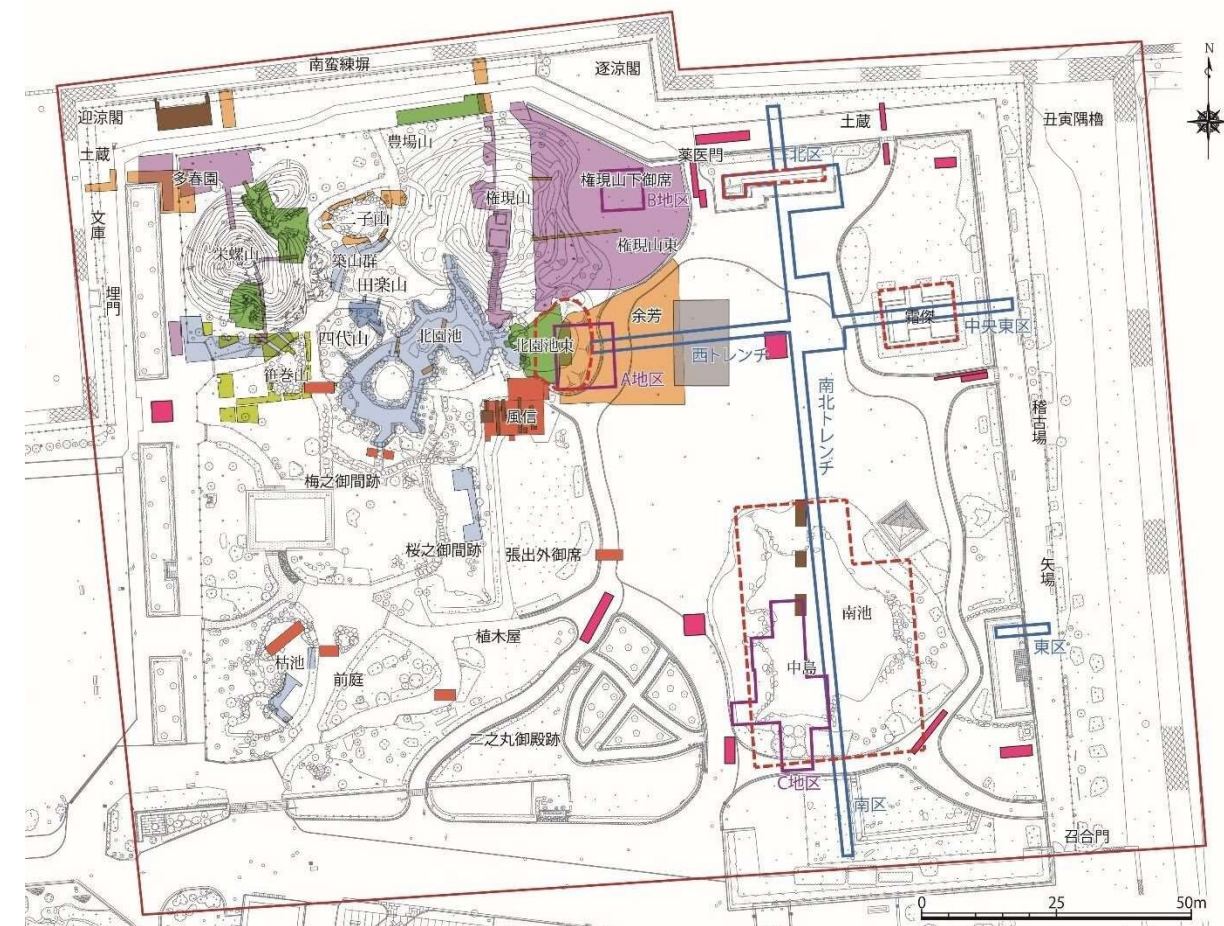


図1-2-2 発掘調査実施位置図

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』P29より

3. 名勝名古屋城二之丸庭園整備事業

3-1. 二之丸庭園の整備

基本理念

尾張の庭園文化を象徴する二之丸庭園を現代に再生し、継承していく

- 藩主居館に築かれた大規模な回遊式庭園を近世の姿を基本として修復と復元により再生する
- 近世から近代の歴史的経緯が刻まれた風致景観として一体的に整備する
- 日本を代表する歴史的庭園のひとつとして、尾張で育まれた庭園文化を実感できる活用を展開する

現存する数少ない城郭庭園である二之丸庭園は、藩主が日常を過ごす生活の場であり城の中心として機能した二之丸に造営された庭園である。その後の歴史的経緯も含め、尾張の庭園文化を象徴するものであり、整備にあたっては、比較的良好に残された文化・文政期の大名庭園と明治期に将校集会所前庭として築庭された庭園の継承が前提となる。

整備の基本は、このような経緯等を考慮しつつ、近世の絵図類、文献、古写真等の史料、さらに発掘調査の成果を修復・復元整備に反映して大規模な回遊式庭園を現代に再現することである。また、活用にあたっては、庭園文化を広く喧伝し、将来にわたって文化資産として継承することである。それにより、尾張徳川家の藩主居館で展開された豊かな庭園文化や優れた造園技術を伝え、明治期に加えられた価値とともに一体的な保存活用を図っていく。

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』P70 より

基本方針

● 現存する庭園の修復整備

北御庭及び近代前庭（二之丸御殿北西跡）を中心とした現存する庭園を修復整備し、遺構の保存と空間性の回復を図る。修復整備に際しては、江戸期の作庭内容のみならず、明治期以降の造園内容にも十分配慮して行うものとする。

● 地下遺構の保存と庭園の復元整備

二之丸庭園の地下に遺存する江戸期～明治期の庭園や二之丸御殿等の遺構について、遺存状態とその内容を発掘調査によって確認のうえ保存を図り、潜在化している庭園空間を地上に復元整備する。オリジナル部材が遺されている余芳及び風信は原位置に移築再建し、周辺の庭園空間を復元整備する。

● 近世から近代の歴史的経緯を踏まえた庭園の再生

二之丸庭園は近世の大名庭園を基礎とするが、近代の仕事は将校集会所の前庭のみならず北御庭の園路や北園池等近世に造営された範囲にも加えられている。それらの歴史的経緯を尊重しながら全体として一つの風致景観となるよう、現代に生きている回遊式庭園として再生する。

● 庭園文化を体験し、感じられる活用の展開

尾張の庭園文化を体験し、理解を深められるような公開活用施設の整備を行う。余芳及び風信は、移築再建後の活用を検討し、史料から往時の利用方法をうかがえる植木屋及び霜傑周辺も積極的に活用する。また、公開活用においてはバリアフリーについても配慮する。

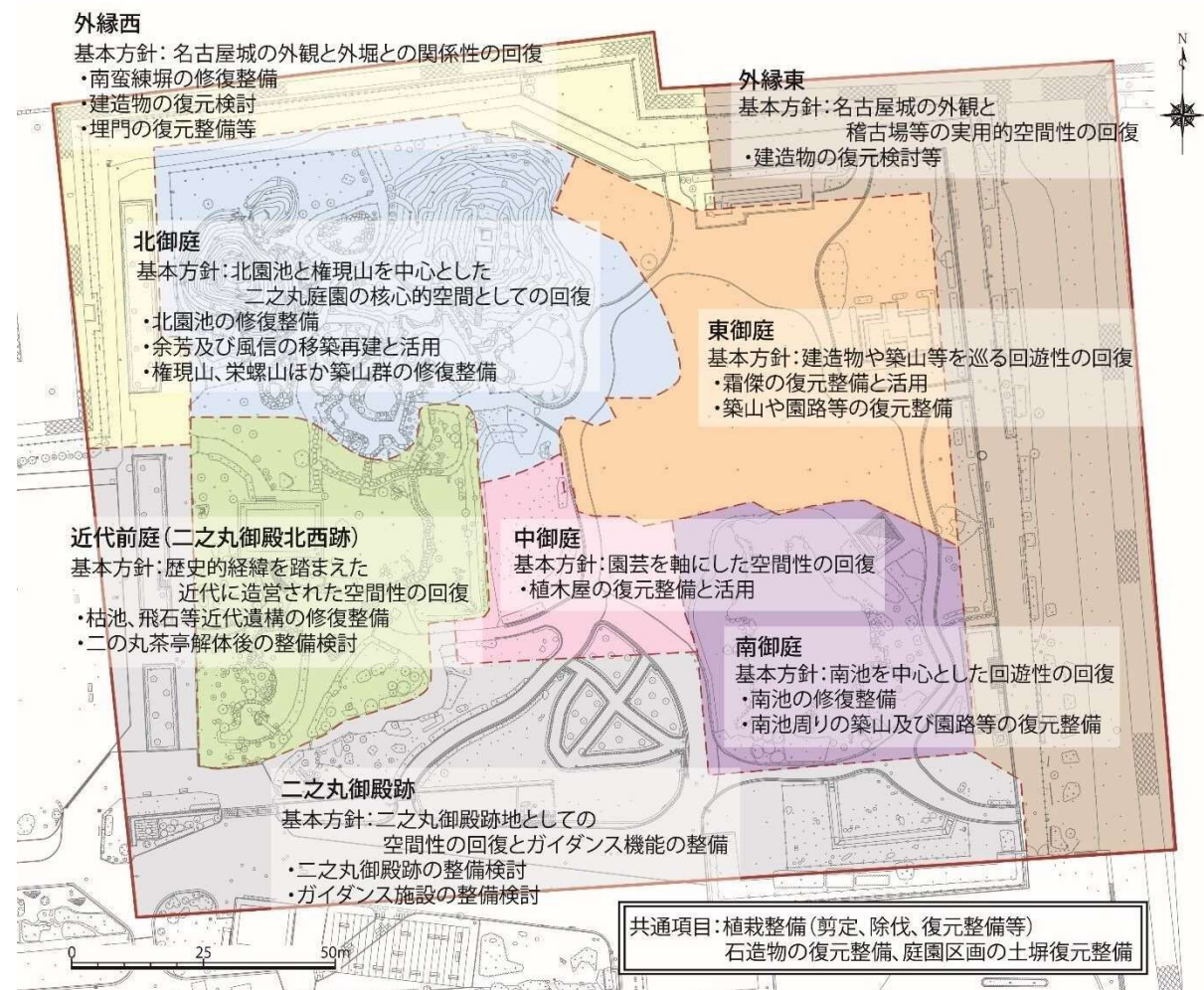
『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』P70 より

3-2. 地割区分別基本方針

北御庭及び近代前庭（二之丸御殿北西跡）は、現存する遺構を修復することを基本とし、北御庭については北園池東側や多春園等の価値が潜在している範囲の復元整備を行う。その他の区域については、全域において文政期を指標として二之丸庭園を整備する方針である。

庭園の現状及び基本方針を踏まえ、各地割区分の基本方針の概略は下記の通りである。

二之丸庭園の8つの地割区分のうち、「余芳」の移築再建は、北御庭の整備区分に含まれており、権現山と北園池を中心とした二之丸庭園の魅力がより一層高められると考えられる。



名勝指定範囲 地割区分

図 1-3-1 地割区分別基本方針と主要整備項目

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』P71 より

北御庭の基本方針

基本方針：北園池と権現山を中心とした二之丸庭園の核心的空間としての回復

近世の造営当初から積み重ねられた意匠性や空間性が保存されている二之丸庭園の核心部であり、平成 25 年度から継続して整備事業を進めている。「御城御庭絵図」に描かれた空間性を回復することを基本とし、今後も現存範囲の修復整備を進めるとともに、潜在化している庭園空間の復元整備を実施する。また、「余芳」及び「風信」の移築再建と周辺の復元整備を進める。

北御庭は範囲が広く特性の異なる空間が存在するため、北園池、余芳周辺、風信周辺、多春園周辺、権現山、栄螺山、笹巻山、築山群に分類して特徴と整備方針がまとめられている。

余芳周辺の整備方針

北園池の東岸に位置する余芳を中心として造営された庭園の範囲である。余芳の北から東にかけては築山に景石を配し、南には縁を設けて立ち手水が置かれている。西側は北園池に面しており、汀に寄りつけるように飛石が打たれ、園池を景色として取り込むとともに、空間としても関係の深い造りとなっている。近代の陸軍兵舎建設によって攪乱を受けている。

復元整備の対象範囲であり、余芳を移築再建して周辺の露地庭と北園池に繋がる護岸部分を整備する。余芳は茅葺き屋根で外観としても庭園の景色となることから、添景のひとつとして捉えるとともに、余芳からの北園池や権現山に向けた眺望、園池との関係を考慮した動線を回復する。

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』P72 より

3-3. 復元対象の歴史的建造物

二之丸庭園には、近世及び近代ともに指標年代に建てられた建造物は遺されていない。ただし、余芳及び風信については、明治の民間への売却後に名古屋市内で保存されてきたことから、二之丸庭園への移築再建を行う方針とする。その他の建造物については、検出遺構、絵図や図面、古写真等の復元根拠が揃う対象は確認されていない。しかしながら、二之丸庭園さらには名古屋城跡の本質的価値を後世に伝えるうえで建造物の復元には意義があることから、将来的な復元を目指して史料調査及び発掘調査を進めるものとする。また、根拠が揃わない場合にも、歴史的価値の理解において特に復元が望まれる建造物については、復元的整備を行うか否かの検討を行っていく。

【建造物の整備方針】

- 現存する余芳及び風信は、移築再建の方針とする。
- 霜傑及び植木屋は、活用拠点とするため床高のある遺構表示とする。
- 価値の理解と活用の推進において特に有効と判断される建造物は、復元的整備を検討する。
- 前項以外で復元根拠の整わない建造物は、原則として遺構の平面表示とする。
- 名古屋城跡の外観に関わる石垣上の建造物は、将来的な復元を目指して調査を進める。

①移築再建

- ・余芳は調査検証の結果に基づき、発掘調査成果から割り出した位置に移築再建を進める。
- ・風信については、民間所有で現存しているため、将来的な移築再建に向けた準備を進める。

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』P96 より



移築再建はオリジナル部材が遺されている余芳及び風信が対象となる。

【凡例】

- 移築再建
- 遺構表示(床高想定)
- 遺構表示(平面表示)
- 将来的に復元検討
- 二之丸御殿跡想定位置(参考)
- 名勝指定範囲

図1-3-2 建造物整備方針計画図

※二之丸茶亭の取扱いは耐用年限後に発掘調査のうえ検討

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』P120 より

3-4. 余芳の移築再建について

【名古屋城二之丸建造物の貴重な現存遺構】

名古屋城二之丸庭園は元和3年(1617)の二之丸御殿の造営とともに作庭され、10代藩主斉朝によって文化年間(1804~1818)から文政年間(1818~1830)にかけて大幅な改修が加えられたと考えられている。

しかし、二之丸庭園は幕末という大きな転換点を迎え、明治3年(1870)に御殿の取り払いが決定すると、北庭園の一部を残してその姿を失うことになった。明治6年(1873)以降は、陸軍省歩兵第六連隊の駐屯などに際して兵舎が建設されるのに伴って、庭園内の往時の建物群も撤去されることになった。そうした状況の中、奇跡的に二之丸庭園の二つの御茶屋が民間に売却され、増改築が加えられて現存するに至った。

現存する「余芳」は、保存状態もよく当初材も比較的多く残存し、当時の城郭庭園の点景としての御茶屋(数寄屋建築)の趣向や建築技術を知ることができる貴重な遺構である。

【城郭庭園の御茶屋の在り方を示す建築意匠】

昭和28年に北園の一部と近代前庭が名勝に指定された。平成25年から実施された発掘調査によって得られた成果は、文政期の庭園の姿を詳細に示していると考えられる『御城御庭絵図』(文政年間、名古屋市蓬左文庫蔵)などによく照合することが窺がわれ、平成30年に二之丸庭園全域に名勝の指定範囲を広げて整備することになった。

現在名古屋市では『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画』に基づき、庭園の修復整備を進めている。失われた建物群は、その遺構を平面表示という形でその存在を明確にする方針としている。

「余芳」と「風信」については、当初の建築部材が残ることから、それを用いて元の位置に移築再建することとしている。「余芳」については、発掘調査によって、兵舎建設から奇跡的に免れて残った手水の跡が発見され、元の位置を特定できる点も文化的価値が高い。

文献の検証により、「霜傑」や「多春園」、「逐涼閣」などのある程度の広さを持つ建物は饗応に利用されていることが分かるが、「余芳」や「風信」は御茶屋としての利用は記録として確認されていない。しかしながら御庭拝見の際には、「風信」から北園池の朝鮮橋を渡って「余芳」を見学している記録があり、「余芳」と「風信」は北園地を望む重要な位置に存在し、御殿から庭園を望む点景としての役割を果たしていたと想像される。回遊式庭園内の点景として重要であるとともに、変化にとんだ北園池の景観をゆっくり楽しむのに適した休憩所であったと考えられる。

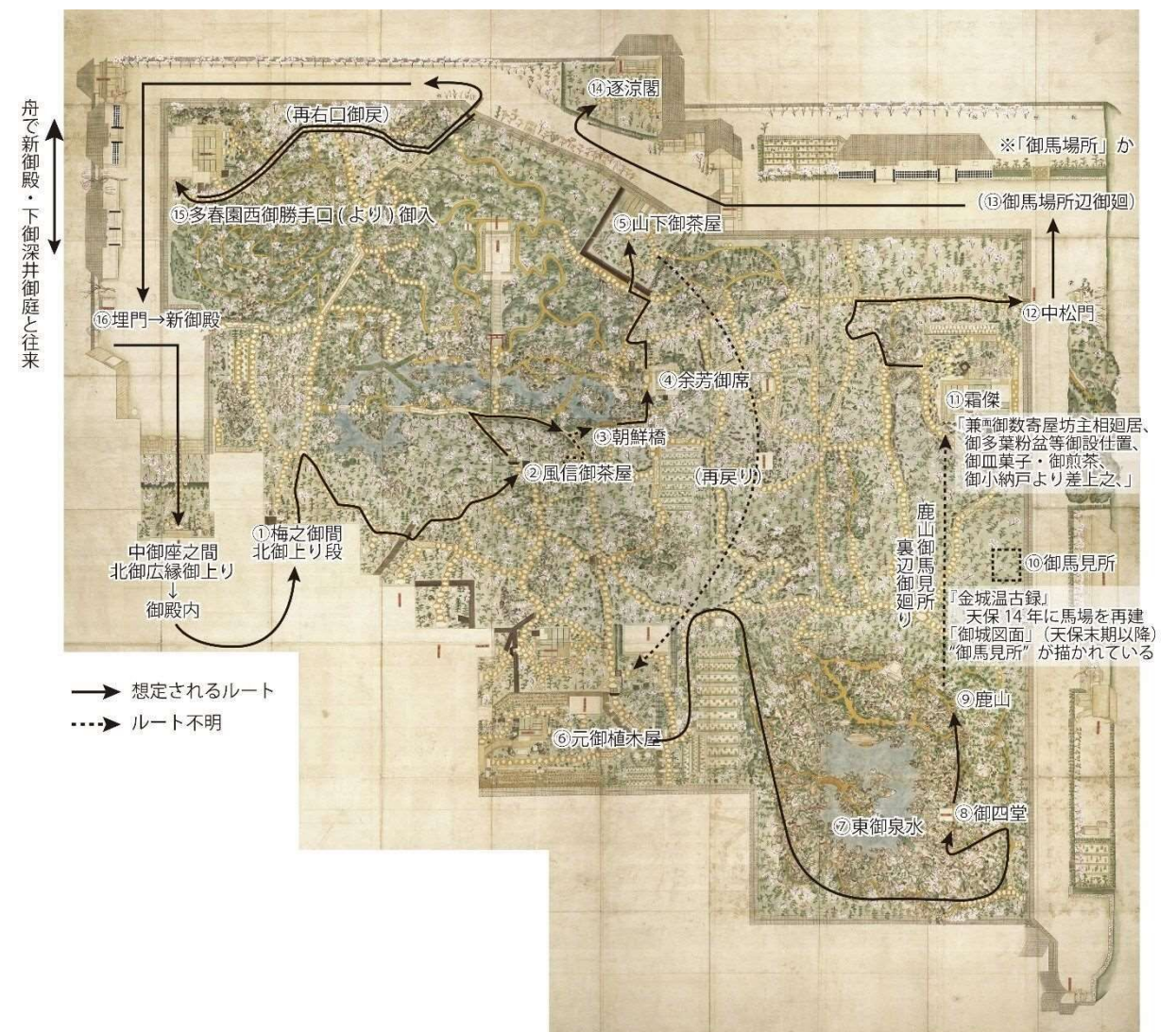
当時の遺構である文化財的な価値を有する「余芳」や「風信」が、庭園内の当時の位置に存在することで、近世尾張地域における大名庭園文化を体感することができる。

※昭和28年の名勝指定説明の抜粋

・・・(前略)・・・現在の庭園には、大形の庭石青石等を多く用いた石組が保存されて、その豪宕多彩な感触はよく当代の作庭精神を現わしている。城郭庭園であって現存するものは甚だ少なく、本庭園の如きは比較的良好に保存され、貴重な資料を提供するものというべきである。

※御庭拝見の動線

「尾州御留守日記」に記された嘉永元年(1848)4月の美濃高須松平家当主・義建が辿った御庭拝見の動線は、新御殿で斉朝に拝謁したうえで下御深井御庭を拝見し、舟で堀を渡って埋門から二之丸に入っている。二之丸では、中御座の間広縁から御殿に上がり、御控所で休息の後、御殿の中を巡っている。庭園へは梅之御間の北側からおり、風信から「朝鮮橋」を渡って余芳、権現山下御席を見学し、「元植木屋」から「東御泉水」を廻り、御四堂から「鹿山御馬見所」の裏辺を渡って向かった霜傑で煎茶と菓子によるもてなしを受けている。その後、中松門から外縁へと出て、「御馬場所」辺りを廻って逐涼閣や多春園に立ち寄り、最後は埋門から新御殿へと戻っている。



下図：『御城御庭絵図』(名古屋市蓬左文庫所蔵)

図1-3-3 「嘉永元年四月一九日 美濃高須松平十代当主 義建 御庭拝見」の動線

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』P21より

4. 整備計画と事業スケジュール

現在の保存整備事業では、整備工事の施工前年までに工事対象範囲で発掘調査を実施し、調査成果を踏まえた工法検討等が設計内容に反映されるように計画している。

今後、東御庭や中御庭の復元整備は大規模な地形造成から開始するため、安全確保また施工効率を鑑み、調査と施工、さらには公開範囲を計画的に設定していくことが必要になる。したがって、以下の方針により、施工年次の範囲区分と順序を設定する。

- 復元整備の年次別施工範囲は、工事効率及び完成後の公開範囲を鑑み、北園池周辺→土塀の内側北から南→土塀の外側北西から南東の順に、空間的まとまりをもって設定する。
- 地形造成に伴い、切土による残土が発生する見込みであることから、工事車両は公開に影響が少ない外縁を経由し、召合門を搬入出口として利用する。
- 第2次工事～第4次工事における残土や資機材の搬入路及び保管場所が必要となることから、外縁をバックヤードとして利用する。ただし、長期間にわたるため、休工期間は解放する等、工夫しながら有効活用できるように検討する。
- 庭園を区画する土塀は、年次対象範囲ごとに復元整備し、空間のまとまりとしての仕上がりを目指すとともに、次年度以降の工事において外縁を通行する工事車両等の目隠しとする。

【第1次工事】（平成25年度に開始した保存整備事業からの継続）

余芳の移築再建及び周辺整備と、北園池の護岸及び池底等を修復整備する。

【第2次工事】

第1次工事の余芳周辺整備との連続性を鑑み、また、公開活用への影響を最小限に抑えるため、庭園北東部の東御庭から造成のうえ復元整備を進める。北御庭の風信周辺についても空間的まとまりをもって同時に修復整備を進める。

【第3次工事】

南池の修復整備及び周辺地形の復元整備等を実施し、南御庭全体を整備する。また、西側に隣接する中御庭についても一体的に造成のうえ復元整備する。

【第4次工事】

北御庭の中で復元整備の対象となる多春園地区を中心に、連続した空間となる築山群周辺の地形造成を行い、権現山及び栄螺山の仕上げ工事と、土塀を挟んで繋がる外縁西を一体的に整備する。

【第5次工事】

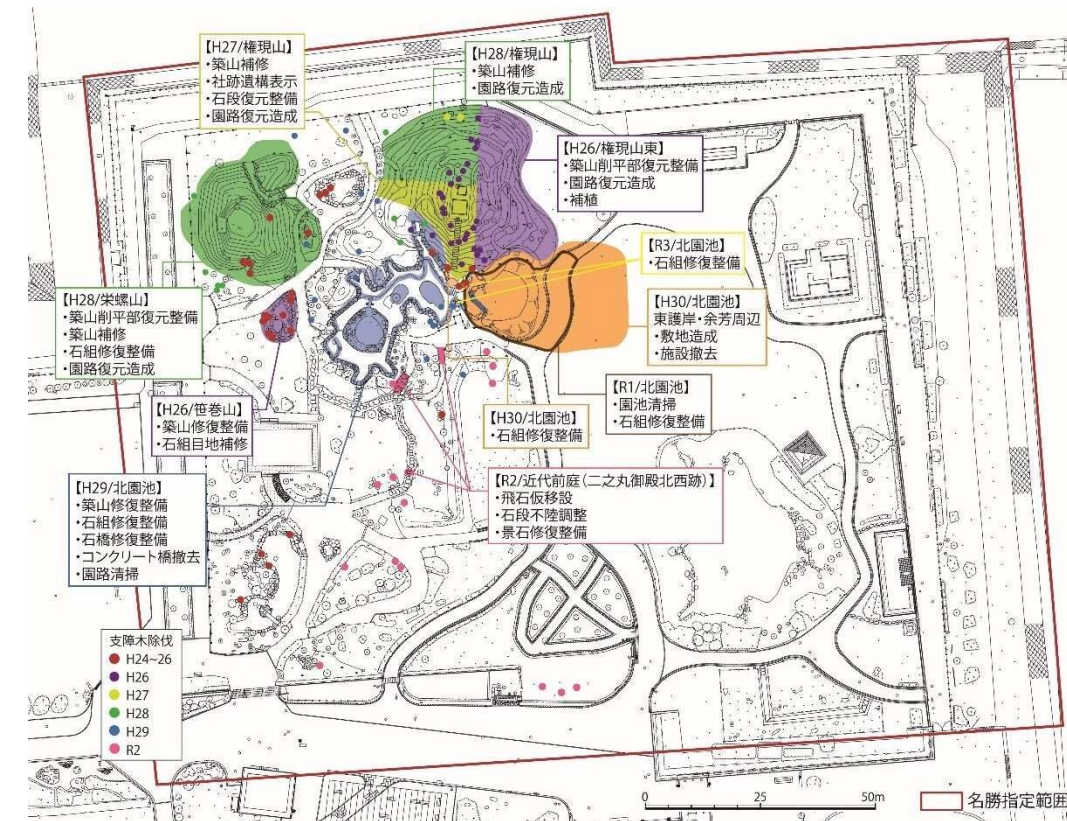
第4次工事までバックヤードとして利用していた外縁を公開できる状態に整備する。また、近代前庭（二之丸御殿北西跡）の修復整備を行い、二之丸茶亭の移設もしくは撤去更新等を含め、活用施設の整備に着手する。

【第6次工事】

二之丸御殿跡の整備を行うが、二之丸南部の整備方針を踏まえるとともに、庭園への動線を確保するため、区域を分割して仮設動線を設定しながら実施する。

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』P173より

【第1次工事-1】北御庭（整備完了） 平成25年度～令和3年度



【第1次工事-2】北御庭・近代前庭（修復工事、余芳移築再建工事）

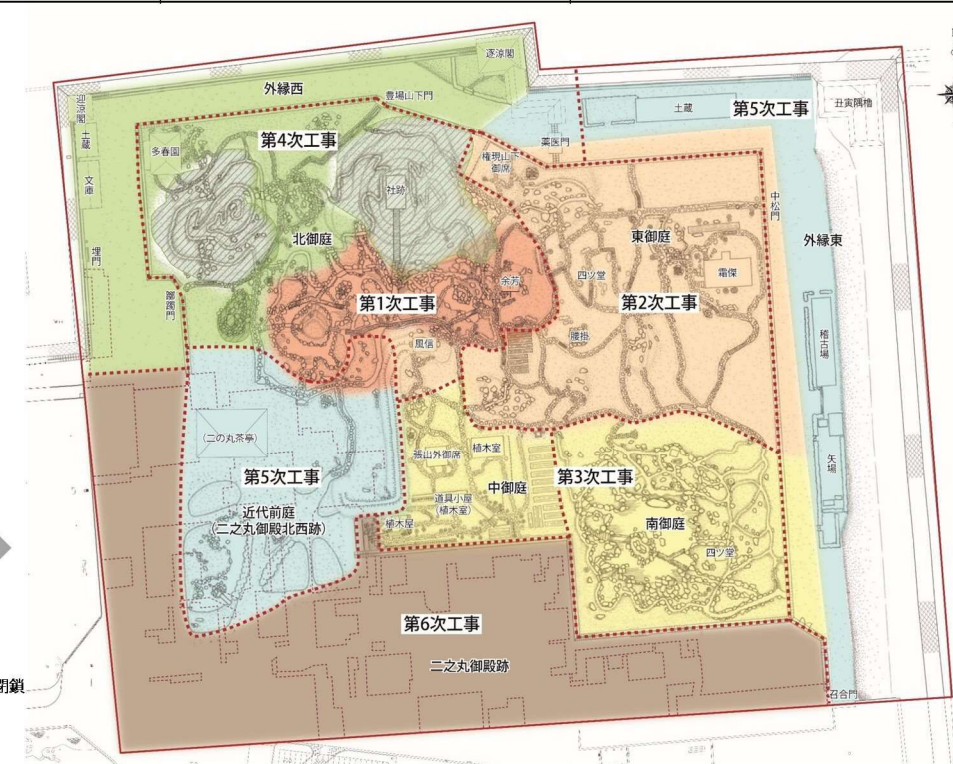


『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』P174より

【事業スケジュール】

『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』（平成30年5月）に示した事業期間

第1次工事 (H25～)		第2次工事		第3次工事		第4次工事		第5次工事		第6次工事	
R4	R5	R6	R7	R8～						～R30	
修復整備*											
南蛮練堀											
中間報告書作成											
北御庭	北園池護岸・池底・築山・水系等 余芳移築再建 余芳周辺整備			余芳公開・北園池整備完了							
近代前庭	飛石・築山修復整備			第2次工事範囲閉鎖		東御庭公開					
第2次工事範囲発掘調査				北御庭 風信 東御庭 地形造成・園路基盤・配管 石組 植栽 建造物 土崩 設備 説明板		公開拠点：霜俣				※外縁東はバックヤードとして閉鎖	
第3次工事範囲発掘調査				南御庭 地形造成・園路基盤 石組 水系 植栽 土崩 中御庭 地形造成・園路基盤・配管 石組 植栽 建造物 共通 設備 説明板 外縁東 地形造成		公開拠点：楠木屋				※外縁東はバックヤードとして閉鎖	
第4次工事範囲発掘調査				北御庭 築山群/地形造成・園路基盤 /石組 笹巻山 多春園/地形造成・園路基盤・配管 /石組 /植栽 /建造物 外縁西 地形造成・配管 逐涼閣/庭園復元整備 埋門修復整備等 遺構表示 設備 共通 土崩 説明板		公開拠点：笹巻山南				※外縁西～東はバックヤードとして閉鎖	
第5次工事範囲発掘調査				外縁東 地形造成・配管 植栽 遺構表示 近代前庭 修復整備 施設整備（一の丸茶亭移設もしくは撤去）		公開拠点：外縁西・外縁東					
第6次工事範囲発掘調査				庭園入口確保のため範囲を分割して造成 二之丸御殿跡 地形造成・配管 遺構表示 ガイダンス施設・設備							



庭園全域公開

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』P186より

5. 検討体制

名古屋市は、有識者会議として全体整備検討委員会を設置し、その中に「庭園部会」「建造物部会」等の各専門部会があり、整備及び運営に関する専門的かつ具体的な検討を行っている。全体整備検討会議には、各部会の部会長が出席し、部会における協議内容等を報告のうえ、名古屋城全体として、一体的な整備及び運営を進められるよう、調整を行っている。(平成27年度から全体整備検討会議へ変更)

●特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会〈平成18～24年9月30日〉

委員長：飯田 喜四郎 名古屋大学名誉教授
副委員長：内藤 昌 愛知産業大学名誉教授
委員：林 董一 愛知学院大学名誉教授
瀬口 哲夫 名古屋市立大学教授
高瀬 要一 和歌山県立紀伊風土記の丘館長
麓 和善 名古屋工業大学教授
丸山 宏 名城大学教授

●特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会〈平成24年10月1日～〉(H27年度より検討会議)

委員長：瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授 (H27年度より座長)
副委員長：丸山 宏 名城大学教授 (H27年度より副座長)
委員：赤羽 一郎 愛知淑徳大学非常勤講師
小濱 芳朗 名古屋市立大学名誉教授
高瀬 要一 公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事
三浦 正幸 広島大学大学院 教授 (H30年度より名誉教授)
麓 和善 名古屋工業大学大学院 教授 (H28年度より)

●特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議〈令和2年度～〉

座長：瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授
副座長：丸山 宏 名城大学教授
委員：赤羽 一郎 前名古屋市文化財調査委員会委員長・元愛知淑徳大学非常勤講師
小濱 芳朗 名古屋市立大学名誉教授
高瀬 要一 公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事
麓 和善 名古屋工業大学名誉教授
三浦 正幸 広島大学名誉教授
藤井 譲治 京都大学名誉教授 (第33回より)

●名古屋城二之丸庭園に関する検討会〈平成21年度〉

委員：仲 隆裕 京都造形芸術大学 教授
野村 勘治 有限会社野村庭園研究所 所長
平澤 毅 奈良文化財研究所 文化遺産部遺跡整備研究室長
丸山 宏 名城大学 教授

●名古屋市文化財調査委員会建造物部・街並み部会 (オブザーバー)

部会長：瀬口 哲夫 (名古屋市立大学名誉教授)
委員：河田 克博 (名古屋工業大学大学院教授)
：岡本 真理 (東海学院大学教授)

●特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会 庭園部会〈平成22～24年度〉

部会長：丸山 宏 名城大学 教授
副部会長：仲 隆裕 京都造形芸術大学 教授
委員：栗野 隆 東京農業大学 助教
平澤 毅 奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室長 (～平成24年11月)
〃 景観研究室長 (平成24年12月～)

●特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会 庭園部会〈平成25～26年度〉

部会長：丸山 宏 名城大学 教授
副部会長：仲 隆裕 京都造形芸術大学 教授
委員：栗野 隆 東京農業大学 助教
平澤 毅 奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室長

●特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 庭園部会〈平成27年度～〉

座長：丸山 宏 名城大学 教授
副座長：仲 隆裕 京都造形芸術大学 教授
構成員：栗野 隆 東京農業大学 助教
高橋 知奈津 奈良文化財研究所

●特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会 建造物部会〈平成21年度～24年9月30日〉

部会長：麓 和善 名古屋工業大学教授
副部会長：小濱 芳朗 名古屋市立大学教授
委員：水谷 章夫 名古屋工業大学教授
溝口 正人 名古屋市立大学教授

●特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会 建造物部会〈平成24年10月1日～27〉(H27年度より検討会議)

委員長：小濱 芳朗 名古屋市立大学名誉教授 (H27年度より座長)
副委員長：溝口 正人 名古屋市立大学教授 (H27年度より副座長)
委員：小松 義典 名古屋工業大学准教授
西澤 泰彦 名古屋大学准教授 (H26.4～教授)

●特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会 建造物部会〈平成24年10月1日～27年度〉(27年度より検討会議)

委員長：小濱 芳朗 名古屋市立大学名誉教授 (H27年度より座長)
副委員長：溝口 正人 名古屋市立大学教授 (H27年度より副座長)
委員：小松 義典 名古屋工業大学准教授
西澤 泰彦 名古屋大学准教授 (H26.4～教授)

●特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 建造物部会〈平成28～年度〉

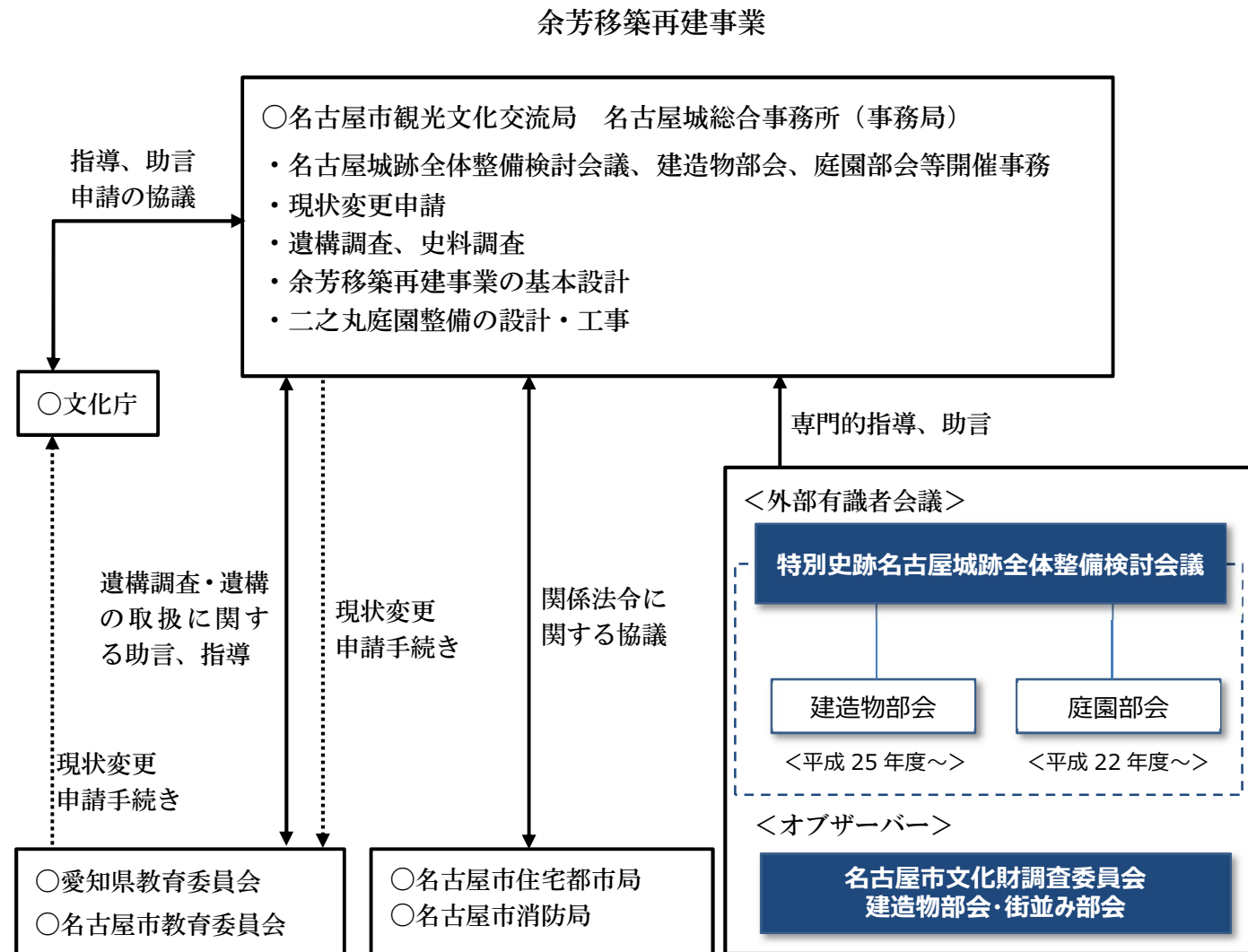
座長：小濱 芳朗 名古屋市立大学名誉教授
副座長：溝口 正人 名古屋市立大学教授
構成員：小松 義典 名古屋工業大学准教授
野々垣 篤 愛知工業大学准教授
麓 和善 名古屋工業大学大学院教授

【庭園部会及び建造物部会における協議経過】

年度	検討会名	開催日時	検討内容	出席者名
平成23年度	第4回庭園部会	平成23年7月15日	余芳調査報告について	委員/丸山宏、仲隆裕、平澤毅、栗野隆 オブザーバー/洲崎和宏、野村勘治 事務局
	第10回全体整備検討委員会	平成23年7月25日	名古屋市指定文化財 余芳亭 調査報告書の概要	委員/飯田喜四郎、内藤昌、林董一、瀬口哲夫、高瀬要一、麓和善、丸山宏 オブザーバー/梅本博志 事務局
平成25年度	第17回建造物部会	平成26年2月24日	茶室「余芳」の復元について	委員/小濱芳朗、溝口正人 オブザーバー/牧謙治、野口哲也 事務局
平成26年度	第19回建造物部会	平成27年3月19日	余芳の復元について ⇒昭和期増築の水屋と縁側を無くし江戸期の姿での復原案を提示	委員/小濱芳朗、溝口正人、小松義典、西澤泰彦 オブザーバー/大島敦臣、河田克博、岡本真理子 事務局
	第12回庭園部会	平成27年3月27日	余芳の復元について	委員/丸山宏、仲隆裕、栗野隆 オブザーバー/野村勘治、鈴木孝文 事務局
平成27年度	第19回全体整備検討会議	平成27年4月30日	余芳の復元について（建造物部会第19回の報告） ⇒昭和期増築の水屋と縁側を無くし江戸期の姿での復原案を確定	構成員/瀬口哲夫、丸山宏、赤羽一郎、小濱芳朗、高瀬要一、三浦正幸 オブザーバー/小川芳範、神谷浩 事務局
	第20回全体整備検討会議	平成27年10月30日	平成27年度二之丸庭園発掘調査成果	構成員/瀬口哲夫、丸山宏、赤羽一郎、小濱芳朗、三浦正幸 オブザーバー/野口哲也、神谷浩 事務局
	第14回庭園部会	平成28年2月29日	名勝名古屋城二之丸庭園の発掘調査について	構成員/丸山宏、高橋知奈津 オブザーバー/鈴木孝文、野村勘治 事務局
平成28年度	第15回庭園部会	平成29年1月7日	名勝名古屋城二之丸庭園の発掘調査について	構成員/丸山宏、仲隆裕、栗野隆 オブザーバー/野口哲也、野村勘治 事務局
	第16回庭園部会（現場視察）	平成29年2月19日	名古屋城二之丸庭園の保存整備地盤高計画案について	構成員/丸山宏、仲隆裕、栗野隆 オブザーバー/野口哲也、野村勘治 事務局
平成29年度	第17回庭園部会	平成30年3月2日	余芳周辺の修復について	構成員/丸山宏、仲隆裕、栗野隆、高橋知奈津 オブザーバー/平澤毅、野口哲也、野村勘治 事務局
	第26回全体整備検討会議	平成30年3月30日	庭園部会の検討状況について	構成員/瀬口哲夫、丸山宏、赤羽一郎、小濱芳朗、高瀬要一、麓和善、三浦正幸 オブザーバー/洲崎和宏、神谷浩 事務局
平成30年度	第18回庭園部会	平成30年11月30日	名勝名古屋城二之丸庭園修復整備計画（仮称）の策定について	構成員/丸山宏、仲隆裕 オブザーバー/野口哲也 事務局
	第24回建造物部会（現場視察）	平成31年2月21日	「余芳」の移築再建について	構成員/小濱芳朗、溝口正人、小松義典、野々垣篤、麓和善（2月14日） 事務局
	第19回庭園部会	平成31年2月23日	「余芳」の移築再建について、平成30年度修復整備工事について	構成員/丸山宏、仲隆裕、高橋知奈津 オブザーバー/平澤毅、野口哲也、野村勘治
	第28回全体整備検討会議	平成31年3月29日	庭園部会の検討状況について ⇒水屋部分を除く部材調査（仮組調査共）の結果を報告	構成員/瀬口哲夫、丸山宏、小濱芳朗、高瀬要一、麓和善、三浦正幸 オブザーバー/平澤毅、山下信一郎 事務局
	名古屋市文化財調査委員視察	平成31年2月5日	余芳の仮組状況について	名古屋市文化財調査委員会建造物部会・街並み部会長/河田克博、委員/岡本真理
令和元年度	第20回庭園部会	令和元年10月17日	「余芳」の移築再建について 名勝名古屋城二之丸庭園整備計画について	構成員/丸山宏、高橋知奈津 オブザーバー/山内良祐、野村勘治 事務局
	建造物部会（現場視察）	令和元年11月13日	余芳について状況報告	構成員/小濱芳朗、溝口正人、小松義典、野々垣篤、麓和善 事務局
	第21回庭園部会	令和元年12月20日	名勝名古屋城二之丸庭園整備計画について 余芳について状況報告	構成員/丸山宏、仲隆裕、栗野隆、高橋知奈津 オブザーバー/白根孝胤、山内良祐、野村勘治 事務局
	第22回庭園部会	令和2年2月10日	名勝名古屋城二之丸庭園整備計画について	構成員/丸山宏、仲隆裕、高橋知奈津 オブザーバー/白根孝胤、山内良祐、野村勘治 事務局
令和2年度	第32回全体整備検討会議	令和2年8月3日	余芳の仮設作業小屋と今後の進め方について	構成員/瀬口哲夫、丸山宏、赤羽一郎、小濱芳朗、高瀬要一 オブザーバー/洲崎和宏 事務局
令和3年度	建造物及び庭園部会合同WG	令和3年6月5日	余芳の部材調査結果及び仮組状況について	構成員/小濱芳朗、溝口正人、麓和善、丸山宏 オブザーバー/平澤毅 事務局
	名古屋市文化財調査委員視察	令和3年6月9日	余芳の部材調査結果及び仮組状況について	名古屋市文化財調査委員会建造物部会・街並み部会長/河田克博
	第26回庭園部会	令和3年7月17日	余芳の移築再建について	構成員/丸山宏、仲隆裕、栗野隆、高橋知奈津 オブザーバー/野村勘治、平澤毅、山内良祐 事務局
	第26回建造物部会及びWG	令和3年7月19日	余芳の移築再建について	構成員/小濱芳朗、溝口正人、麓和善、小松義典 オブザーバー/浅岡宏司 事務局

6. 事業運営組織

二之丸庭園余芳の移築再建に向けた事業運営組織の関係図を下記に記す。



庭園部会は、平成 21 年度の「名古屋城二之丸庭園に関する検討会」（以下、検討会とする）を経て、平成 22 年度に設置され、主に二之丸庭園の保存管理について検討してきた。建造物部会では、平成 25 年度から主に余芳の建物部分についてご意見を頂き進めてきた。併せて余芳は、名古屋市指定文化財であることから、名古屋市文化財調査委員会の委員にもご意見を頂き進めてきた。

第2章 名古屋城二之丸庭園の概要

1. 文化財指定と本質的価値

1-1. 名古屋城の文化財指定

名古屋城では、昭和5年（1930）に国宝保存法に基づき天守を含め24棟の建造物が国宝指定を受けた。しかしながら、昭和20年（1945）5月の空襲により、表二之門及び隅櫓3棟を除く20棟が焼失した。現在は、戦災を逃れた4棟と昭和50年（1975）に指定を受けた「名古屋城旧二之丸東二之門」「名古屋城二之丸大手二之門」を合わせ、6棟が重要文化財（建造物）に指定されている。

昭和7年（1932）には、7月にカヤが天然記念物の指定を受け、12月に城域が史跡指定を受けた。史跡については、昭和10年（1935）に追加指定を受けた後、昭和27年（1952）に特別史跡として指定を受けている。

特別史跡指定の翌年にあたる昭和28年（1953）、二之丸庭園は、現存する城郭庭園として貴重であることなどから、明治期の将校集会所を挟む南北の区域で名勝指定を受けた。そして、平成30年（2018）には、文政期に面積を拡張して造営された庭園全域に二之丸御殿の一部を含む範囲を対象として、名勝の追加指定を受けた。平成9年（1997）には、乃木倉庫が登録有形文化財に登録され、近代遺構では名古屋城で初となる文化財としての保護措置が図られている。

このほか、美術品については、「名古屋城旧本丸御殿障壁画」「名古屋城旧本丸御殿天井板絵」1047面が重要文化財（美術品）指定を受けている。

文化財に指定または登録されている記念物及び建造物の位置を図2-1-1に示す。

文化財指定の経緯

昭和5年(1930)	国宝(建造物)指定:「名古屋城」西南隅櫓、東南隅櫓、西北隅櫓、表二之門
昭和7年(1932)	史跡指定:「名古屋城跡」※二之丸は含まれていない 天然記念物指定:「名古屋城のカヤ」
昭和10年(1935)	史跡追加指定:「名古屋城跡」※一筆追加
昭和17年(1942)	国宝(美術品)指定:「名古屋城 旧本丸御殿障壁画」
昭和20年(1945)	重要文化財(建造物)指定:(法改正により国宝から重要文化財に名称変更)
昭和26年(1951)	重要文化財(美術品)指定:(法改正により国宝から重要文化財に名称変更)
昭和27年(1952)	特別史跡指定:「名古屋城跡」指定
昭和28年(1953)	名勝指定:「名古屋城二之丸庭園」
昭和31年(1956)	重要文化財(美術品)指定:「名古屋城旧本丸御殿天井板絵」
昭和50年(1975)	重要文化財(建造物)指定:「名古屋城旧二之丸東二之門」 「名古屋城二之丸大手二之門」
昭和52年(1977)	特別史跡追加指定(答申):「名古屋城跡」二之丸庭園が含まれる(未告示)
平成9年(1997)	登録有形文化財登録:「乃木倉庫」
平成30年(2018)	名勝追加指定:「名古屋城二之丸庭園」

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』P10より

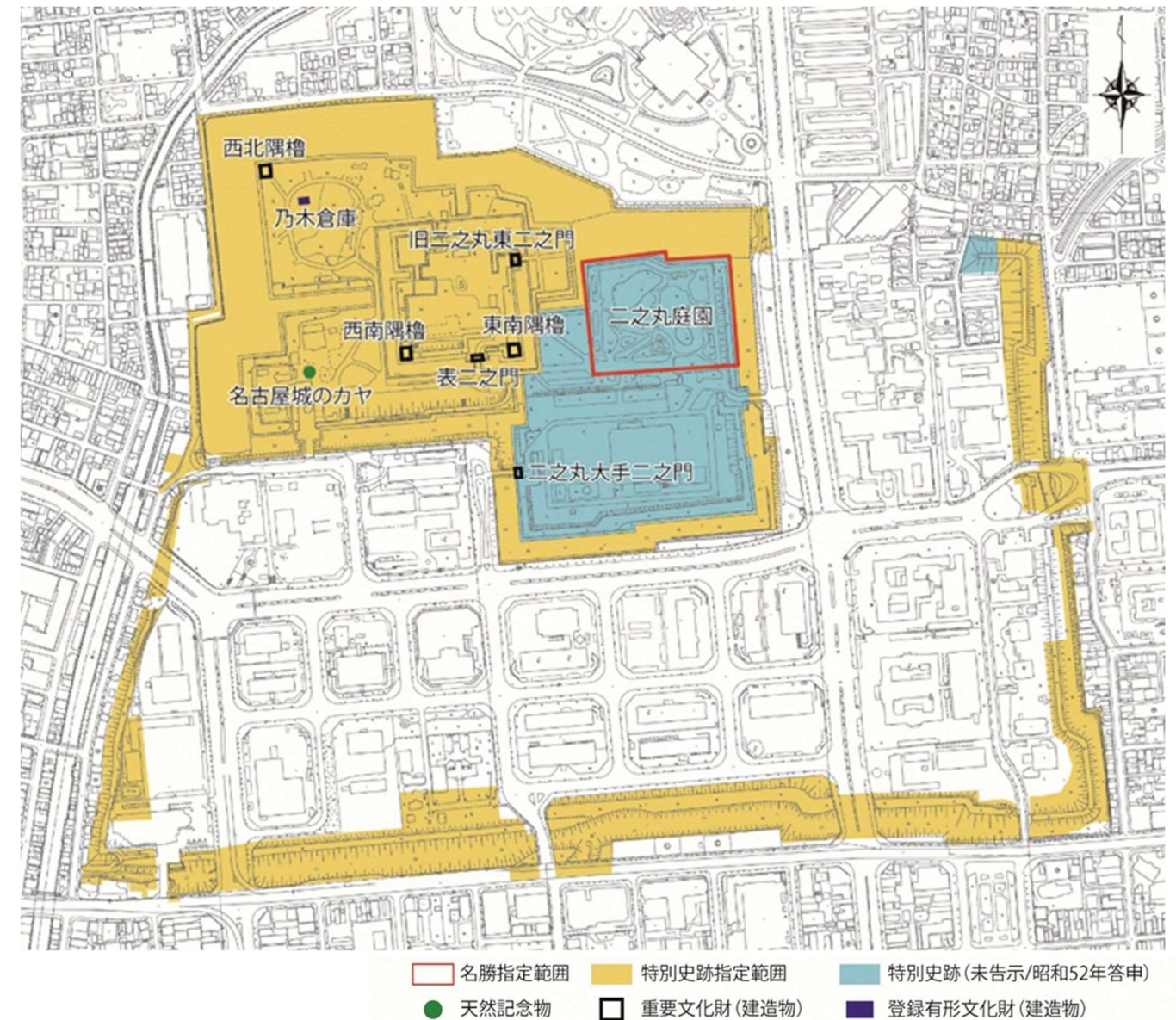


図2-1-1 指定及び登録文化財位置図

1-2. 二之丸庭園の名勝指定

二之丸庭園は、昭和28年3月31日に文化財保護法に基づき名勝に指定された。指定範囲は、陸軍省所管時代の将校集会所を南北に挟む区域で、北側に残る江戸期の庭園と明治期に作庭された南側の庭園であった。ただし、名勝指定時には、南側の作庭時期については明らかにされていなかった。保存管理計画において、絵図等史料の検証や発掘調査の成果に基づき、当時の指定範囲だけではなく、文政期に隆盛を誇った庭園の範囲を対象として価値が明確にされ、南庭は明治期の庭園として改めて価値づけられた。その後も二之丸庭園では整備や発掘調査を積み重ねてきた。こうした近年の取組による成果とその継続が評価を受け、名勝庭園としての保護に万全を期し、適切な保存整備事業を促進していくため、平成30年2月13日に庭園全域と二之丸御殿の一部等を対象として、名勝の追加指定を受けた(図2-1-2)。

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』P11より

種 別 : 名勝

名 称 : 名古屋城二之丸庭園

指定年月日 : 昭和28年(1953)3月31日

追加指定年月日 : 平成30年(2018)2月13日

所 在 地 : 愛知県名古屋市中区二の丸1番2号、2番

指 定 面 積 : 30,463.35㎡(昭和28年指定面積:5,137.18㎡)

管 理 者 : 名古屋市(昭和40年10月28日付 文化財保護委員会告示第63号)

説 明 文 :

【昭和28年指定説明】

元和元年二之丸御殿の経営にともなって作庭されたものと考えられる。もと同御殿北側に一区域を劃して設けられていたが、当時の建築物はすべて失われ、庭園もかなりの変遷を見ている。しかし現在の庭園には大形の庭石青石等を多く用いた石組が保存されて、その豪宕多彩な感触はよく当代の作庭精神を現わしている。城郭庭園であって現存するものは甚だ少く、本庭園の如きは比較的好く保存され、貴重な一資料を提供するものというべきである。

【平成30年追加指定説明】

名古屋城二之丸庭園は、慶長15年(1610)に徳川家康によって築城が始められた名古屋城において、尾張初代藩主義利(後に義直に改名)により元和3年(1617)に完成した二之丸御殿の造営とともに作庭され、10代藩主斉朝による文化年間(1804~1818)から文政年間(1818~1830)にかけての大幅な改修を経て隆盛したものと考えられ、往時は同御殿の北側に広大な一區画を成していた。

しかし、明治6年(1873)以降、陸軍省歩兵第六連隊の駐屯などに際して兵舎が建築されるのに伴って往時の建造物群は撤去され、庭園も地上にその一部の造作を伝えるのみとなった。一方、大きな青石などを多く用いた石組に窺われる豪宕多彩な景趣は当代の作庭精神をよく表現し、加えて、城郭庭園の遺存する事例は甚だ少ないことから、日本庭園史上に貴重な一資料を提供するものとして、明確な地割りを伝える一部の範囲が、昭和28年3月31日、文化財保護法により名勝に指定された。

近代の名古屋城跡については、陸軍省所管を経て、明治26年(1893)に本丸と西之丸の一部が宮内省所管の下に名古屋離宮となり、明治42年(1909)に西之丸の残りの部分と御深井丸も宮内省の所管となった。昭和5年には離宮廃止に伴って名古屋市に下賜され、翌6年に名古屋城管理事務所が設置されて一般公開を開始し、さらに、昭和7年には、史蹟名勝天然記念物保存法により、当該範囲が史蹟名古屋城として指定されたが、二之丸については太平洋戦争終結後に大蔵省に移管されるまで、陸軍省所管のままであった。現在の名勝指定範囲は、この陸軍省所管時代に所在した将校集会所を南北に挟む区域で、北側は一部改修されながらも江戸時代の地割りをよく継承し、南側は二之丸御殿跡地の一部に作庭された明治期の地割りであり、江戸時代の二之丸庭園に関連する範囲の一部に過ぎない。二之丸区域は昭和23年から38年にかけて名古屋大学の校舎や学生会館として旧兵舎などが利用されていたが、大学転出後、昭和40年には文化財保護法に基づき名古屋市が名勝の管理団体指定を受けた。昭和48年、49年には、相次いで旧学生会館建物が焼失し、名古屋市は大蔵省から無償貸与を受けて旧二之丸庭園の東半部に当たる範囲を公園区域として整備することとした。これに伴って実施された発掘調査によって江戸時代の庭園遺構が地下に保存されているのが確認され、南池や茶室「霜傑」など一部の遺構の位置・規模などの表示を併せて行い、昭和53年にはほぼ現在の状態に整備された。

一方、特別史跡名古屋城跡については、石垣修復事業や重要文化財建造物の保存修理事業などが継続的に実施されてきたところ、城跡全体の文化財に関する包括的管理体制や二之丸庭園の取扱いに根本的な課題を残していたこ

とから、平成17年度に特別史跡名古屋城跡全体整備計画検討委員会を設置し、翌18年度には特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会に改めて、保存整備事業の継続的な実施体制の構築に努めてきた。平成22年度にはその下に庭園部会を設置して、二之丸庭園の保存管理に関する現状と課題に関して詳細に検討され、名勝既指定地を含む「北御庭」と「前庭」の区域のほか、「東庭園」、「南池」、「二之丸御殿跡(一部)」、「外縁」の区域の保存管理区分を定め、二之丸庭園全域の保存整備を基本方針とする『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画』が平成25年3月に策定された。平成25年度からは、既指定地及びその周辺の発掘調査と保存整備に着手し、平成27年度までの発掘調査報告書が平成29年3月に刊行された。その成果は、文政期の庭園の姿を詳細に示していると考えられる『御城御庭絵図』(文政年間、名古屋市蓬左文庫蔵)などとよく照合することが窺われる。こうした近年の取組の成果とその継続は、これまで十分な保護措置が講じられて来なかった近世尾張地域における日本庭園の代表たる名古屋城二之丸庭園の実像に迫るのみならず、日本における大名庭園文化の保存と継承において極めて重要な意義を有すると言える。

以上のような経過を踏まえつつ、この度は、名古屋城二之丸庭園の全域とこれと一体を成した二之丸御殿跡の一部について追加指定し、名勝庭園としての保護の万全を図るとともに、適切な保存整備事業を促進するものである。

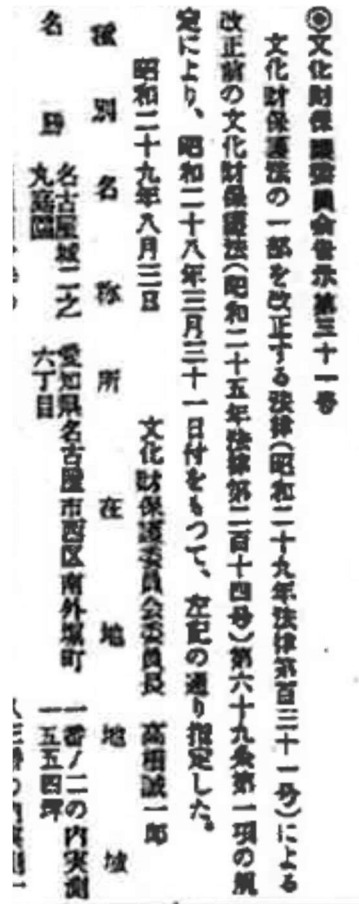
(出典:『月刊文化財 2月号(653号)』平成30年2月1日発行 ※文中の漢数字は算用数字に改めた)



図2-1-2 二之丸庭園名勝指定範囲図

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』P12、P13より

表1-1 文化財保護法による名勝の指定



名古屋城二之丸庭園	昭和二十九年文化財保護委員会告示第三十一号	愛知県名古屋市中区二の丸	一、一番のうち実測二五三二五・七五平方メートル 備考 定するもの土地のうち一部のみを指 える実測図を名古屋市教育局委員に備 え置いて縦覧に供する。
名称	関係告示	所在地	地 域
上	欄	下	欄

○文部科学省告示第十七号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第九十九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝に同表の下欄の地域の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。
平成三十年二月十三日
文部科学大臣 林 芳正

1-3. 二之丸庭園の本質的価値

保存管理計画で明らかにした二之丸庭園の本質的価値は、名古屋城の中心に位置する庭園であったこと、変化に富む地形の中に豪壮かつ細やかな意匠の施された回遊式庭園であったこと、そして、江戸期の庭園と明治期の庭園が一体的な調和を成す庭園であることにまとめている。また、庭園の変遷と往時の姿を理解できる絵図等史料が残ることについても評価しており、これらの史料は保存及び活用、修復整備の指標となっている。

【名古屋城二之丸庭園の本質的価値】

- 尾張藩政の拠点並びに歴代藩主の居館であった二之丸に造営された庭園
初代藩主義直の時代から幕末まで、代々藩主の居館であるとともに、藩庁の中心としての役割を担い、「御城」と呼ばれた二之丸に造営された庭園である。
- 変化に富む地形造成と豪壮な石組を特徴とする庭園
造営当初の意匠を保存していると考えられる北御庭は、立体的な地形造成と大形の青石などの名石を用いた護岸石組が豪壮な雰囲気を作り出している。庭園が最も隆盛した時代には、敷地は東側に広がり、変化に富む地形が生み出す庭景の大きな転換と細やかな意匠が施された広大な回遊式庭園であった。
- 近世の大名庭園と近代の陸軍省による庭園が一体の調和を成す庭園
明治期に作庭された前庭は、徳川時代の北御庭に倣ったものと推察され、青石の巨石を用いた石組を特徴とする。また、その手本となった北御庭は、明治期に将校集会所の庭園として取り込まれており、将校集会所を挟んで位置する2つの庭園は、建物が失われた現在も一体の調和を成している。
- 絵図などの史料が豊富で江戸期の様相に迫ることのできる庭園
造営期の『中御座之間北御庭惣絵』、隆盛期の『御城御庭絵図』など、往時の庭園の姿が仔細に描かれた絵図により、庭園が現在まで残されている範囲とその姿が理解できるとともに、『金城温古録』などの文献史料により、現在は失われた姿を知ることができるなど、史料価値の高さを併せ持つ庭園である。

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』P14より

2. 二之丸庭園の変遷

表 2-3-1 二之丸庭園年表（江戸期）

時代区分	藩主	変遷	出典	
江戸期	初代藩主	11歳 家康による名古屋城築城の開始		
	義利	13歳 名古屋城天守完成 (正月27日 家康二之丸の平岩親吉邸空館に止宿) 本丸御殿建築開始		
		15歳 (10月 大坂冬の陣) 旧南御殿完成 (御宿館の庭か)		
		16歳 本丸御殿完成 (4月10日 家康二之丸御宿館に止宿) (4月12日 義利・春姫婚儀) (5月 大坂夏の陣/ 義利出陣) (8月 家康二之丸御宿館に止宿)		
		17歳 (4月17日 家康逝去) 義利が尾張に正式に入国、駿府城から名古屋城に移居		
		18歳 二之丸御殿完成	『敬公實録』『事蹟録』『金城温古録』	
		21歳 この頃、義利が二之丸御殿に移る (以後、歴代藩主が居住) 「中御座之間北御庭」造営開始か	『敬公實録』『金城温古録』	
		義直改名	27歳	
			29歳 この頃「中御座之間北御庭」完成か	『事蹟録』『二之丸作事この頃すべて終了』 『中御座之間北御庭惣絵』
			51歳 (義直逝去、光友家督相続)	
			27歳 二之丸御殿に御祠堂、庭園に聖堂を建立	『敬公實録』
	二代藩主 光友	39歳 権現山に熊野社と愛宕社を勧請	『金城温古録』『北御庭古図』	
		六代藩主 継友	不明 聖堂を除却し法蔵寺へ下賜	『金城温古録』
	十代藩主 斉朝	8歳 (斉朝家督相続)		
		21~25歳 庭園東側の丑寅御構方向に庭園を拡張し、新御席、風信、玉壺亭、多春園、植木屋を設ける	『尾州御留守日記』『御城二之丸之図』	
		26~28歳 二之丸御殿の長局を移転し、跡地に庭園を拡張。南池（東御泉水）もこの時期に整備されたか。	『尾州御留守日記』	
		28歳 馬場を下御深御庭の「桜花壇之内」に移転	『金城温古録』	
		29歳 10月に霜傑で菊花鑑賞の記録がある。この頃までにひと通りの整備が完了か。	『尾州御留守日記』	
		30歳 旧南御庭除却（能舞台を移設し蔭石の庭に）	『金城温古録』	
		31歳 聖堂除却	『金城温古録』	
~ 余芳を設ける				
35歳 斉朝隠居に伴い下御深井西に新御殿を造営				
11代藩主 斉温		9歳 斉温家督相続		
十二代藩主 斉荘	18~20歳 二之丸御殿改修 (長局を移転)	『金城温古録』		
	25歳 二之丸庭園の外縁東に馬場を再建	『金城温古録』『御城図面』		

※表中の年齢は数え年で表記している。

※表中の年齢は数え年で表記している。

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』P15より

表 2-3-2 二之丸庭園年表（明治期～現代）

時代区分	管理者	変遷	
明治期 現代	陸軍省所管	明治4年 1871 余芳と風信を民間に売却（『御弘物入札綴』）	
	明治6年 1873 (歩兵第六連隊駐屯) 二之丸御殿取り壊し、兵舎を建設		
	明治12、13年頃 1879, 1880頃	吉田昭和の指揮のもと、将校集会所周辺の庭を整備するとともに、池底の修理を行う (『愛知県史跡名勝天然記念物調査報告 第十一』)	
		吉田昭和によって北庭の池底の修理を行い三和土とし、池水をためる (明治12年・『名古屋城調査資料1 史跡名勝二之丸庭園』)	
		池底の三和土は、水を溜めて鯉を飼うために、陸軍が行う (明治13年・同上)	
		※時期は不明だが陸軍省所管時代に、池に鯉を放ったとされる (『歩兵第六連隊歴史』)	
		10月 濃尾地震発生 北園池の池底に亀裂生じたか (『愛知県史跡名勝天然記念物調査報告 第十一』)	
	大蔵省所管	明治24年 1891 3月『愛知県史跡名勝天然記念物調査報告 第九』発行 (南蛮練堀に関する記載)	
	昭和6年 1931 3月『愛知県史跡名勝天然記念物調査報告 第十一』発行 (北園池や植栽に関する記載)		
	昭和8年 1933 重森三玲が二之丸庭園の実測調査を行う (『日本庭園史図鑑 第五巻』)		
	昭和12年 1937 (天守焼失・太平洋戦争終結)		
	昭和20年 1945 二之丸が大蔵省 (現財務省) 所管となる		
	昭和23年 1948 名古屋大学が旧兵舎を学舎として利用		
	昭和24年 1949 11月 旧兵舎を利用して名古屋学生会館が設立される		
	昭和28年 1953 名勝 (国) に指定 (3月31日) 文部省が北御庭園池底を改修 (～昭和30年)		
	昭和34年 1959 (再建天守竣工)		
	昭和38年 1963 東鉄門を本丸へ移築		
	昭和39年 1964 西鉄門の解体 愛知県体育館竣工 名古屋大学が城外に移転		
	名古屋市	昭和40年 1965 管理団体に名古屋市を指名	
	名勝指定範囲	昭和41年 1966 二之丸庭園の整備 (東入口・境界庭園など)	
：文部省所管 平成13年～	昭和42年 1967 名勝名古屋城二之丸庭園一般初公開 二の丸広場の整備		
文部科学省所管	昭和43年 1968 外縁西部の牡丹花壇整備		
名勝指定範囲外	昭和44年 1969 二の丸茶亭竣工		
：大蔵省所管 平成13年～ 財務省所管	昭和48年 1973 名古屋学生会館 (西側棟) 焼失 名古屋学生会館 (東側棟) が焼失し、跡地を二之丸東庭園として整備することを条件に二之丸国有地の無償貸付が決定		
昭和49年 1974 名古屋市土木局緑地部による試掘調査			
昭和50年 1975 旧二之丸東二之門・二之丸大手二之門重要文化財 (建造物) に指定			
昭和51年 1976 名古屋市教育委員会による発掘調査、二之丸東庭園整備開始			
昭和52年 1977 二之丸を特別史跡に追加指定 (答申・未告示)			
昭和54年 1979 二之丸東庭園の開園 (東入口は東門として移設)			
昭和55年 1980 二之丸東庭園に休憩施設・望鏡亭建築			
平成元年 1989 世界デザイン博覧会開催 (二之丸東庭園及び二之丸広場にパビリオンを建設)			
平成21年 2009 『名古屋城二之丸庭園整備基本構想調査報告書』刊行			
平成22年 2010 名古屋城開府400周年 特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会 庭園部会設置			
平成25年 2013 3月『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画』策定 二之丸庭園の保存整備事業に着手			
平成30年 2018 2月13日 名勝追加指定			
令和4年 2022 5月『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』策定 3月『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』策定			

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』P16より

3. 余芳について

3-1. 余芳の位置

下図の『御城御庭絵図』(図2-3-1)は、10代藩主斉朝(なりとも)により改修された二之丸庭園を詳細に描いた絵図で文政6年以降に作成されたと推定されている。(第3章. 4-4 参照)

二之丸庭園内の建造物は、その殆どが破壊されているが、「余芳」と「風信」の御茶屋だけが移築されて現存している。

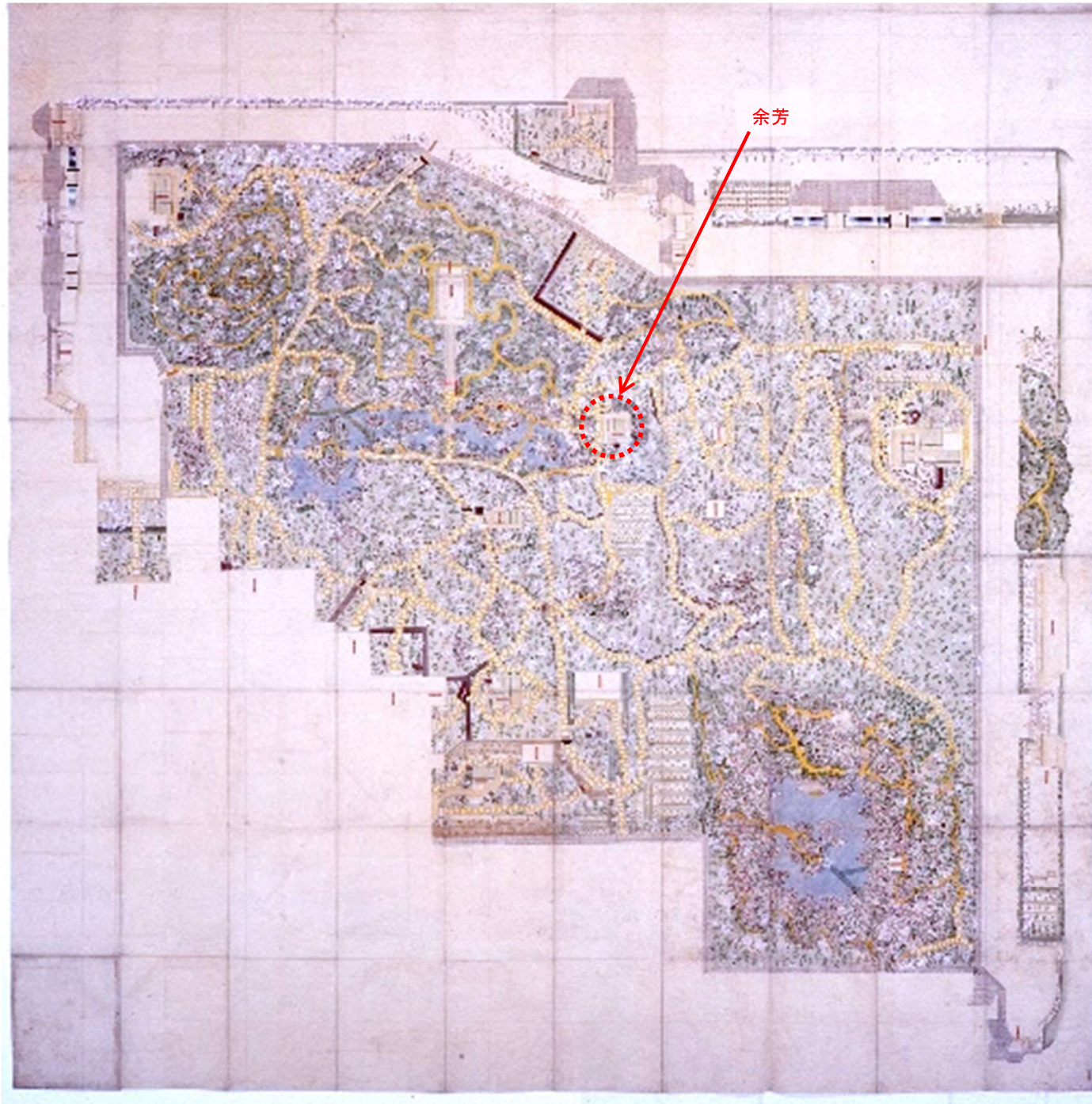


図2-3-1 『御城御庭絵図』(名古屋市蓬左文庫所蔵)

「余芳」部分を見ると、「余芳」の東側に築山を築き、北側には大きな石を立て、西側は起伏移を持たせながら園池護岸へと下る地形となっていることが読み取ることができる。

これまでの取り組みについては、本資料P4で概略は述べたが、その発掘調査により、多春園や御文庫等、陸軍の施設が築かれなかった地区については、『御城御庭絵図』に描かれた飛石や延段、三和土や建物基礎等が確認されており、絵図の精度がある程度立証された。

その発掘調査(第3章. 4-2 参照)によって、「余芳」の手水跡と推定される遺構が発見され、「余芳」の建築位置が判明した。

「余芳」は、四畳半に2畳の上段を設け、南西面に開口部を開けている。上段の北面に床の間、東面に付書院を設けていることから、西側の庭を眺めるように計画されていると考えられる。

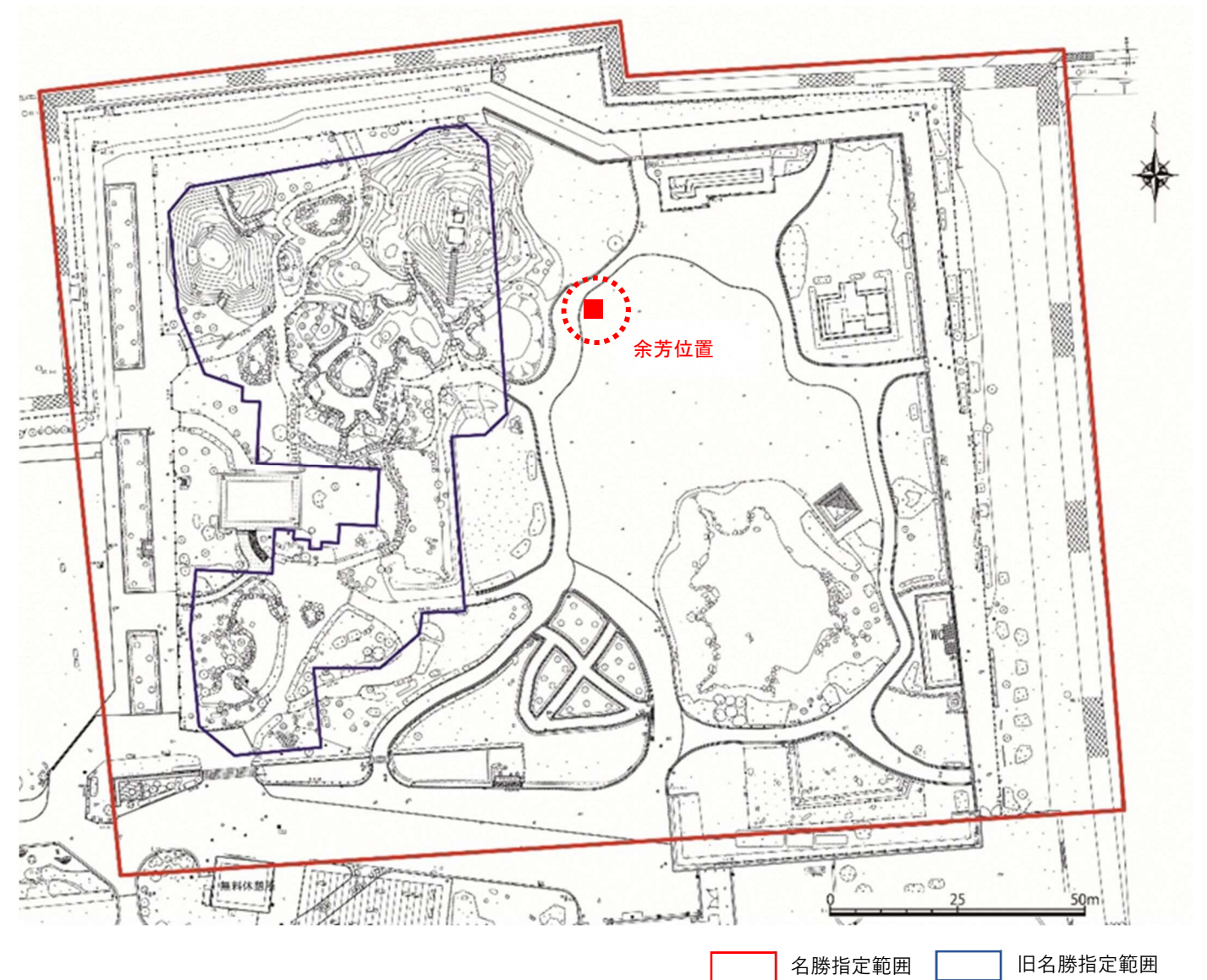


図2-3-2 二之丸庭園 現況図

3-2. 余芳の概要

余芳の概要

二之丸庭園の北池周辺に複数配置された茶亭（御茶屋）の一つ。

「余芳」の建築年代は定かではないが、「御城御庭絵図」の作成年代と推定される文政6年～同10年（1823～27）頃、10代藩主斉朝（なりとも）による二之丸庭園改造時に設置されたと考えられる。

北園池の東側に位置したことが「御城御庭絵図（蓬左文庫所蔵）」「尾二ノ丸御庭之図」（徳川美術館所蔵）の絵図からも確認される。

明治維新後、二之丸庭園内の建物はすべて破壊されており、民間に払い下げられた2棟の茶亭（御茶屋）だけが「余芳亭」「風信亭」として現存する。

（「余芳亭」と「風信亭」のいずれも昭和48年（1973）名古屋市の有形文化財に指定）

文化財指定の状況

名古屋市指定文化財第35号

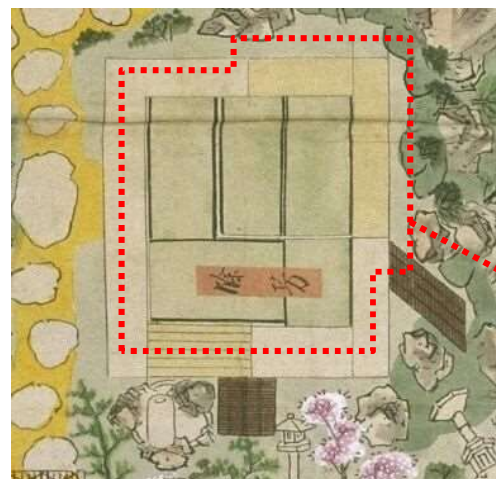
指定年月日：昭和48年（1973）10月15日

時代：江戸時代後期

名称：余芳亭

構造：木造平屋建、屋根葺瓦葺、数寄屋造

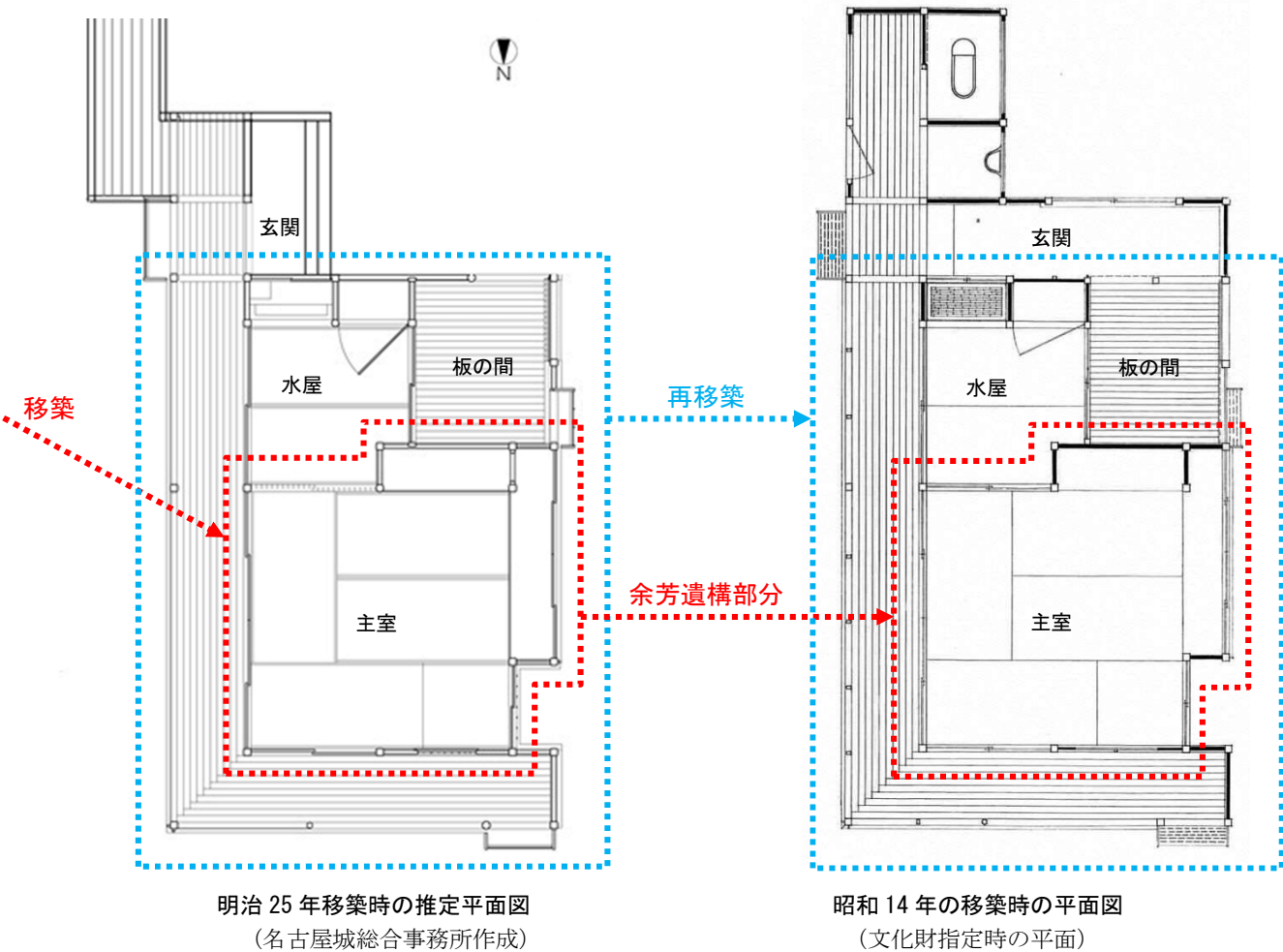
指定理由：蓬左文庫蔵「御城御庭絵図」によると「余芳」と記入のある亭が二之丸権現山の東南に描かれており、四畳半一室と一部に濡縁のある平面である。現状の二畳と板間の水屋、縁側は移築に際して付加したものと認められる。名古屋城二之丸建造物はすべて廃絶している際、わずかに残る庭園内御茶屋の一つであって、多少後世の改変はあるが、貴重な遺構である。



『御城御庭絵図』余芳部分拡大
(名古屋市蓬左文庫所蔵)



余芳亭東側外観（昭和61年撮影）
(名古屋市文化財保護室所蔵)



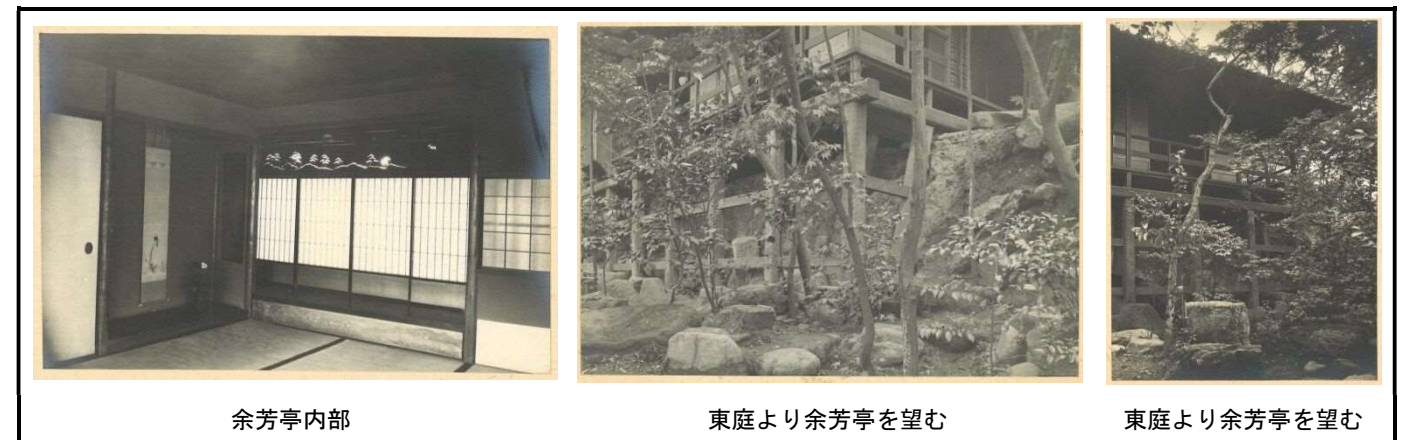
明治25年移築時の推定平面図
(名古屋城総合事務所作成)

昭和14年の移築時の平面図
(文化財指定時の平面)

「余芳」は、明治4年に解体されて民間に売却され、明治25年に増改築を加えて大矢家に移築された。その後、昭和14年に都市計画道路の敷設により同一敷地内で再移築された。

下記の写真は『清水池園林泉帖』に収録されているもので、昭和14年の移築工事前の写真が掲載されており、明治25年の移築時の状態を伝えている。

縁側部分の屋根は瓦葺きとしている。写真からは下屋造りであるかは不明であるが、内部の意匠、縁側の手摺の意匠などから、殆ど改変を加えずに昭和14年に再移築されたと推定される。昭和14年の再移築では、敷地の制約からか懸造りの構成は踏襲されなかった。



余芳亭内部

東庭より余芳亭を望む

東庭より余芳亭を望む

『清水池園林泉帖』（大矢梅太郎編著、昭和15年発行）より転載

余芳の沿革

和暦	西暦	事柄
文政6年～10年	1823～27	10代藩主斉朝（なりとも）が二之丸庭園に建築
明治4年	1871	尾張徳川家が大矢家に売却し、解体部材を格納保管
明治25年	1892	解体部材にて旧東区清水町（現東区白壁）に移築 ※水屋、板の間、玄関、東側に一間程度の建物を増築
昭和14年	1939	都市計画道路の敷設により、敷地内で移築 ※玄関廻りを改修し、便所を増築
昭和48年	1973	名古屋市指定文化財に指定
平成23年2月	2011	所有者から名古屋市が寄附受納
〃 2～3月	〃	建物解体、部材調査と解体材の格納保管を実施。

第3章 余芳再建根拠資料

1. 余芳の変遷

1-1. 移築の履歴

余芳は文政6年～10年(1823～1827)頃に、尾張徳川家10代斉朝がおこなった二之丸庭園の改造にともなって設けられた茶席の一つである。明治維新後、余芳は大矢重治氏が明治6、7年頃に払い下げを受けたと『大矢重治一代記』(昭和48年)に記されているが、尾張徳川家が二之丸内の建物を入札に付した際の記録である「御払物入札綴」(徳川林政史研究所蔵)には明治4年に売却した旨の記録があり、大矢家が余芳を購入したのは明治4年と考えられる。その後、余芳の部材は大矢家に保管されていたが、明治25年に同家の別業に「余芳亭」として移築された。

明治25年に移築された当時の模様は、『清水池園林泉帖』(大矢梅太郎編著、昭和15年発行)に詳しく記されている。別業は、尾張藩の家老竹腰山城守の屋敷跡に営まれた。敷地は一千坪に及ぶ広大なもので、『尾張名所図会』に亀尾清水の名をとどめ、この清水は城下の一名蹟であったという。「余芳亭」は東溪を臨むように懸造りで建てられ、溪の東端には清水の湧き出る古池、北側の崖頭には遠望がきく東屋が建ち、西園は松の緑に楚々とした景色、西北にはまた小さな溪、溪の上はまた林の趣であったという。明治25年の増改築は、明らかに東溪を臨むように計画された平面構成であった。こうした様子も昭和14年の都市計画によって失われることになった。ちょうど林園の中央部を南北に縦断する形で道路が開通したのである。都市計画によって清水は涸れ、林園の面影は殆ど失われたが、「余芳亭」は西庭に移されて現在に残されたのである。

こうした建物移築の履歴は、平成23年の解体時の調査によっても明らかとなった。

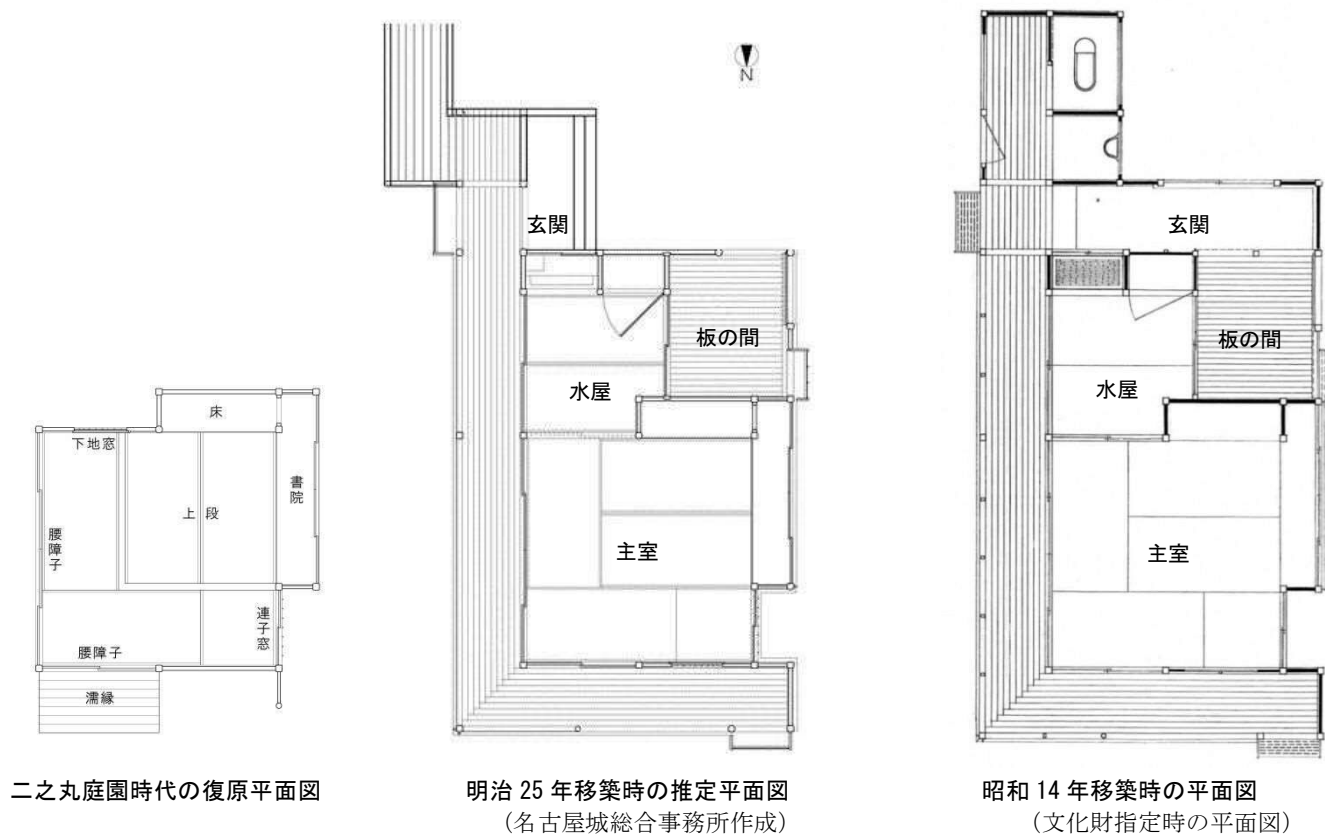


図3-1-1 余芳の変遷図

1-2. 二之丸庭園時代の余芳

二之丸庭園時代の様子が分かる資史料は、「余芳」本体の構成部材の他に、下記の古写真と古絵図がある。

さらに平成27年の発掘調査によって、古絵図にある余芳周辺から手水跡の遺構も発見され、凡そ正確な位置まで特定することが可能となった。

各史資料の詳細な検討は、次項以降に詳述するが、これまでの調査で判明した事柄をもとに、二之丸庭園時代の「余芳」の概要を列記する。

二之丸庭園時代の余芳の概要(詳細はP34、4-4-2参照)

- ・一間半四方の北東隅に二畳の上段を設けて、床と付書院を備えている。
- ・起り付の切妻造の茅葺き屋根の主屋に、四周にこけら葺きの下屋を巡らしている。
- ・切妻の妻面を南面して建ち、西側に四枚引違障子の出入口を設け、床脇の壁面に下地窓を開けている。
- ・南面の西寄りに、引違障子を立て、台目幅の濡れ縁を設けている。
- ・南面の濡れ縁の縁先に手水鉢を据え、手水の南東側に燈籠を設けている。

図3-1-2 余芳古写真：(表題)「二之丸御庭の御茶屋」
(徳川林政史研究所蔵)図3-1-3 『御城御庭絵図』余芳部分拡大
(名古屋市蓬左文庫蔵)図3-1-4 手水組の遺構写真
(名古屋市蓬左文庫蔵)

2. 余芳移築再建の基本方針

2-1. 整備の目的

名古屋城跡は、近世城郭の姿を現代に伝える歴史的文化遺産である。中でも二之丸庭園は、藩主の居館に面して造営された奥向きの文化を今に伝え、近代以降に辿った歴史も積み重ねつつ現代まで継承されて現在に至っている。

二之丸庭園の建造物であった「余芳」と「風信」は、民間に売却され存続し、市の文化財に指定されていたが、平成22年に大矢家から名古屋市に「余芳亭」の寄付の申し出があり、移築再建を前提に譲り受けることになった。

現在策定中の『名古屋城二之丸庭園整備計画』では、二之丸庭園と外縁を含めて、8つの地割区分ごとに整備の基本方針がまとめられた。中でも、「余芳」の移築再建は、文化的価値が高いという観点から昭和28年に名勝に指定された「北御庭」の整備区分に含まれており、二之丸庭園の建築群の歴史的・文化的価値の理解と継承、庭園の魅力を高めるうえで、不可欠な建造物である。

そのため、「北御庭」全体の整備計画の建造物部門として「余芳」の移築再建を進めるとともに、建物の縁先手水、袖垣なども含めて露地庭の整備を進めていくことを目的とする。

2-2. 基本方針

- ① 遺構の保護を最優先にして、部材調査、発掘調査、史資料調査等を踏まえて移築再建を行う。
- ② 復原年代は、建立年代と考えられる文政6年～同10年（1823～1827）とする。平面形式は絵図を参考とするが、原則として古材の当初痕跡を最優先とする。
- ③ 建物外観は、14代藩主慶勝撮影の古写真による。構造については、当初材の痕跡などで再建し、当初材及び痕跡が不明な箇所については、解体時の構造形式を踏襲して整備する。
- ④ 発掘調査の成果位置に、古写真の分析結果、絵図等を参考として建物配置を行う。
- ⑤ 解体部材、発掘調査、古写真、絵図等からも復原できない箇所については、類例を参考にする。
- ⑥ 建物の安全を考慮し、必要に応じて構造補強を行う。
- ⑦ 明治期及び昭和期の移築の際に付加された部材は、文化財としての価値を考慮し保存を図る。

3. 再建根拠資料の取り扱い

再建根拠資料の優先順位

余芳の根拠資料としては、解体部材のほか、古図、古写真、発掘調査結果等がある。今後の設計では、それぞれの資料から得られる情報を整理し、以下の優先順位に基づき、最も適切な条件を検討していく。

優先順位	根拠資料	特徴
①	現存部材	解体部材は建造物の技法、仕様、材種など建築当初の造形原理を把握できるだけでなく、主要寸法を決定する根拠となり、建物の変遷を知る手掛かりとなる
②	発掘調査結果	再建建物の位置の蓋然性を示す重要な資料
③	古写真	2度の移築によって改変された屋根の形状を特定でき、既存建物寸法との比較から、軒の出などの不明な寸法を推定できる
④	古絵図	再建建物のおおよその位置関係、平面形状、建物の位置づけ等を分析できる
⑤	文献	解体部材、古写真でも不明な各部の詳細は、文献などで補足する
⑥	類例建物	庭中の茶屋の類例：等持院清漣亭、修学院離宮窮遠亭、桂離宮賞花亭 その他の類例：仁和寺飛濤亭（四畳半の茶室、茅葺屋根にこけら葺の下屋庇） 茶室の各部の仕様の類例：待庵（国宝）、如庵（国宝）、燕庵（重文）、曼殊院茶室（重文）、當麻寺中之坊茶室（重文）、玄甲舎（玉城町指定）、聚光院樹床席（重文）、西芳寺湘南亭（重文）

4. 再建根拠資料の概要

4-1. 現存部材調査

古材調査で判明した主たる内容（各部の詳細な寸法等は別章で述べる）

- 1) 解体部材に3種類の番付が発見された。
建築当初、最初の移築（明治25年）、2回目の移築（昭和14年）の変遷が判明。（図3-4-1）
- 2) 当初材と明治25年移築以降の部材が判明。
柱は当初材がすべて残存。（図3-4-1）但し、柱脚部はすべて切断及び根継有。柱頭部は当初の仕口残存材有。（P24 図3-4-9）
室内の造作材（敷居・鴨居・落掛・天井板・廻縁・書院地板等）は当初材が残存。
床組の足固め材は当初材が多数残存。一部後補材。（図3-4-3）
主屋の軒桁、妻梁、中梁、小屋梁の当初材が残存。但し、当初の軒桁は別位置に転用。2本の内、1本は両端が切断されている。（図3-4-2）
下屋の軒桁は当初材が「(い)通り」と「(-)通り」の2本残存。（図3-4-2）但し何れも片方が切断されている。（P23 図3-4-6）
小屋束は、当初材の棟束が4本残存している。（図3-4-2）但し上端が切縮められている。
下屋の軒廻り材は、比較的古材が残っているが、当初材かは不明。上屋の軒廻り材は、瓦葺きに改変されているため残存していない。

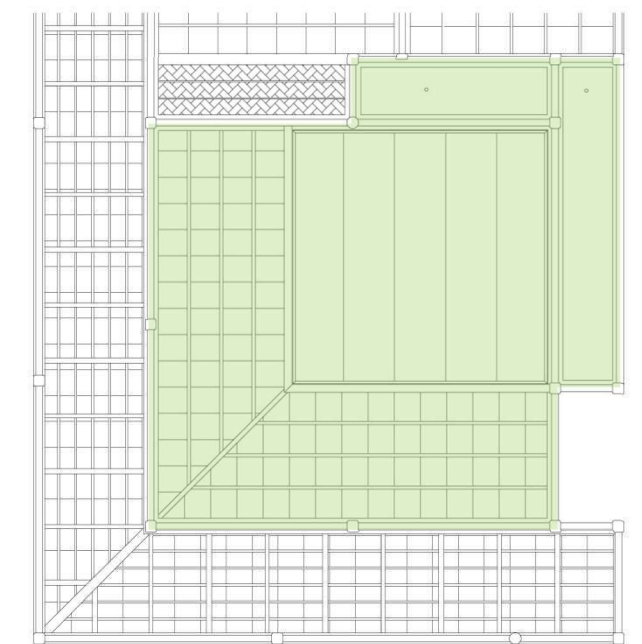
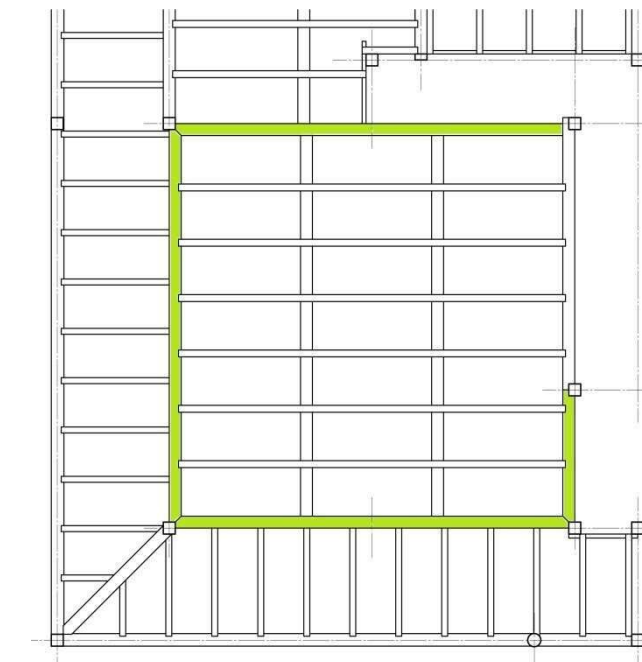
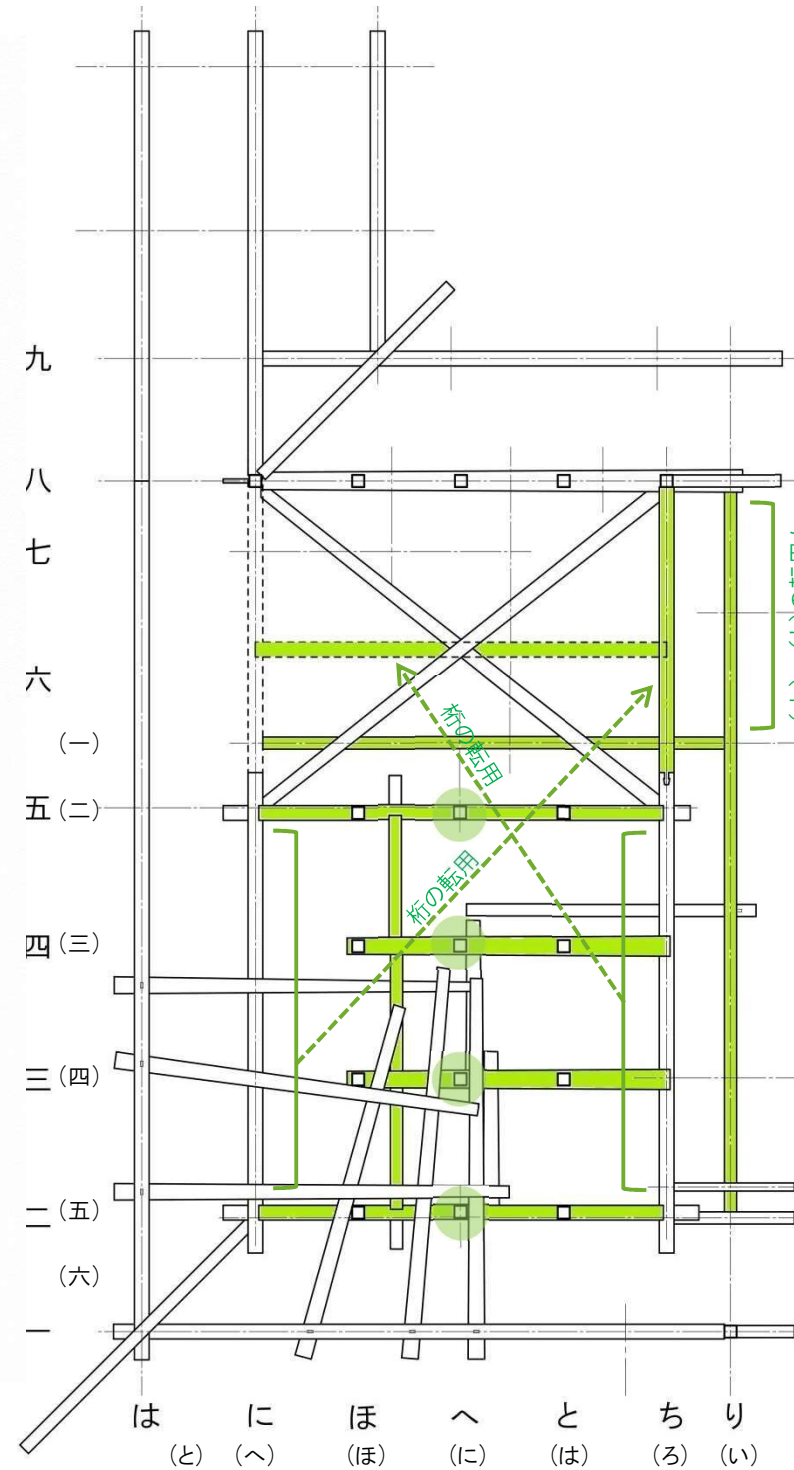
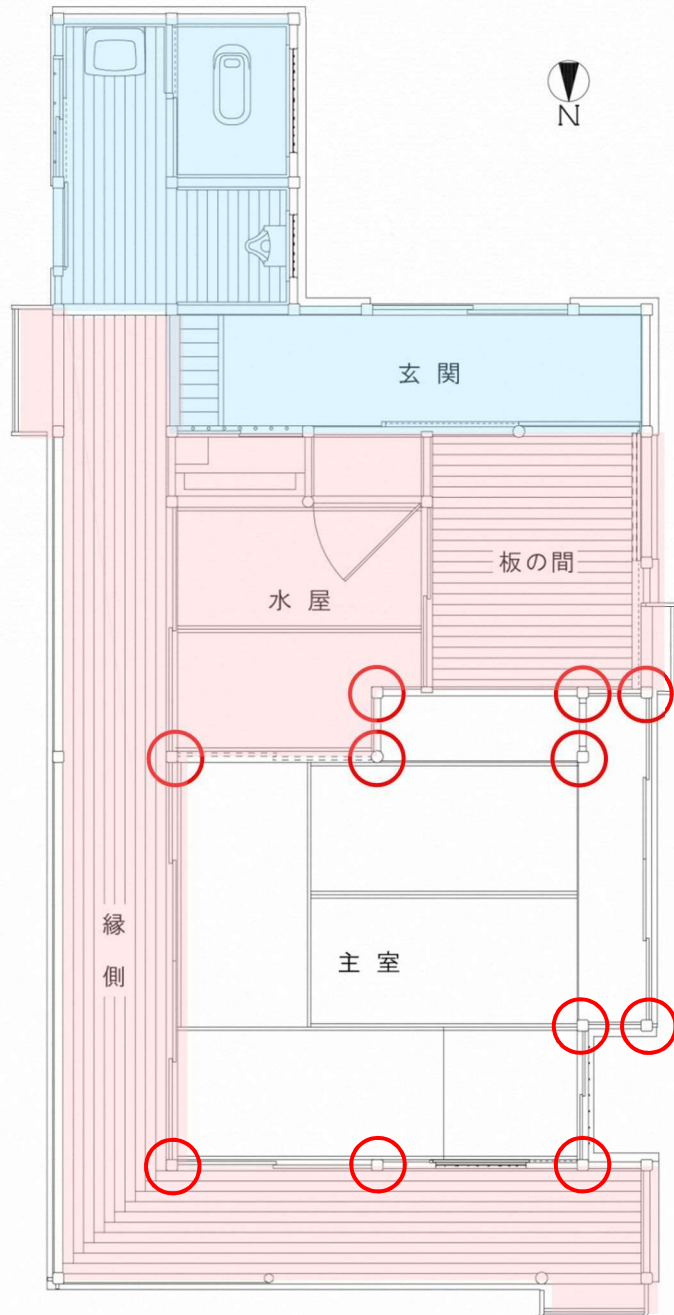


図3-4-1 昭和14年移築時の平面図（名古屋市文化財の指定時の平面）

: 明治25年移築時の増築部分を示す
 : 昭和14年移築時の改築部分を示す
 : 当初柱を示す

図3-4-2 小屋伏図（平成23年解体時）

（昭和14年移築時から改変なしと推定）
 () 内の番付は当初番付
 : 当初材を示す

図3-4-3 床伏図（平成23年解体時）

（主室部分のみ）
 : 当初材を示す

図3-4-4 天井伏図（平成23年解体時）

（主室部分のみ）
 : 当初材を示す

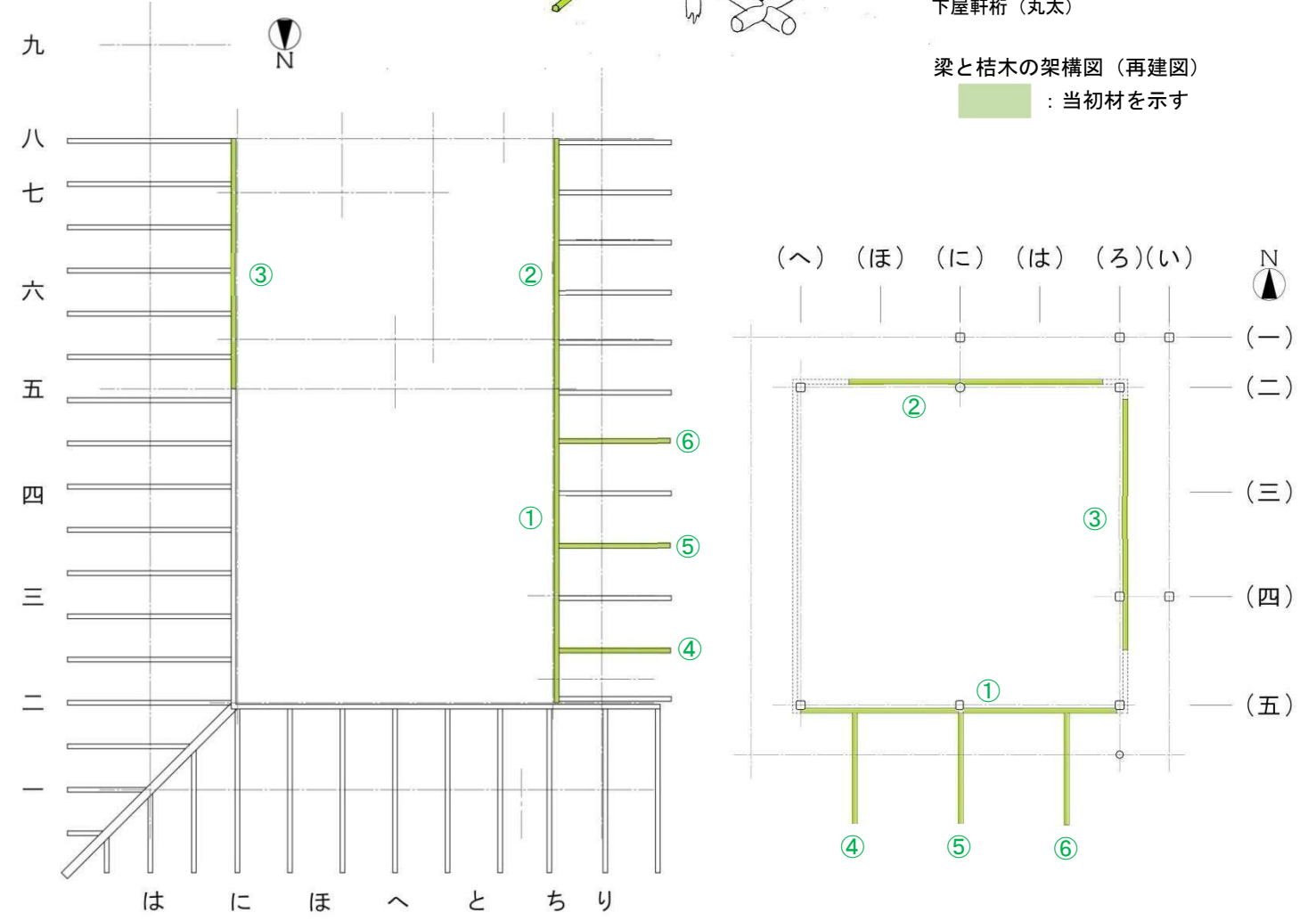
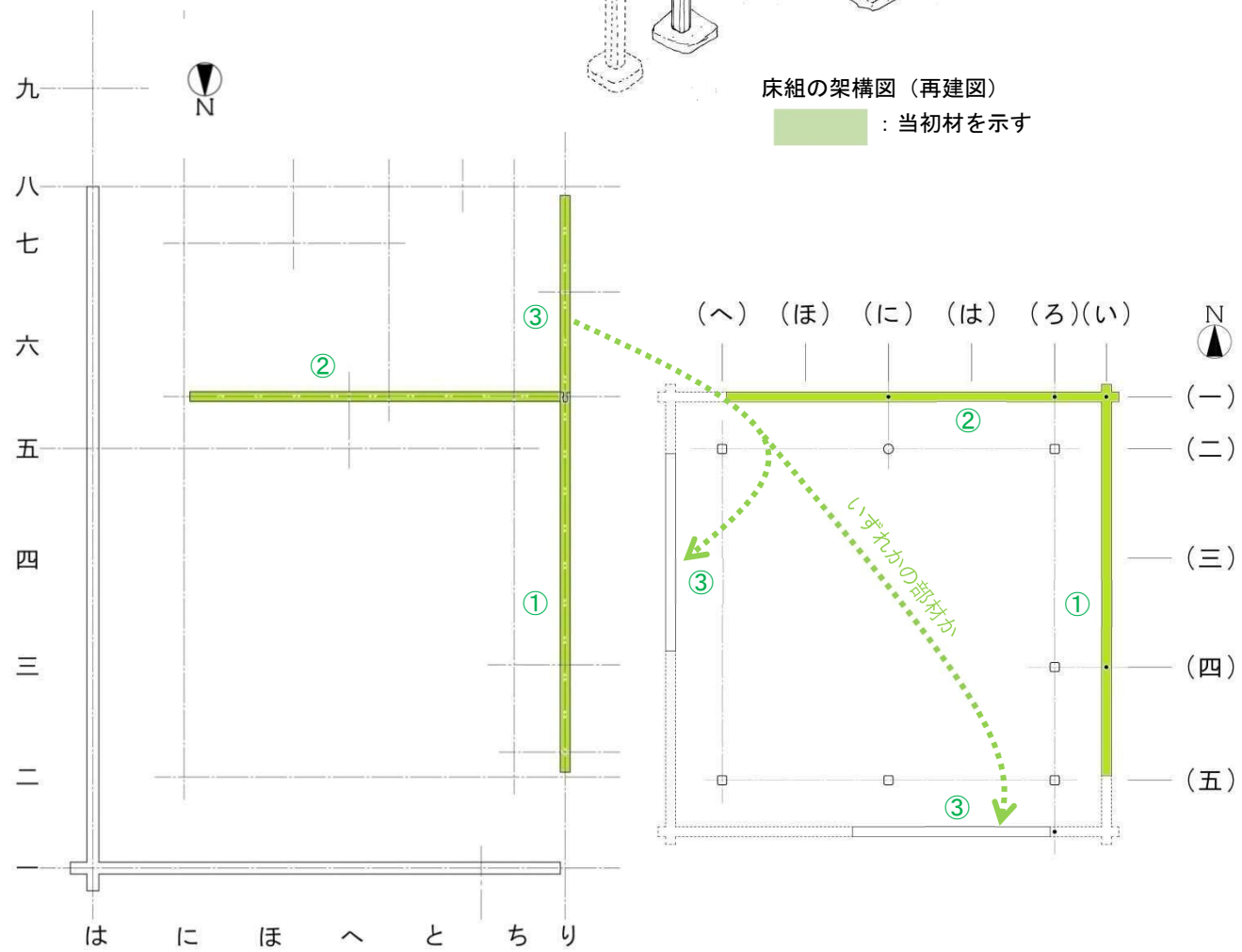
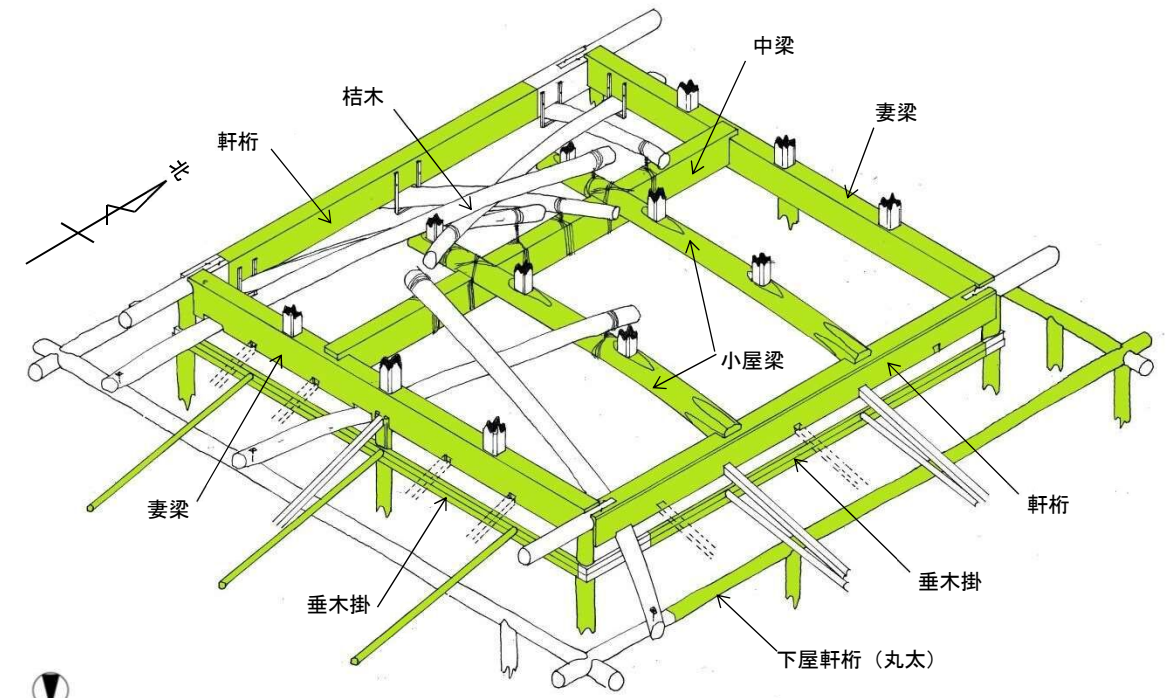
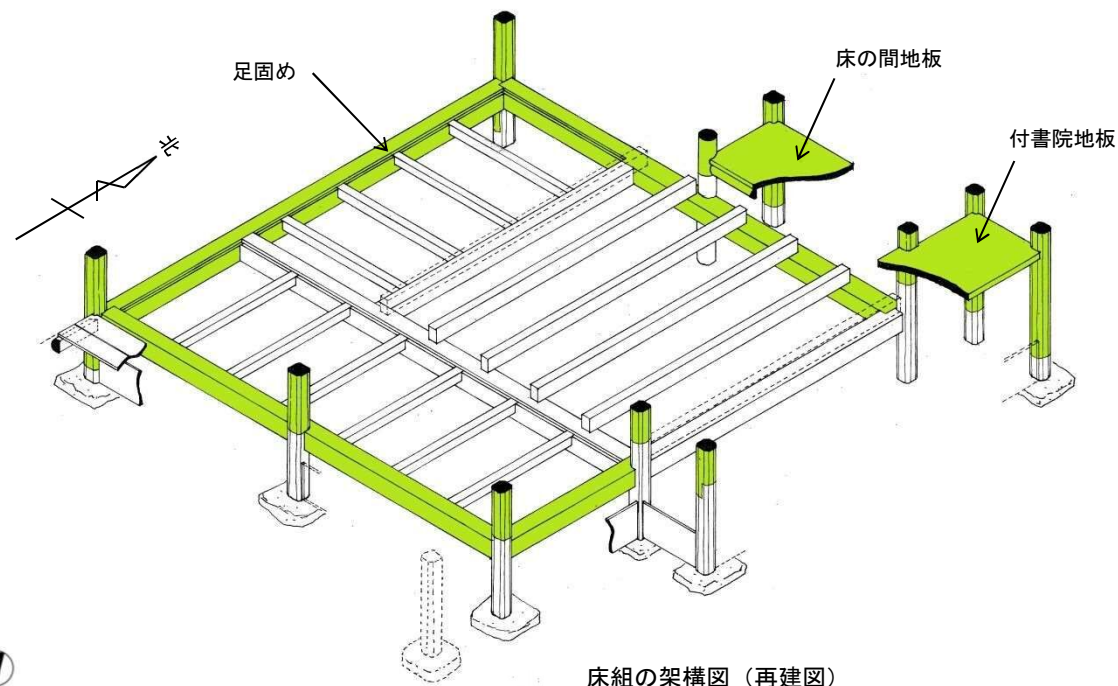


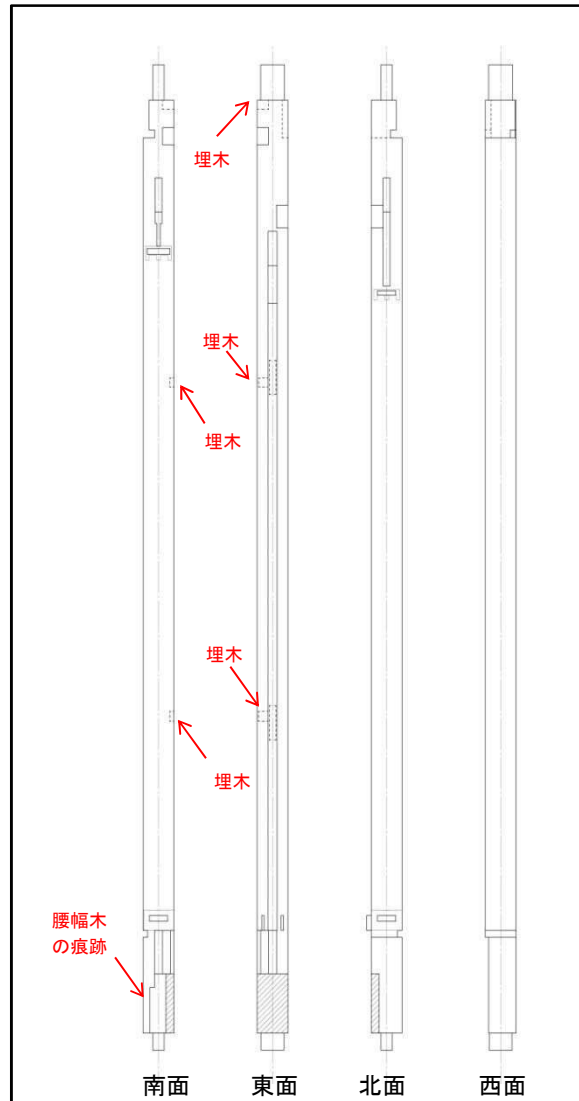
図 3-4-5 下屋軒桁伏図 (平成 23 年解体時)
: 当初材を示す

図 3-4-6 下屋軒桁伏図 (推定再建)
() 内の番付は当初番付
: 当初材を示す。

図 3-4-7 下屋垂木掛及び化粧垂木伏図 (平成 23 年解体時)
: 当初材を示す

図 3-4-8 下屋垂木掛及び化粧垂木伏図 (推定再建)
() 内の番付は当初番付
: 当初材を示す。

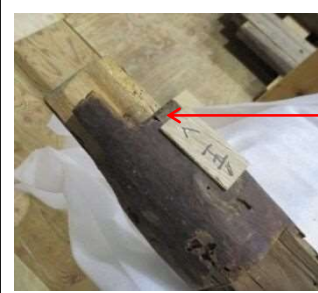
3) 柱の痕跡から当初の平面形式と高さ関係が判明



壁の移設が判明

北東隅の中程に一筋敷居と一筋鴨居の埋木が施され、埋木部分には、貫の痕跡も見られた。これらの痕跡は、片引き障子と下地窓の痕跡とみられ、下地窓の縁土は8分から1寸程度と推定される。

痕跡により、大矢家では、壁面Aが壁面Bに移設されていたことが判明した。



野垂木の痕跡（北面）

床柱は赤松皮付丸太である。北面に大矢家では使用されていない野垂木受けの痕跡がみられる。

野垂木の痕跡は、当初妻梁の野垂木痕跡に合致しており、当初妻梁の高さが分かる。



上段框の痕跡

柱の足元は根継が施されていたが、西面上段框と思われる加工痕を残して根継が施されていた。

痕跡から絵図にもあるように上段框があったことが判明した。

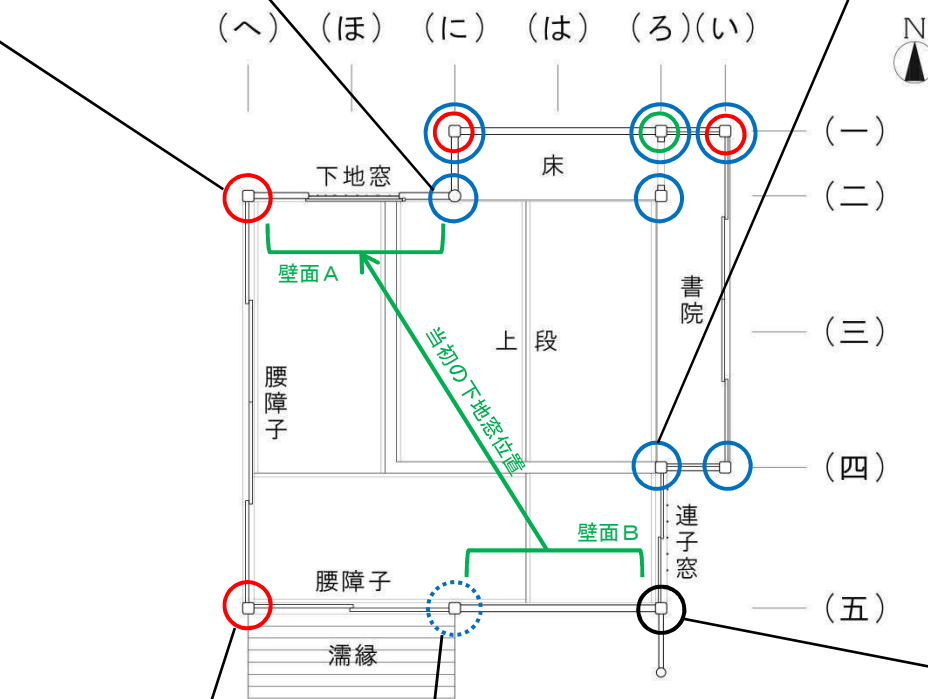


図3-4-9 二之丸庭園時代の推定復原図

- : 腰幅木痕跡有
- : 柱頭部の当初仕口残存
- : 書院地板と床の間地板の欠込有
- : 当初野垂木受の仕口残存
- : 柱頭部切断、根継により腰幅木痕跡不明



濡縁框の痕跡

柱の南面に丸太の縁框と思われる痕跡があった。框の成は2.2寸、縁板の厚さ6分であった。板の切り欠き痕跡に僅かに時代差があり、当初は、古絵図にみられるように、縁板を打ち被せとしていたと推定され、丸太の框の面より1分程度の出であったことが分かる。



野垂木の痕跡（南面）

柱頭部は切断されているが、上記の床柱と同様の野垂木受けの痕跡が残っている。床柱と照らし合わせることで足固め天端から妻梁の高さが確定できる。

痕跡から判断される事

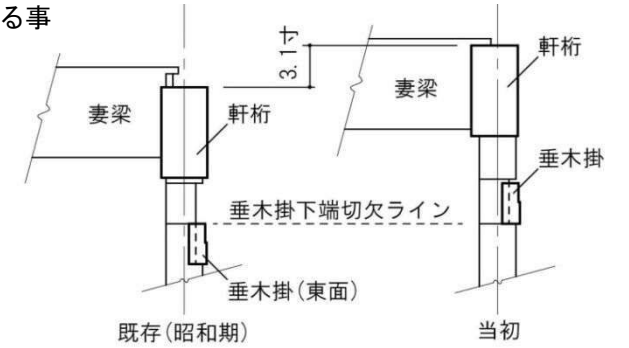
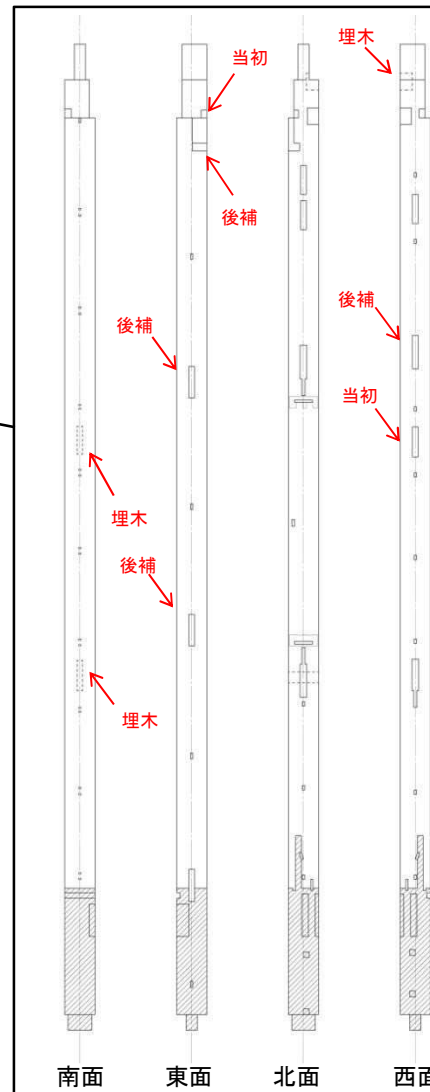


図3-4-10 軒桁と妻梁の架構図（ろ五柱部分の既存と当初）

- ・柱の痕跡から下屋の垂木掛は建物周囲に巡らされていることが判明した。
- ・垂木掛下端切欠ラインを基準にして、腰幅木の痕跡、柱頭部の痕跡、畳天端、天井の痕跡などを精査することで、当初の軒桁高さがおおよそ確定できる。
- ・大矢家に移築した際に、上段を撤去して四畳半の一室に改変された時に、天井と共に軒桁も3寸1分下げられたことが判明した。
- ・(ろ一)柱は、床の間地板と付書院地板の仕口は改変されていないため、上段床の間と付書院の高さ関係が確定できる。(ろ二)(に二)の柱は、足元が腐朽しており、床の間地板の高さは実測不可。



袖壁の痕跡（南面）

柱の南面に貫穴とエツリ竹の埋木が施されていた。柱頭部に廻縁の痕跡があることから、当初の柱と推定され、当初は南側に袖壁がついていた蓋然性が高い。但し、足元が根継されており、袖壁部分の腰幅木の有無については不明。

西面には下地窓を開けるために新たに貫が通され、エツリ竹の痕跡から、当初は壁面であったと推定される。東面には、後補の貫を通して、壁が付けられたことが分かる。エツリ竹の穴が、南面及び西面と異なる。柱頭部の東面に当初の垂木掛の痕跡があり、上段を排除して、上段框分下げた際に、西側の垂木掛も下げられたことが判明。

4-2. 発掘調査

4-2-1. 発掘調査の経緯

余芳周辺の発掘調査は平成27年度(2015)に行った。『御城御庭絵図』に描かれた茶席の一つである余芳の確認と江戸期の北園池の範囲および深さの確認を目的とした。調査結果は『名勝名古屋城二之丸庭園発掘調査報告書 第1次(2013)～第3次(2015)』(2017)(以下、発掘調査報告書と呼称)で報告されている。

4-2-2. 発掘調査結果総括(遺構平面図参照)

基本的な層序は、表土—昭和期の盛土層—近代層—近世層である(①断面、②断面参照)。近現代層は昭和期の盛土と明治期以降に兵舎跡のコンクリート基礎とかく乱坑を埋めた盛土である。その下層に近世の盛土層がある。

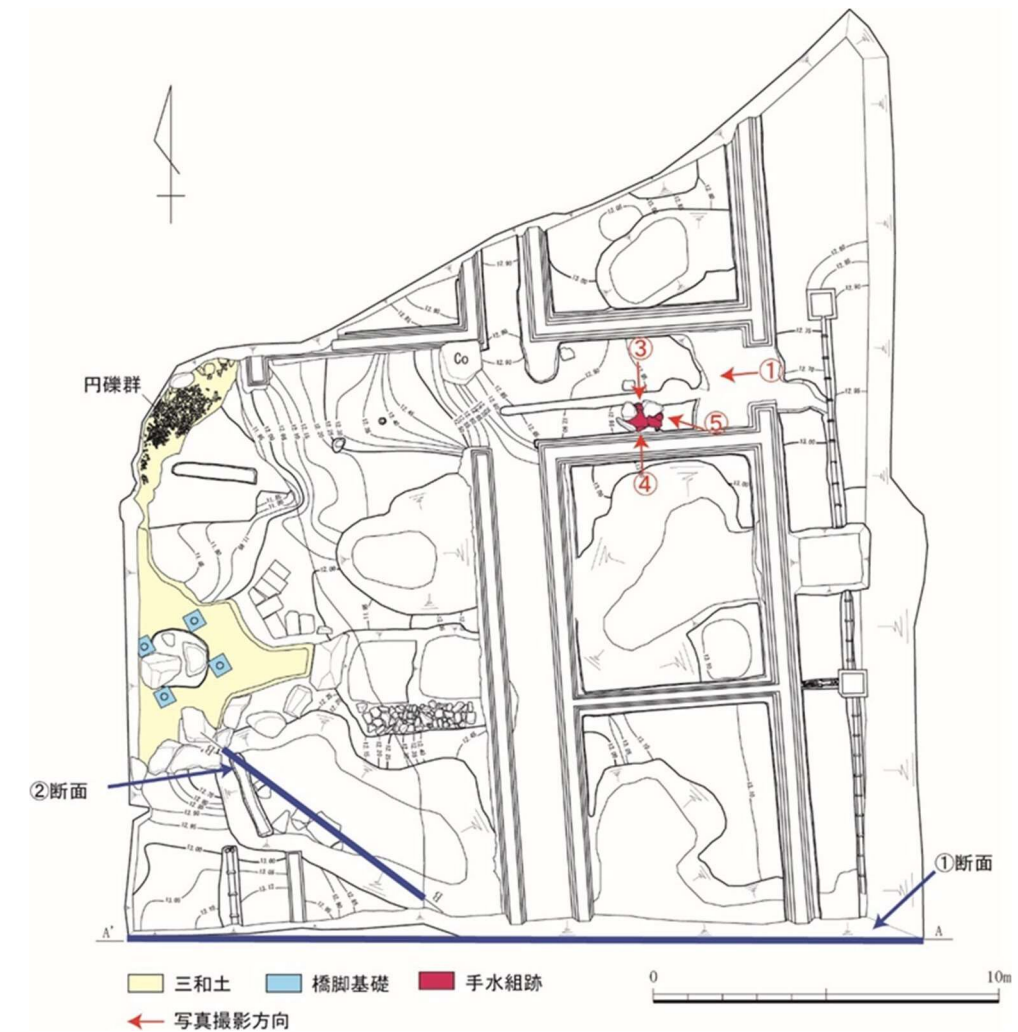
調査区のほぼ全域で陸軍期の兵舎跡を検出した。兵舎の遺構として残存しているのは、床面付近から基礎部のレンガ積みとその下部の基礎構造のみである。調査区北部では、東西方向に延びる石敷き廊下と出入口部を確認した。

この石敷き廊下の下から、三和土と石を用いて鉢状に造られている構造物を確認した。東西約1,150mm、南北約850mmが残存する。内面全体に赤い三和土を厚さ4~8mmほど塗り重ねている。この構造物は余芳の手水跡と考えられる。

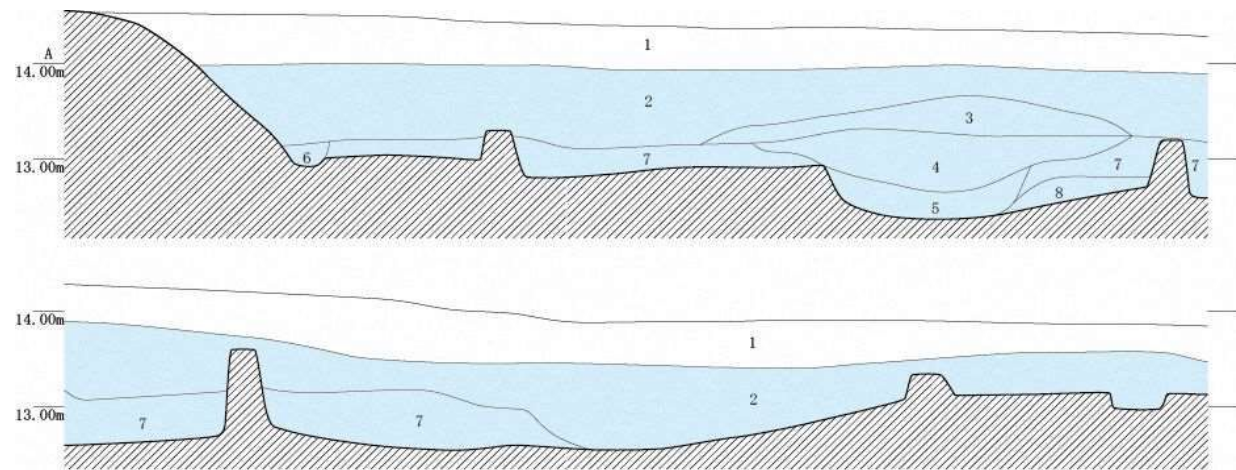
手水跡の北側では長さ約400mm、幅約300mmの長方形の石を確認した。余芳建物の礎石である蓋然性が高い。

調査区の南西部では池跡を確認した。北園池の護岸石や護岸・池底に貼られた三和土、円礫群、橋脚基礎を検出し、池の東端を確認することができた。

手水跡と余芳の礎石、池跡の他には近世の遺構は確認できなかった。

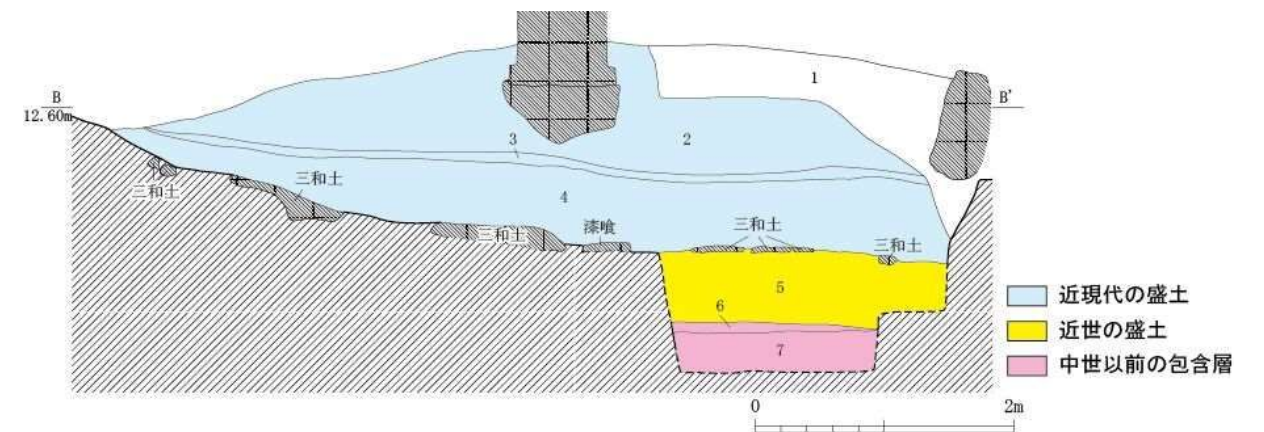


遺構平面図



層番号	土質	しまり	粘性	特徴
1	10YR3/2 黒褐色土	しまりあり	粘性あり	(表土)
2	10YR3/1 黒褐色土	しまりあり	粘性あり	レンガ、コンクリートブロックを含む
3	10YR4/1 褐灰色土	しまりあり	粘性あり	炭化物を含む
4	10YR4/1 褐灰色土	しまりあり	粘性あり	炭化物を多量に含む
5	10YR4/1 褐灰色土	しまりあり	粘性あり	炭化物を含む
6	10YR3/3 暗褐色土	しまりあり	粘性あり	
7	10YR6/6 明黄褐色土	しまりあり	粘性あり	

①断面



1	10YR3/2 黒褐色土	しまりあり	粘性あり	(表土)
2	10YR3/1 黒褐色土	しまりあり	粘性あり	レンガ、コンクリートブロックを含む
3	10YR4/1 褐灰色土	しまりあり	粘性あり	炭化物を含む
4	10YR4/1 褐灰色土	しまりあり	粘性あり	炭化物を多量に含む
5	10YR4/1 褐灰色土	しまりあり	粘性あり	炭化物を含む
6	10YR3/3 暗褐色土	しまりあり	粘性あり	
7	10YR6/6 明黄褐色土	しまりあり	粘性あり	

②断面

4-2-3. 検出した遺構の概要

〔兵舎跡〕

調査区のほぼ全域で陸軍期の兵舎跡を検出した。この建物は戦後、昭和24年(1949)～48年(1973)にかけて名古屋学生会館として使われ、昭和48年(1973)に起きた火災で焼失した。残存しているのは、床面付近から基礎部のレンガ積みとその下部の基礎構造のみである。布掘り地業で溝状に掘り込み、100～400mm程度の円礫や角礫を敷き詰めてからコンクリートを敷き均し、レンガが積まれている。残存する兵舎跡上端部の最も高い標高は13.6mである。

調査区北部では、東西方向に延びる石敷き廊下とコンクリートで整地された出入口部を確認した(写真①)。建物の各部屋や廊下部では、大きなかく乱坑が確認された。建物が焼失した際、その廃材を埋めたかく乱坑と考えられる。



写真① 兵舎の石敷き廊下検出状況(東から)

〔手水跡〕

兵舎跡の東西方向に延びる石敷き廊下の下から、三和土と石を用いて鉢状に造られている構造物を確認した(写真③、④)。南側の一部は兵舎跡によって破壊されているが、概ね楕円形であったと思われる。北側に配置された石は面が中央に向かって傾斜するように据えられ、西側に配置された石は面を内側に向けるようにほぼ垂直に据えられている。これらの石を取り込みながら三和土で鉢状に構築され、内面は緩やかに内湾している。東西約1,150mm、南北約850mmが残存する。内面全体に赤い三和土を厚さ4～8mmほど塗り重ねている。鉢状の三和土の底面には直径約60mmの排水用の穴が穿たれている。

絵図との比較は次項で詳述するが、出土位置や石組の様子を『御城御庭絵図』と比較すると、この構造物は余芳の手水跡と考えられる。検出した遺構は、北側に2石、西側に1石の合計3石と赤い三和土によって構成され、南側に手水鉢が置かれていたと想定される。手水鉢と三和土の一部は兵舎建設の際に除去されたと考えられる。

手水跡の北側では長さ約400mm、幅約300mmの長方形の石を確認した(写真⑤、⑥)。この石は標高12.9mの近世面上に据えられているように見えるが、掘方は確認できない。石の上面の標高は13.0mであることから、石の厚さは少なくとも10cmである。発掘調査報告書ではこの石の性格については触れられていないが、余芳移築再建の検討を進める中で、手水跡との位置関係や標高、石の形状から余芳建物の礎石である蓋然性が高いと判断した。

手水跡と余芳建物の位置関係を絵図から推定すると、余芳想定位置は兵舎基礎および兵舎跡内部の廃棄土坑によって壊されている。兵舎基礎が及んでいない手水跡東部は、コンクリートで整地された兵舎出入口部の施工時に壊されたのか、礎石は確認できなかった。手水跡の北西部、兵舎基礎の南側には長さ約400mm、幅約400mmのほぼ正方形の石がある(写真⑤、⑥)。この石の上面の標高は13.0mである。しかし、この石は手水跡や礎石と思われる石を検出した近世遺構面からは浮いており、余芳想定位置からも大きく外れているため、原位置ではないと考えられる。よって、余芳の礎石と考えられる石は手水跡の北側の一石のみである。



写真③ 石組検出状況(北から)



写真④ 石組検出状況(南から)



写真⑤ 石組検出状況(南東から)

写真⑥ 礎石拡大
(南東から)

〔池跡〕

池の深さと池の東端を確認することができた。北園池の東端部は昭和50年(1975)～53年(1978)に調査が行われており、余芳周辺の発掘調査でも同様に池の護岸石や護岸・池底に貼られた三和土、円礫群、橋脚基礎を検出した(写真②)。円礫群は三和土の上に敷き詰められている。州浜を表現した遺構と考えられ、文政期の池の北端と推定される。



写真② 池跡

4-2-4. 遺構と絵図との比較

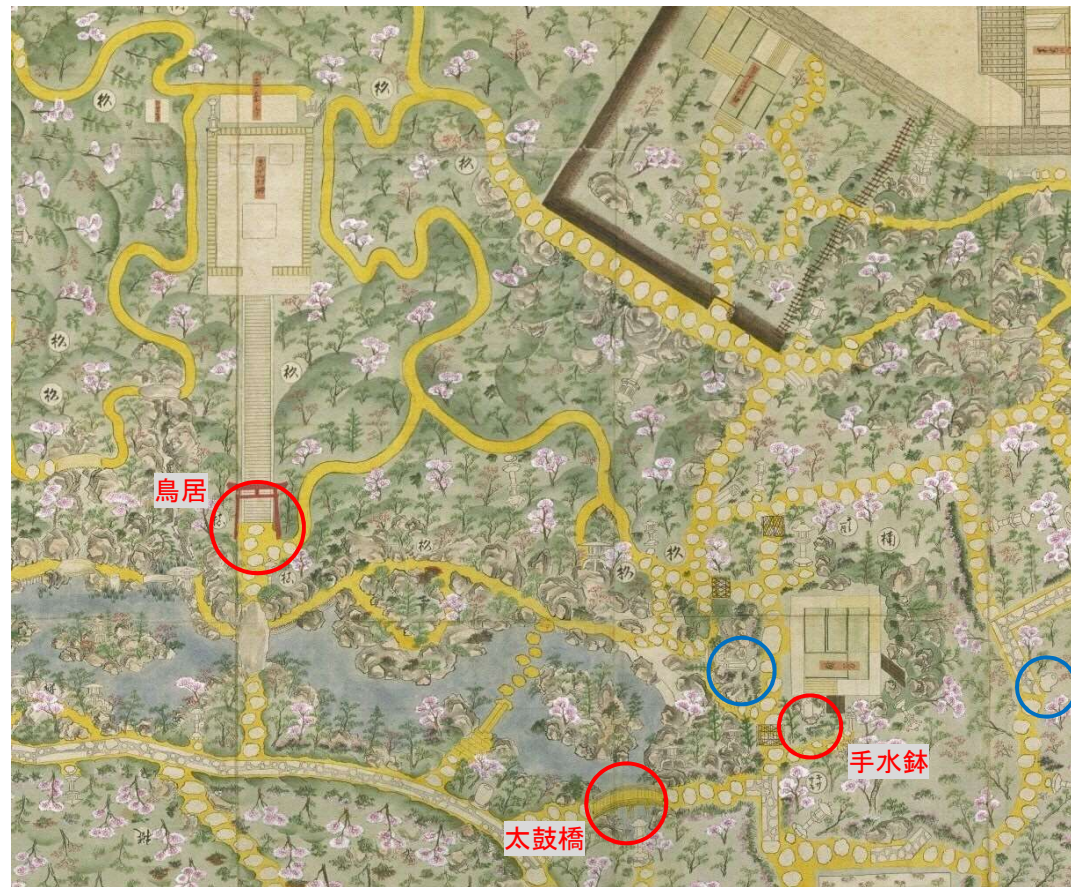


図 3-4-11 『御城御庭絵図』余芳及び権現山周辺拡大 (名古屋市蓬左文庫所蔵)



図 3-4-12 発掘調査図

手水石組跡について

『御城御庭絵図』の余芳周辺をみると余芳の西側に六角の手水鉢、東方の延段付近に蹲踞が描かれているが(青丸)、遺構は前石と手水鉢との関係になっていない。遺構の石組は明らかに縁先の手水の構えとみられ、手水の北側に水門があることから、遺構は余芳の手水跡と考えられる。『御城御庭絵図』では、手水の石は北側に2石、南側に1石の合計3石配置され、南側の石の上に立ち手水鉢が据えられている。石を取り込みながら三和土で鉢状に構築されているように見えるが、三和土は赤く着色はされていない。絵図のように南側にも石があり、その石の上に手水鉢が据えられていた可能性もあるが、兵舎跡により不明である。

北園池の遺構と古絵図との比較

上記の図は、目印となる工作物に赤丸を書入れて比較した図である。

『御城御庭絵図』に記された建物の畳寸法は凡そ同じ大きさで描かれていることから、基準となる物指で描かれていると考えられるため、畳寸法(約950mm×1900mm)を基準として、鳥居からの距離を測ると、鳥居から余芳手水鉢まで約23m、鳥居から太鼓橋中央まで約20m、太鼓橋中央から余芳手水鉢までは約9.0mの距離がある。

発掘調査で確認した実際の距離は、鳥居跡から手水跡まで約27m、鳥居跡から橋脚基礎まで約17m、橋脚基礎から手水跡まで約15mであった。

『御城御庭絵図』では、建物の図を少し大きめに描いていると考えられる。また、池の形も若干東西に延びる

形に描かれていることも、太鼓橋と余芳が接近して描かれた要因かもしれない。枝折戸は建物に近接していたと考えられるため、実際には太鼓橋から枝折戸までは、もう少し距離があったと思われる。

『御城御庭絵図』は、凡そ50分の1の縮尺で描かれているようであるが、下絵をもとに清書したと考えられており、あくまで絵画的な表現に重きが置かれている感があり、距離感などは実際の測量図と比較すると合致していない点もある。しかし、大まかな建物等の配置や石造物等、個別の描写は文政期の実態を反映していると考えられ、参考にするべき史料である(4-4参照)

余芳の建物方位について

絵図に描かれている建物は殆どが紙面に対して水平垂直に描かれており、余芳も方位の南北線上に真っすぐに計画されているように思われる。権現山の階段も絵図では南北線上に真っすぐに描かれているが、実際の遺構では真北線上からやや東に振れている。余芳の向きについては、周辺に傾きの基準になるものがないため、南北線上に真っすぐに計画するのが妥当であると考えられる。手水跡の北側に四角い石が据えられているが、礎石である蓋然性が高いと判断された。手水の遺構が余芳の遺構であれば、その周辺に礎石があるはずであるが、抜取り痕はみられない。また、余芳の礎石の遺構がありそうな部分は、兵舎建設の際に壊されてしまっており、手水組跡の北側の四角い石が唯一の手掛かりとなる。しかし、四角い石一つでは、切石ではないため正確な傾きを検討するには根拠に乏しく、発掘調査の図面上で方位の軸線と比較しても、僅かに傾いているようにも見えるが、意図的な傾きとは考えにくい。そのことを考慮して建物の傾きを検討することとしたい。

4-3. 古写真

4-3-1. 古写真の概要

明治維新後に陸軍の手にわたる以前の二之丸庭園内の茶席を写した写真は、尾張徳川家 14 代慶勝が撮影した 2 点のみが徳川林政史研究所に伝わる。うち 1 点は風信を写したものであることが表題に明記されているが、もう 1 点の写真は「二之丸御庭の御茶屋」という表題が付されている（図 3-4-13）。したがって余芳を写した可能性のある写真はこの 1 点のみである。

この写真は 9×6 cm の鶏卵紙にプリントされ（アルビューメン・プリント）、「幕末人物・殿舎・風景写真帳 二」と題されたアルバムに貼付されている。原板は伝わっていない。

写真の撮影者である徳川慶勝は、嘉永 2 年（1849）に尾張徳川家の家督を継ぎ、同 4 年に初めて尾張に入国したが、安政 5 年（1858）に通商条約勅許問題をめぐって幕閣と対立し、隠居謹慎を命じられて江戸山屋敷に幽閉された。慶勝が写真術を習得したのはこの謹慎中のことである。慶勝は文久 2 年（1862）に謹慎を解かれて同年末に尾張に入り、明治 4 年（1871）4 月には東京に居を移した。したがって慶勝がこの写真を撮影したのは文久 2 年から明治 4 年の間である。

本市ではすでに過年度の調査において、この写真に写る茶席を余芳と推定しているが、この点を改めて確認するため、慶勝が写真を撮影した当時、二之丸庭園に存在した可能性のある茶席を列举し、「御城御庭絵図」（名古屋市蓬左文庫蔵）から推定できる間取りや周辺の状況を写真と比較した。この絵図は、景観年代が尾張徳川家 10 代斉朝による御庭の改造が行われた文政年間以降であること、茶席等の間取りをすべて記載していること、園路や石造物なども詳細に描いていることから、写真との比較検討にもっとも適している。ただし御城御庭絵図制作以降にも茶席を含む御庭の造りに若干の変更が加えられたことが他の絵図から確認できるため、他の絵図も適宜参照した（表 3-4-1）。


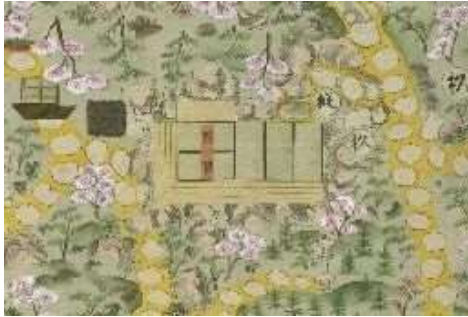

検討の結果、①御植木屋は慶勝が写真を撮影した段階では解体されていたと考えられること、②霜傑は写真に写る茶席より規模が大きいこと、③風信は別に写真があり屋根の形状が異なること、④多春園は 2 階建てであること、⑤権現山下御席は正面の形状が写真と異なること、⑥御張出外御席は東側に手水が描かれ、燈籠も近くに描かれている点は写真と符合するが、東側から撮影した場合、背後に二之丸御殿が映り込む可能性が高く、写真に見える背の高い樹木が真後ろに映り込むとも考えにくいこと、⑦半閑亭は二之丸御殿に隣接しているため、御殿が映り込む可能性が高く、背後に背の高い樹木が映り込むとは考えにくいことなどから、いずれも写真の茶席には該当しない可能性が高いことが確認できた。

一方、⑧余芳周辺を見ると、南側には手水と燈籠が描かれ、位置関係も写真とおおむね一致する。また、ほぼ真北にソヨゴ（冬青）の大木が描かれており、茶席（図 3-4-13）の真後ろに写り込んでいる高木が写り込んでいる点とも符合する。同絵図や部材から確認できる建物の規模や構造も、古写真から得られる所見と矛盾しない。

以上を踏まえると、この古写真は余芳をほぼ真南から撮影したものであると考えることができる。

図 3-4-13 二之丸庭園の御茶屋 徳川慶勝撮影 徳川林政史研究所蔵

表 3-4-1 二之丸庭園に存在した茶席と写真の比較

	茶席名称	図版出典	絵図抜粋 (方位は北が上)	備考・写真との比較
①	御植木屋	御城御庭絵図		「尾二ノ丸御庭之図」では貼紙で抹消され、天保13年以降成立の「御城二之丸図」には記載されていないため、古写真撮影時には撤去済みと推定される。
②	霜傑	御城御庭絵図		写真の茶席より規模が大きく、推定される間取りとも大きく異なる。
③	風信	御城御庭絵図		尾張徳川家14代慶勝が撮影した写真あり。屋根の形状が図2と異なる。
④	多春園	御城御庭絵図		2階建てであるため写真の茶席とは異なる。

	茶席名称	図版出典	絵図抜粋 (方位は北が上)	備考・写真との比較
⑤	権現山下御席	御城御庭絵図		写真の茶席より規模が大きく、写真から推定される間取りとも大きく異なる。
⑥	御張出外御席	御城御庭絵図		東側に手水と燈籠が描かれるが、写真とは位置関係が異なる。また、東側から撮影した場合、真後ろには御殿があり、写真に見える高木が写り込む余地がない。
⑦	半閑亭	御城図面		「御城図面」のみに貼紙に朱字で記載。同絵図成立年代の上限である天保13年以降に建設か。間取りは不明だが御殿に隣接しており、図3-2-7のような写真を撮る余地はないと思われる。
⑧	余芳	御城御庭絵図		南側に手水と燈籠が描かれ、写真と位置関係がほぼ一致する。真北に○で囲われた「冬青」(ソヨゴ)の大木が描かれ、写真の茶席背後に写り込む高木と位置関係が一致。

4-3-2. 古写真の分析

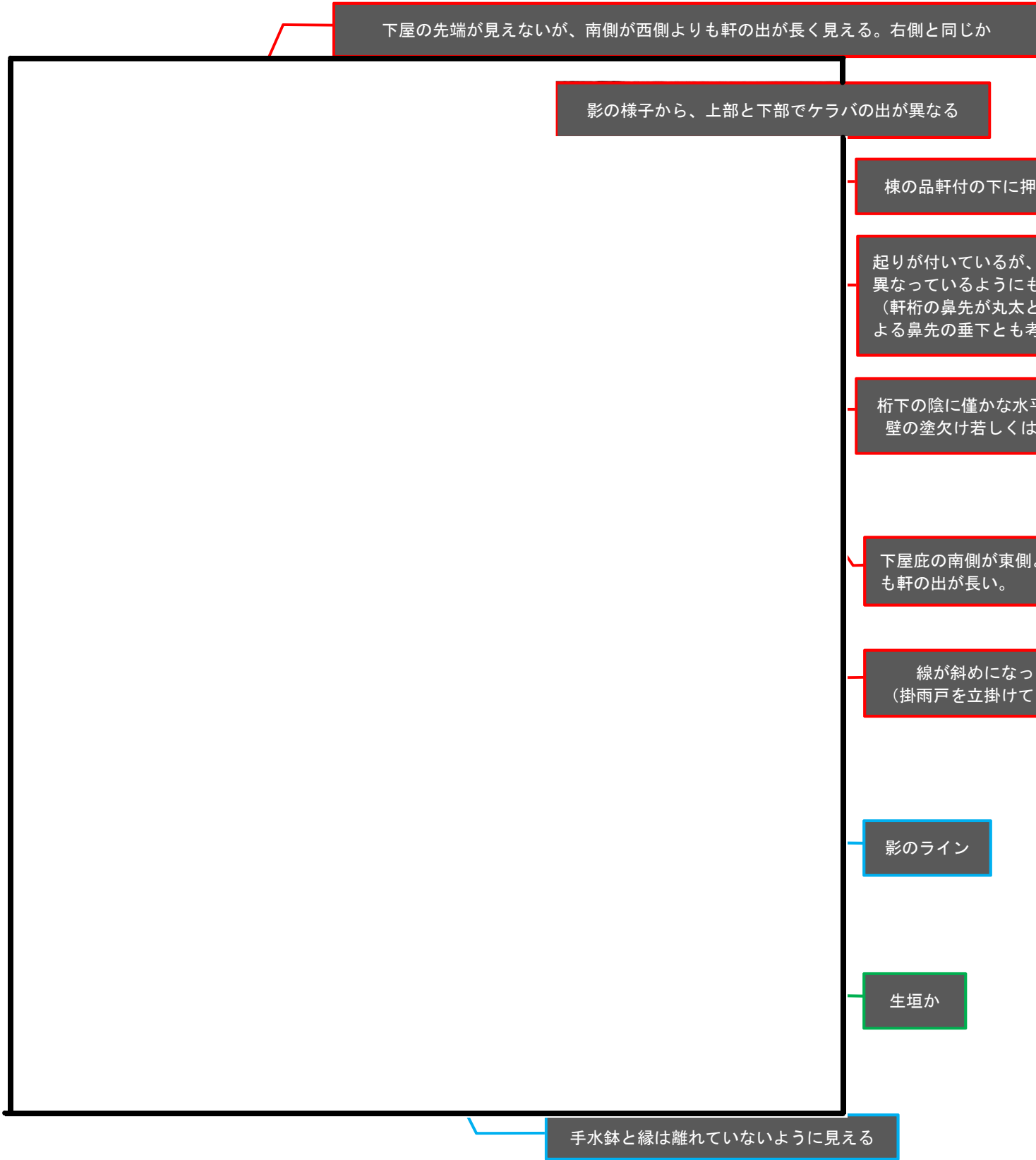


図 3-4-14 「二之丸御庭の御茶屋」 徳川林政史研究所所蔵
(株式会社朋成にて、画像の解像度と濃淡を調整)

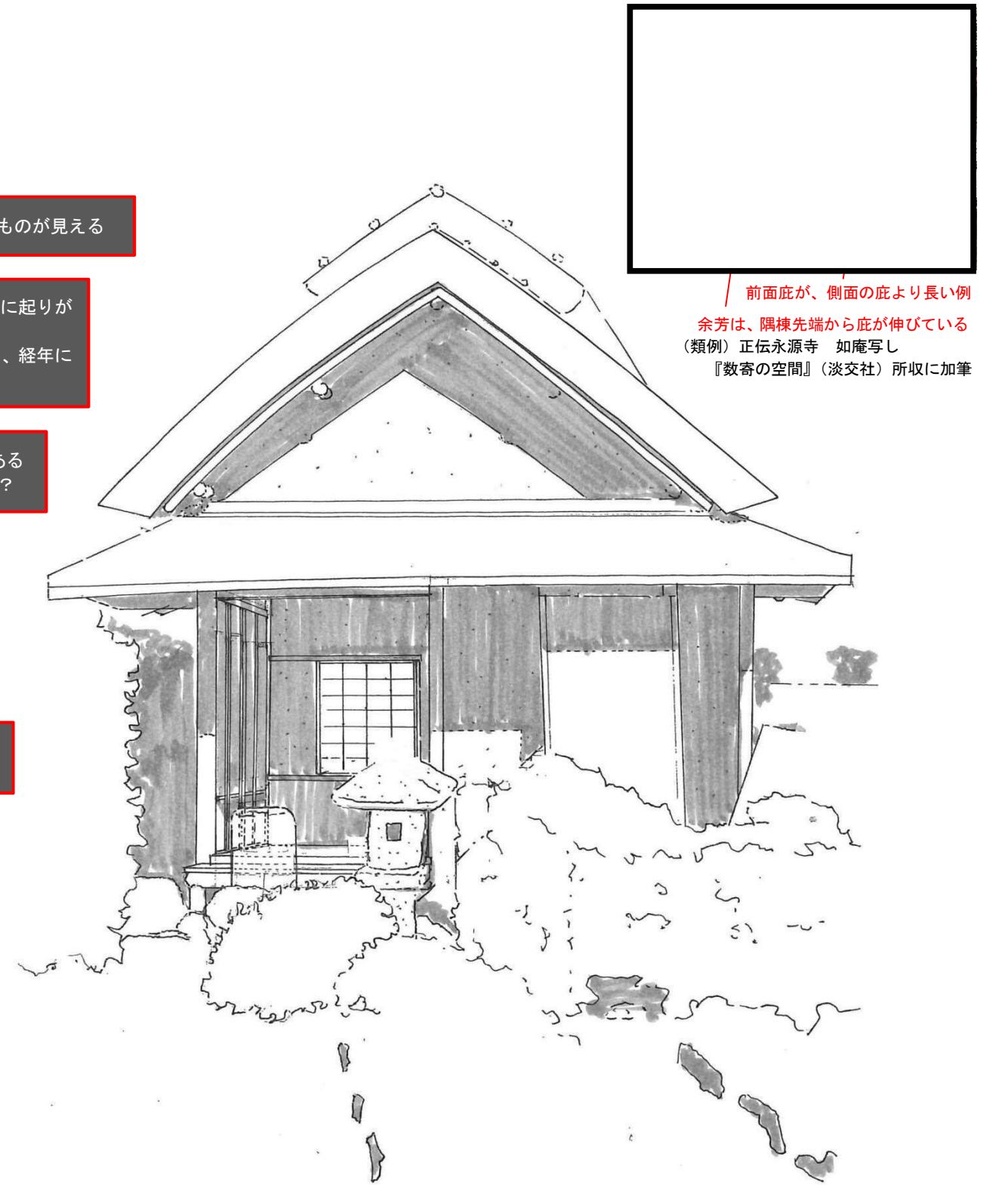


図 3-4-15 「二之丸御庭の御茶屋」 左記の画像を、ライトを透かしてトレース
※但し、解体部材の実測調査、建具などを参考に推定による書き入れもあり。

4-4. 古絵図

4-4-1. 古絵図の概要

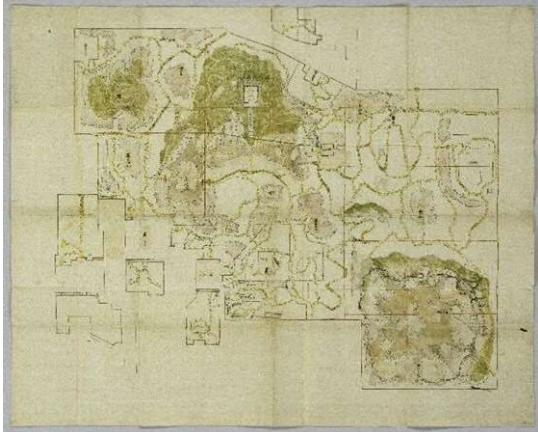

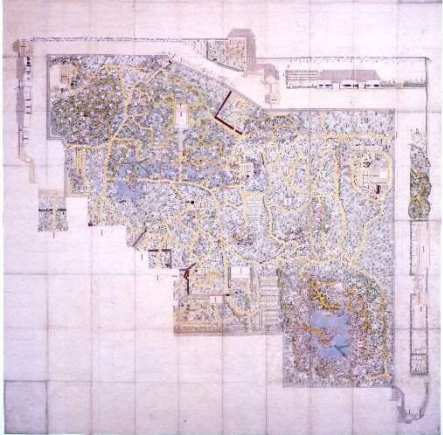
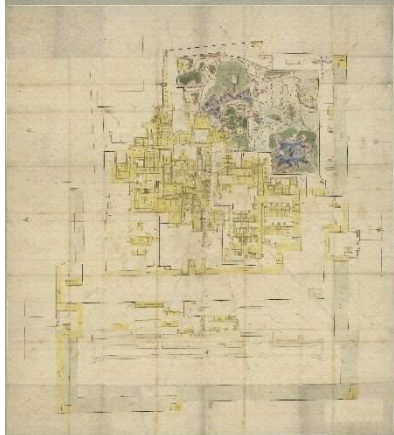
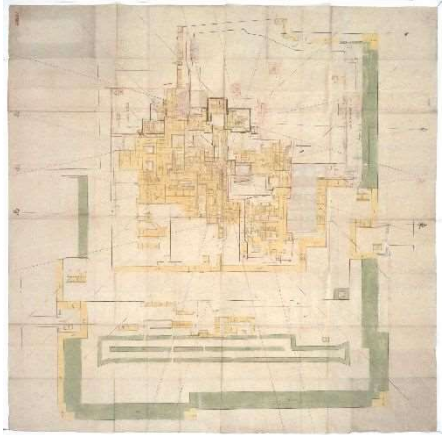
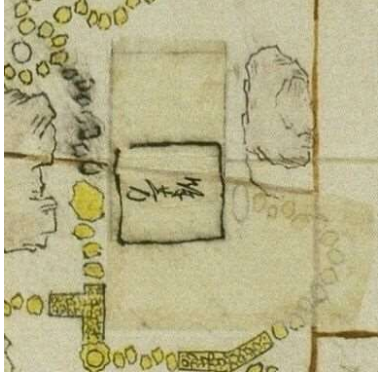


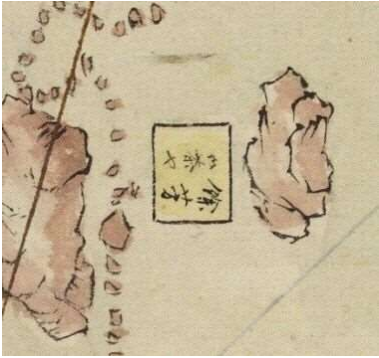
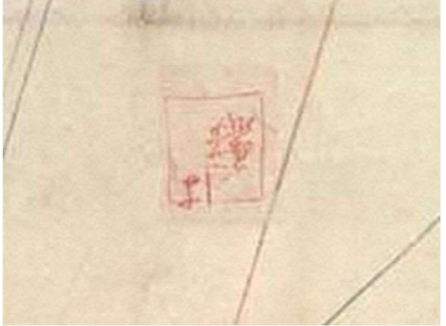
江戸時代の二之丸庭園を描いた古絵図は表 3-4-2 のとおりである。

表 3-4-2 二之丸庭園を描いた絵図

	名称	景観年代	品質	法量 (cm)	員数	所蔵	概要
①	尾州二ノ丸御指図	元和 5 年頃 (1619?)	紙本墨書・色紙貼付	188.2×168.1	1 枚	徳川林政史研究所	二之丸御殿・庭園を描いた現存最古の絵図。余芳は描かれていない。
②	中御座之間北御庭惣絵	元和～寛永年間か (1615～44?)	紙本着色	417.7×345.3	1 枚	名古屋市蓬左文庫	二之丸庭園を絵画的な表現を用いて描いた絵図。建物等はおおよそ①と対応。余芳は描かれていない。
③	尾州御城絵図	17～18 世紀	紙本墨書・色紙貼付	328.0×305.0	1 枚	名古屋市蓬左文庫	二之丸御殿・庭園を貼紙によって示した絵図。ほとんどの貼紙が剥落しているが、剥落した貼紙の内容から、文政年間に行われた庭園改造以前の絵図であることは確実である。余芳は描かれていない。
④	北御庭古図	18 世紀か	紙本墨書	-	1 冊	名古屋市蓬左文庫等	『金城温古録』に掲載された図。文政年間以前の様子を示したとされる。余芳は描かれていない。
⑤	御城二之丸之図	文政元年 (1818)	紙本墨書	112.0×102.2	1 枚	名古屋市蓬左文庫	尾張徳川家 10 代斉朝による庭園改造の計画図。「尾州御留守日記」(徳川林政史研究所)の記述から、文政元年段階の計画図と推定。余芳はなく、同じ場所に南北に長い長方形の「玉壺亭」が描かれる。
⑥	二之丸御庭道及踏石図	文政元年 (1818)	紙本墨書・貼紙	116.2×109.3	1 枚	名古屋市蓬左文庫	⑤と同じく文政元年に作成された庭園改造の計画図と推定。余芳の場所には「玉壺亭」があり、簡略な間取りも描かれている。
⑦	御城二之丸御庭之図	文政 6 年以降 (1823～)	紙本着色	117.5×94.2	1 枚	名古屋市蓬左文庫	斉朝による庭園改造の計画図か。南池が描かれ、園路や築山も精緻に描かれており、⑤⑥よりも後の時期に作成されたと考えられる。「余芳」は貼紙で示され、その下の本紙には長方形の墨書がみえる。茶席の間取りは描かれていない。
⑧	尾二ノ丸御庭之図	文政 6 年以降 (1823～)	紙本着色	313.0×374.0	1 枚	徳川美術館	庭園の様子を細密に描いた絵図。余芳を含む茶席の間取りは貼紙で示され、この他にも貼紙による修正が多い。修正前の描写は⑦に類似し、修正後は⑨に近い描写になっている箇所があるほか、⑨と同じ描写をさらに貼紙で修正した箇所もある。
⑨	御城御庭絵図	文政 6 年以降 (1823～)	紙本着色	415.0×372.0	1 枚	名古屋市蓬左文庫	庭園の様子を細密に描いた絵図。⑧と酷似しているが、貼紙や修正の痕跡がほとんどなく、建物の間取りも直接本紙に描かれており、⑧を踏まえて清書版として作成された可能性が高い。余芳の位置や間取りはほぼ⑧と同じである。
⑩	御城二之丸図	天保 13 年以降 (1842～)	紙本着色	132.0×118.8	1 幅	名古屋城総合事務所	二之丸全体を描いた平面図。長局の造りから天保 13 年以降と推定。庭園の描写は⑦と類似しており、これを参照して描いたと思われる。余芳は名称と墨書による枠のみ記載。
⑪	御城図面	天保 13 年以降 (1842～)	紙本着色	119.0×118.0	1 枚	名古屋市蓬左文庫	⑩とほぼ同じ内容の絵図だが、庭園部分はほぼ空白。多くの貼紙があり、庭園には茶席が貼紙で示されている。これらは明治初年の茶席払下げの際に目印として貼付されたものである。余芳については「ろ 余芳御腰掛」と朱書した貼紙が貼付されている。

前頁の表のうち、余芳が書き込まれた絵図は⑦～⑩の5枚である(表3-4-3)。なかでも⑧と⑨は余芳の間取りを描写しているだけでなく、周囲に配置された石造物や園路、樹木なども絵画的な表現によって詳細に描いている。

表3-4-3 古絵図に描かれた余芳

絵図の名称	⑦御城二之丸御庭之図	⑧尾二ノ丸御庭之図	⑨御城御庭絵図	⑩御城二之丸図	⑪御城図面
所蔵	名古屋市蓬左文庫	徳川美術館	名古屋市蓬左文庫	名古屋城総合事務所	名古屋市蓬左文庫
全体図					
余芳周辺					
文字の表記	余芳	余芳	余芳	余芳御茶ヤ	余芳御腰掛

これらの絵図は尾張徳川家 10 代斉朝が文政元年以降に行った二之丸庭園改造後の姿を描いた絵図である。以下では絵図⑧⑨の特徴を検証するため、制作目的や制作手法を検討したうえで、発掘調査で出土した遺構との比較検討をおこなった。

まず、⑧には貼り紙で多数の修正が見られる一方、⑨には修正の痕跡がない。⑧の修正箇所を見ると、風信を除いて茶席等の間取りが貼り紙で示されている。一例として霜傑を見ると、⑧の本紙には墨線で大枠のみが描かれていたことが見て取れる。そして⑧における貼り紙修正前の茶席の墨線は⑦における茶席の表現と類似している（図 3-4-16）。さらに余芳については⑦は本紙に描かれた長方形区画を貼り紙で修正し、正方形で余芳を示しているが、⑧では本紙に描かれた正方形の上に貼り紙で間取りを示している（表 3-4-3）。このことは、⑦をベースに⑧が作成されたことを示唆している。

さらに南池西側の園路の描写（図 3-4-17）をみると、⑦では蛇行した南北方向の園路が描かれている。同じ箇所の⑧では、貼り紙の下に透けて見える本紙には⑦と同様の園路が確認できるが、その上から花壇を描いた貼り紙で修正を加えている。こうして修正を加えた⑧の描写は⑨と類似している。

しかしながら、⑧には⑨と同じ描写をさらに貼り紙で修正した箇所もみられる。一例をあげれば、御植木屋と植木棚の一带は、⑧では貼り紙で園路や新御小座敷に修正されている。この部分は天保年間に成立した⑩においても御植木屋は描かれず新御小座敷等が描かれている（図 3-4-18）。したがって⑧は⑨が成立した後も、庭園の改変にともなってさらに修正されたと考えられる。

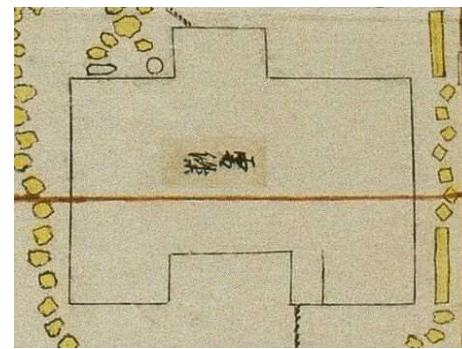
以上から、⑧と⑨の性格について、次のように指摘できる。

- ・⑧は庭園の改変を貼り紙で示すなど、実務的な図面として利用された可能性が高い。
- ・⑨は⑧をベースにある段階での庭園改造の完成形を示した清書版であり、藩主への上覧等を意図して制作した可能性がある。

復元根拠として絵図を参照する場合は⑨を基本としつつ、必要に応じて⑧をはじめ他の絵図を参照するのが妥当であるといえる。

もっとも⑨は庭園改造の理想形に留まる可能性もある。そこで⑨がどの程度実態と合致しているのか検証するため発掘調査により出土した遺構との比較検討を行った。余芳周辺は明治時代以降における陸軍の兵舎建設などにもなう攪乱を受けており、絵図と比較することは難しいため、これまでに発掘調査が行われた範囲では比較的近世遺構の残存状況が良好な多春園周辺を中心に検証した。

古絵図⑦ 御城二之丸御庭之図



古絵図⑧ 尾二ノ丸御庭之図



古絵図⑨ 御城御庭絵図

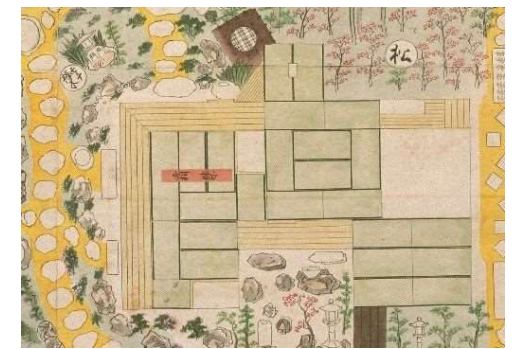
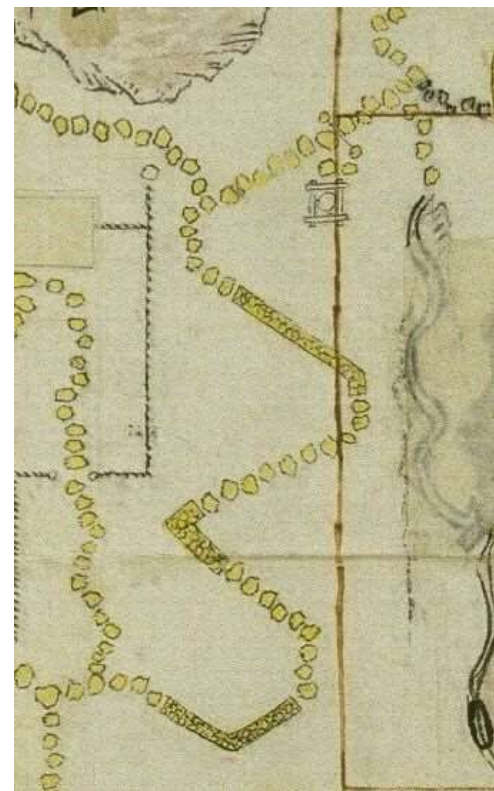


図 3-4-16 古絵図⑦⑧⑨における茶席の描写

古絵図⑦ 御城二之丸御庭之図



古絵図⑧ 尾二ノ丸御庭之図



古絵図⑨ 御城御庭絵図

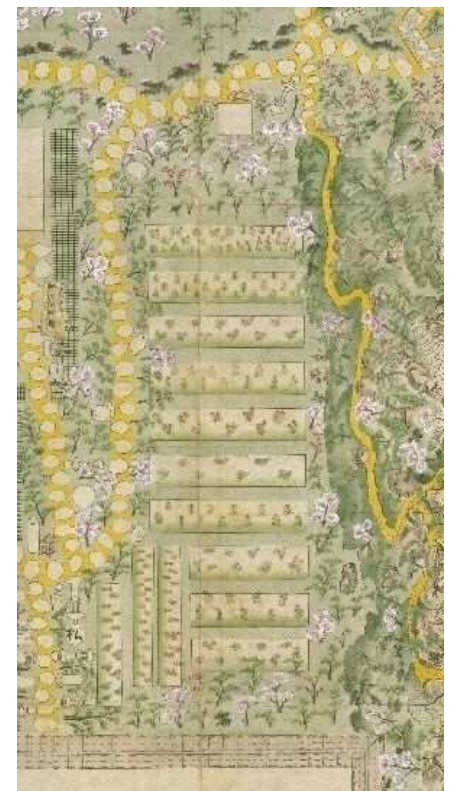
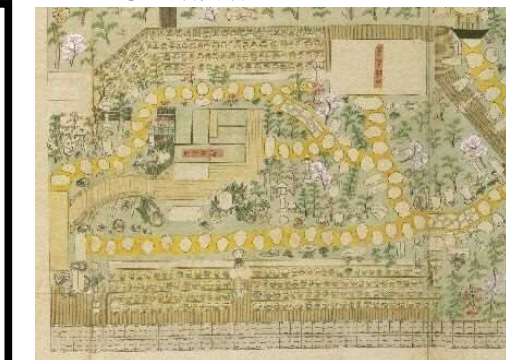


図 3-4-17 古絵図⑦⑧⑨における南池西側園路（花壇）の描写

古絵図⑧ 尾二ノ丸御庭之図



古絵図⑨ 御城御庭絵図



古絵図⑩ 御城二之丸図

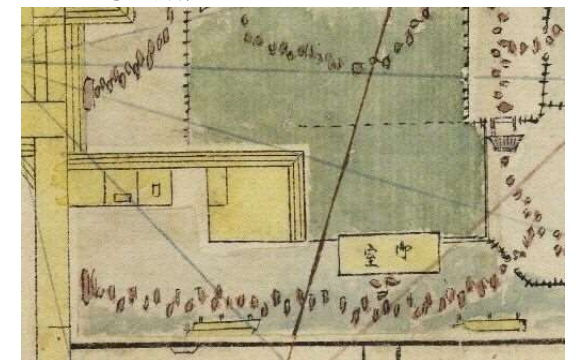


図 3-4-18 古絵図⑧⑨⑩における御植木屋周辺の描写

多春園周辺では土間状遺構、化粧三和土遺構、飛び石列などが出土した(図3-4-19)。これを絵図(図3-4-20)と比較すると、土間状遺構は多春園西側の土間部分とほぼ一致するが、土間状遺構の南に出土した赤色に着色された化粧三和土は絵図に描かれていない。一方、飛び石列は土間状遺構の西端から東南方向に並び、化粧三和土に埋め込まれた4石目で南に向きを変え、そこから南東方向に弧を描いて13基目まで出土した。飛び石列の並び方は絵図の描写とほぼ一致している。石の数はやや絵図の方が少なく感じられる。石の形状は絵図ではすべて楕円形で描かれ、大きさもほぼ一様に描かれているが、実際には多様であった。

飛び石列の遺構周辺には玉石が敷き詰められていた。絵図上に描かれた黄色の着色がこの玉石敷を示すようにも見えるが、園路に対する黄色い着色は絵図の全体に及んでおり、これらすべてが玉石敷を示すとは考えにくく、玉石は茶席周辺のみ敷かれていた可能性もある。

以上より、絵図⑨の信頼性について下記の点が指摘できる。

- ・茶席は平面的に描かれるが、樹木や石造物は絵画的な表現を用いて立体的に描かれている。
- ・茶席の間取りや園路の飛び石列の並びは実態と合致している蓋然性が高い。
- ・縮尺や距離感是不正確であり、発掘成果等を踏まえた補正が必要(4-2-4. 参照)。
- ・化粧三和土や玉石敷きのように、絵図から読み取れない要素も存在する。

このように、絵図⑨は縮尺や距離感是不正確であり、描かれていない要素が存在した可能性はあるものの、単なる理想形を示したのではなく、描かれた要素についてはおおむね文政期以降における二之丸庭園の実態を反映していると考えられる。

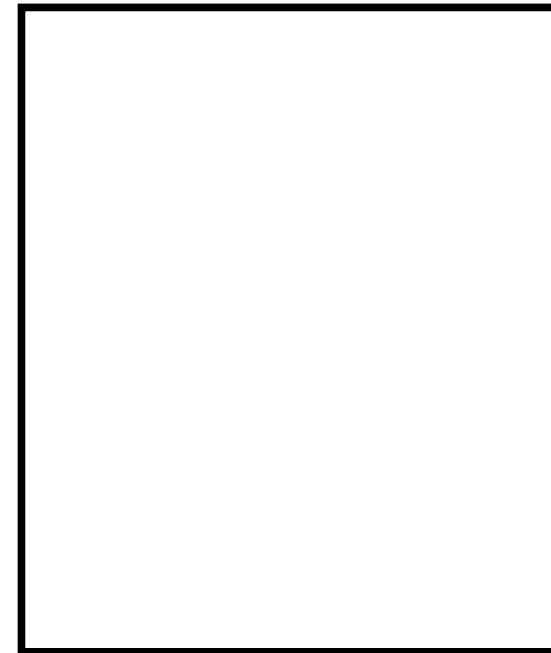


図3-4-19 多春園の遺構(南側から撮影)

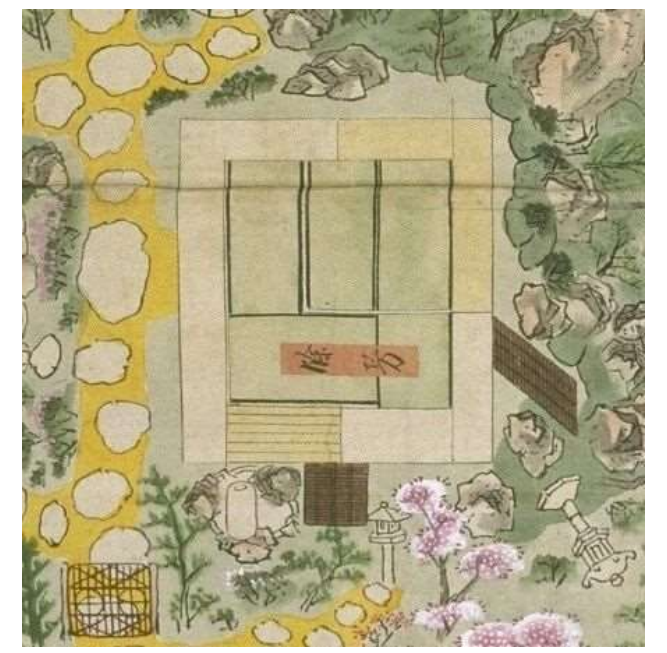


図3-4-20 「御城御庭絵図」に描かれた多春園周辺

4-4-2. 古絵図から得られる情報



「二之丸御庭の御茶屋」 徳川林政史研究所蔵



『御城御庭絵図』余芳部分拡大

改めて、古絵図と古写真を比較検討してみる。

古写真から得られる情報

- ・少し起りが付けられた茅葺の切妻屋根に下屋庇(四周に巡っているように見える)を設けている。
- ・妻壁は、小屋束を現さず全面壁としている。
- ・燈籠と円形の手水鉢が見える。手水鉢の左下に建物から張出して框と束のようなものが見える。
- ・間口の左半分は開放、右半分は壁となっている。右半分のさらに右半分は斜めになっていることから、建具のようなものを立て掛けているようにも見える。
- ・間口の右側の奥の方に柱と壁面が見える。
- ・内部は左面に障子(腰付障子か)4枚、奥の壁に中敷居障子が見える。

古絵図から得られる情報

- ・四畳半の南西側は二重線で白く表現されており、開口部と考えられる。
- ・四畳半の南面に縁が付けられ、縁先に円形の手水鉢を設け、近くに燈籠を描いている。
- ・四畳半の北東に矩折れに色を変えて描いている。
- ・四畳半の北東二畳分を白い線で分けしていることから、二畳の上段と推定される。
- ・四畳半外部は四周に叩きを連想させる色分けが施されている。

4-5. 文献史料

4-5-1. 文献史料の概要

江戸時代における二之丸庭園の様相を伝える主な文献としては下記の史料を挙げることができる。

(1) 金城温古録

尾張藩士の奥村得義が江戸時代後期に名古屋城の故事来歴をまとめた書物。

主な写本は名古屋市蓬左文庫、一般財団法人東洋文庫、名古屋市鶴舞中央図書館に所蔵。第44冊に庭園を含む二之丸御殿奥向について記述。

(2) 尾州御小納戸日記・尾州御留守日記

尾張藩主の側に仕えて奥向きの諸事を統括する御小納戸役が日々の業務を記した日誌。

徳川林政史研究所に所蔵。元文4年(1739)から慶応4年(1868)までの冊子が現存。御小納戸役は二之丸庭園にかかわる諸事についても管轄していたため、庭園の変遷や利用実態を知るうえで基本となる史料。

(3) 張出留

幕末に御小納戸役が職務に係る雑多な事項を記載した留帳。

このなかの「御間向井上御庭御席御茶席と御襖等筆者」に、二之丸庭園における茶席の襖絵や額の画題・筆者が記載。

4-5-2 文献史料から得られる情報

これらの文献史料のなかで特に情報量が多く、江戸期の一次史料である(2)のうち、二之丸庭園の改造が行われた文化文政期を中心に調査した。余芳を含む茶席に言及した記事は少なく、茶席の構造にまで言及した記事はみられなかったが、余芳の建築年代を推定する手がかりとなる情報を得ることができた。判明した事実をまとめると下記のとおりである。

- ・余芳のあった場所には、文政6年(1823)2月までは「玉壺亭」という茶席が存在した。(図3-4-21)
- ・玉壺亭の位置が後の余芳と重なることは絵図⑤⑥⑦によって確認できた。
- ・文政9年11月には玉壺亭は解体され「玉壺亭跡 御腰懸」となっていた。(図3-4-22)

余芳については絵図⑩では「御茶ヤ」と表記されているが、⑪では「御腰掛」と表記されている。上記の「玉壺亭跡 御腰懸」が余芳を指すとすれば、その建築年代は文政6年2月から同9年11月の間に絞られる。

余芳の命名については昭和15年(1940)刊行の『清水池園林泉帖』に、尾張徳川家14代慶勝が関白近衛忠熙とこの茶席で歓談した際に近衛が名付けたと記されている(図3-4-23)。だが、近衛が関白を務めた文久2年6月から翌3年1月まで間、慶勝は文久2年4月に江戸での謹慎を赦免されて同年12月28日に名古屋に入り、翌3年1月8日には名古屋を発って京都に向かっている。この間近衛と名古屋で歓談した事実はない。

一方、江戸期の史料である「張出留」には、余芳の額について「近衛内大臣忠熙公／御筆」とある(図3-4-24)。近衛が内大臣を務めた期間は文政7年6月から弘化4年(1847)6月であるため、額の揮毫もこの間と考えられる。なお、慶勝が尾張徳川家を継いだのは嘉永2年(1849)であるため、余芳の命名と額の揮毫に慶勝は関与しておらず、実際には文政9年11月以降に、斉朝が近衛に額の揮毫を依頼したと考える方が自然である。

史的にはこれ以上命名の時期を絞り込むことはできないが、余芳を含む二之丸庭園の改造を斉朝が主導したことを踏まえて、命名は文政10年8月の斉朝隠居までに行われたと推定しておきたい。

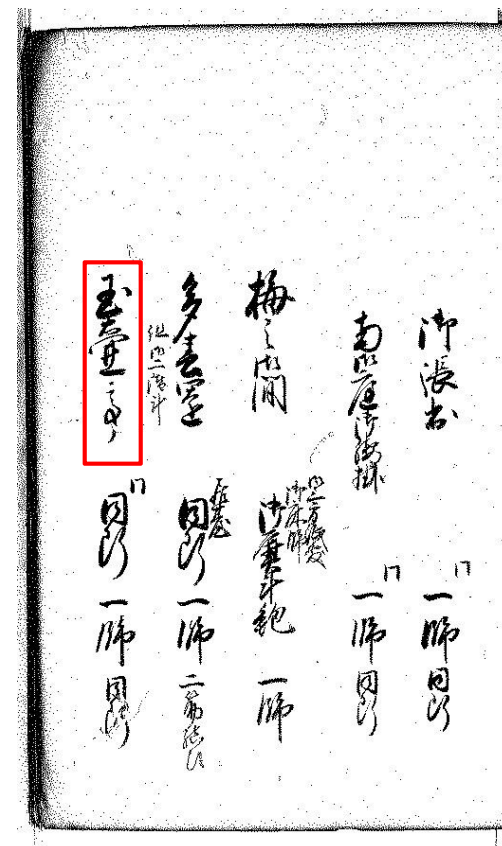


図3-4-21 尾州御留守日記 文政6年2月11日条 (徳川林政史研究所蔵)

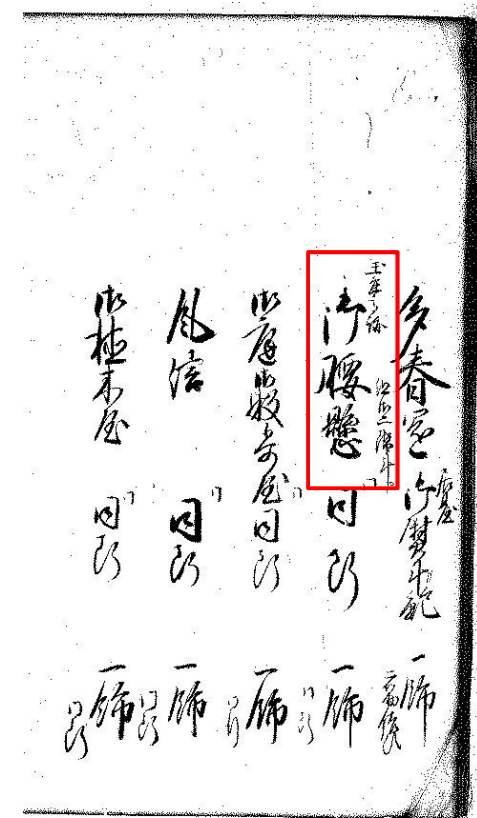


図3-4-22 尾州御留守日記 文政9年11月15日条 (徳川林政史研究所蔵)

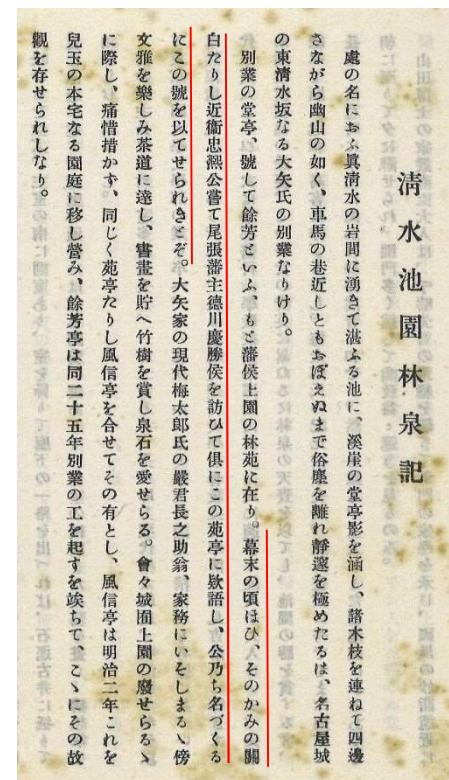


図3-4-23 『清水池園林泉帖』より

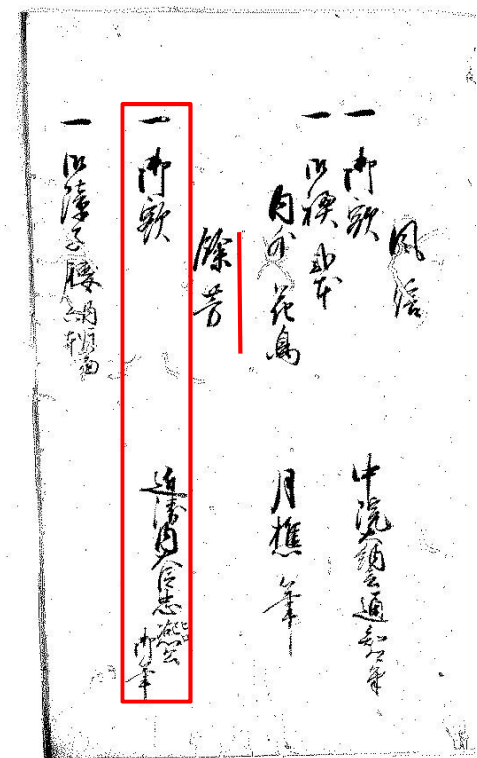


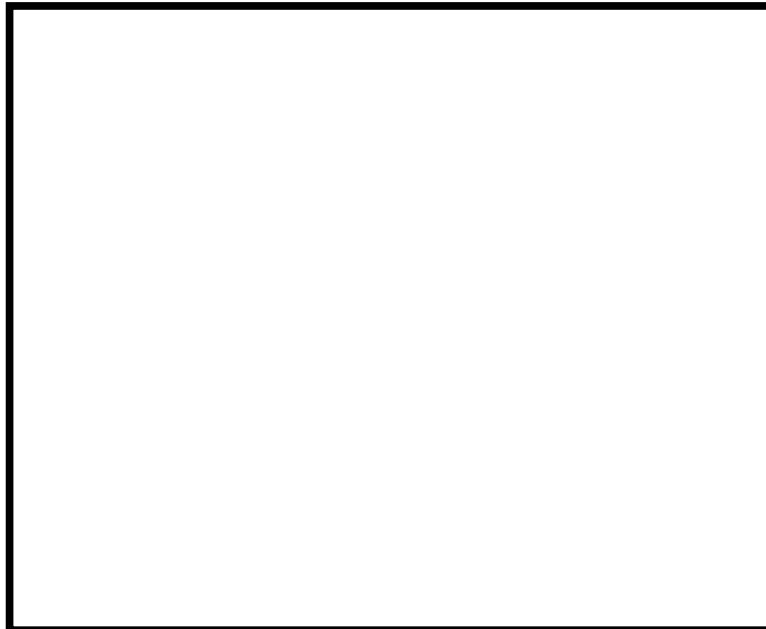
図3-4-24 張出留 (徳川林政史研究所蔵)

4-6. 参考建物

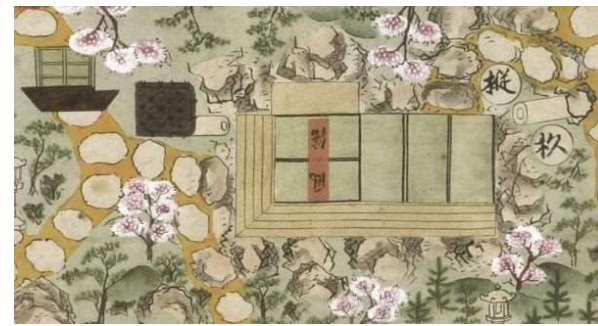
4-6-1. 風信

「風信」は二之丸庭園に存在した御茶屋である。「余芳」と同様に明治4年に尾張徳川家から大矢家に売却され、大矢家の本宅に移築されて、「風信亭」として現在に至っている。「余芳」と同じく昭和48年に名古屋市の文化財に指定されている。

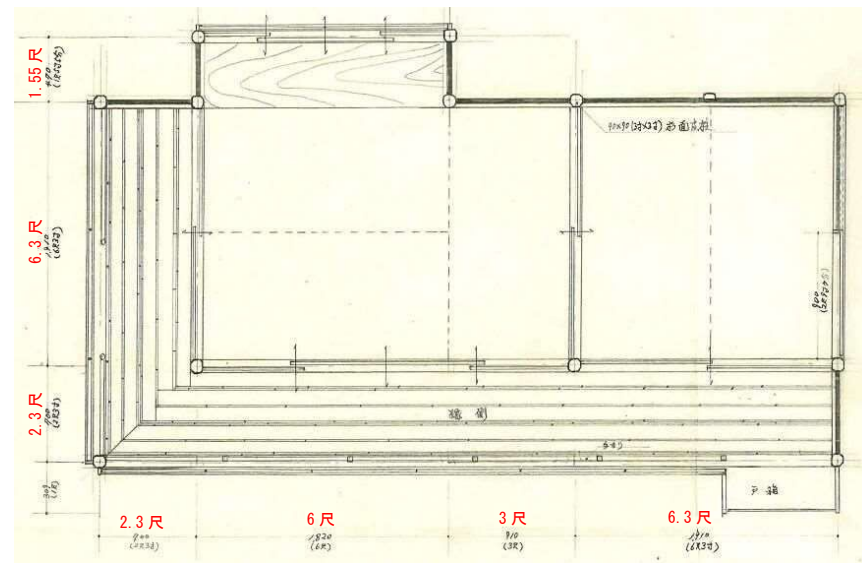
「余芳」の移築再建を計画する上で、同時代、同種の建物として、参考となる建物である。ここでは、文政頃の絵図と14代藩主慶勝撮影の古写真と指定時の状況及び昭和60年頃の状況から、二之丸庭園時代の状況を検討してみたい。



「二之丸庭園風信亭」(トリミング加工)(徳川林政史研究所蔵)
※西側方向より撮影したと思われる



「御城御庭絵図」風信部分拡大(上が北)
(名古屋市蓬左文庫所蔵)



余芳亭 平面実測図(上が北) (昭和48年頃)
(横地建築作成図面)(赤色で寸法値加筆)

上記の平面図は、昭和48年頃に横地建築によって作図された大矢家本宅の風信亭の実測図である。

「御城御庭絵図」と同じ平面規模で、方位も同じである。三畳と二畳からなり、南西面に矩折れに縁を巡らしている。三畳の北側に一間巾の張出がある。

柱は、3寸の杉面皮柱、おそらく中京間※(6尺×3尺)の畳割制かと思われる。縁幅は、芯々2.3尺、樽板に竹を挟んだ瀟洒な意匠としている。当初意匠を踏襲したものか、大矢家に移築した際に改変されたものかは、不明である。

古写真に戸袋が映っているため、雨戸の形式は当初のままと考えられる。

※実測図の記載寸法は、梁間芯々6.3尺、桁行寸法は三畳が9尺、二畳が6.3尺となっている。畳割制と芯々制の両方が混じった数値を示しており、京間畳の芯々制か中京間の畳割制か、理解し難い。

余芳の平面は、6.34尺×3.17尺の京間に近い畳割制が採用されていた。



風信亭西側外観(昭和48年頃)



風信亭東側妻壁の詳細(昭和48年頃)



風信亭南側外観(昭和63年頃か)

写真(文化財保護室蔵)

上の2枚は、昭和48年頃、左の写真は、昭和63年頃の外観写真である。

入母屋造、棧瓦葺きに一部檜皮葺き、北側は軒先まで棧瓦葺きとしている。二之丸庭園時代の古写真と比較しても、棧瓦に変更されたのみで、屋根形状は当時のままである。妻壁の意匠も踏襲されていることが分かる。

古写真では、西面に小庇が付いているが、大矢家では、取り除かれていることもわかる。



風信亭内部(違い棚を見る)(昭和48年頃)



風信亭内部(三畳西面)(昭和60年頃)

写真(文化財保護室蔵)

左上は昭和48年頃、右上は昭和60年の内部写真である。

三畳北側の張出部分に違い棚を設けている。框に地板を張り、落掛けを鴨居より高く取付けており、床の間と同じ構成としている。さらに書院窓をあけており、床と棚と違い棚を融合した構えである。

框の取扱いが余芳の蹴込床と同じ構成であることも注目される。

西側の腰高障子の腰部分は絵が描かれており、昭和48年と昭和60年頃の写真と同じ絵柄である。昭和48年頃には、すでに建具が取り外されている状態で、昭和60年と同じ状況であったと思われる。

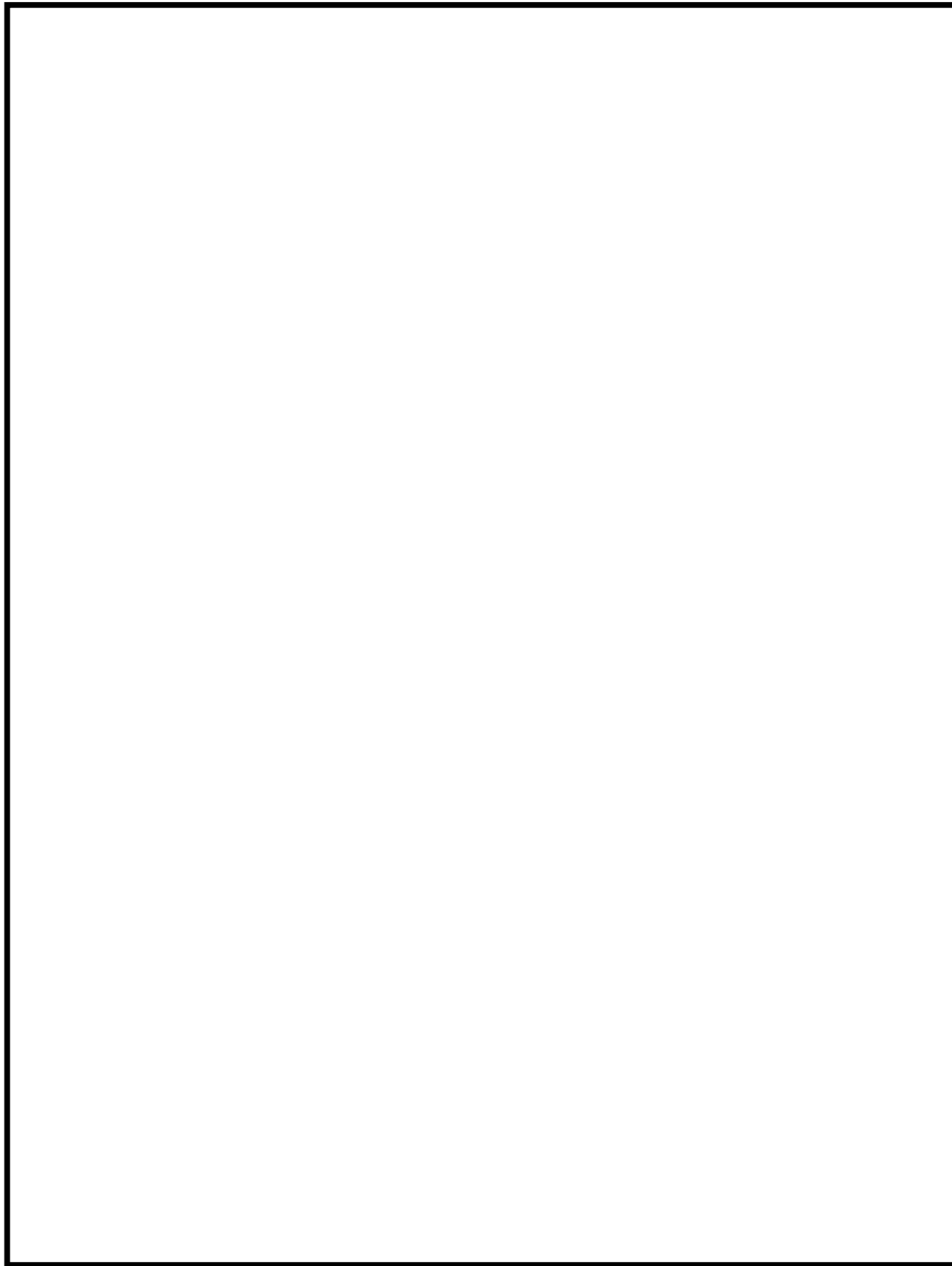
右上写真の障子は、開口部に対し、建具幅が寸足らずで、他の建物の建具と考えられ、腰部分の図柄が、余芳の建具と同じであることも注目される。

昭和63年頃には建具が新調されており、旧の腰高障子の所在は不明である。

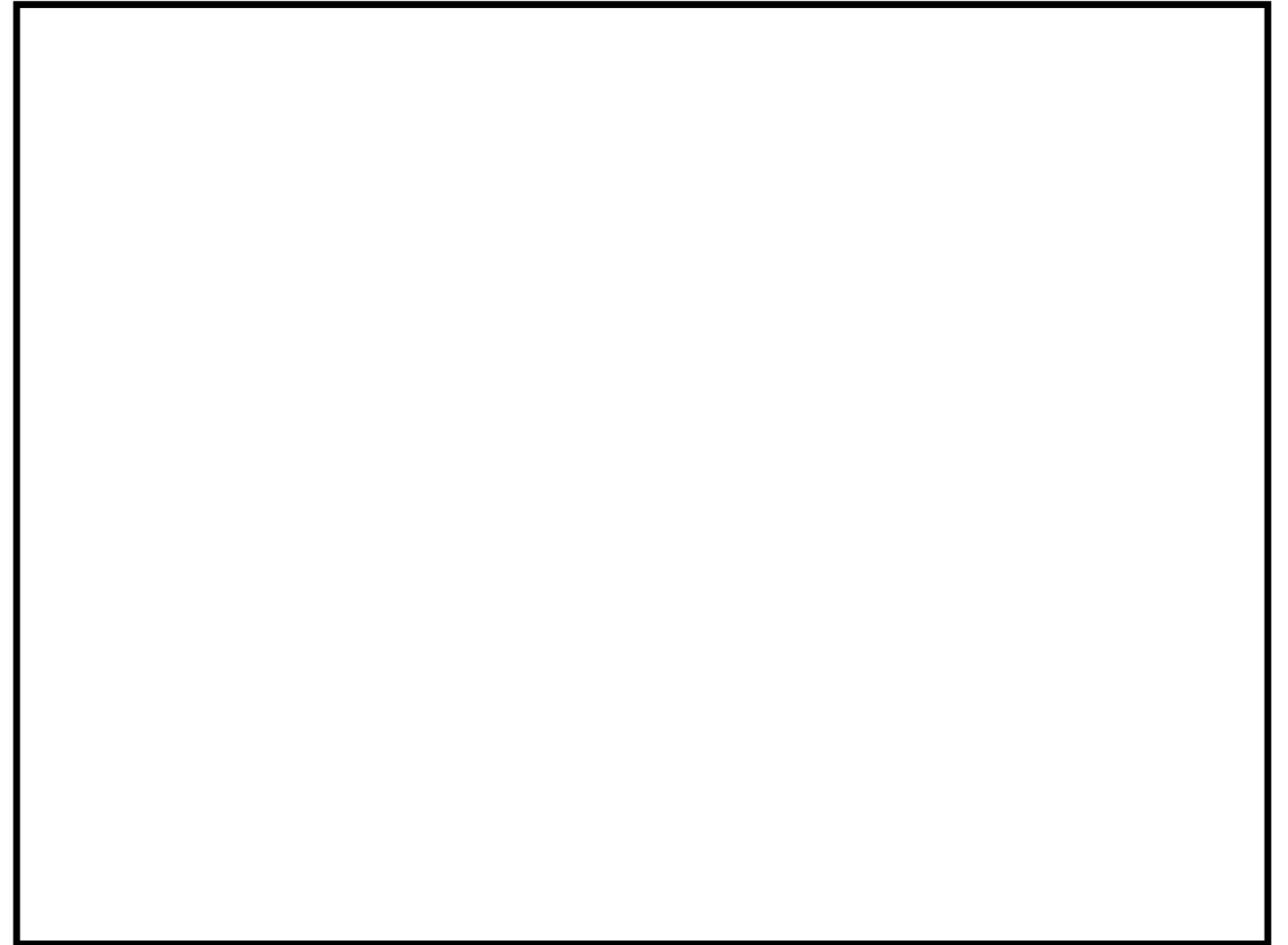


風信亭内部(西側)(昭和63年頃)

4-6-2. 戸山邸養老泉茶室



戸山邸養老泉茶室（徳川林政史研究所所蔵）



戸山邸養老泉茶室 茶室部分拡大（前掲）

尾張徳川家下屋敷にあった茶室である。正確な平面規模は不明であるが、寄棟造りの茅葺き屋根にこけら葺きの下屋庇が巡らされていることが分かる。正面と右側面に沓脱石が据えてある。写真を見る限り、内法の鴨居などの存在がないため、とても開放的な造りのようである。右側面は影になっており不明であるが、同じく開放されていると思われる。

下屋の軒高と柱の間隔から、正面は左から1間半、一間半、1間の間口4間であろうか。と、仮定すれば主屋の左手に張出し部分の奥行は1間であろうか。張出部分には手摺のようなものがあり、西芳寺湘南亭に見るような板敷の広庇のような扱いであったと想像される。

内部については、不明であるが、沓脱石から縁に上がり、さらに一段上がって座敷があるようにも見える。

注目されるところは、茅葺きの棟飾りである。棟飾りは、筭棟若しくは竹簧巻とみられる、東海地方の特色をあらわしている。茅葺きとしてはとても緩い勾配で温和な佇まいを見せている。

4-7. 類例建物

4-7-1 余芳の建築的特色

余芳は、杉の面皮柱に切妻の茅葺き屋根、四周に下屋を巡らしている。内部には二畳の上段を設け、床と付書院を備えている。茅葺きであるが、草庵風というよりは、格式ある御殿の組立である。茅葺き屋根は、通例の矩勾配よりも少し緩い勾配としており、こういったところにも草庵風でない、気品が漂っている。

余芳は、風信と同じく、水屋が設けられていない。徳川慶勝撮影の写真にも「二之丸御庭の御茶屋」と題されていることからわかるように、茶室という扱いではなく、北園地の景観をゆっくり楽しむための休憩所であったと考えられる。また、回遊式庭園の点景としても重要であり、まさに庭中の茶屋というべき建物であったと想像される。

4-7-2. 類例建物

余芳の建築的特色をもつ類例としては、等持院の清漣亭があげられる。

等持院の清漣亭は、梁間1間、桁行2間の小規模の建物で、水屋を備えている。現存する清漣亭は、明治29年に再建されたもので、それ以前の建物は『都林泉名勝図会』にも紹介されており、起こし絵図も存在する。現在の清漣亭は、起こし絵図と絵図を参考に同規模で再建されたものである。その際、上段と点前座を付して茶室として再建され、水屋が付加された。野趣のある皮付の丸太柱に軒桁、六角になぐった垂木や、はつり目を付した落掛など、野趣のある侘びた造りである。

他に、上段を備えた茶室としては、修学院離宮の窮遠亭があるが、18畳一室に台目畳6畳の上段が設けられているのみで、床も飾り棚もない。規模が全く異なり、水屋を備えているため、余芳とは用途が異なるが、上段を備えた茶室としての性格は類似していると考えられる。面皮柱に黒漆の上段框など、端正な気品が感じられる。

また、同規模の御茶室としては、桂離宮の賞花亭がある。賞花亭は、コの字に畳敷の腰掛を配して、竈と水屋棚を備えている。眼下の庭園に向かって2方が開放され、峠の茶室といった簡素な造りである。歪みのあるクヌギの皮付き柱等、非常に侘びた造りである。



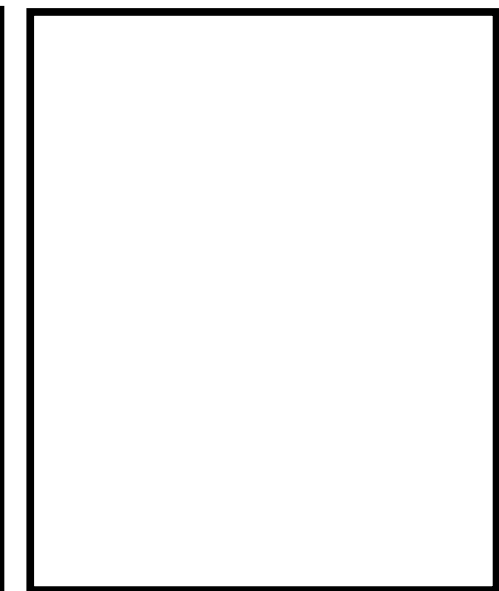
等持院（京都）清漣亭内部
（『普請64号』前掲より転載）



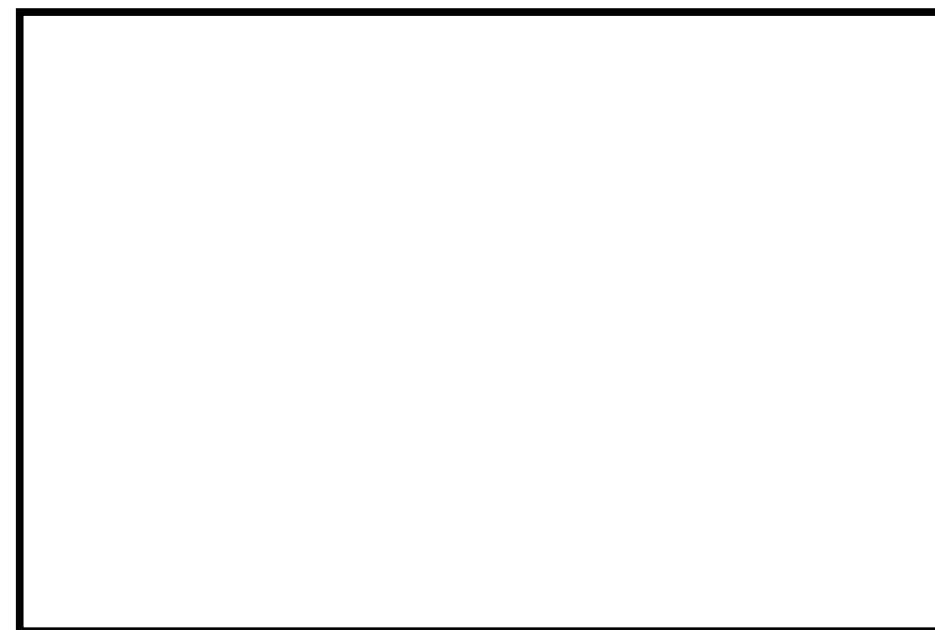
仁和寺（京都）飛漣亭
（『茶室大観II』（創元社発行）より転載）



修学院離宮（京都）窮遠亭外観



修学院離宮（京都）窮遠亭内部
（『修学院離宮』（昭和59年5月、財団法人有職文化協会発行）より転載）



桂離宮（京都）賞花亭（『桂離宮』（小学館発行）より転載）



「都林泉名勝圖會卷四」より転載



等持院（京都）清漣亭外観
（『普請64号』（一般財団法人京都伝統建築技術協会発行）より転載）

4-7-3. 足元の類例



侍庵 (国宝) の足元をみる

〔『国宝・重文の茶室』(世界文化社発行)より転載〕
自然味のある礎石を用い、差石(狭間石)は礎石と同種材で、大きさも殆ど変わらない石を用いている。差石というよりは、基礎の一部であるかのような扱いである。腰巾木は、杉の中杢板、成は8寸程度としている。



如庵 (国宝) の足元をみる

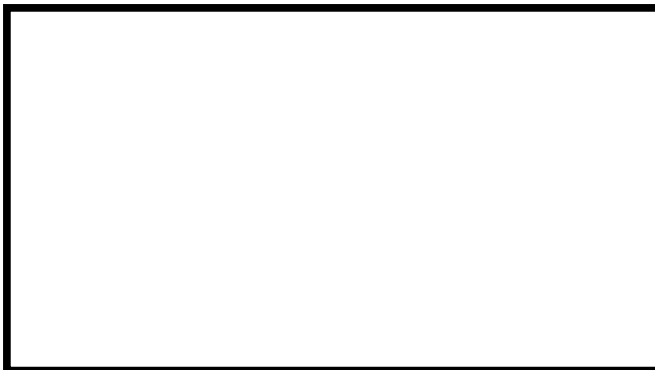
〔『数寄屋建築集成茶室と露地』(小学館発行)より転載〕
柱礎石は、材種の異なる大振り of 自然石を用いている。差石(狭間石)は、天端が平坦で角のある小さめの自然石で、柱の面と同じ出入り程度で、礎石天端から1寸程度下げて据えている。腰巾木は、杉の中板目、成は礎石天端より8寸程度としている。



燕庵 (重文) の足元をみる

〔『国宝・重文の茶室』(世界文化社発行)より転載〕
柱礎石は、柱の2.5倍程度の自然石を用いている。差石は腰幅木と連子格子の部分でその意匠を変えている。腰幅木のある部分は、土間叩きで地盤を盛り上げているため、如庵と同じような8分程度の見え掛りで、連子格子の部分は、直接地盤面に接するため、待庵と同じような差石の意匠としている。腰幅木は、特色のある木目の杉材で、成8寸程度としている。

4-7-4. 軒裏の類例



曼珠院茶室 (重文) の天井をみる

〔『国宝・重文の茶室』(世界文化社発行)より転載〕
外部の化粧屋根裏は、内部の掛込天井と同じである。
垂木は、杉の小丸太と赤松皮付きの小丸太を交互配し、間垂木は大和竹とし、小舞は大和竹2本宛とし、間垂木に藤蔓搔きとしている。化粧裏板は、杉野根板の羽重ね張り。
古典の茶室の軒裏には、竹の垂木が多く用いられており、2種類の小丸太を用いた例は、珍しい。垂木間の竹と、小舞竹の藤蔓搔きは、茶室の化粧屋根裏の典型的な手法である。



当麻寺中之坊茶室 (重文) の天井をみる

〔『国宝・重文の茶室』(世界文化社発行)より転載〕
外部の化粧屋根裏は、内部の掛込天井と同じである。
垂木は、小丸太と竹の交互配し、間垂木は大和竹としている。小舞は、杉削木と竹を交互に配してし、間垂木に藤蔓搔きとし、化粧裏板は、杉皮張り。
他に例を見ない組み合わせである。



玄甲舎 (玉城町指定文化財) の軒裏をみる

梁間5間、桁行8間の一角に小間の茶室を配し、その土間底部分を草庵風な意匠にまとめている。写真は、その草庵風の軒裏である。
竹と杉の押角材を交互に配し、間垂木に大和竹を入れて、大和竹の小舞と藤蔓搔きとしている。小舞は、1本、2本と交互に配し、化粧屋根裏は、杉皮張りとしている。



聚光院榭床席 (重文) の天井をみる

〔『国宝・重文の茶室』(世界文化社発行)より転載〕
外部の化粧屋根裏は、内部の掛込天井と同じである。
垂木は竹垂木、化粧裏板は杉野根板の羽重ね張りとし、垂木間の押えに煤竹へぎ材用いた庚申張りとしている。



西芳寺湘南亭 (重文) の軒裏をみる

〔『国宝・重文の茶室』(世界文化社発行)より転載〕
化粧屋根裏の垂木は多種類の小丸太を配し、小舞は木小舞としている。先例のような間垂木はない。化粧屋根裏は、杉野根板の羽重ね張りとしている。

類例を総合的に判断して、余芳の軒裏を検討してみる。
「余芳亭」の解体前の軒裏は、丸太と角垂木を交互に配して、木小舞としていたが、垂木掛の墨書から、当初の垂木は木(※1)と竹が交互に配されていたことが判明した。また、垂木間に巾5分、深さ5厘ほどの彫り込みが施されていることから、当初は垂木間にへぎ材を押えに用いた庚申張りであったと推定される。
(※1)当初材と思われる垂木が残存。杉の押角材(1.2寸角)

5. これまでの部材調査の成果概要

5-1. 平成23年度の解体調査

調査の経緯

「余芳亭」は、昭和48年に名古屋市の文化財に指定された。指定後も所有者である大矢家によって維持管理が行われてきたが、平成22年11月に御当主の死去に伴い、ご遺族から寄付の申し出があった。名古屋市では、平成22年度に特別史跡名勝名古屋城全体整備検討委員会庭園部会を設置し、具体的な検討が開始されていた時期であった。名古屋市では、本建物が将来の二之丸庭園整備にあたって重要な意味合いをもつ遺構であることを認識し、移築再建を前提として譲り受けることとした。

将来の再建に備えるため、解体工事に先立ち、現状の詳細な記録と調査を実施することとした。調査は名古屋市教育委員会が担当した。詳細な調査は、解体工事と並行して行われ、将来の再建に参考とするため、増改築の痕跡、細部の写真撮影等の調査が実施された。

調査の成果

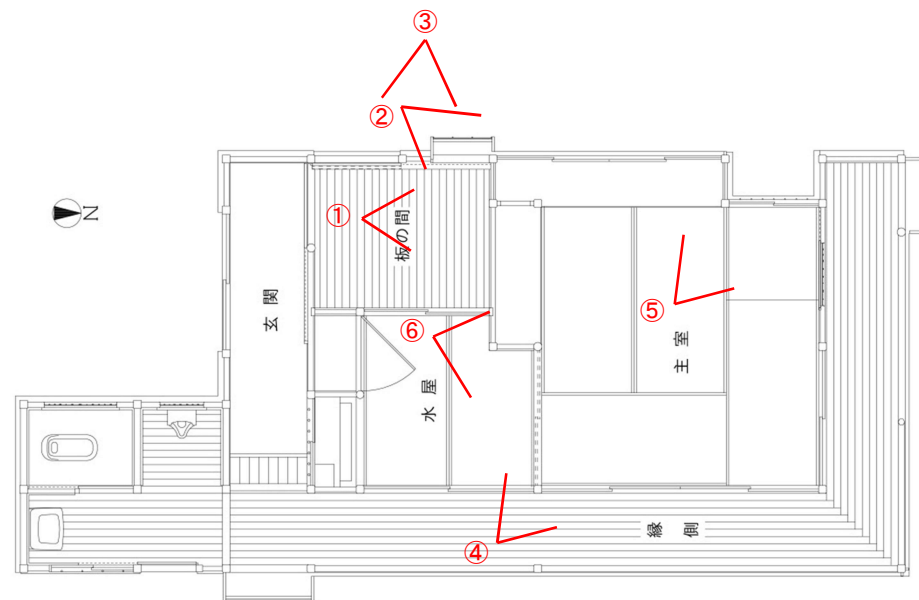
解体前の詳細な実測図を作成し、構造形式、内外部仕上げがまとめられた。

この時の解体調査で、部材の痕跡等は網羅されて、当初材の転用、建物の変遷も明らかとされている。また、痕跡と「御城御庭絵図」と照らし合わせて、復原考察も行われた。

解体部材は、名古屋城内に格納保管された。

解体前の状況で特に注目されるのは、建具についてである。

主室と水屋境の建具は失われていた。その他の建具は残存しており、特に北側と東側の腰高障子は、2組があったとある。框の塗が出書院と同じものと、腰板に絵が描かれているものの2種類があった。絵が描かれた障子は、上框に「梅山筆」と彫り込みがあった。



平成23年解体時平面図（写真位置図）



写真① 小屋組の解体状況（H23年度）
当初軒桁が水屋側に転用されていたことが判明。



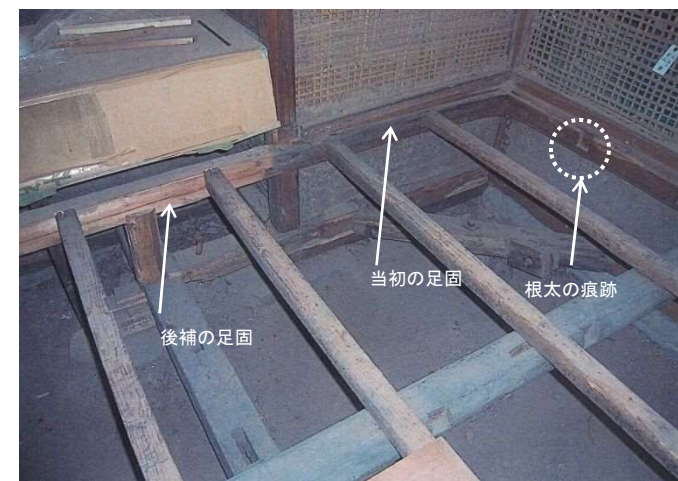
写真② 小屋組の解体状況（H23年度）
下屋軒桁の当初材が残存。丸太の軒桁には、不要の折釘が一定の法則で打たれていた。掛雨戸の掛釘と推定。



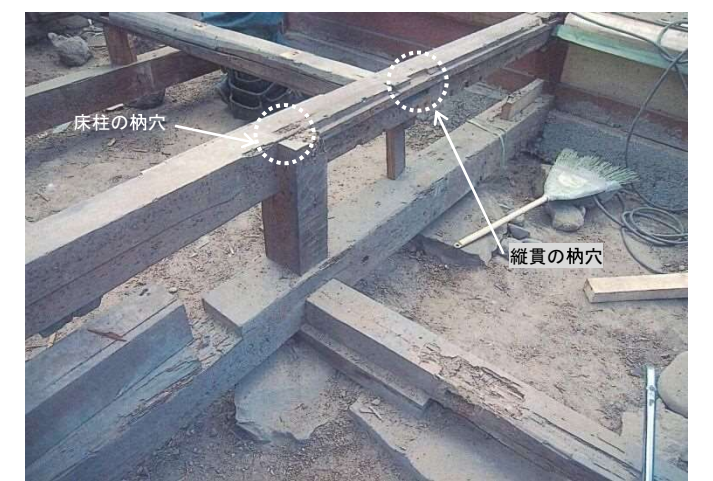
写真③ 小屋組の解体状況（H23年度）
板の間部分の丸太の軒桁に不要の折釘が残存。下屋軒桁の当初材と判断できる。



写真④ 天井材解体状況（H23年度）
天井材は当初材が残存していた。廻縁上の胴縁材天端に、使用していない桔木決りの痕跡があった。



写真⑤ 床組の解体状況（H23年度）
足固めは、付書院部分のみ後補材で、他は当初材が残っていた。当初材の足固めに不要の根太の痕跡があった。



写真⑥ 床組の解体状況（H23年度）
床柱の東側（当初は西側）に貫の痕跡があった。ちょうど上段框が取付く位置であった。

5-2. 平成27年度の詳細調査

調査内容

平成23年度の調査をもとに、さらに詳細な部材の調査が実施された。平成27年度は、古絵図の他に、古写真とも照らし合わせて再建根拠が精査された。

調査の結果

平成23年度では、わからなかったことが判明。

平成26年度に、左官材料について下記の見解が示されたが、

柱の痕跡から、左官材料が検出された。左官の上塗りは、外壁（増築部）が色土（小牧産の赤色花崗岩の石粉を混ぜた粘土）、内壁は豊田産と思われる黄土の粘土で、部屋内はのろかけであったと思われる。砂6合割の硬調の仕上げが安政頃の流行と知られる。

平成27年度の調査では、小牧色仕上げは、水屋が増築された際に塗られたと考えられ、江戸期にはなかったと考える。（古写真からも赤味の明度が妻壁に感じられない。）との見解が示された。

5-3. 平成30年度の仮組調査

仮組調査に至った経緯

今後の余芳の移築再建にあたり、設計精度を確保するため、事前に仮組による詳細な調査が必要と判断され、かつ合理的な作業と考えられた。

仮組により、部材の破損状況とその原因の把握、復原の検討のため、総合的な判断が可能となり、設計精度を高めることになるとのことで、仮組調査が実施された。

但し、平成30年度は、軒桁より上部の小屋組みについては、仮組を行っていない。

仮組による成果

仮組によって、かなり具体的な構造と改変状況が明らかとなった。

仮組調査では、河田克博委員と麓和善委員から下記の指摘があった。

○河田委員からの指摘事項

構造上の補強方法、部材繕いの修理方法、参考事例などの指摘があった。

○麓委員からの指摘事項

担当者間では明治期の材と考えられていた妻梁、軒桁、小屋梁などの構成部材は、痕跡、加工痕などから当初材と考えられるとの見解が示された。

軸部材だけでなく、貫などの野物材もすべて組み上げて取り合いを検討し、小屋組についても仮組できる場所を確保して、さらに詳しく検証する必要があるとの指摘があった。

根継などは、根継位置を踏襲して継木材を取り替える、といった修理内容の指摘があった。

5-4. 令和3年度の仮組調査

仮組調査に至った経緯

平成30年度の仮組調査において、建造物部会から、広い場所で部材の相関関係を見ながら検討する必要がある。また、小屋束も含めて仮組できる場所を確保して、さらに詳しく検証する必要があるとの指摘があり、二之丸庭園内に2階建て規模の仮設小屋を建て、仮組を行い詳細な調査を行うことになった。

調査内容と成果

二之丸庭園時代の余芳を推定して仮組を行い、構成部材の詳細な調査を実施された。痕跡に基づき主屋軒桁と鼻桁及び隅柱の原寸模型を作成して当初構造の検討も行われた。併せて、推定復原図の作成と復原図に基づく耐震診断とその補強案が示された。

仮組状況と推定再建図から当初材、繕い及び取替材などの補足木材の構成部材調書を作成し、工事費の概算も算出された。

令和3年度の調査結果は、今後の整備に向けた基本設計、実施設計の基礎資料として十分な成果が得られた。



仮組状況①



仮組状況②



仮組状況③



仮組状況④

6. 根拠資料を用いた再建検討の考え方

表 3-6-1 根拠資料を用いた余芳各部の再建検討の考え方一覧表

	再建根拠の考え方	具体的な再建根拠資料
平面規模・位置	<ul style="list-style-type: none"> ・既存建物の実測、部材の痕跡による。 ・発掘調査の手水遺構・古絵図・古写真なども参考とする。 ・発掘調査の手水遺構による。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主屋平面 → 部材実測値、痕跡による ・下屋柱位置 → 床の間、付書院部分は当初材残存、南東袖壁の下屋柱位置については推定による。 ・濡縁 → 痕跡、手水組遺構及び古絵図、古写真などから奥行寸法を検証 ・建物位置 → 発掘調査で確認された手水と礎石の遺構
構造形式・各部寸法	<ul style="list-style-type: none"> ・部材の実測寸法、当初材の痕跡による。 ・屋根の形状や勾配などは痕跡や古写真の解析結果等を参考とする。 ・類例建物を参考とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造形式 → 解体部材、当初材の痕跡 ・足元廻り → 類例建物 ・屋根形状 → 古写真、類例建物 ・各部寸法 → 部材実測値、痕跡、古写真解析の寸法値を検証
外部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・既存材、古写真、古絵図、類例建物を参考とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・腰幅木 → 痕跡、類例建物 ・濡縁縁板 → 痕跡、古絵図 ・連子格子 → 既存材若しくは痕跡、類例建物 ・下屋軒裏 → 痕跡、類例建物 ・主屋軒裏 → 類例建物 ・主屋妻壁 → 古写真
内部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・既存材、痕跡による。 ・古写真、古絵図、類例建物を参考とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・天井廻り造作 → 既存部材 ・床廻り造作 → 既存部材 ・書院廻り造作 → 既存部材 ・上段框 → 痕跡、類例建物 ・下地窓 → 痕跡、既存部材、古写真 ・腰張 → 古写真、類例建物
建具	<ul style="list-style-type: none"> ・既存材、古写真、類例建物を参考とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・腰障子 → 既存建具 ・下地窓障子 → 既存建具 ・付書院腰障子 → 既存建具 ・連子窓障子 → 既存建具 ・外部掛雨戸 → 古写真、類例建物
材料・仕様等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存材、痕跡による。 ・古写真、類例建物を参考とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用木材 → 既存部材、類例建物 ・内外部壁 → 既存材料、類例建物

第4章 余芳再建検討

1. 再建考察

1-1. 再建考察の概要

〔各部再建のための基本的な考え方〕

- ・ 建物の配置については、発掘調査結果から明らかとなった手水石組跡の北側とし、古写真の分析結果、絵図等を参考に、位置及び傾き等を決定する。
- ・ 各部の寸法については、当初材の痕跡を最優先とし、屋根の主要寸法は古写真解析により寸法値を決定する。また、古写真等で不明な仕様については、類例建物を参考に決定する。
- ・ 上屋、下屋の軒裏廻りの仕様については、既存建物の仕様を拠り所としつつ、痕跡及び類例を参考に決定する。
- ・ 建具については、原則として既存材を再用とするが、古写真Bの『清水池園林泉帖』記載事項についても検討する。外部の雨戸類は、類例を参考に決定する。

表 4-1-1 根拠資料と設計の進め方一覧表

区分	主な規模や仕様など	根拠とした資料と設計の進め方
平面規模・配置	主屋) 10.05 尺四方 下屋) 1.6 尺 (床の間、付書院奥行寸法)	既存材実測により平面寸法を決定し、遺構の手水の北側の石を礎石として配置を決定する。
主な構造形式	1 間半四方、四周下屋庇付。 柱は礎石建ち、南面して建つ。柱上部に軒桁を載せ、中梁を妻梁で挟み軒桁で受ける。 軒桁から中梁に梁を架け、小屋束を立てて棟木、母屋を受ける。 下屋軒桁は、床の間、付書院部分は柱上部に載せ、他は桔木で桔上げる。	小屋組の架構は、原則として既存構造を踏襲する。桔木構造は痕跡により確定する。 柱足元の仕様は、遺構及び足元廻りの痕跡から類例により確定する。
各部寸法	柱：(主屋・下屋) 杉面皮柱 2.7 寸角、床柱：赤松皮付 径 2.8 寸 床高：礎石天端より敷居天端まで 1.48 尺 主屋軒桁高：礎石天端より軒桁天端まで 9.58 尺 下屋軒桁高：礎石天端より軒桁天端まで 7.98 尺	柱寸法は、部材実測による設計寸法値。 床高は、既存建物が土台建ちの為、類例により推定する。 各軒高は、部材の痕跡等の実測値により決定する。
屋根	主屋) 切妻造茅葺き。棟飾り品軒積。起り付。 軒の出 (垂木の流れ寸法) 1.0 尺、茅の出 (広小舞より) 流れ寸法 4.8 寸、茅厚 1.0 尺。 屋根勾配 8 寸 下屋) 四周下屋庇付、こけら葺き。南面のみ継る屋根付。 軒の出約 3.6 尺 (柱芯より屋根材先端まで)。屋根勾配 4.3 寸勾配	古写真Aにより、屋根形状および仕様を確定する。 古写真からも判断できない箇所は、類例により推定する。 下屋の南面は、当初の化粧垂木が 3 本残存。
壁	内部) 土壁塗り 外部) 色土	平成 28 年の調査報告書によるが、類例により推定する。
内部造作	上段框、床框、付書院、上段) 折上天井鏡板張、下座) 平天井、付書院透かし彫板欄間	内部造作材は、その殆どが残存している。 上段框は失われているため、痕跡により形状、寸法を確定し、材種等は類例により推定する。
建具	開口部腰障子、下地窓片引き障子、連子窓引違障子、付書院腰障子、掛雨戸	建具類はその殆どが残存している。掛雨戸は痕跡により寸法を決め、意匠は類例を参考として決定する。
その他	内部) 内部腰張、付書院地板下腰板 (張付壁)、各種釘 外部) 差石、軒内叩き、腰幅木、南側濡縁	原則として既存仕様に準じるが、不明な点は古写真で判断できる部分は古写真を参考とし、それ以外は類例を参照する。

1-2. 平面計画

平面寸法

- ・平面寸法は、実測寸法により主屋を10.05尺四方とし、床の間及び付書院の奥行を1.6尺とした。
- ※余芳の平面は、6.34尺×3.17尺の畳割制が採用され、柱は2.7寸角の杉面皮柱。上段の畳寸法、下座の畳寸法から明らかに上段を意識した平面計画であることが分かる。

濡縁の奥行寸法について（次項で遺構をもとに検討する）

- ◆絵図を参考とすれば、下図のような再建図も考えられるが、濡縁の寸法については、手水の遺構と密接な関係にあるため、手水の遺構も併せて検討する必要がある。
- ・下図は、濡縁の意匠は絵図に倣って樽縁とした図である。
- ※古写真に透視図を書き入れて寸法を読み取ると、3尺程度あったが、奥行寸法については、精度に欠ける。

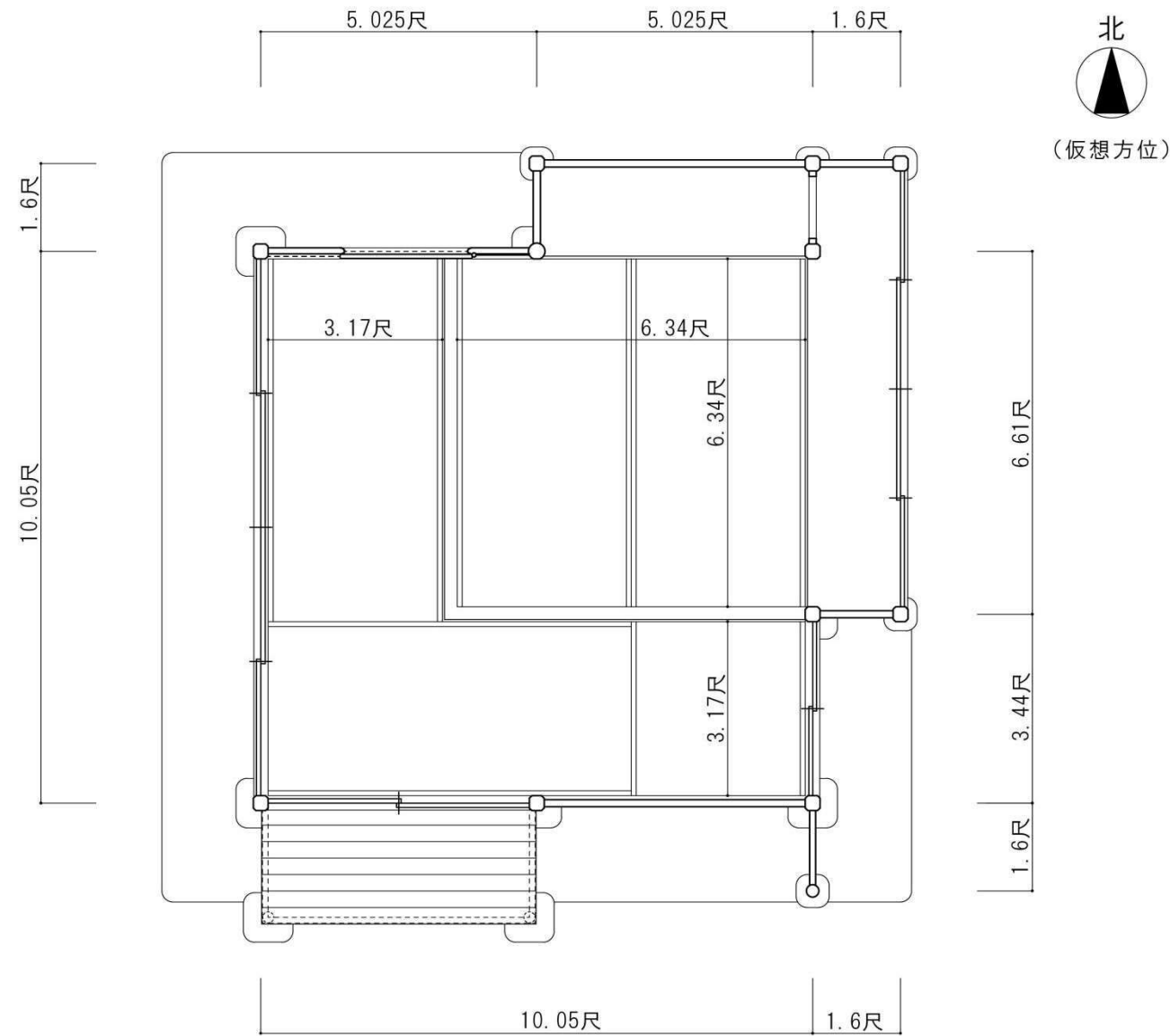


図4-1-1 余芳 平面計画図（濡縁については次項で検討する）

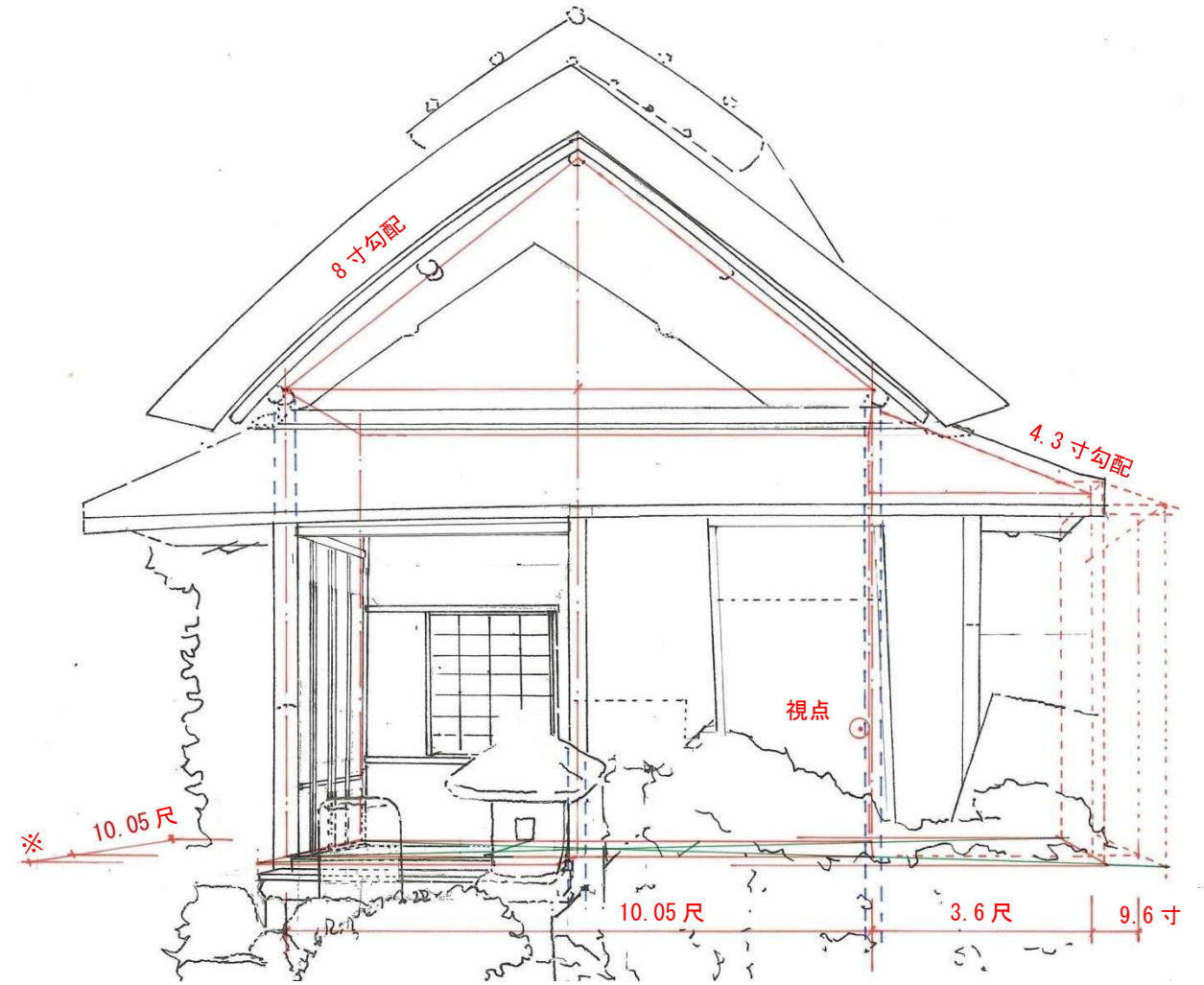


図4-1-2 古写真のトレースに透視図を書入れ（古写真については3-2-6参照）



図4-1-3 『御城御庭絵図』 余芳部分拡大

1-2-1. 配置の検討

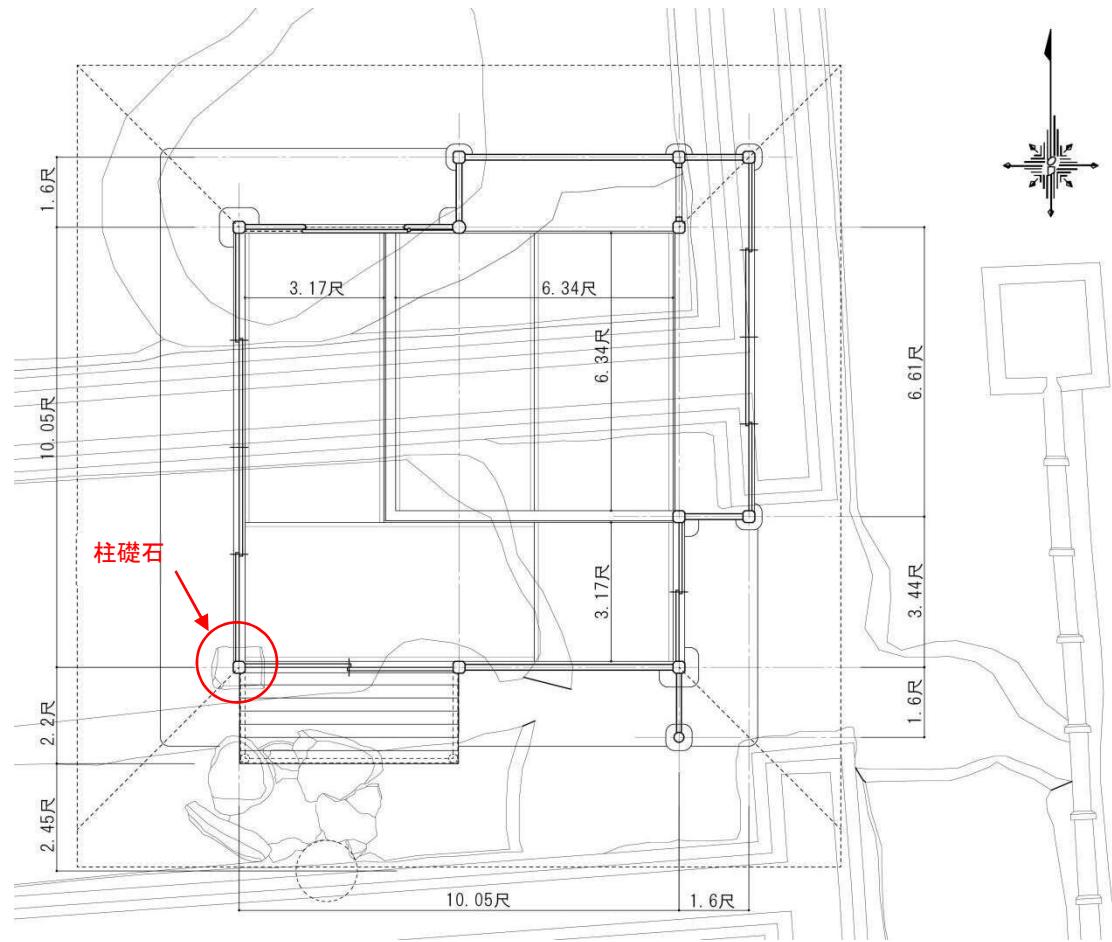


図 4-1-4 余芳 配置検討図①

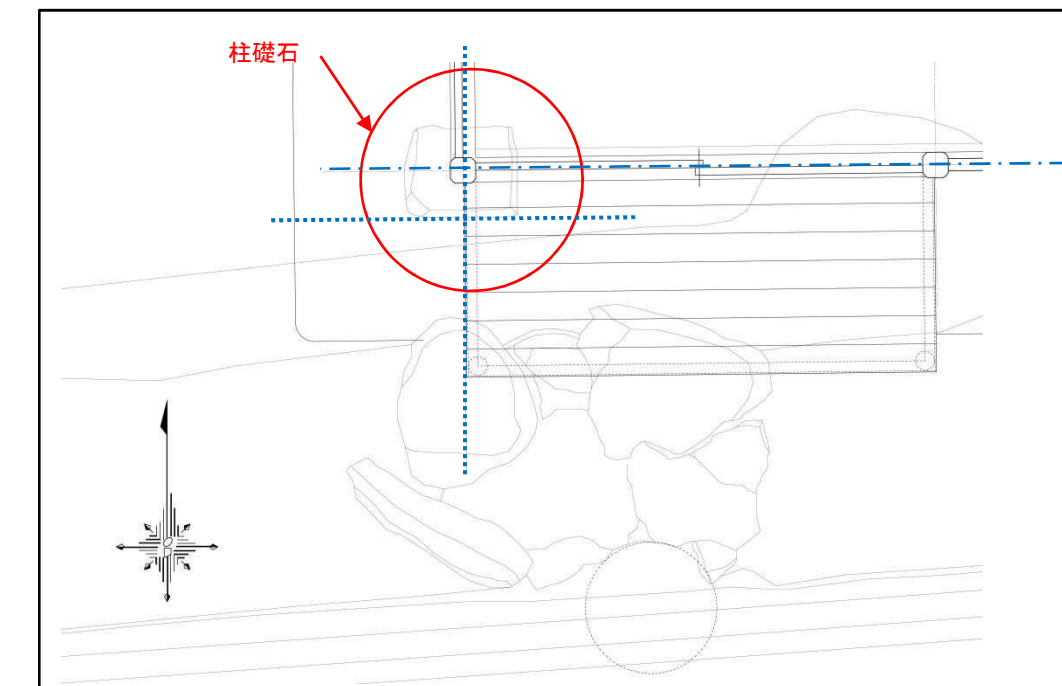


図 4-1-5 余芳 配置検討図 (礎石部分の拡大)

配置計画

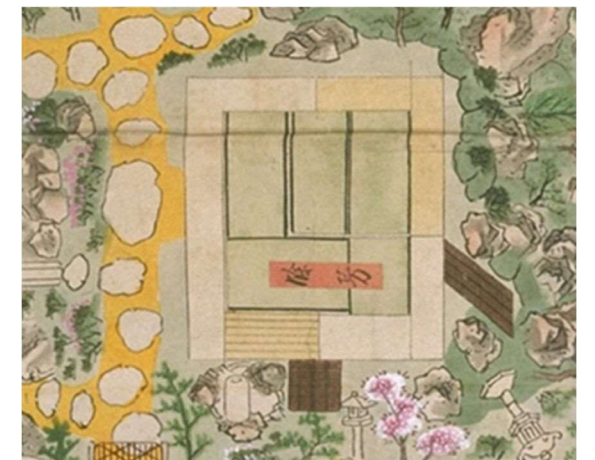
- ・手水遺構の北側の四角い石を礎石と推定し、この石の方位を参考に建物の配置を推定する。
※他の礎石は兵舎建設の際に掘り起こされて失われており、唯一の礎石として配置計画の拠り所とした。
- ※礎石は正方で、ほぼ南北の軸線に沿って据えられており、石の南面に凹凸があるもののこれに概ね垂直に面していることも踏まえると、軸線に建物を配置することが往時の建物配置として蓋然性が高いと考えられる。
- ※礎石としては 30 cm 四方余りあり、建物規模に対して大きく思えるが、桂離宮では大振りの礎石を用いた建物が多数存在する。ありえないことではない。
- ※『御城御庭絵図』では、円形の手水鉢が建物の西側へ寄せて手水鉢が描かれており、古写真では円形の手水鉢が濡縁の中央より西側へ寄っている。配置計画図も濡縁の中央よりも僅かに西に寄っている。

濡縁の奥行寸法について

- ・配置計画に基づいて建物を配置し、縁の奥行寸法は、絵図の畳に対する比率を分一で測定して決定する。
※縁束を手水の北西側の石の北端の方へ乗る格好となり、手水鉢の使い勝手よほど良い位置になる。
- ・濡縁の様子は痕跡及び絵図に倣い樽板 7 枚の打ち被せとする。
※南西隅柱に框の痕跡があり、縁板は打ち被せで、厚みは 6 分であることが判明している。
※樽板の一枚幅は凡そ 3 寸となる。



図 4-1-6 手水組の遺構写真



『御城御庭絵図』 余芳部分拡大

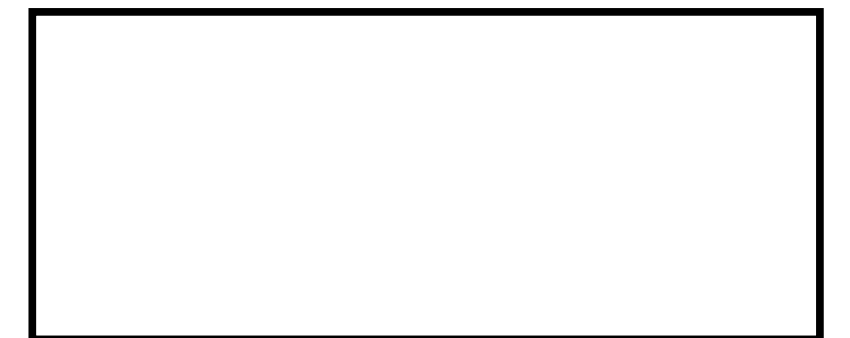


図 4-1-7 (類例) 桂離宮賞花亭の足元を見る

写真『桂離宮』(小学館発行)より転載
大振りの礎石が据えられている。桂離宮では他の建物も礎石には大振りの石が使われている。

1-2-2. 配置計画と古写真との検証

前項で確定した配置計画をもとに古写真の撮影位置について検証してみる。

検証方法（写真の見え方）

- ・写真撮影の焦点は南東柱より僅かに左側と推定。（青丸）
- ・建物の北西隅柱が手水鉢の中心より僅かに右側に見える。（赤丸1）
- ・南西隅柱と濡縁の見え掛り具合。（赤丸2）
- ・北面下地窓と南面中央柱との見え掛り具合。（赤丸3）

結果としては、建物南側壁面から18メートル以上離れた位置から撮影されたと推定される。

※燈籠の位置は、右図の下地窓中心と南面中央柱の間（赤破線の間）の黄破線上にあると推定される。

※手水鉢の見え方（緑破線の間）も古写真のように見える。



図4-1-8 「二之丸御庭の御茶屋」 徳川林政史研究所蔵
(株式会社朋成にて、画像の解像度と濃淡を調整)

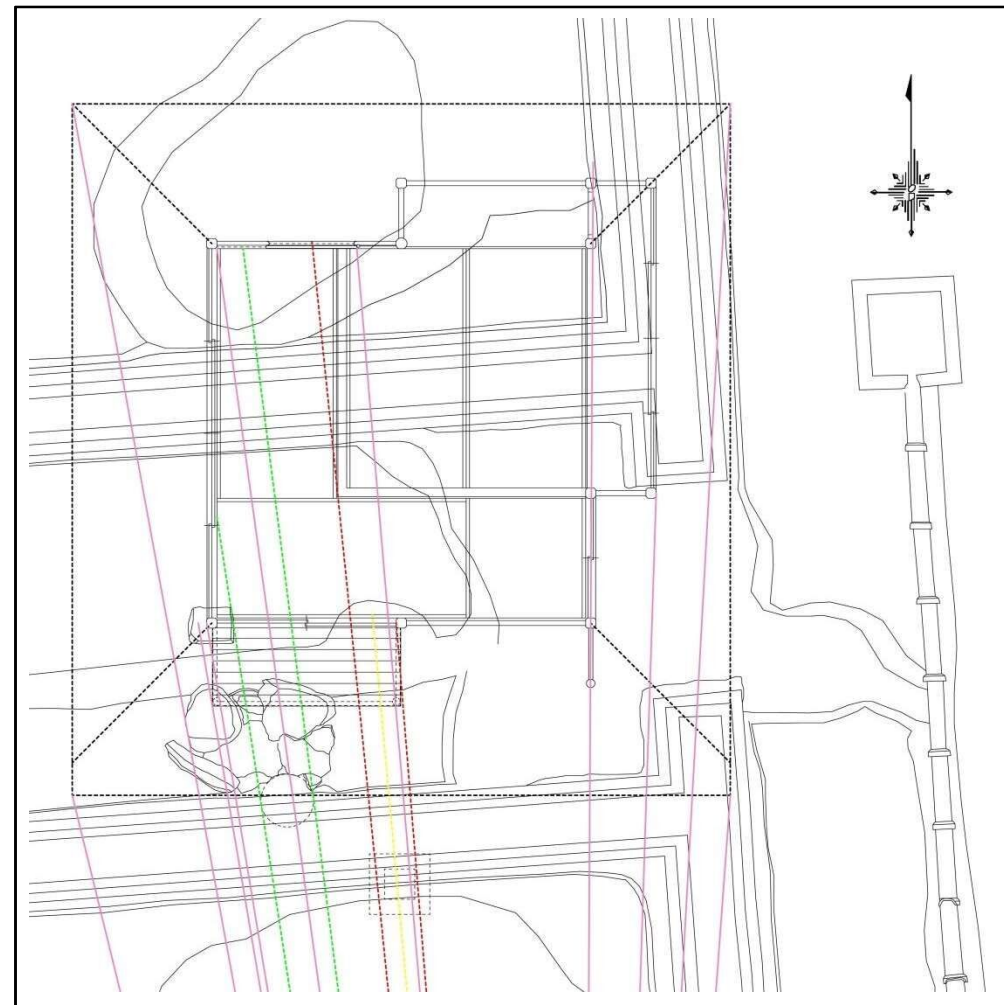


図4-1-10 右図の余芳部分の拡大



図4-1-9 古写真の撮影位置の検証

1-3. 構造形式

余芳の根拠資料の検討により主な構造形式は以下の通りとした。

表 4-1-2. 構造形式一覧表

区分	構造形式	考え方	主な再建根拠資料
規模	上段二畳付き四畳半、床、付書院を備える。 南面台目幅の濡縁付。	解体部材の痕跡、絵図Aなどから確定する。	解体部材痕跡 絵図A、絵図B
基礎	自然石の礎石、礎石間差石。 軒内土間叩き。	遺構の四角い石を礎石と推定。腰幅木の痕跡から礎石は建ちと推定。	遺構 解体部材痕跡 絵図A、絵図B
軸部	主屋) 面皮柱自然石礎石建ち、足固め、内法貫で固める。柱頭部を角の軒桁で固め、妻梁を架けて軸部を固める。 下屋) 床の間、付書院は主屋の柱と貫で固め、柱頭部に杉磨き丸太の軒桁を四周に巡らす。	解体部材の痕跡及び、古写真より確定する。	解体部材痕跡 古写真A
小屋組	主屋) 桁行方向の上段框筋に中梁を妻張に架け渡し、東側軒桁から中梁に上段框筋と上段中央部に梁を架け渡す。 梁に束を立て、棟木、母屋を受ける。鼻母屋及び鼻棟木には、丸太を継木する。 下屋) 南面及び西面の軒桁は主屋より桔木で桔上げる。	小屋組は既存の構造を踏襲する。 既存の軒桁は後補材であるが、当初材が残存しており、痕跡から当初の構造形式を踏襲していると考えられる。	既存建物 解体部材痕跡 古写真A
屋根	主屋) 切妻造、茅葺き。起り付。棟飾り品軒積。 下屋) 四周下屋庇付、こけら葺き。南面のみ継る屋根付。	古写真に見られる形状から確定する。	古写真A 当初材(南側の下屋化粧垂木残存)
軒廻り	主屋) 化粧垂木: 妻面竹垂木、他杉押角垂木。蟬羽垂木仕舞、広小舞杉削木、小舞竹小舞、化粧裏板野根板羽重ね張。 下屋) 化粧垂木: 杉磨き小丸太・竹垂木交互、間垂木煤竹へぎの庚申張り、化粧裏板杉野根板羽重ね張、広小舞杉削木。	主屋の妻側は古写真を参照し、軒裏などの不明な箇所は類例による。 下屋は、痕跡により仕様を確定し、不明な箇所は類例による。	古写真A 類例(桂離宮賞花亭)
天井	上段) 折上げ天井鏡板張。 下座) 竿縁天井杉野根板羽重ね張。竿縁竹。 床の間、付書院) 鏡板張		当初材残存。
造作	床の間蹴込床、付書院地板櫨玉柰、上段框漆塗り。 外部足元腰幅木。	上段框は、腰障子、付書院の障子の框が黒漆塗りであることから、漆塗りである可能性が高い。	床の間、付書院廻りは当初材残存。 上段框) 類例腰幅木) 痕跡による。
壁	内外部とも土塗り		古写真A 痕跡

古写真A: 14代藩主慶勝による撮影写真(文久4年(1863)~明治元年(1868))

絵図A: 『御城御庭絵図』10代藩主斉朝により改修された二之丸庭園を詳細に描いた絵図(文政6年以降)

絵図B: 『尾二ノ丸御庭絵図』10代藩主斉朝により改修された二之丸庭園を詳細に描いた絵図(文政6年以降)

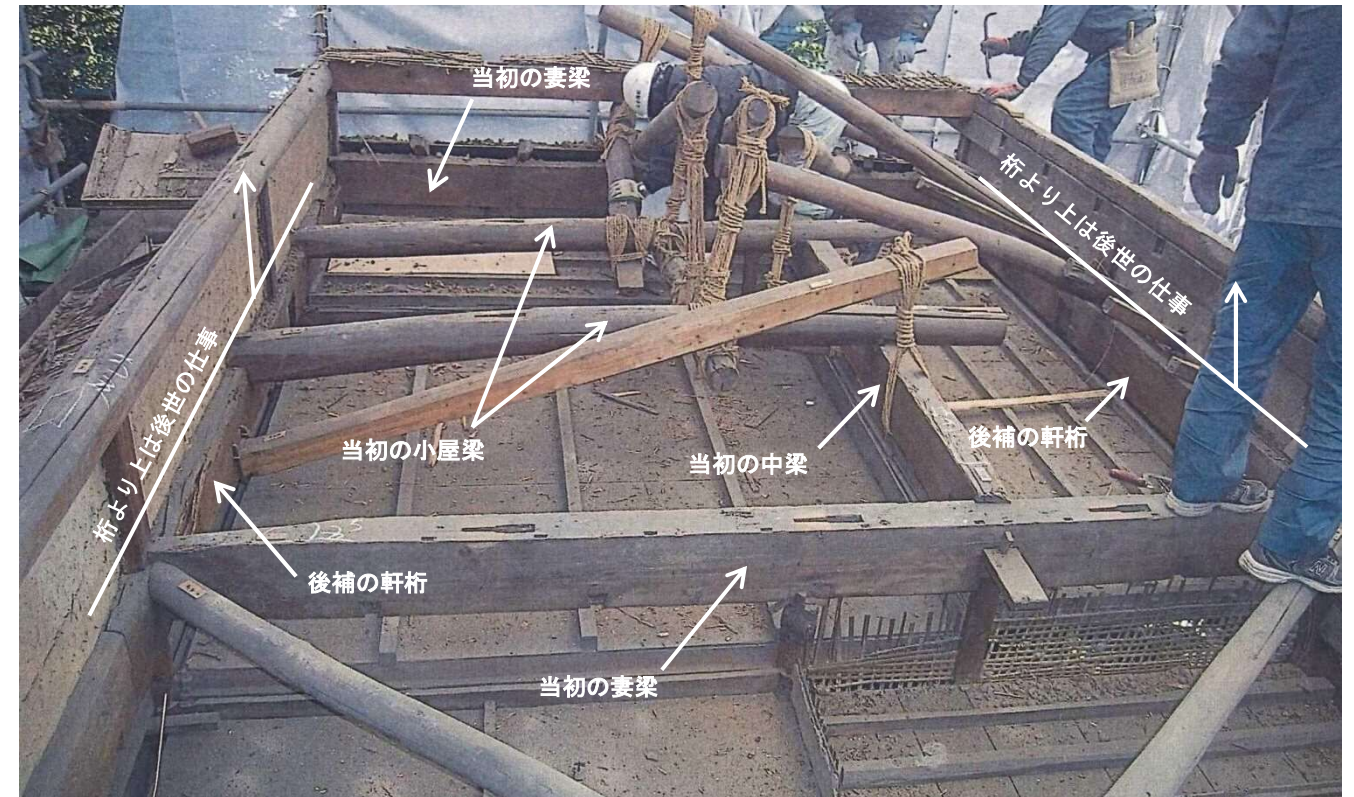
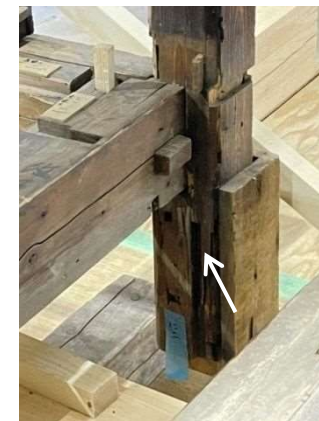


図 4-1-11 既存解体時の写真(平成23年)

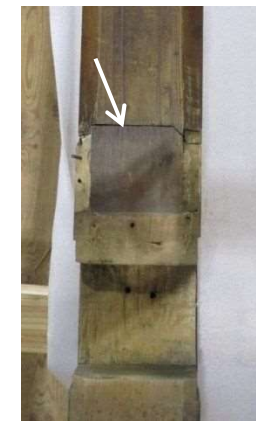
軒桁、妻梁、中梁、小屋梁の構成は、当初の構造を踏襲していると推定される。軒桁は後補材であるが、当初材2本共に水屋側に転用されて残存。



(へ五柱北面) 腰幅木の痕跡



(へ五柱南面) 濡縁框の痕跡



(ろ四柱西面) 上段框の痕跡



四通り小屋梁の仕口(南面)



三通り小屋梁の仕口(北面)

左図) 小屋梁の仕口を見る

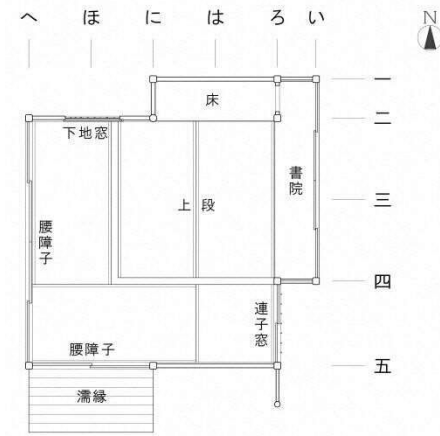
軒桁の圧痕がはっきりとみられる。圧痕の成は梁の下端より1.8寸で、当初の軒桁に残る梁の仕口の深さも1.8寸で合致した。圧痕から2分程仕口を深くした加工が施されているが、移築の際の軒桁高さの変更に伴う調整と考えられる。

また、使用されていない垂木の欠込みがみられた。

1-4. 主要軸部の寸法

〔寸法確定の基本的な考え方〕

- ・当初材の柱の部材実測から各部の寸法を決定する。
- ・柱の足元は切断されているため、腰幅木の高さを類例から推定して床高を決定する。
- ・軒桁と妻梁の納まりは、当初材に残る仕口を採用する。
- ・軒の出及び屋根勾配は、古写真解析及び透視図を作成して決定する。



番付図

床高さ：1.48尺（腰幅木天端より敷居天端まで6.8寸、腰幅木の成を類例により8寸と推定）

（腰幅木の類例）国宝如庵（8.5寸石口より）、重文金地院八窓席（8寸石口より）

下屋垂木掛高：8.25尺（礎石天端より垂木掛下端まで）

主屋軒桁高：9.58尺（礎石天端より軒桁天端まで）

妻梁高：軒桁天端より5分上がり

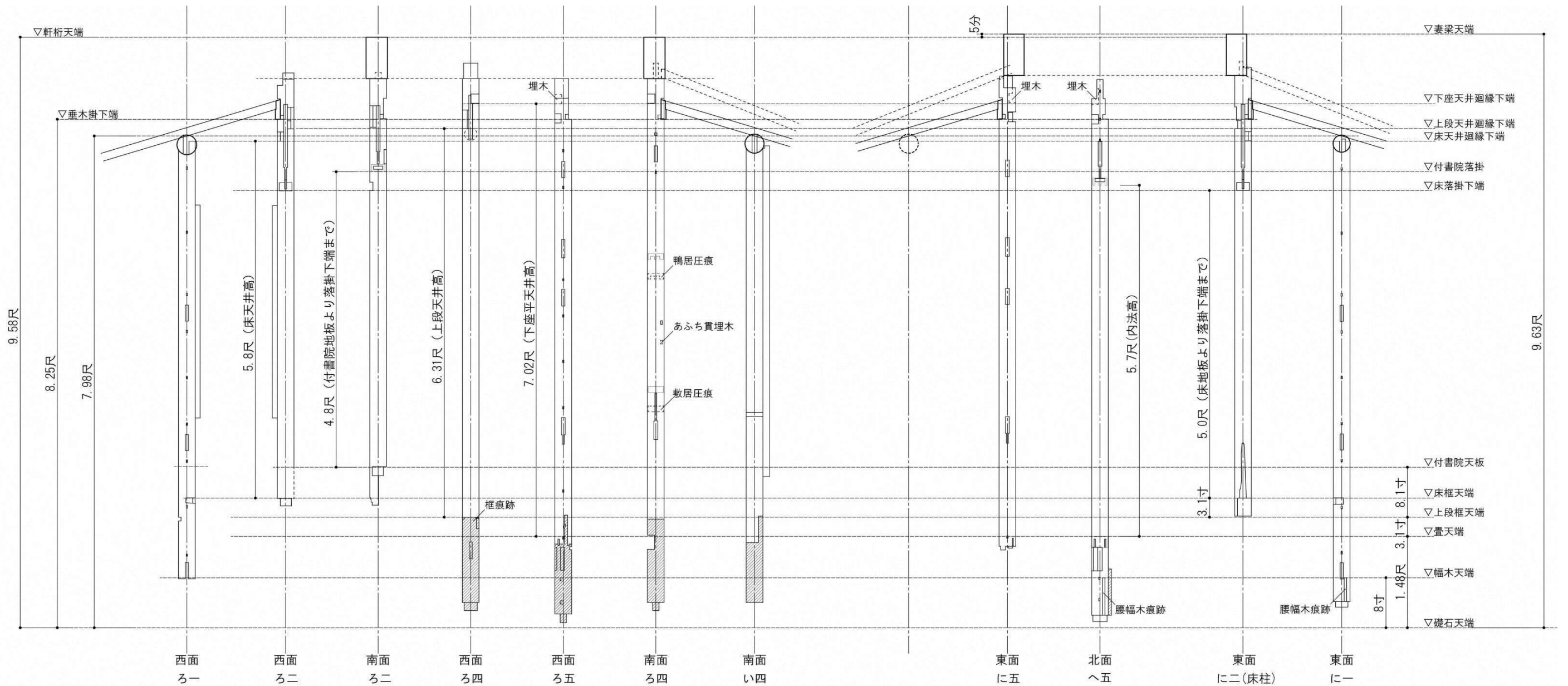
下屋軒桁高：≒7.98尺（礎石天端より軒桁天端まで。但し、下屋化粧垂木3寸勾配として）

下座天井高：7.02尺（地敷居天端より廻縁下まで）

上段廻り寸法：上段框成3.1寸、天井高框上より廻縁下まで6.31尺

床廻り：蹴込床板天端まで3.1寸、床地板より落掛下端まで5尺、床天井高5.8寸（地板より廻縁下まで）

付書院廻り：上段框より付書院地板天端まで8.1寸、付書院落掛高4.8尺（地板より落掛下まで）



凡例) ハッチ部材は根継ぎ材

図4-1-12 柱の部材実測による当初矩計（軒桁・妻梁まで）の検討（寸法は実測値によるため部材毎に5厘から1分程度の誤差が生じている）

1-5. 小屋組の構造

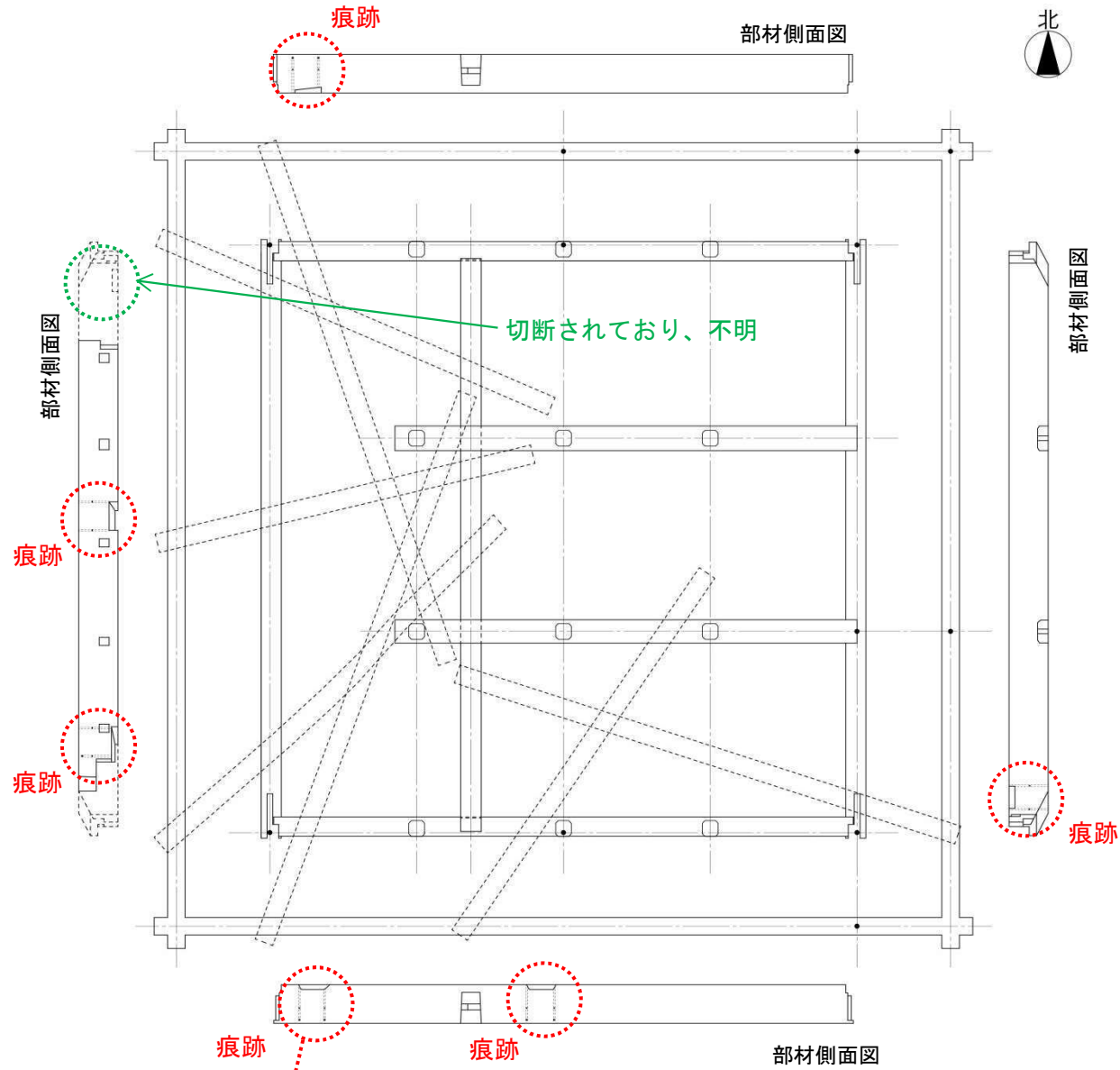


図4-1-13 余芳 梁伏図(桔木は推定)



妻梁に残る桔木吊り金物の痕跡
左の写真は部材の内側
梁の下端を少し切り欠き、その上に大きめの釘穴2か所とその下に小さな釘穴がある。
僅かに金物の圧痕も見られる。
※上記の梁伏図に添付した部材側面図は、主屋軒桁及び妻梁を内側からみた状態を示す。(外側が上端)

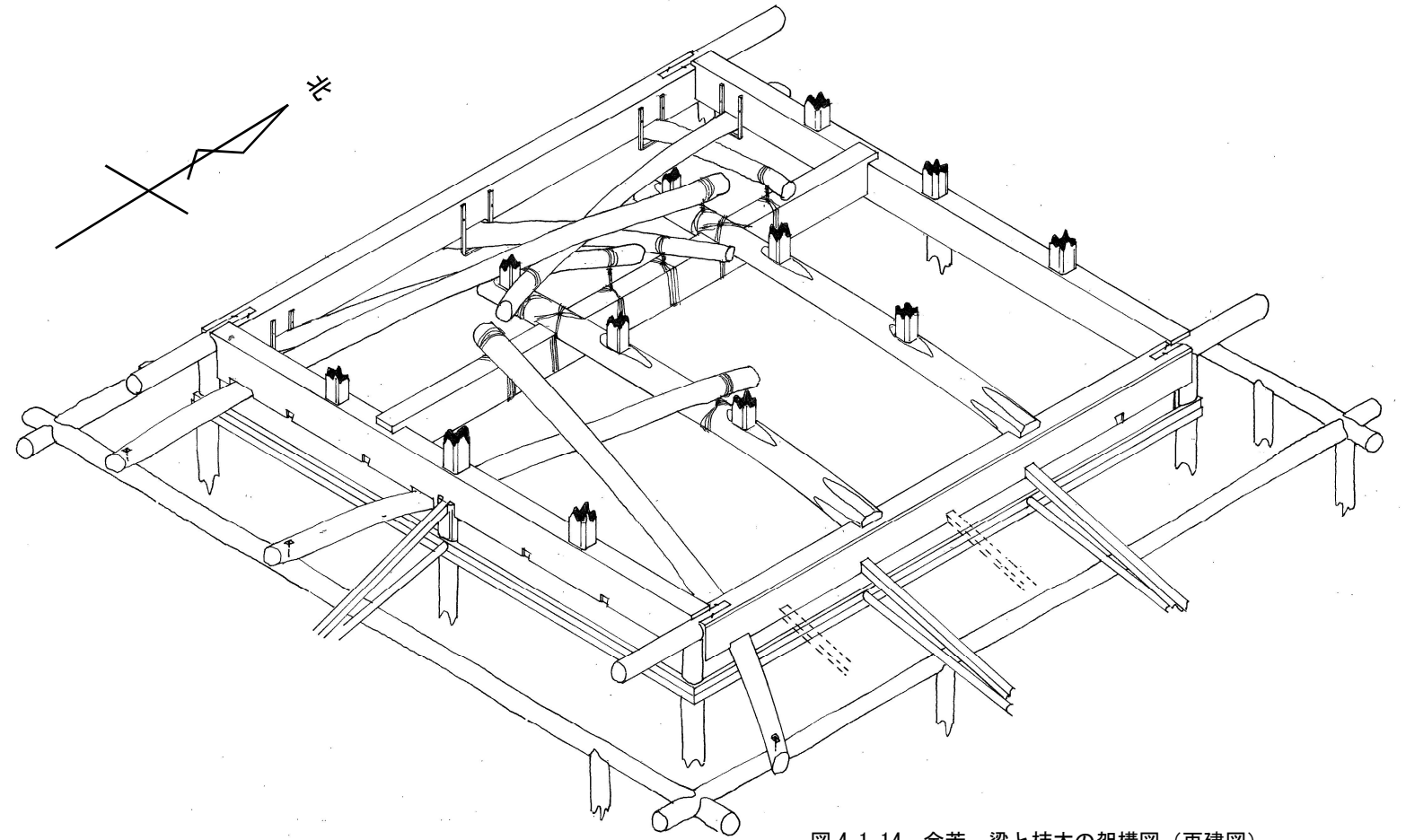


図4-1-14 余芳 梁と桔木の架構図(再建図)

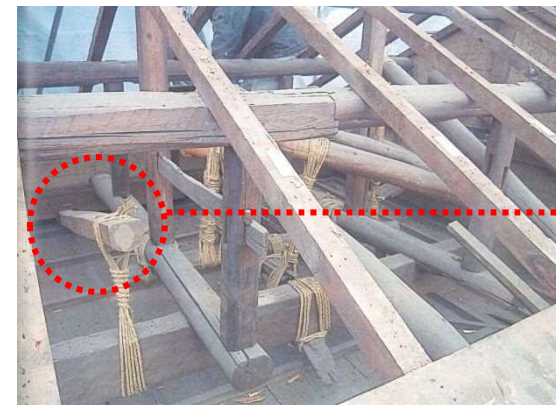
余芳 桔木の構造について

大矢家時代の基本的な桔木構造 (P47 図4-1-11 参照) は桁上を支点としていたが、一本のみ桁下に通し、金物で受けている桔木があった。

当初材の軒桁及び妻梁材に、桔木吊りの金物痕跡が残っているため、当初はすべて梁及び軒桁に金物を取り付けて、桔木を受ける構造であったと考えられる。

中梁が桔木を固定するための、重要な部材であると考えられ、引き抜き対策として妻梁と建て込みの仕方で納めていた。(南北の妻梁と中梁を柄差しで組み立て、一体とした状態で、軒桁に落とし込む)

西面の軒桁は、両端が切断されており、北端については不明であるが、おそらく桔木が入っていたと推定される。



平成23年度 解体状況写真(大矢家)



左写真の詳細

1-6. 屋根

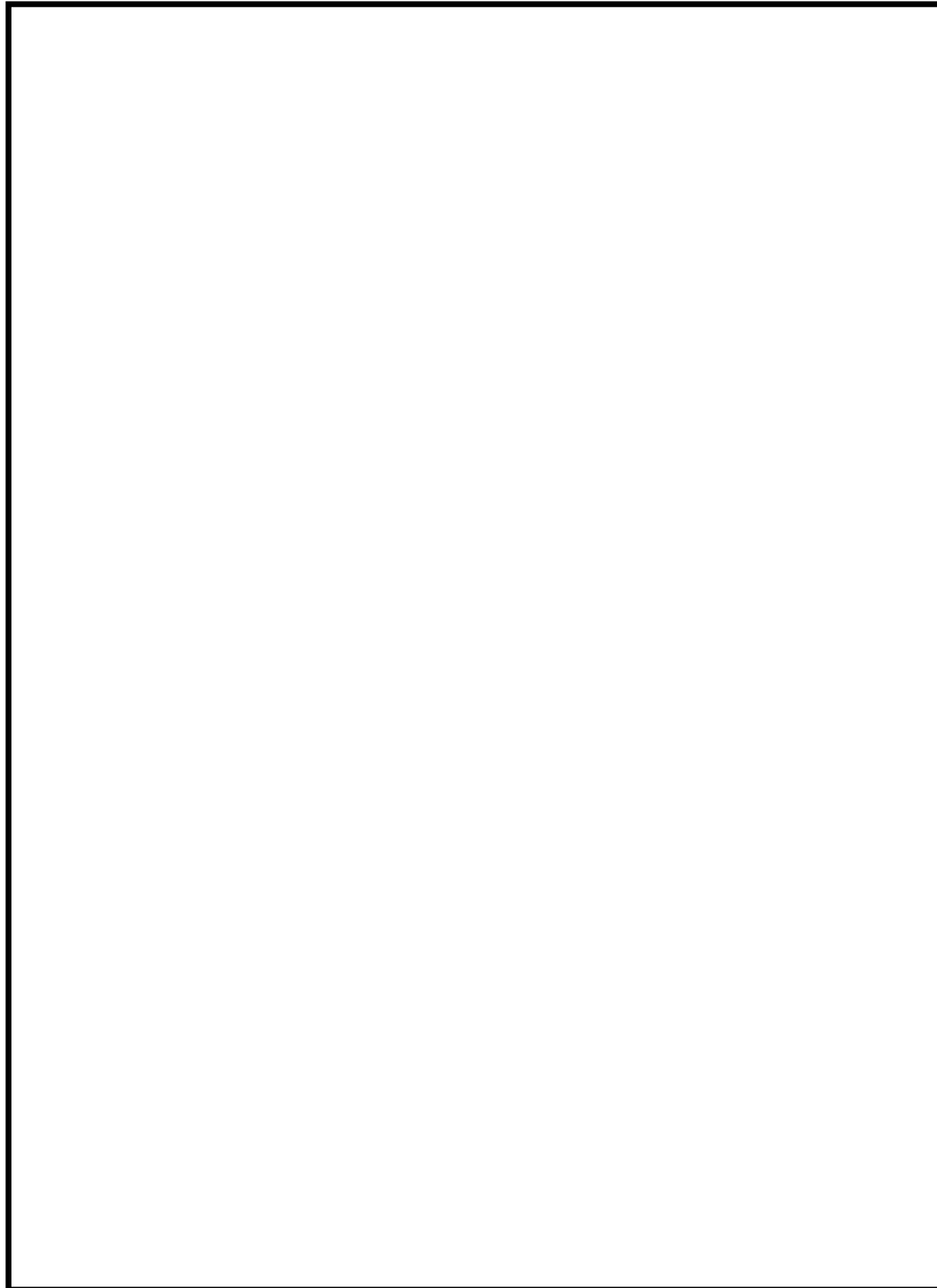


図4-1-15 「二之丸御庭の御茶屋」 徳川林政史研究所蔵（赤線、番号を加筆）

(株式会社朋成にて、画像の解像度と濃淡を調整)

1-6-1. 古写真から分かる屋根仕様

古写真から判明する屋根の仕様は下記の通りであるが、棟飾りについては、判然としない。

主屋：茅葺き屋根、少し起りが付いている。螭羽は垂木仕舞。影に母屋、軒桁の丸みが見られることから、螭羽の出は、軒桁先端から大きくは出ていないと思われる。

下屋：こけら葺、もしくは桧皮葺き。軒付の厚みは不明であるが、軒付の厚みが殆どないように見えることから、こけら葺きである可能性が高い。主屋妻壁との品軒部分にも、竹押え等に棕櫚縄結びなどの化粧も見られない。

棟飾り：茅葺きの棟飾りについては、棟品軒が確認され、茅葺と品軒の間に押鉾竹らしきものが見えるが、茶室の棟飾りに比較的好く見られる針目覆らしきものは古写真からは判断できない。

古写真では判断できないので、類例によって意匠を決定することとする。

下記の図①は、茶室や庭園建築の茅葺き屋根に多く用いられている針目覆の棟飾りである。図②は、桂離宮の賞花亭の棟飾りである。針目覆ではなく、品軒に瓦を載せている。余芳の古写真では、品軒の流れ寸法が長く、瓦伏であったことは考えにくい。図③は、愛知県服部家住宅（代官名主屋敷）の棟飾りの例である。建物としては規模が全く異なるが、屋根の仕様には地方色が濃く現れることも考えられるが、多くの茅葺の茶室によく用いられる針目覆の棟飾りが妥当であると考えられる。

図① 高台寺時雨亭（京都）
『茶室大観』（創元社）所収図② 桂離宮賞花亭（京都）
『桂離宮』（小学館）所収図③ 愛知県服部家住宅
『日本の民家』（講談社）所収

1-6-2. 古写真解析による屋根の各種寸法

左記の古写真の1～12までの箇所について、柱間寸法を基準に比率で数値解析を行った。

- 1) 柱間寸法 比率寸法 9.0 決定数値 10.05 尺
- 2) 軒桁天端から棟木天端まで 比率寸法 3.6 参考数値 8.0 勾配 (8寸勾配)
- 3) 下屋庇軒の出柱芯から屋根材の先端まで 比率 3.2 参考数値 3.57 尺
- 4) 主屋棟木天端から軒桁天端まで流れ寸法 比率 5.8 参考数値 6.48 尺
- 5) 主屋の垂木の長さ軒桁天端から流れ寸法 比率 0.9 参考寸法 1.0 尺
- 6) 主屋の茅葺きの出垂木鼻先から流れ寸法 比率 0.4 参考寸法 4.5 寸
- 7) 茅葺き厚さ 比率 0.9 参考寸法 1.0 尺
- 8) 下屋庇南面庇下の影の長さ 比率 2.9 決定寸法 4.4 尺 (南側の軒の出柱面より屋根材先端まで)
※当初の化粧垂木の寸法によって南側の縋り寸法を決定
- 9) 主屋茅葺きの拌み部分の影の長さ 比率 1.8 参考寸法 2.4 尺
- 10) 主屋拌み部分の影の長さ 比率 1.1
- 11) 主屋軒桁付近の影の長さ 比率 0.9 参考数値 2.0 尺
- 12) 棟飾り巾 (下端) 比率寸法 4.0 参考数値 4.46 尺 (流れ寸法片面 1.78 尺)

1-7. 内・外部壁

〔内・外部壁仕上げ〕



写真① 余芳亭 内部（平成23年度解体前状況）

写真② 余芳亭 外部（平成23年度解体前状況）

上の写真は、平成23年度に実施した解体工事の着手前の余芳亭の内外部の写真である。解体前は内外共に土壁仕上げで、左官材料は下記の通りである。（平成27年の詳細調査より抜粋）
 内部壁）豊田産と思われる黄土の粘土で、のろかけ仕上げ
 外部壁）色土（小牧産の赤色花崗岩の石粉を混ぜた粘土）
 平成27年度の調査報告書に、外壁について次のように記されている。

外壁の小牧色仕上げは、水屋が増築された際に塗られたと考えられ、江戸期にはなかったと考える。（古写真からも赤味の明度が妻壁に感じられない）

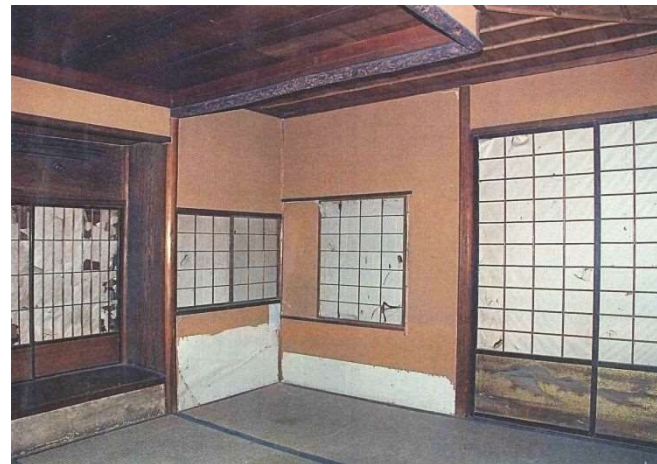
解体材の貫の状況、古写真から、二之丸庭園時代の「余芳」も、大矢家時代の「余芳亭」と同様に、内外部ともに土壁仕上げであったと判断できる。しかし、土の色調や仕上げ方法については、不明である。

余芳の再建にあたっては、解体前の状況及び、平成27年度の調査結果を踏まえ、内外部ともに解体前の内部の土壁の色調を拠り所として、整備する方針としたい。

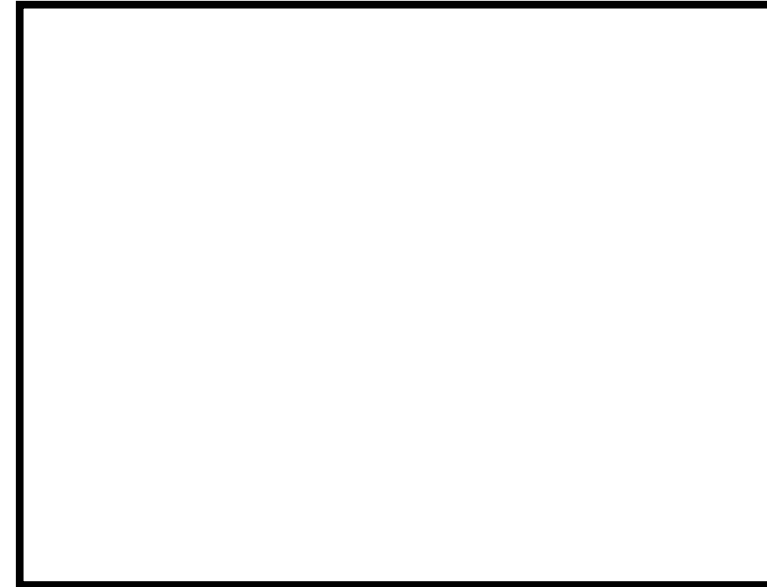
〔内部腰張〕



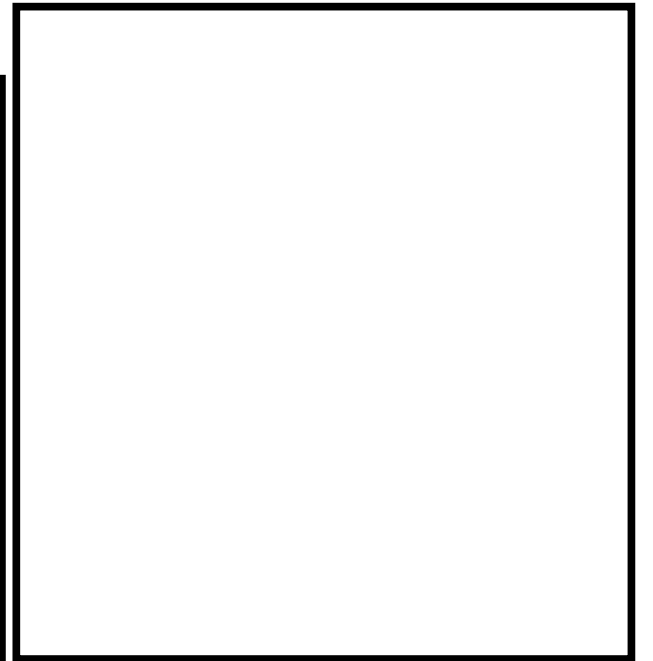
写真③ 余芳亭 内部『清水池園林泉帖』より転載（昭和14年移築以前の状況と判断される）



写真④ 余芳亭 内部（平成23年度解体前状況）



写真⑤ 余芳亭 内部（昭和43年頃）『茶道雑誌』より転載



余芳 古写真（トリミング加工）
（徳川林政史研究所所蔵）

左頁の写真③は、昭和14年の移築以前の状況を映した写真と考えられる。写真①と同じアングルであり、殆ど変更されていないことが分かる。しかし、付書院右手の中敷居の連子窓下の腰張には違いが見られる。昭和14年以前は、腰張は1段張で高さ9寸程度であるのに対し、写真④では、2段張で高さ1.65尺程度となっており、下地窓下は1段張りであった。昭和43年頃（写真⑤）をみると腰張は張られていないようである。

写真④、⑤の片引障子は下地窓の障子で、床脇からの移設（P24、P30 参照）されたものである。上記の古写真の開口部の奥に見える障子はその下地窓である。古写真をみると、下地窓の左側の壁面と下部の壁面とは、色目が異なっていることが分かる。窓下の腰壁は障子と同程度白く映っており、白紙2段張と思われる。

大矢家では、上段が排除されて4畳半座敷に改造されて、水屋が増築された。茶室の腰張では、客座側が湊紙（紺）2段張、点前座側が西の内（白）1段張とするのが一般的である。

『茶道雑誌』の「茶室のある家（第二十六）余芳亭」（駒屋順成著）では、次のように記されている。

天井の構成は、あきらかに二帖の部分を上段に見立てるためであった。上段の間に、床と付書院が設けられるという、格式高い御殿の組み立てが、なにげなく、四帖半の茶室めいた意匠の座敷に組み込まれているのである。こんなところに、この建物の由緒がよくあらわれている。

主室の背後は二帖ほどの水屋の間と、もう一室に分かれ、さらにその後ろに土間があって、入口になっている。これだけの部屋しかない建物であるから、ごく小規模な「茶屋」といえそうだ。

ここで茶がたてられるとすると、どういうふうに使われたのだろうか。水屋の間が「お茶道の間」として約たてられたのかもしれない。いま主室に点前座を見立てるとするとどこが、ふさわしいだろう。水屋の間からでたすぐの畳がそれに当てられるであろうか。

駒屋順成氏は、余芳亭を「茶屋」と表現し、点前座についても疑問形で記述している。

以上のことから、余芳亭が茶室の典型に属していないこと、独自の構成であること、腰張が時代によってことなっていることから、腰張については、床脇の腰張は古写真により復原し、南東隅部については明治25年移築時を拠り所として、1段張で整備する方針としたい。

1-8. 建具



写真① 余芳亭 内部（平成23年度解体前写真）



写真② 余芳亭 内部（平成23年解体前状況）



写真③ 余芳亭 内部（平成23年度解体前写真）



写真④ 余芳亭 内部（平成23年解体前状況）



写真⑤ 余芳亭内部

『清水池園林泉帖』より転載



写真⑥ 東庭より余芳亭を望む

『清水池園林泉帖』より転載



写真⑦ 余芳亭内部（昭和63年撮影）（名古屋市所蔵）

写真⑧ 黒漆棧菱形組子詳細（昭和61年撮影）
（名古屋市所蔵）

写真①～④は、平成23年度の解体前の状況である。

余芳内部建具は、付書院4枚引違障子、連子窓の引違障子、南面の2枚引違障子、西側出入口の4枚引違障子、下地窓の片引障子、全て残存している。しかし、当初の建具であるかは不明で、古写真でも、建具の仕様を判断することは難しい。最も古い内部写真としては、昭和15年頃に大矢梅太郎氏によって作成された『清水池園林泉帖』がある。『清水池園林泉帖』には石田元季が「清水池園林泉記」として昭和14年の移築前の状況を克明に記している。石田元季は明治40年頃に大矢家の別業に借り住まいをしていた人物である。

そこには、余芳亭について次のように記している。

若し夫れ余芳亭に至りては、主室に貴人天井を張り、腰屏紙門には奥繪師の麗筆を唄ひて金泥丹青の彩画を描けるあり、紙門の鋪首は金色の三葵燦として上園の昔を偲ぶに足る。蠟色菱棧の短紙障を開けば、西に亭の小庭あり。北と東とにはまた紙障ありて、室外は廊欄寛かにめぐり、……

上記の記述から、付書院には黒漆塗の框に、菱形組子の障子が立てられていたことが分かるが、同書の写真⑤（明治25年の移築後の状況）とは形状が異なっている。

上記の記述は、昭和14年の再移築後に書かれたもので、写真などを見ずに記憶を辿って書かれたものとするれば、同書の写真は、明治25年の移築後、昭和14年までの間に改変された状態が記録されているということになるのか。ここに、昭和61年に撮影された建具写真⑧と、昭和63年に撮影された貴重な写真⑦がある。

菱形格子の書院窓が建て込まれている。現在、菱形格子の建具の所在は不明であるが、写真⑧をみると石田元季の記述に合致しており、当初の建具とも考えられる。

次に、腰障子に注目してみよう。写真③、④の腰障子は、桐板に直接描いた砂子絵が施されている。組子の割付が通例よりも多く、写真②の小障子の割付と好みが同じであることも注目される。『清水池園林泉帖』の写真⑥をみると、北東側の障子が映っており、組子が縦2本であることが確認でき、平成23年の解体前の腰障子と本数が異なっていることが認められる。

明治25年から昭和14年の間に、付書院の障子と腰障子が新調されたと考えれば、『清水池園林泉帖』の写真の相違も説明でき、写真③、写真④の砂子絵の腰障子が当初の建具とも考えられる。

昭和43年頃の風信亭の状況（P36参照）から、大矢家では本宅と別業とで建具のやりとりが行われていたと推定され、昭和14年以前に建具が改変された時に、当初の建具を本宅で保管されることになったのかもしれない。

以上により、余芳の当初建具は、平成23年の解体前まで使用されていた連子窓の引違小障子、下地窓の片引障子、南面の引違腰障子、西面の4枚引違腰障子、昭和61年撮影の黒漆塗框の菱形組子腰付障子と考えられる。

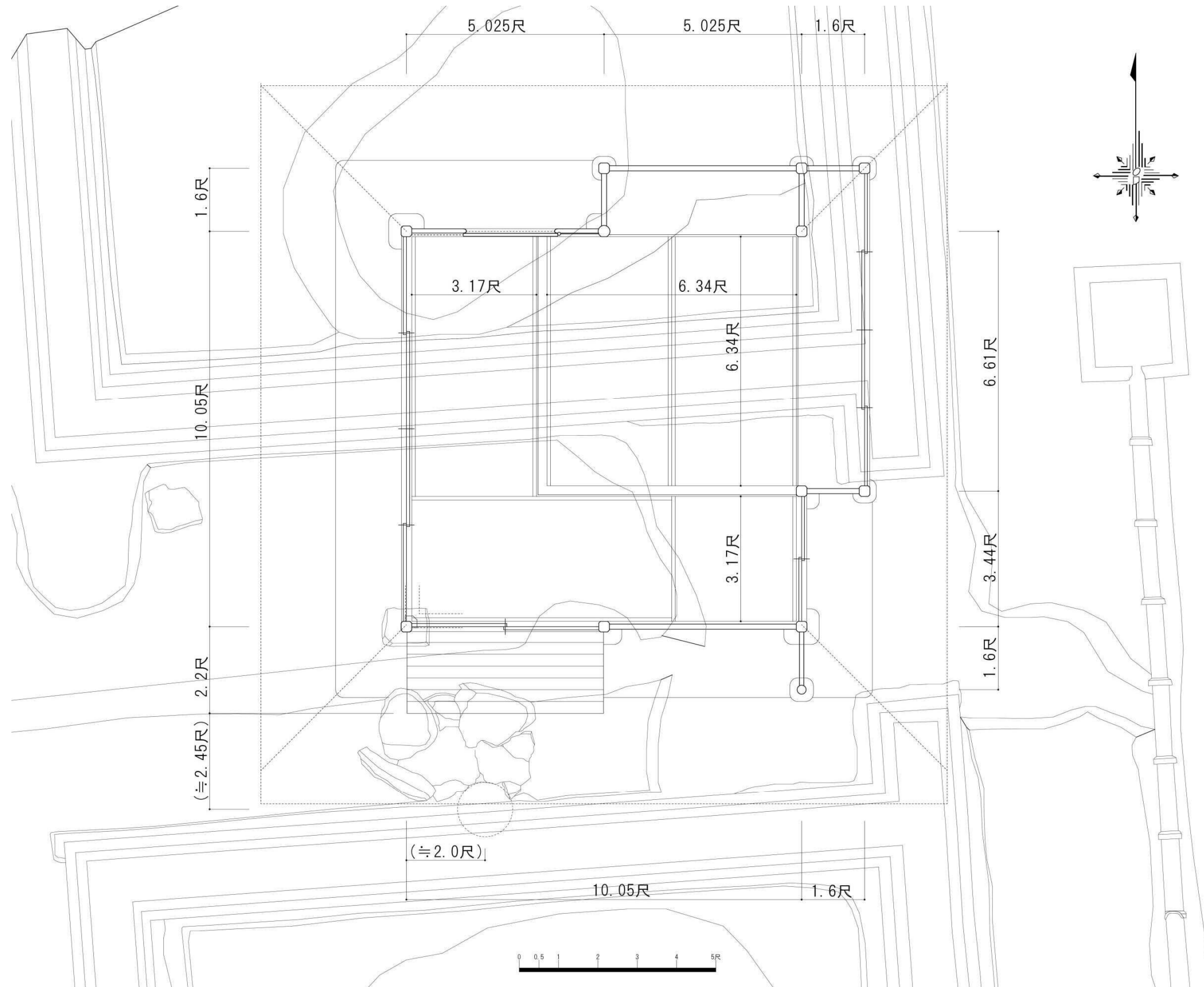
1-9. 各部再建仕様と根拠資料一覧

表 4-1-3 各部再建根拠一覧表

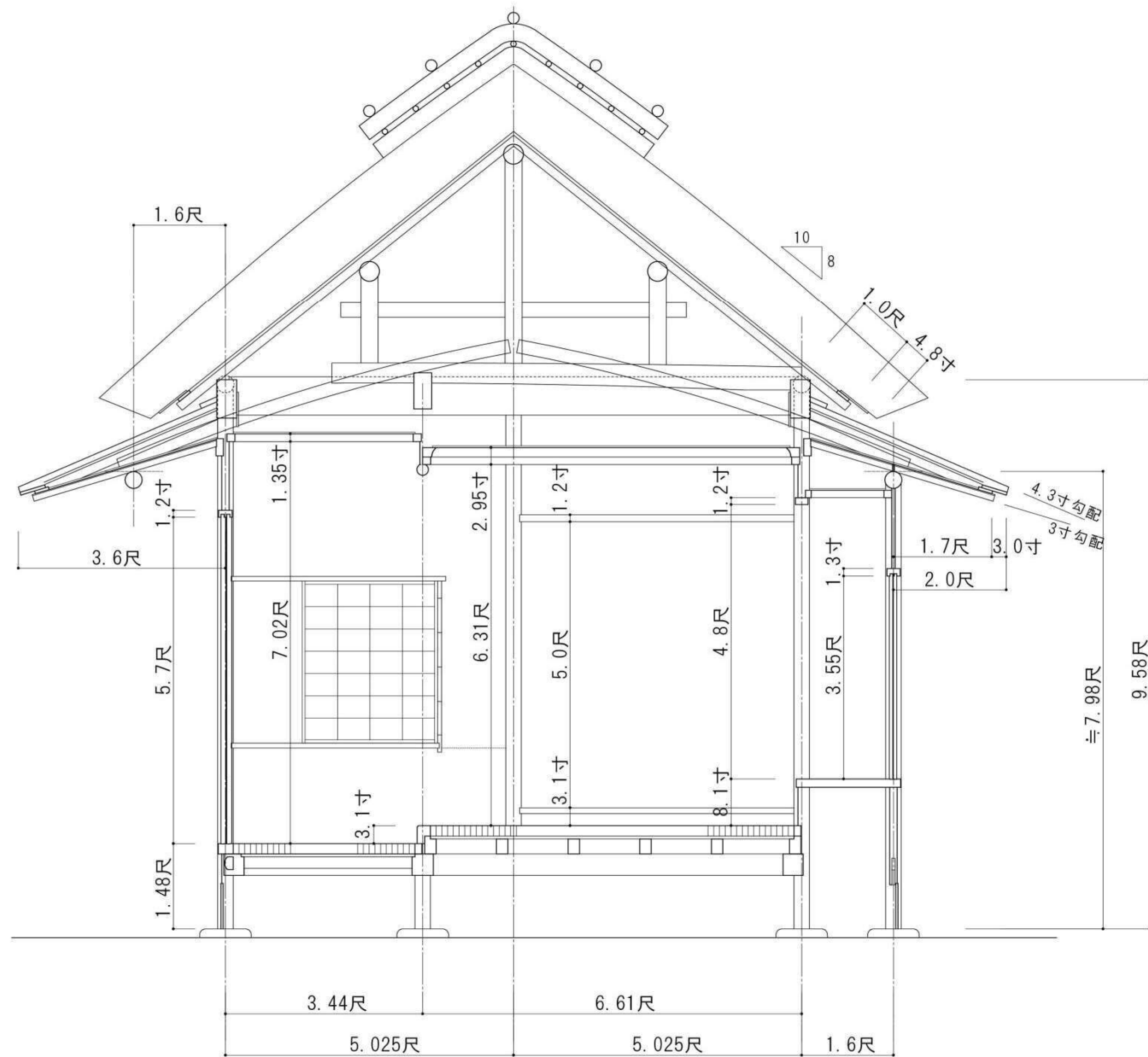
区分	主な規模や仕様など	根拠とした資料と設計の進め方
平面規模・配置	主屋) 梁間 10.05 尺、桁行 10.05 尺 下屋) 主屋側柱芯から下屋軒桁芯まで 1.6 尺 (床の間、付書院奥行寸法)	平面規模は、既存材実測値により平面寸法を決定した。 配置は、発掘遺構の手水石組跡の北側の礎石と定めて、礎石の南面に揃えて建物の傾きを決定した。
主な構造形式	10.05 尺四方、四周下屋庇付。 柱は自然石の礎石建ち、南面して建つ。柱頭部に軒桁を載せ、中梁を妻梁で挟んで固定し軒桁で受ける。軒桁から中梁に梁を架け、小屋束を立てて棟木、母屋を受ける。 下屋軒桁は、床の間、付書院部分は柱頭部に載せ、他は桔木で桔上げる。	当初材の痕跡により決定した。 柱の礎石建ちは、遺構の礎石により決定した。
各部寸法	柱：(主屋、下屋) 杉面皮柱 2.7 寸角、床柱：赤松皮付丸太 径 2.8 寸 床高：礎石天端より地敷居天端まで 1.48 尺 主屋軒桁高：礎石天端より軒桁天端まで 9.58 尺 下屋軒桁高：礎石天端より軒桁天端まで 7.98 尺	柱寸法は、部材実測値による設計寸法値。 床高は、腰幅木痕跡から類例建物の腰幅木寸法を推定して決定した。 主屋軒高、下屋軒高は、部材実測値により設計寸法を決定した。
屋根	主屋) 切妻造茅葺き、勾配 8.0 寸、起り付。棟飾り) 品軒積、針目覆い。 軒の出 1.0 尺 (垂木の流れ寸法)、茅の出 4.8 寸 (広小舞より流れ寸法)、茅厚 1.0 尺 下屋) 四周下屋庇 (南面のみ縫る屋根)、こけら葺き。屋根勾配 4.3 寸。 軒の出 1.7 尺 (下屋軒桁芯より広小舞外下角まで)、南面軒の出 2.7 尺 (同前)	古写真 A に写る屋根形状から、各部の仕様・寸法を決定した。古写真に写っていない背面側 (北側) についても、部材の痕跡より同じ形状と推定した。 茅葺きの棟飾りは、類例建物に多く用いられている針目覆いとした。 下屋の南面の軒の出は、当初の化粧垂木の部材実測値により決定した。
壁	内壁) 土壁塗り (色調は、平成 23 年度の解体前の土壁に倣う) 外壁) 同上	土壁については、内外部ともに 2 度の移築で当初の壁色が不明で、古写真ではモノクロのため色調が不明なため、直近の平成 23 年解体前の内部壁の色調に倣う。
外部意匠 足元廻り 軒廻り	足元) 差石自然石。腰幅木) 杉中杢板成 8 寸 主屋軒廻り) 妻面竹垂木、他桧錆び丸太押角。蟻羽垂木仕舞、広小舞杉削木、小舞竹小舞、化粧裏板杉野根板羽重ね張。 下屋軒廻り) 化粧垂木杉磨き小丸太押角材・竹垂木交互、間垂木煤竹へぎの庚申張り、化粧裏板杉野根板羽重ね張、広小舞杉削木。	足元は、腰幅木の痕跡をもとに類例により仕様、寸法を決定した。 主屋軒廻りについては、類例建物を参考に仕様を決定した。垂木の本数については、当初軒桁の釘穴の痕跡により決定する。 下屋軒廻りの仕様は、部材の痕跡及び類例を参考に決定した。
天井	上段二畳) 折上げ天井鏡板張り。 下座) 竿縁天井野根板羽重ね張、竿縁竹間 3 本。 床の間、付書院) 鏡板張。	当初材残存。
内部造作	床の間蹴込床、付書院地板櫨玉杢板、付書院腰板金泥蒔絵障壁画、上段框黒漆塗。	床の間、付書院廻りの造作材は、当初材残存。 上段框は、腰高障子、付書院障子の框が黒漆塗りであることから、類例建物を参考に黒漆塗りとする。
建具	開口部) 腰障子 (南面引違、西面 4 枚引違)、腰板：室内側桐板砂子絵、外部木地 縦組子 3 本、横組子 9 本 連子窓) 引違障子、縦組子 2 本、横組子 4 本、連子竹連子 下地窓) 片引き障子、縦組子 3 本、横組子 6 本 付書院) 菱棧腰障子、框黒漆塗り、付子付菱棧白木 雨戸) 掛雨戸 (下屋軒桁に吊る)	付書院障子は、昭和 61 年の写真に倣って作製。他既存建具残存。 連子窓の連子は『清水池園林泉帖』の写真に写る連子の陰が直材であることが分かり、平成 23 年解体時の部材は皮付き材で曲り木であることから後補と判断し、当初は竹連子と推定した。
その他	内部) 腰張 (西の内 1 段張、下地窓下は中敷居下まで)、各種釘 外部) 差石自然石、軒内土間叩き、腰幅木杉中杢板、南側濡縁杉板打被せ 7 枚	腰張は古写真により推定し、釘類は、残存金物による。 差石、腰幅木は類例により再建し、軒内土間叩き、濡縁の仕様は古絵図を参考に決定した。

2. 再建図面

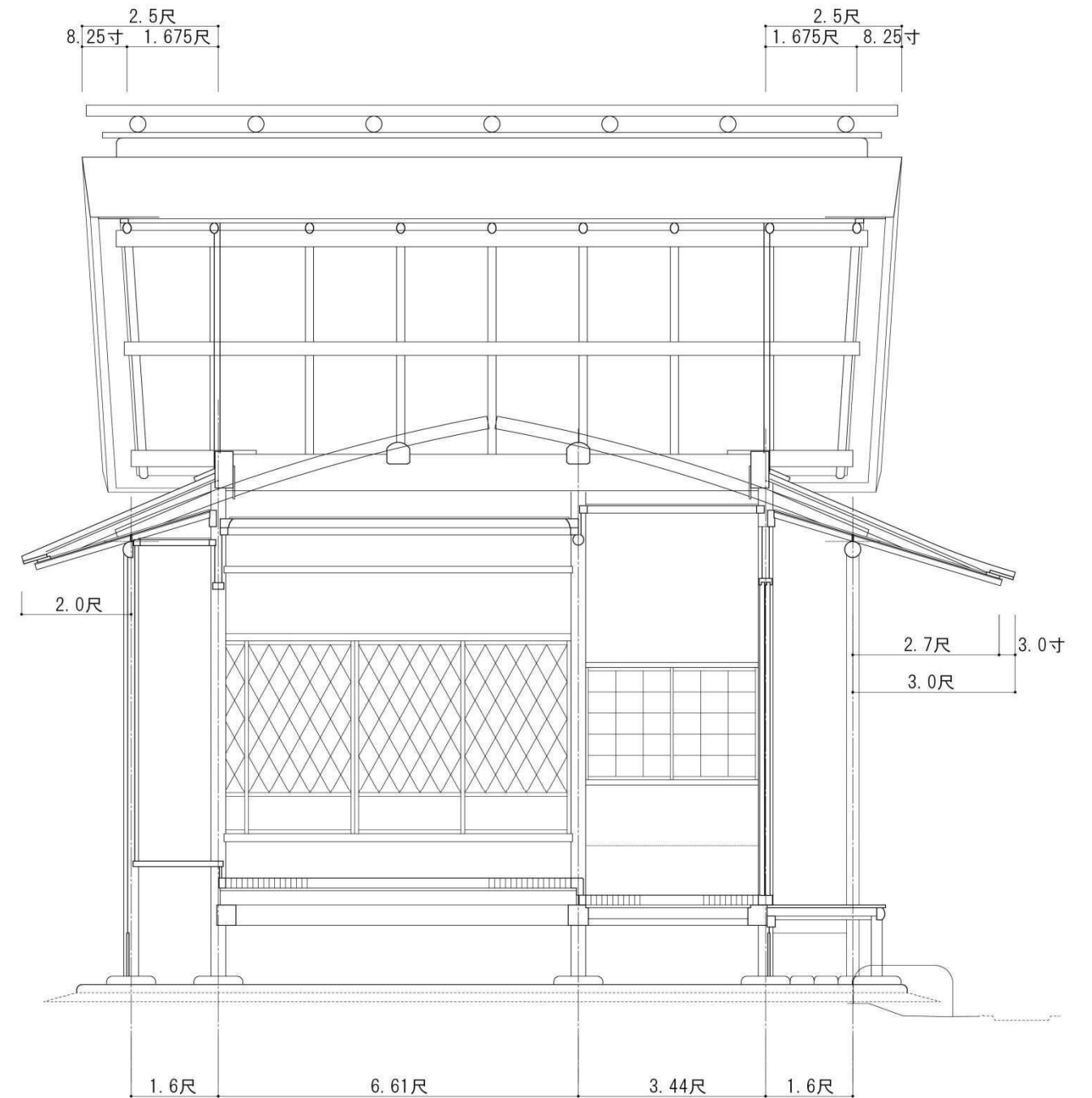
2-1. 平面図



2-2. 断面図

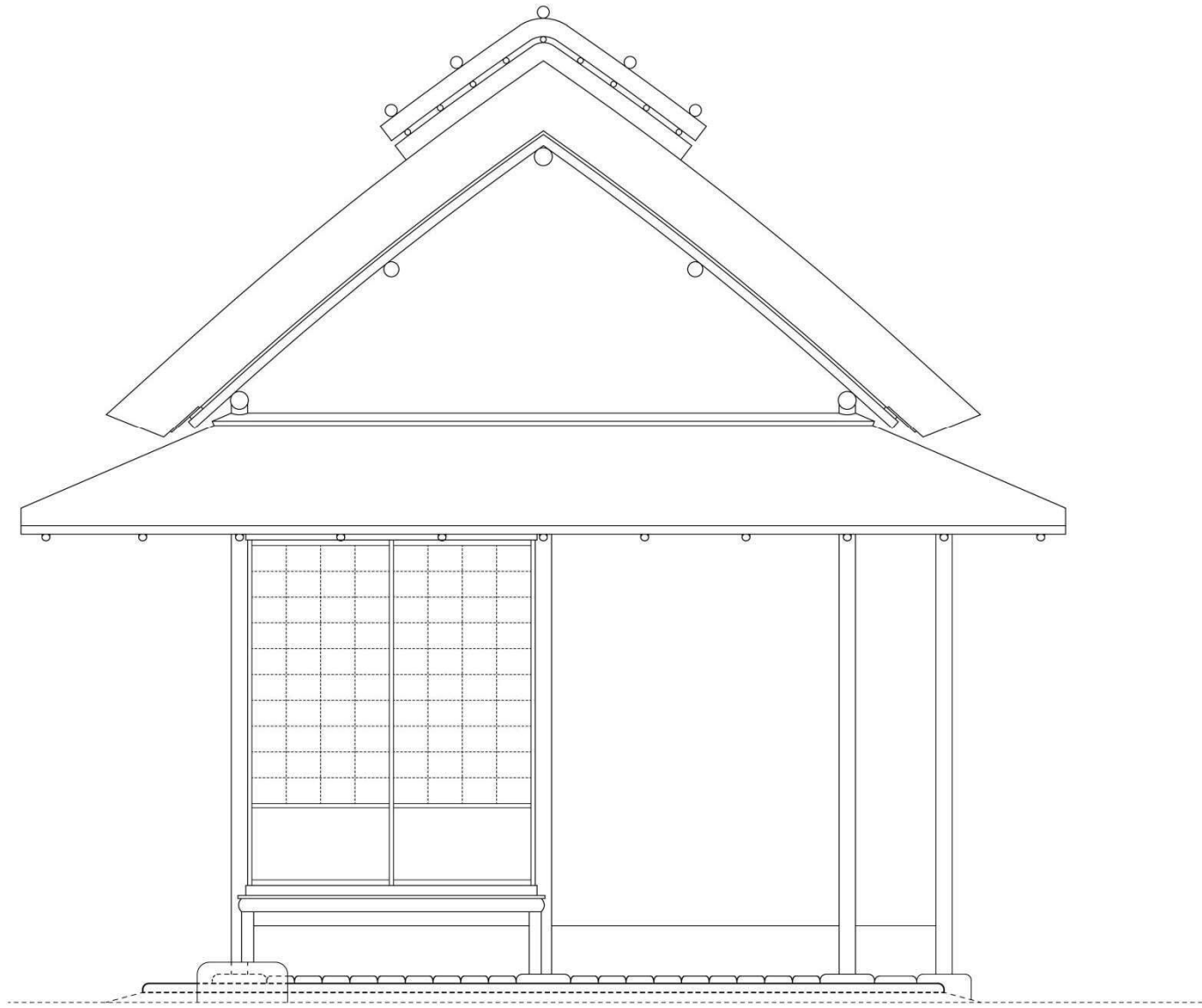


梁行断面図（再建）

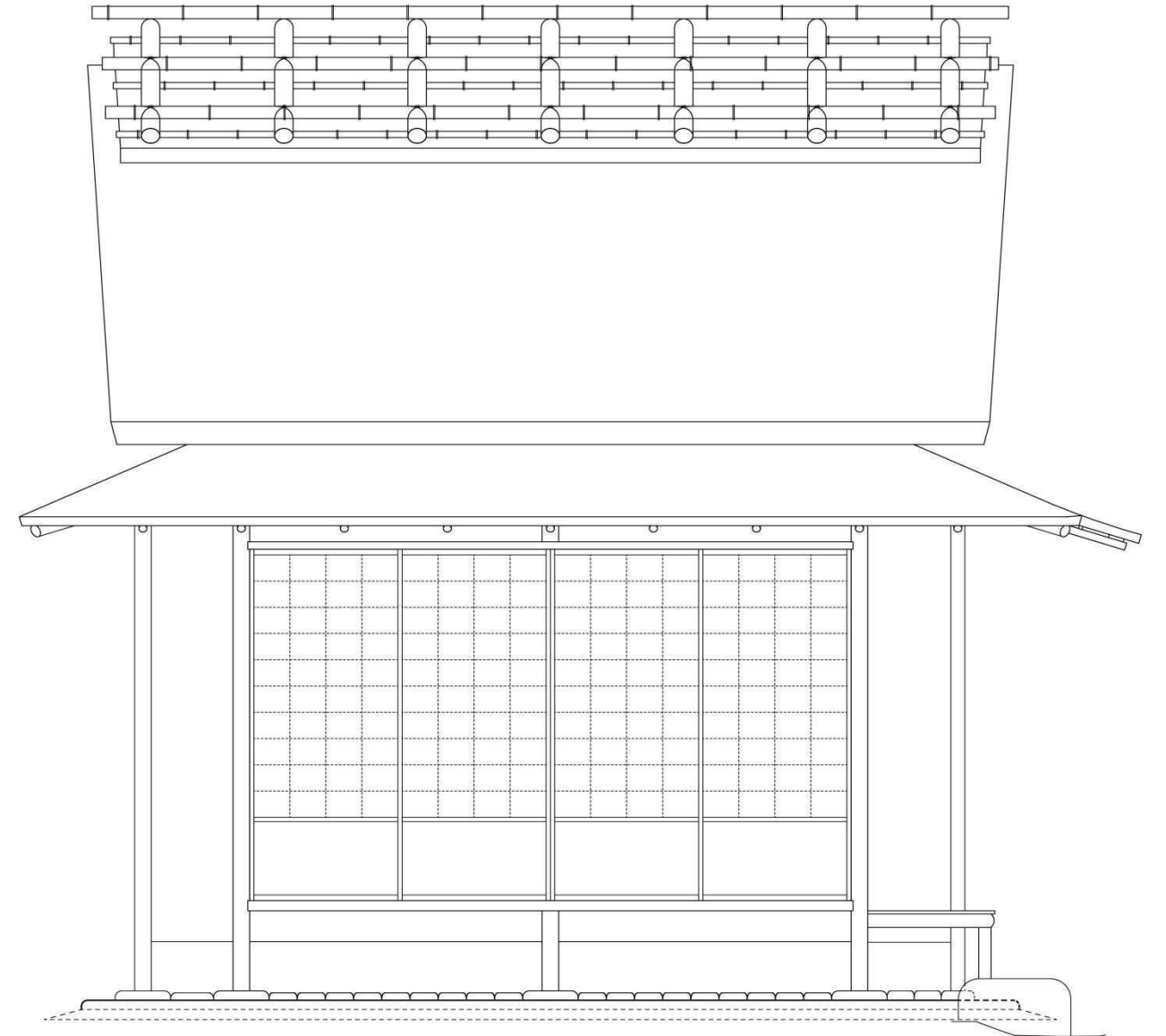


桁行断面図（再建）

2-3. 立面図

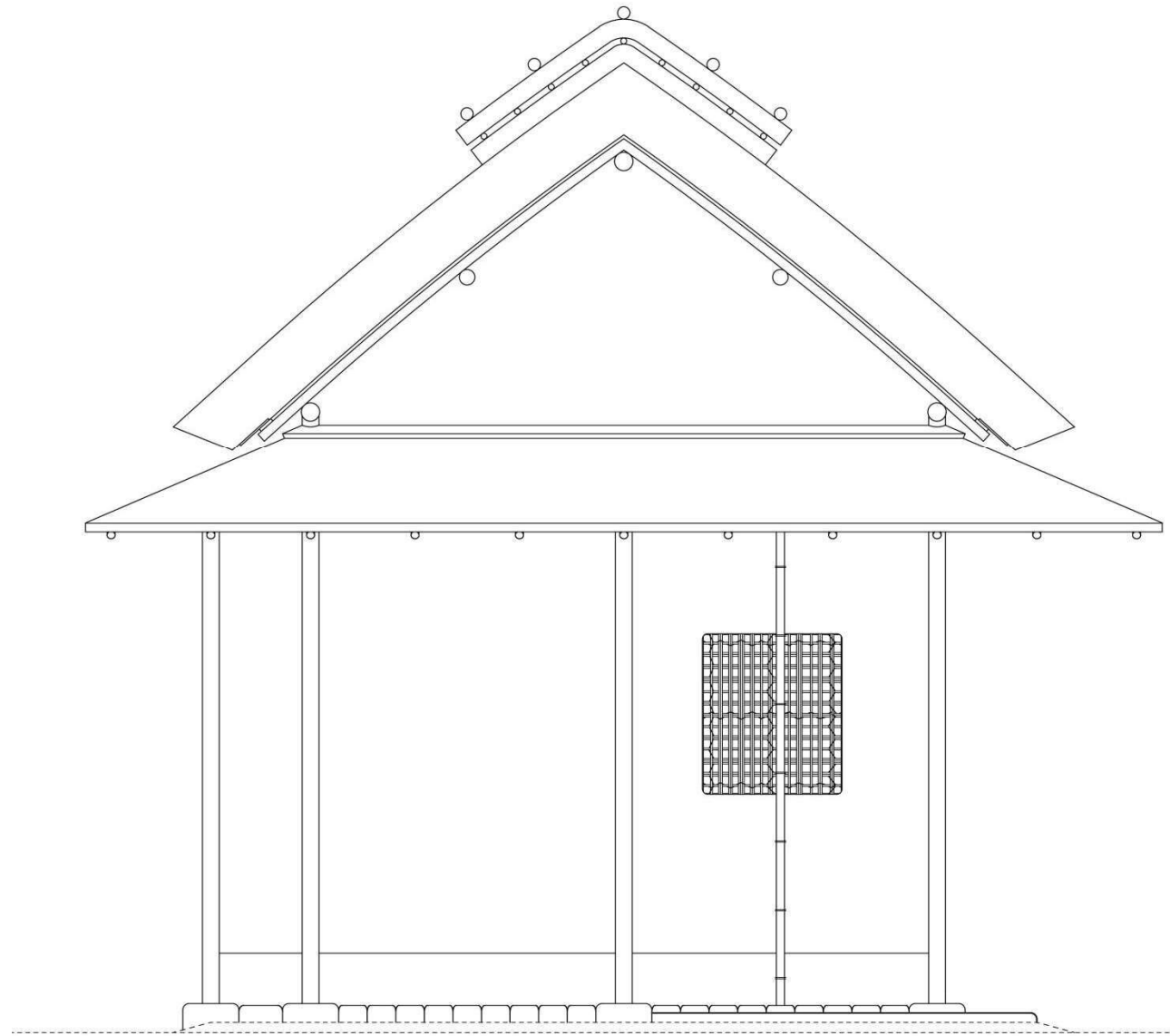


南側立面図（再建）

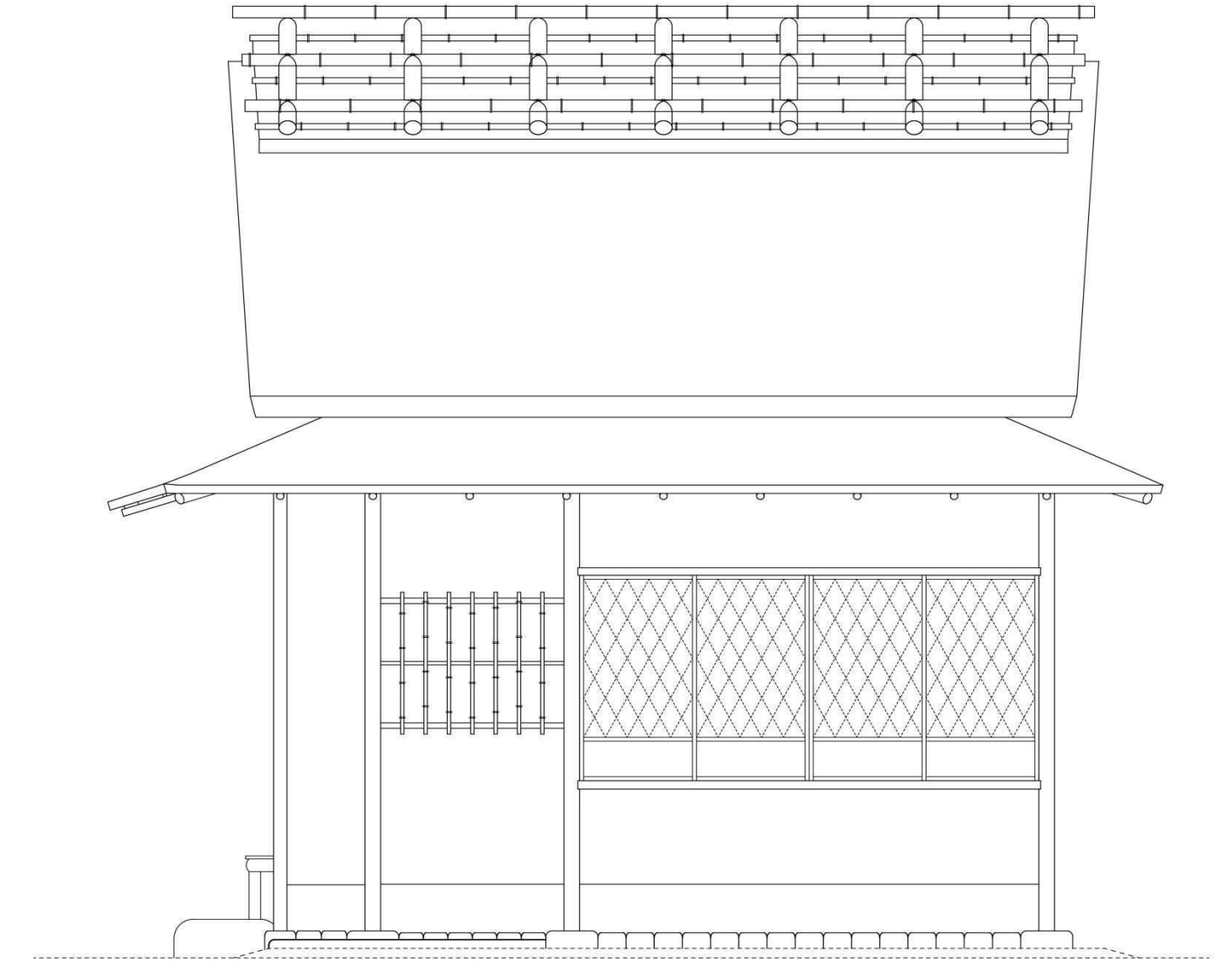


西側立面図（再建）





北側立面図（再建）



東側立面図（再建）

3. 鉢前等の復元整備

3-1. 復元根拠資料

3-1-1. 鉢前等復元の基本的な考え方及び復元根拠資料の取り扱い

鉢前等の復元においても、基本的な考え方は前述の余芳移築再建の基本方針と同様とし、遺構の保護を最優先にして、発掘調査、史資料調査等を踏まえて検討する。

鉢前等の根拠資料としては、発掘調査結果、古写真、古絵図等がある。それぞれの資料から得られる情報を整理し、以下の優先順位に基づき、最も適切な条件を検討していく。

優先順位	根拠資料	特徴
1	発掘調査結果	先述のとおり、手水跡を検出しており、その復元整備を可能とするだけでなく、再建建物の位置の蓋然性を示す重要な資料である
2	古写真	既存建物寸法との比較から手水鉢の高さ等の不明な寸法を推定できる
3	古絵図	鉢前等と再建建物とのおおよその位置関係、鉢前等の形状等を推定できる
4	類例	鉢前の類例：重要文化財孤篷庵書院及び名勝孤篷庵庭園 円筒形手水鉢の類例：大矢家余芳亭、大矢家風信亭 燈籠の類例：桂離宮松琴亭等

3-1-2. 発掘調査結果

三和土と石を用いて鉢状に造られた構造物を確認した。南側の一部は兵舎基礎によって破壊されているが、楕円形を呈すると思われる。三和土の一部と考えられる漆喰片も出土している。破片は遺構の三和土とは接合しない。※1

調査の所見

- ・石を取り込みながら三和土で鉢状に構築され、内面は緩やかに内湾している。内面は赤く仕上げられている。
- ・東西約1,150 mm、南北約850 mmが残存する。
- ・三和土の底面には直径約60 mmの排水用の穴が穿たれている。
- ・石を据えてから石に沿わせて三和土を施工している。
- ・『御城御庭絵図』において手水鉢周りに描かれている石（いわゆる台石や水揚石）の有無は、兵舎基礎によって破壊されているため遺構からは判断できない。※2
- ・検出された遺構の石質は、北園池の護岸石に用いられている石と類似すると考えられるが、再発掘も含めて石質を確定するための検討を進める。

漆喰片の所見

- ・漆喰片は、出土位置や石の配置から手水遺構の東側の一部と考えられる。（次ページ漆喰片出土状況写真参照。赤丸部分が漆喰片。）
- ・白漆喰で全体のベースを作り、内面と上端部、外面の上部を赤漆喰で上塗りしている。
- ・赤漆喰の部分には粒径約2～6 mmの黒色や灰色の小礫が混じる。※3
- ・赤漆喰は、端部以外はほとんど退色している。また、内面下部は赤漆喰が剥落している。
- ・厚さは均一ではなく、側面部では白漆喰部分の厚さは約30～90 mm、赤漆喰の部分の厚さは約4～8 mmである。
- ・上端部は平滑に仕上げられていた。
- ・『御城御庭絵図』でも三和土の上端部は平滑な表現がされており、絵図の表現とも合致する。
- ・『御城御庭絵図』では、手水跡の三和土の東側には小石が配置されているように見えるが、遺構や漆喰片の割れ口から推定することは難しい。

以上より、手水跡の三和土は、鉢状かつ上端部が平滑であることが認められ、『御城御庭絵図』の表現とも合致する。また、内面と上端部および外面の上部が赤く、その部分のみが露出していたと考えられる。

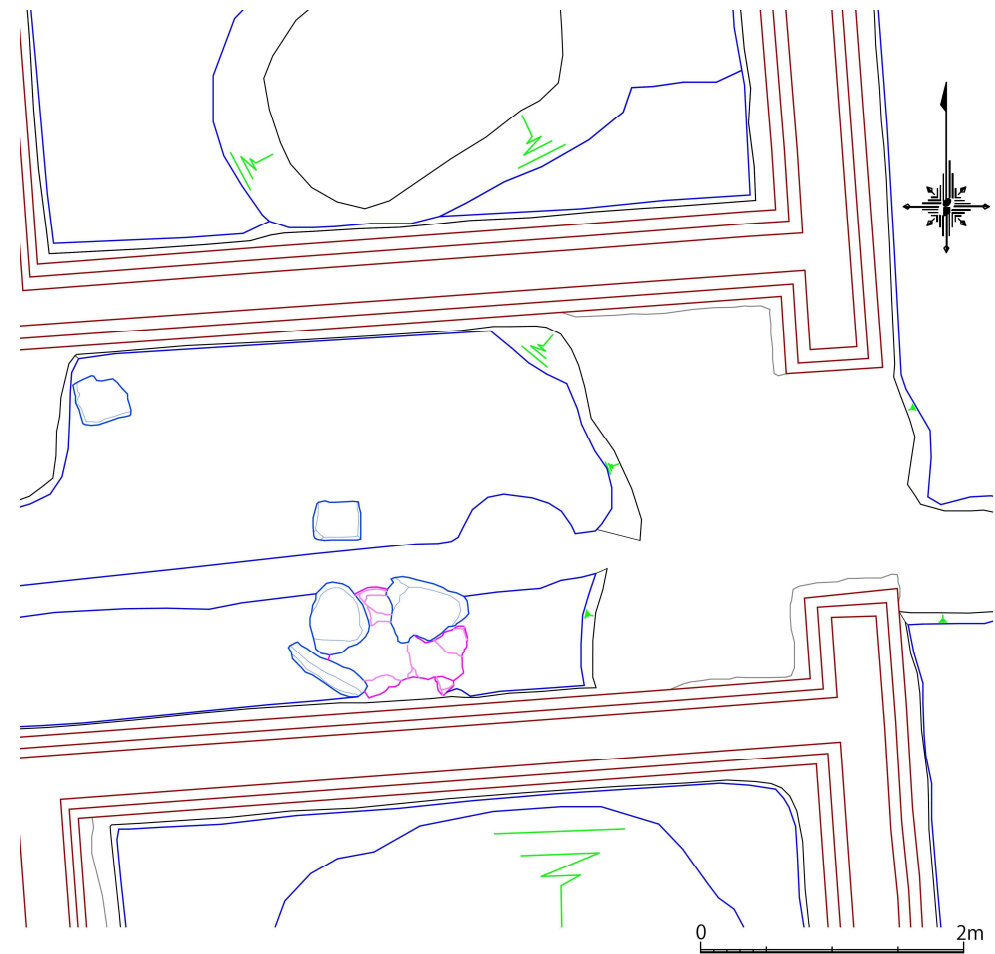
※1 三和土・漆喰の名称は、市澤泰峰ほか『名勝名古屋城二之丸庭園発掘調査報告書 第1次(2013)～第3次(2015)』名古屋市(2017)による。

※2 いわゆる鉢前構成から考えると、台石や水揚石を伴っていた可能性も考えられる。

※3 小礫は赤漆喰に混ぜ込んだ上で塗られたのか、赤漆喰を塗った後に表面にまぶして押さえつけて密着させたのかは判然としない。



手水周辺の遺構写真(写真上が北)



遺構平面図(部分拡大)



『御城御庭絵図』余芳部分拡大(名古屋市蓬左文庫蔵)



漆喰片出土状況(北東から撮影)



漆喰片外面



漆喰片内面

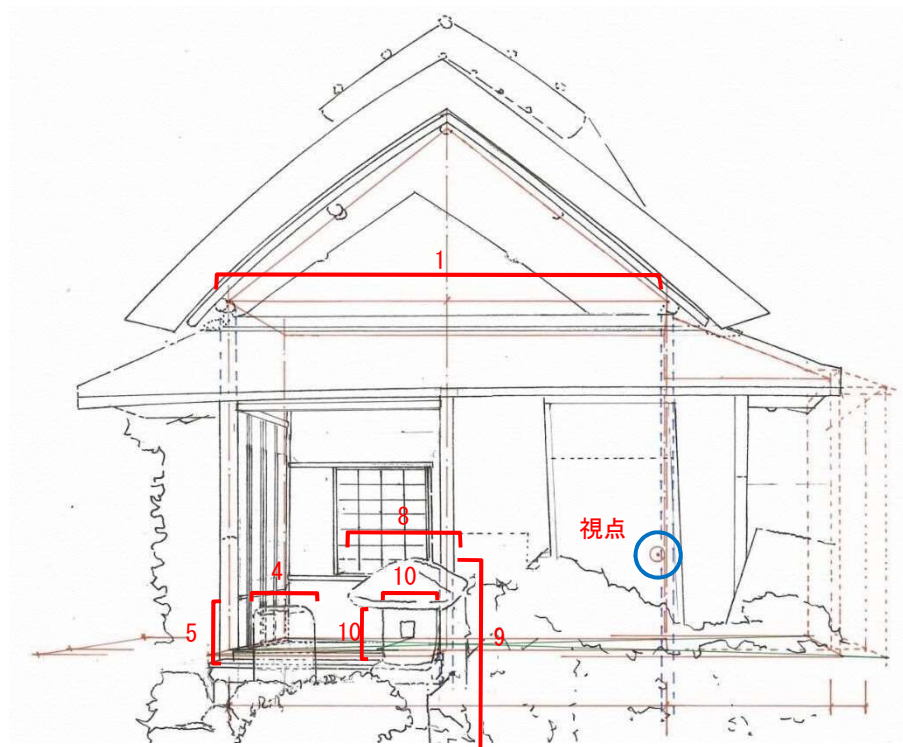
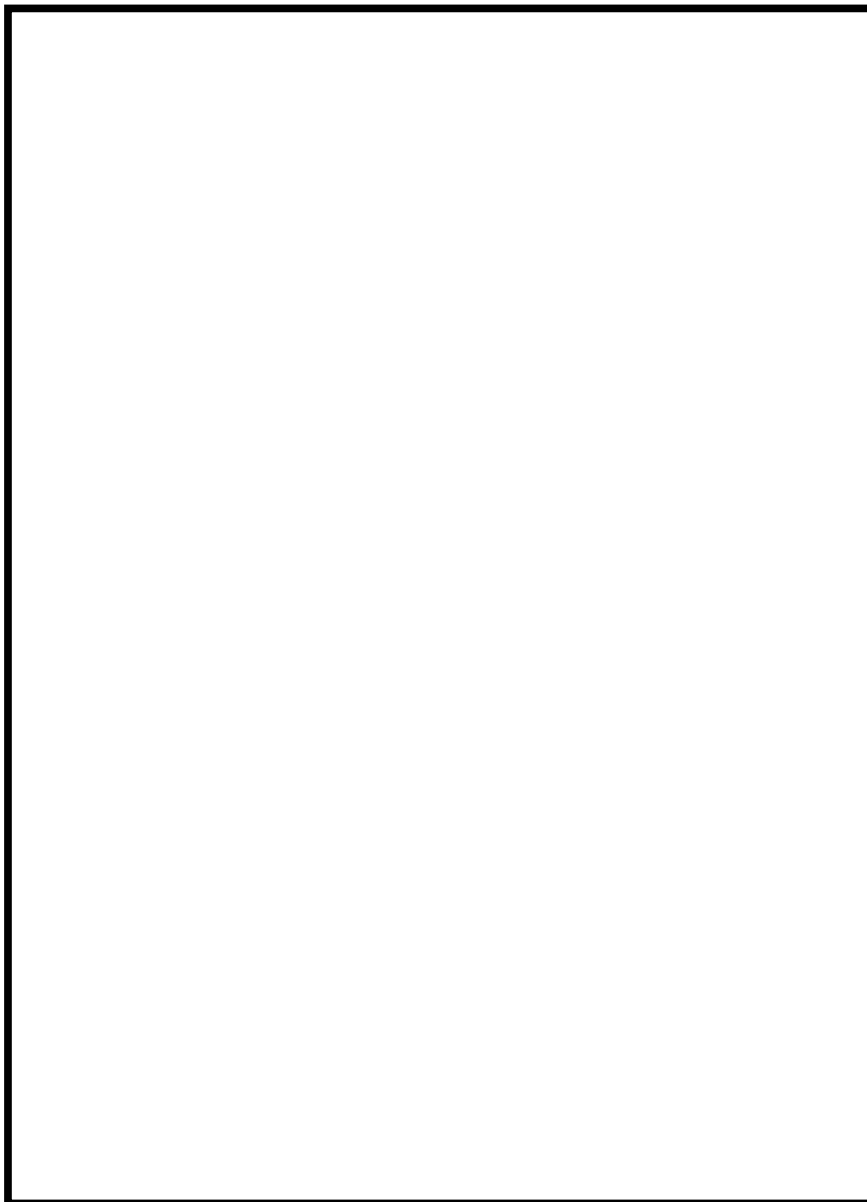
※内外面の黒い点が小礫

3-1-3. 古写真

古写真では、発掘調査において検出できなかった円筒形の手水鉢とその南東側の燈籠が確認できたことから、建物と同様に柱間寸法を基準に比率解析によりその大きさや位置を推定した。

古写真及び古写真をトレースして透視図を書入れた図、古写真の撮影位置検証の図を再掲する。
古写真及び中央下図では、余芳周辺の整備の関連として、樹木の他、南面の濡縁の縁先に手水鉢を据え、手水鉢の南東側に燈籠を設けていることがわかる。なお、手水鉢については円筒形、燈籠については石燈籠と想定されるが、共に地際は確認できない。
右下図のように、燈籠の位置を下地窓中心と南面中央柱の間の黄破線上にあると推定し、中央下図及び右下図の手水鉢及び燈籠の2~5、7~10の箇所について、柱間寸法10.05尺を基準にして比率で数値を推定した。具体的な推定結果については、右上表に示す。

区分	推定寸法等
基準	1) 柱間寸法 10.05 尺を基準とする。
手水鉢の位置	2) 東西方向の位置として濡縁西端より手水鉢の中心まで 525 mm 程度、障子戸のほぼ中心の位置となると考えられる。南北方向については、縁束が手水鉢の北西側にある石の北端へ乗ることを前提に、検出遺構の構成と濡縁及び軒先の位置との関係から合理的な納まりを考慮して推定すると、3) 濡縁南端から手水鉢の中心までの距離は 780 mm 程度となる。なお、この距離は、実用の視点からの一般的な距離 450~850 mm 程度に納まる。
手水鉢	4) 円筒形手水鉢の直径は 380 mm、5) 濡縁天端より高さ 400 mm 程となると考えられる。
燈籠の位置	6) 東西方向の位置は、下地窓中心と南面中央柱の間に表示された線上にあって南西隅の柱より燈籠の中心まで約1,590 mmと仮定すると、7) 南北方向は南側壁面から燈籠の中心まで 2,700 mm程となる。
燈籠	8) 笠の幅500mm、9) 南西礎石天端から笠頂部までの高さは1,100 mm、10) 火袋は270*360 mm程と考えられる。なお、宝珠の有無や笠の形状等の判別は難しい。



古写真のトレースに透視図を書入れ



古写真の撮影位置検証の余芳部分の拡大

「二之丸御庭の御茶屋」 徳川林政史研究所所蔵
(株式会社朋成にて、画像の解像度と濃淡を調整)

3-1-4. 古絵図

ここでは、先述の発掘調査結果及び古写真の解析で確認された鉢前及び燈籠を中心に、2点の古絵図での描かれ方を検証することで情報を補足した。

先の検証で、絵図を根拠とする場合は、『御城御庭絵図』（以下、図①）を基本としつつ、必要に応じて『尾二ノ丸御庭之図』（以下、図②）等を参照することを妥当とした。また、基本とする図①については、縮尺や距離感是不正確であり、描かれていない要素が存在した可能性はあるものの、描かれた要素については概ね文政期以降における二之丸庭園の実態を反映したものと推定している。

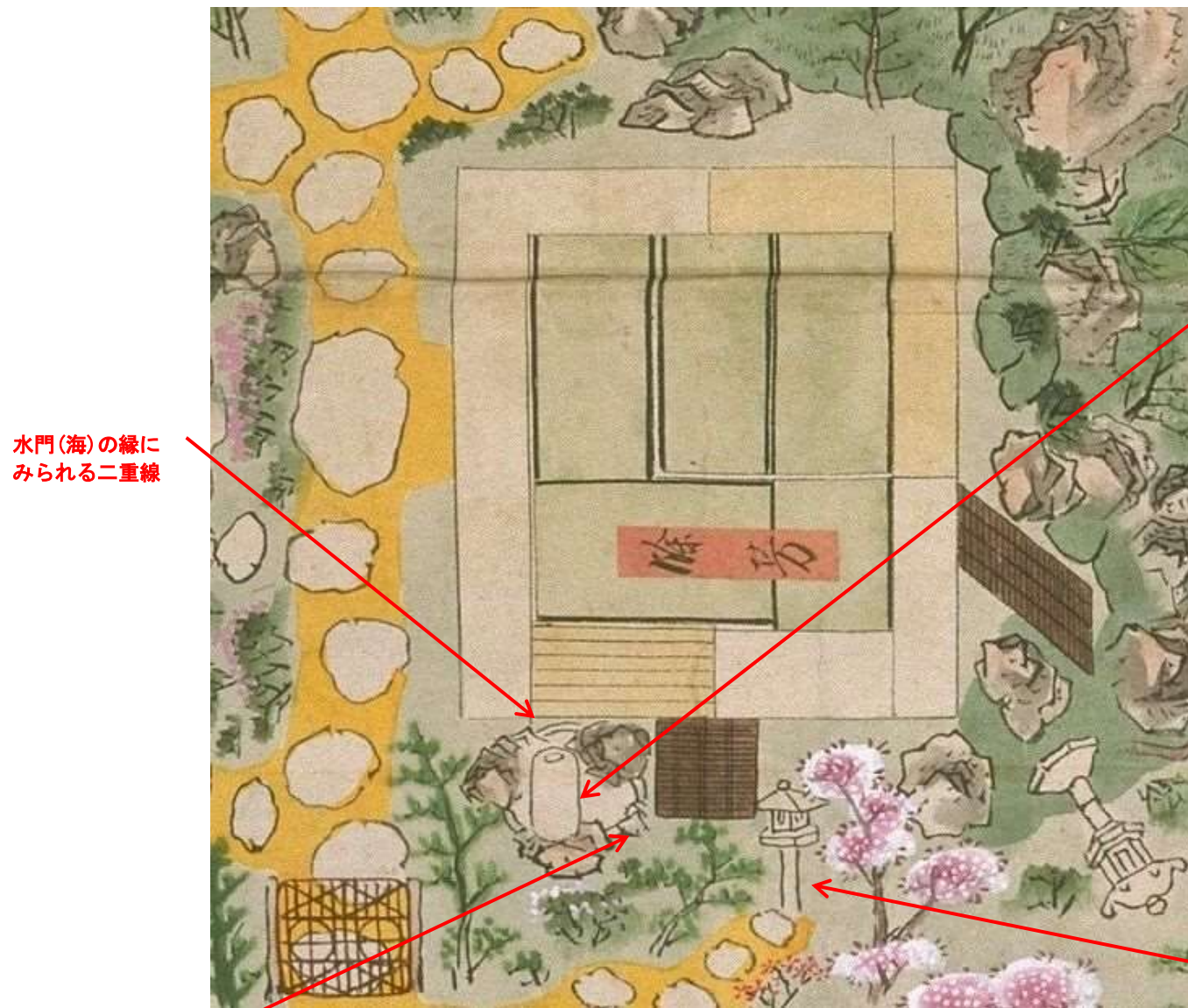
ここでは、図①、図②の両図を比較し、共通する内容と異なる内容について主なものを列挙する。

図①、図②に共通する主な内容

- ・余芳の南西部には、円筒形の手水鉢を用いた鉢前が設けられ、袖垣により仕切られている。
- ・鉢前については、円筒形の手水鉢が台石の上に据えられ、石を取り込みながら鉢状に構築されている。
- ・南側には、枝折戸手前に東に伸びる飛石が打たれ、その先に四角型かつ生込型で、円形と思われる宝珠が載り、火袋を四角で描かれた燈籠がある。
- ・東から北にかけて築山及び大きな立石を中心とした石組があり、その南端に宝珠のある六角型の燈籠が立つ。

図①、図②で異なる主な内容

- ・図①では、鉢前の役石が北側に2石、南側に1石の合計3石が配置されている。水門（海）については、役石相互の間に小石がみられる他、二重線が描かれている。
- ・図②では、鉢前の役石は3石描かれているが、うち台石の傍の1石が図①よりも西側に置かれている。



水門(海)の縁に
みられる二重線

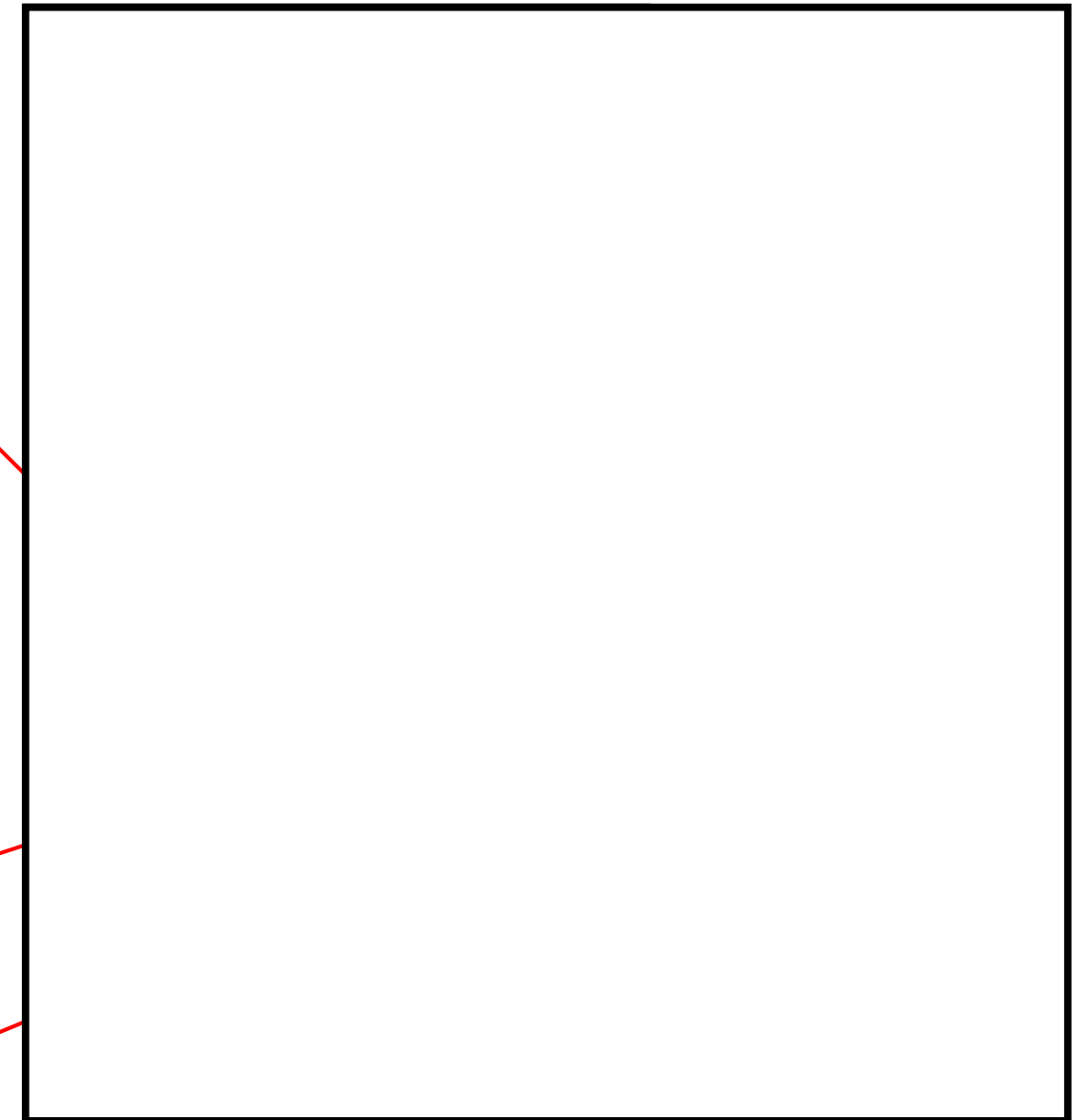
役石相互の間に
みられる小石

台石の上に据えられた
円筒形の手水鉢

役石の1石が
西に置かれている

四角かつ生込型燈籠に
円形と思われる宝珠

図①『御城御庭絵図』余芳部分拡大（名古屋市蓬左文庫蔵）



図②『尾二ノ丸御庭之図』余芳部分拡大（徳川美術館所蔵）

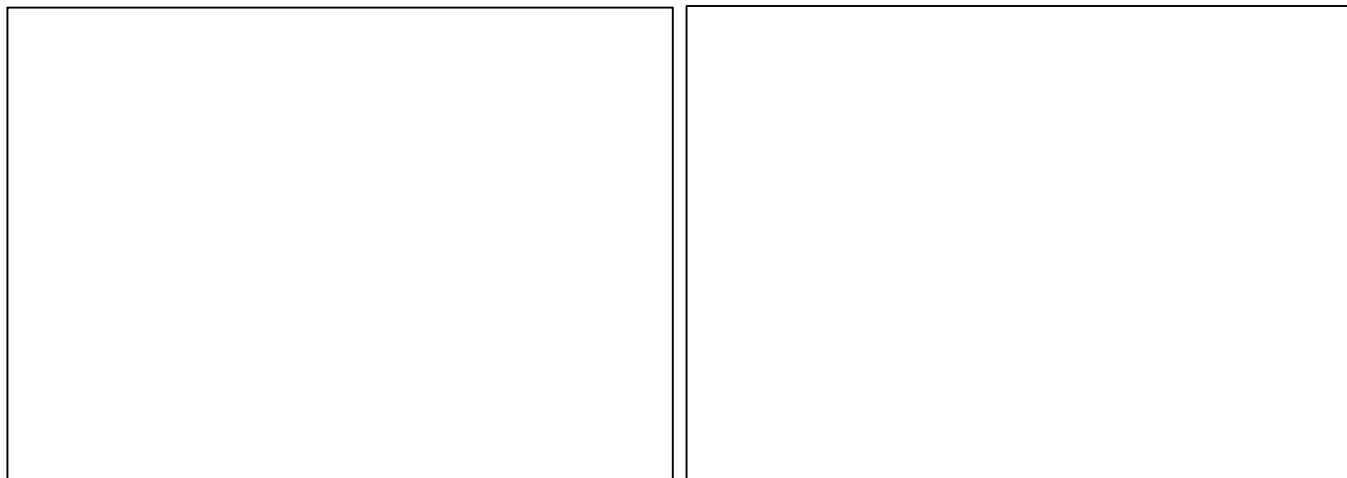
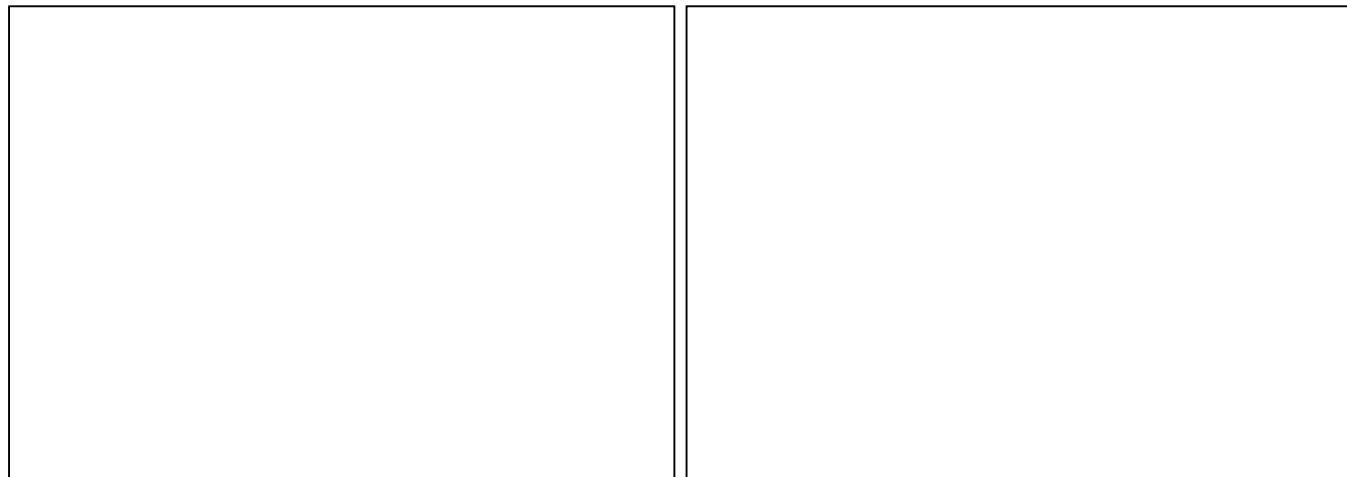
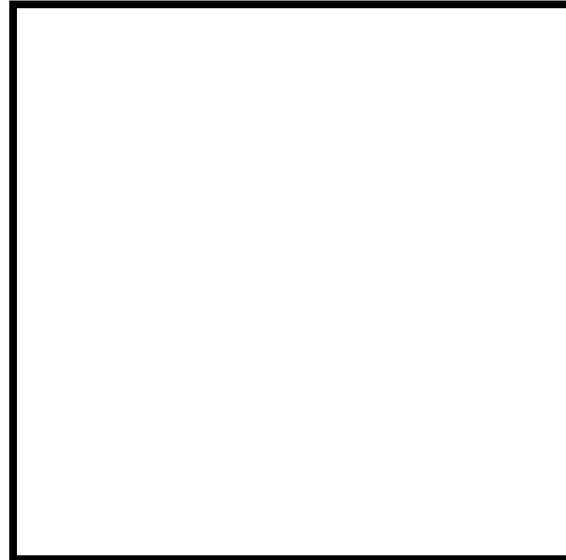
3-1-5. 類例

検出遺構及び古写真、古絵図で確認された鉢前について、余芳の鉢前構成の特徴をもつ近世の例、名古屋城もしくはその関連で確認された円筒形の手水鉢の特徴をもつ例、1600年代の創建から現存する御茶屋の燈籠の例を挙げる。

鉢前構成の例

〔重要文化財孤篷庵書院及び名勝孤篷庵庭園の鉢前構成〕

茶人、作庭家、建築作業の奉行として名高い武将小堀遠州が慶長17年(1612)に山内の龍光院に庵を立て、後の寛永20年(1643)に現在の地に移して孤篷庵を建立した。当初の建物は寛政5年(1793)に焼失した後、松江の大名である松平不昧が遠州の設計図をもとに復元している。書院の濡縁先には、円形で口縁の天端が平滑な海(三和土)に円筒形の手水鉢、自然石の台石と役石があしわられた鉢前がある。発掘調査結果や古写真、古絵図にあるものと形状が類似している他、先の再建図面のように、束が役石に建てられている。



手水鉢の例

〔大矢家余芳亭手水鉢〕

円筒形で形状は古写真及び古絵図に類似しているが、余芳の売却に併せて二之丸庭園から移設されたことを示す直接的な資料は発見されていない。しかし、最初の移築から昭和14年の再移築までの間の状態を伝える『清水池園林泉帖』(昭和15年、大矢梅太郎編著)にもその姿が確認できることから、二之丸庭園から払い下げられ、昭和14年の再移築で再移設された可能性もある。現在の所在は不明。

発掘調査で検出された遺構等と照合すると、大矢家余芳亭での鉢前構成は、復元の意匠意図はないものと考えられ、着色された三和土はなく、役石の大きさ、形状、配置が異なる。また、燈籠も写真に映るが、古写真との照合では、笠の形状が異なるかどうかの判別は難しい。一方、古絵図では、四角型であること、宝珠が見られること、生込型であることが異なる。



大矢家余芳亭手水鉢と燈籠(平成23年解体時)



『清水池園林泉帖』所収 余芳亭手水鉢

〔大矢家風信亭鉢前等〕

風信亭は余芳同様、明治4年に大矢家に売却され、大矢家本宅に移築されて現在に至る。手水鉢は円筒形であり、余芳亭の手水鉢と比較すると頂部のエッジ部分が丸みをおびているようにも見える。手水鉢等が併せて移設されていたかどうかは明らかではないが、形状は古写真及び古絵図に類似している。

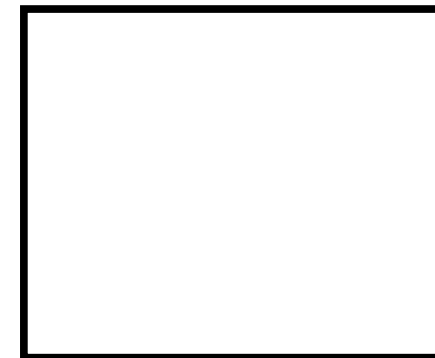


大矢家風信亭手水鉢(撮影年代不明)

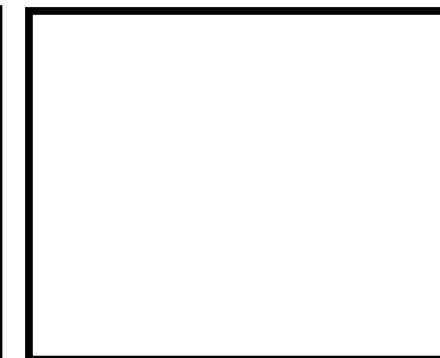
燈籠の例

〔桂離宮燈籠〕

桂離宮は、1615年から約50年の歳月をかけて建設された別荘であり、松琴亭等御茶屋を始めとする建物は創建以来、火災に遭うこともなく、往古の姿を今日に伝えている。桂離宮内の燈籠はすべて石製であるが、そのうち生込型で丸型や四角型の例を挙げる。いずれも大きさや形状は異なるが、宝珠が確認できる。



松琴亭付近燈籠1



松琴亭付近燈籠2



賞花亭付近燈籠(宮内庁HPより引用)

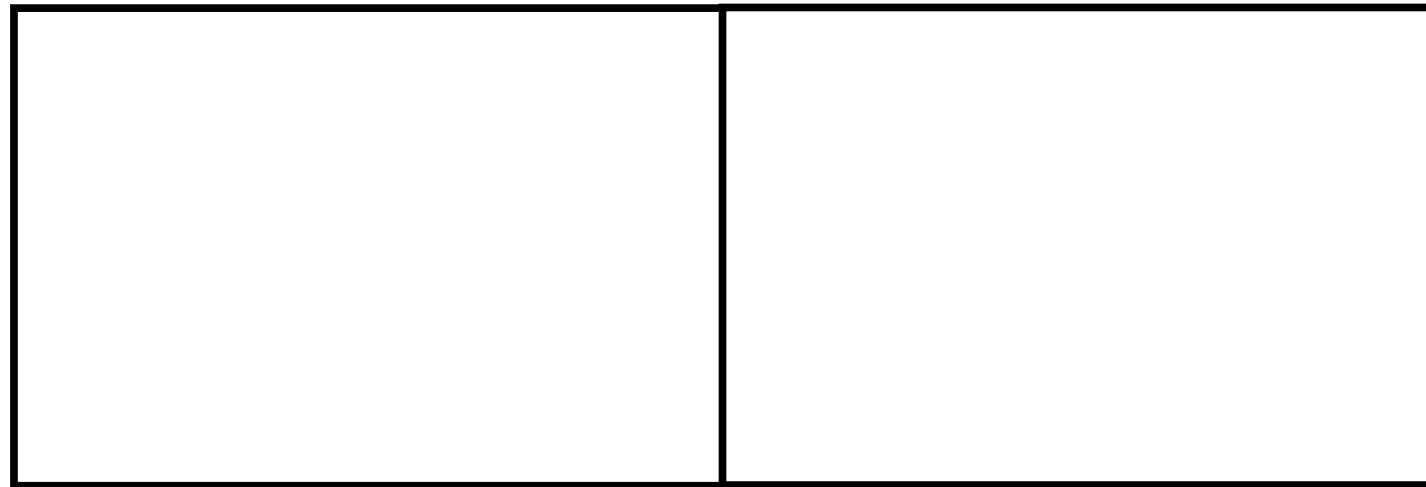
3-1-6. 参考事例

余芳の復元年代に尾張徳川家の茶道の正統であったと考えられる有楽流を前提とした例を挙げる。

尾張茶道の礎を築いたのは、初代藩主義直と言っても過言ではなく、場内に古田織部作の猿面茶屋を移築したり、御数寄屋方を設置して茶人を召し抱えたりした。尾張徳川家の茶道は、この後、有楽流、表千家、裏千家の3流と定まったが、特に有楽流を正統とした。12代藩主の斉荘の頃、正統が有楽流から裏千家流に改められたが、余芳の復元年代である文政6年～同10年（1823～1827）の正統は有楽流と考えられる。

〔徳川園蹲踞等〕

名古屋城本丸の東約3kmの地にある徳川園は、尾張藩第二代藩主光友が元禄8年（1695年）に自らの隠居所として大曾根屋敷を造営したことを起源としている。平成13年（2001年）から日本庭園として再整備が行われ、平成16年（2004年）に開園した。園内には、光友の諡号「瑞龍院」から名づけられた小さな茶室があり、かつて尾張徳川家で重用された尾州有楽流に因んだ有楽好みの様式が取り入れられている。

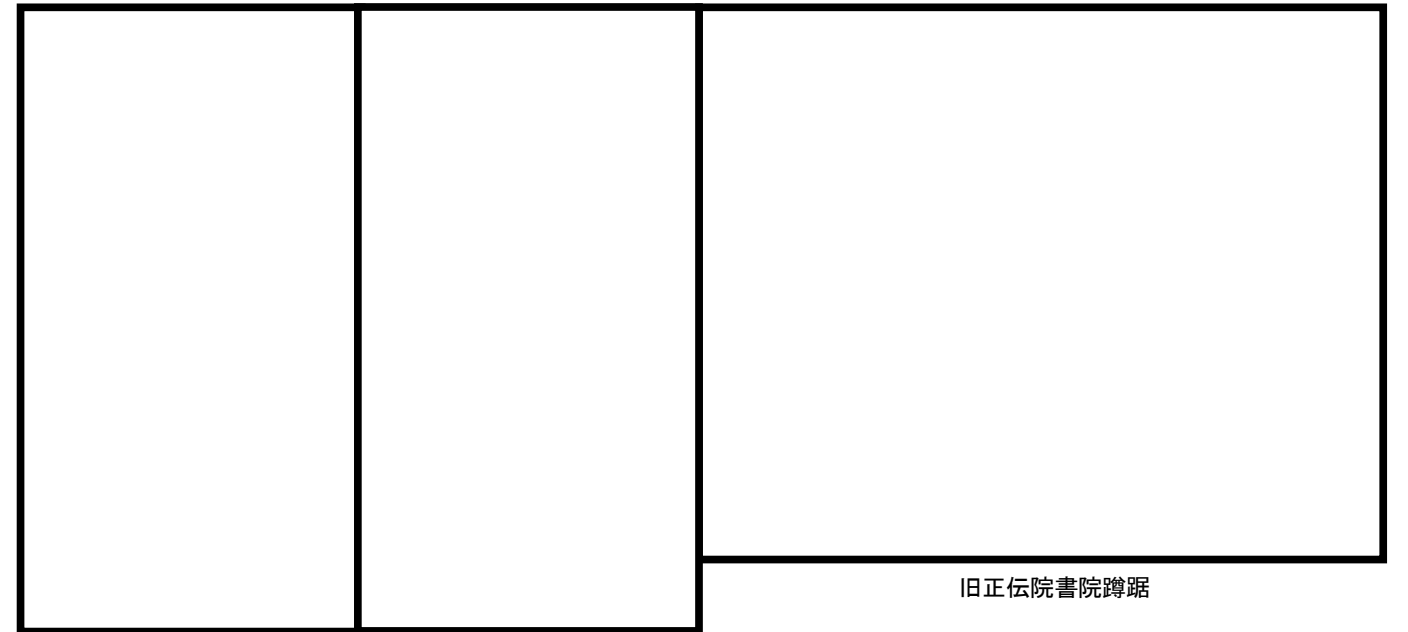


徳川園瑞龍亭と有楽燈籠

徳川園瑞龍亭蹲踞



茶室如庵蹲踞



旧正伝院書院燈籠1

旧正伝院書院燈籠2

旧正伝院書院蹲踞



茶室元庵蹲踞

茶室元庵燈籠

〔国宝茶室如庵の蹲踞等〕

茶室如庵は、織田信長の実弟、織田有楽の作である。大坂夏の陣の後に隠居所とした京都建仁寺内に茶室如庵を構え、茶道に親しみ、その茶風を有楽流と称された。近代に入って二度の移築を経て現在地の犬山市有楽苑に移築されており、現存する国宝茶席3名席の1つである。

茶室如庵の露地には、豊臣秀吉から有楽齋へ下げ渡されて蹲踞に仕立てられた手水鉢がある。また、如庵に隣接して元和4年に建てられた重要文化財である旧正伝院書院や古図にもとづいて復元された大阪・天満に構えた茶室元庵の辺りには、蹲踞や藤村庸軒旧蔵石燈籠を始めとする燈籠が設置されている。

3-2. 鉢前等の復元考察

復元考察の概要

余芳の縁先に設けられていた鉢前等について復元考察する。

発掘調査結果から得られた情報に、古写真、古絵図等から得られる情報を補足し、主要要素である役石、水門、(海)、手水鉢、燈籠の各要素についてそれぞれ考察したうえで、往時の鉢前等の全体構成を考察した。

主要要素ごとの考察

〔役石〕

発掘調査では3点の石材が検出され、これらは江戸期の遺構と考えられる。

また2点の古絵図にも位置は若干異なるが共通して同様の石材が描かれていることから関連すると考えられ、その配置から鉢前の構成要素である役石(①蟄石、②水汲石、③清浄石)に相当する石材と考えることが妥当と判断した。また、遺構の南東側は破壊されており確認することができないが、古絵図のうち『御城御庭絵図』に上記役石よりひとまわり小さい石材が描かれており、遺構の蟄石相当石と手水鉢の間隔が比較的広く開いている事も勘案すると景石として縁に小石材があしらわれていた蓋然性が高い。

〔水門(海)〕

発掘調査で各石を取り込み鉢状に造られた三和土の一部とその破片を検出しており、江戸期の手水跡の一部と考えられる。

内面と上縁部および外面の上部が赤く、赤色部分のみが露出していたと考えられるが、古絵図の当該部分に着色は確認できない。しかし、同じ庭園内の多春園周辺において着色された化粧三和土遺構が検出されたが、同じく絵図の当該部分は着色されていないことから共通した表現である。

検出された破片の上縁部と思われる面が平滑に仕上げられており、古絵図『御城御庭絵図』においても当該部分が二重線で描かれていることを勘案すると、水門の外側端部(縁)は平滑面で囲まれていたと考えられる。また中央に穿たれている穴は、排水のために設けられたと推測する。

〔手水鉢〕

検出遺構の南側は兵舎基礎によって失われており、手水鉢に関する直接的な情報は得られていない。

しかし、古写真には円筒形の手水鉢が写っており、2点の古絵図にも共通して円筒形の手水鉢が台石の上に据えられている様子が描かれている。

また、類例として挙げている移築後の状況写真において、明治期移築、昭和期移築の両方に類似の円筒形の手水鉢が余芳横に写っており、大矢家への余芳売却に併せて移設されたかどうかは明らかではないが、その可能性が高いと推測できる。

以上の事より、余芳の鉢前には検出遺構で失われている南側部分に台石が置かれ、その上に円筒形の手水鉢が据えられていた可能性が高いと推測する。

〔燈籠〕

検出遺構の南側は兵舎基礎によって失われており、燈籠に関する直接的な情報は得られていない。

古写真の解析からは方形とみられる燈籠の笠と火袋の存在が確認できるが、詳細な形状や宝珠の有無などについては残念ながら解像度が低く判別することができない。

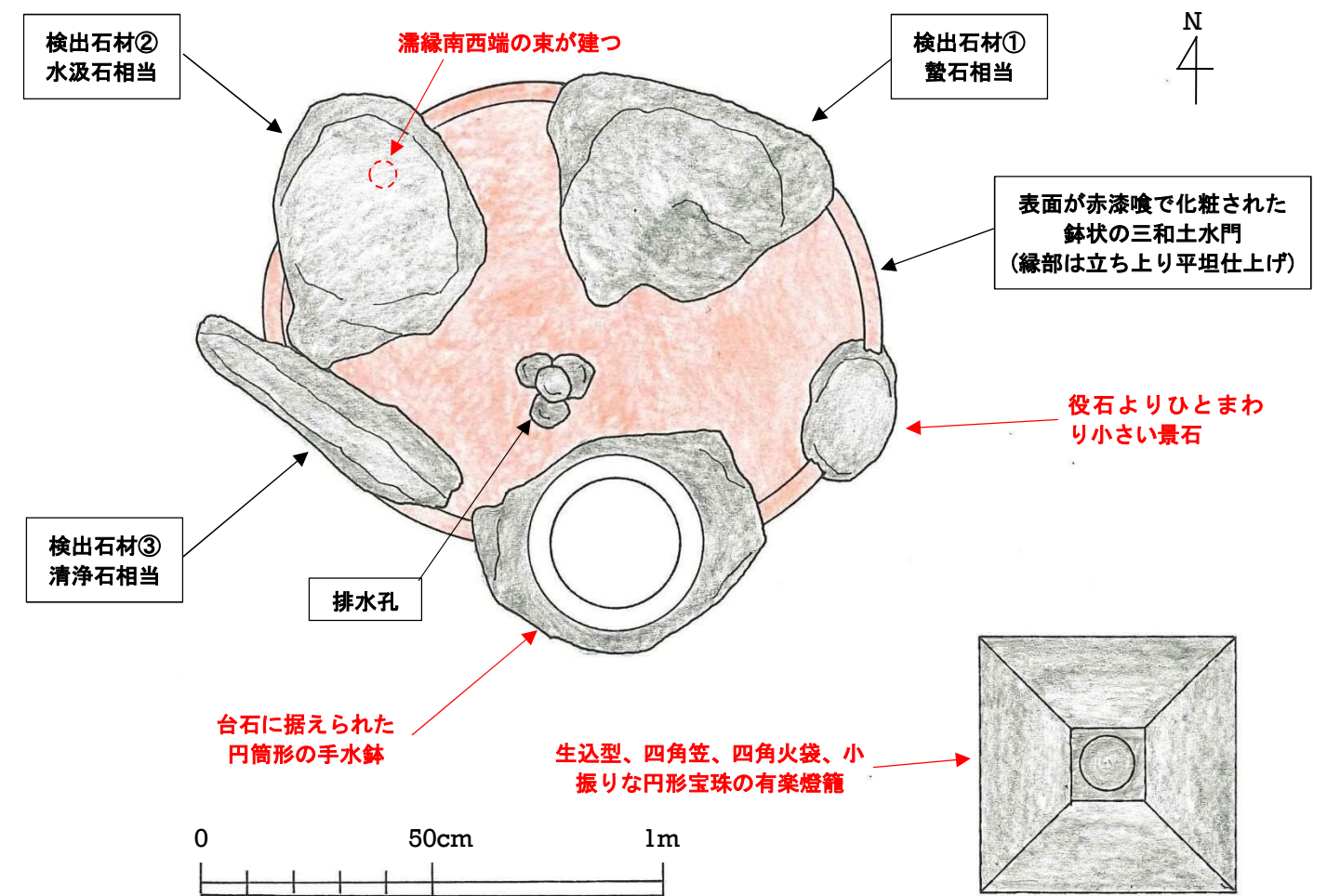
しかし、古絵図にはその姿が比較的明瞭に描かれており、四角型かつ生込型、小振りで円形と思われる宝珠が載り、四角い火袋が2点の古絵図に共通して確認することができる。

また、火袋の窓サイズについては参考事例として挙げた茶室元庵燈籠の事例(P63右下)が古写真に類似しており、宝珠については類例として挙げた桂離宮の事例(P62右下)が比較的絵図に類似しており、それぞれ参考となり得る。

余芳の復元年代である文政6年~同10年(1823~1827)の尾張徳川家の茶道の正統が有楽流と考えられることも踏まえると、四角型かつ生込型、小振りで円形と思われる宝珠が載り、四角い火袋の有楽燈籠が鉢前の南東に建てられていたと考えられる。

鉢前等の全体構成

主要要素ごとの考察結果を総合し、往時の鉢前構成は下図のような構成であったと考えられる。



※図中の四角囲みは発掘調査結果から得られたものであり、赤字はその他の根拠資料も総合し推定したもの

3-3. 整備設計

整備設計の基本的な考え方

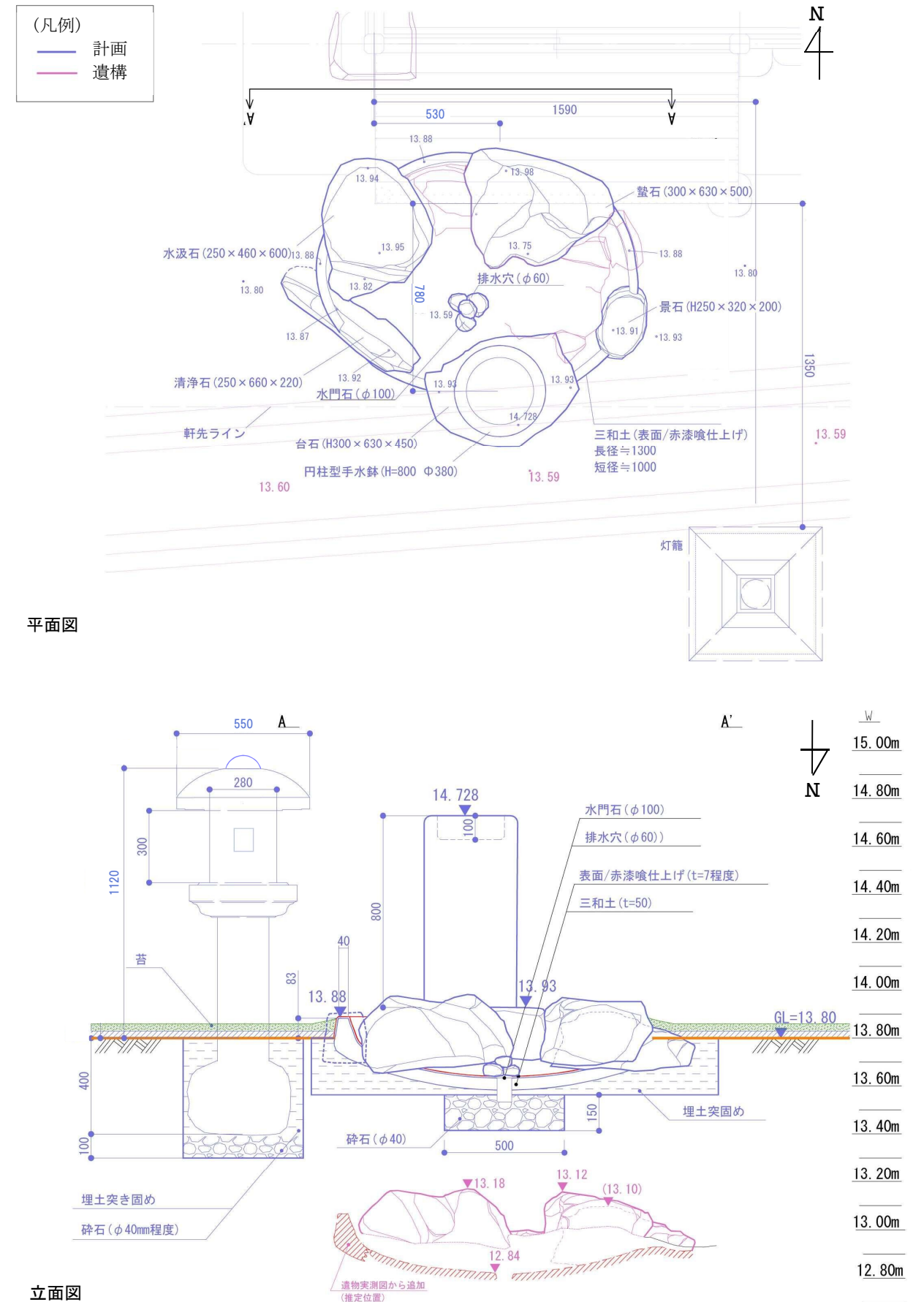
整備にあたっての基本的な考え方として、手水については、一定の保護層を設けた遺構直上に、復元考察で結論づけた鉢前の構成を再現するものとし、燈籠については類似形状の燈籠を設計し兵舎遺構との干渉を避け設置する。

主要要素ごとの整備設計の仕様一覧

区分	寸法、仕様等	根拠とした資料
役石	<p>鰐石相当の石を 300*630*500 mm、清浄石相当の石を 250*660*220 mm、水汲石相当の石を 250*460*600 mm 内外とし、石質は再発掘も含めて今後検討する。配置については、検出遺構の保護のため、盛土により 400 mm 程度の保護層を設けた直上とする。</p>	<p>検出遺構から、石質形状及び配置を参考にする。</p>
水門(海)	<p>検出遺構の保護のため、盛土により 400 mm 程度の保護層を設けて、その直上に以下のように三和土で仕上げる。 寸法は長径 1,300 mm、短径 1,000 mm、厚さ 50 mm 内外のすり鉢状とし、役石相互の間は天端が平滑な三和土の口縁と小石材でつなげる。三和土の表面は全体を厚さ 7 mm 程の赤漆喰で仕上げ、意匠は今後の検討とする。なお、排水穴等排水を考慮した構造とする。</p>	<p>検出遺構から寸法を、古絵図及び類例から形状を推定する。</p>
手水鉢	<p>台石を 300*630*450 mm、手水鉢を H800mm、Φ380 mm 内外とし、石質は役石等を含めて今後検討する。位置について、東西方向としては濡縁西端より手水鉢の中心まで 530 mm を目安に据える。南北方向としては、検出遺構の構成と余芳濡縁や軒先の位置との関係から、合理的な納まりを考慮して、濡縁端から手水鉢の中心までの距離を 780 mm 程とする。</p>	<p>古写真及び古絵図、類例から寸法と形状を推定する。 古写真及び類例から位置を推定する。</p>
燈籠	<p>寸法としては、笠の幅 550 mm、笠頂部までの高さ 1,120 mm、火袋 300*280 mm 内外とする。位置について、東西方向としては濡縁西端より燈籠の中心まで 1,590 mm 程、南北方向としては濡縁南端より燈籠の北端まで 1,350 mm 程に据える。</p>	<p>古写真から寸法と位置を、古絵図から形状を推定する。</p>

※石材については、城内の保存石材の使用も検討する

〔平面・立面図〕



第5章 余芳整備設計

1. 活用に関する方針

二之丸庭園公開活用方針

名古屋市では『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』を作成し、下記のような、二之丸庭園の公開活用の方針を策定している。

これまでに史実として確認した往時の庭園での催しは花見や饗応等であり、来客や家臣をもてなすための空間として庭園が使われていたことが判明している。今後の活用においては、この「もてなしの心」をもって来園者を迎え、二之丸庭園の魅力を伝えるとともに、尾張の庭園文化を体感してもらえるような活用を展開していく。そのため、史料調査を継続して行い、調査成果をふまえて季節の行事や往時の風習に基づく催事を展開し、二之丸庭園の風物詩として定着させられるような年間行事についても検討していく。

また、庭園観賞においては、来園者がその魅力を享受できるよう、遺構や構成要素の保護に配慮しつつ効果的な公開範囲や動線等を設定し、視点場や回遊性を回復させ、観賞を補うためのガイダンス施設等についても活用拠点として充実させていく。加えて、観賞において障壁となるような環境の改善に努めていく。

【公開活用の基本方針】

- 調査研究に基づき、尾張の庭園文化を体感できるような活用を展開する。
- 移築再建する「余芳」や「風信」の積極的な活用を図る。
- 主な視点場を巡る回遊式の動線と眺望地点を設定する。
- 庭園の概要や価値、調査成果等を伝えるガイダンス施設を設置する。
- 庭園ガイドや活用のコンテンツを充実させ、庭園の本質的価値と魅力を伝えていく。

名勝名古屋城二之丸庭園整備計画 P98 より

余芳の活用方針

尾張の庭園文化を体感できる活用

- ・外部からの鑑賞に加え、「余芳」を特別公開等で内部も見学できるような活用をすることにより、往時の庭園における営みに触れる機会を創出する。

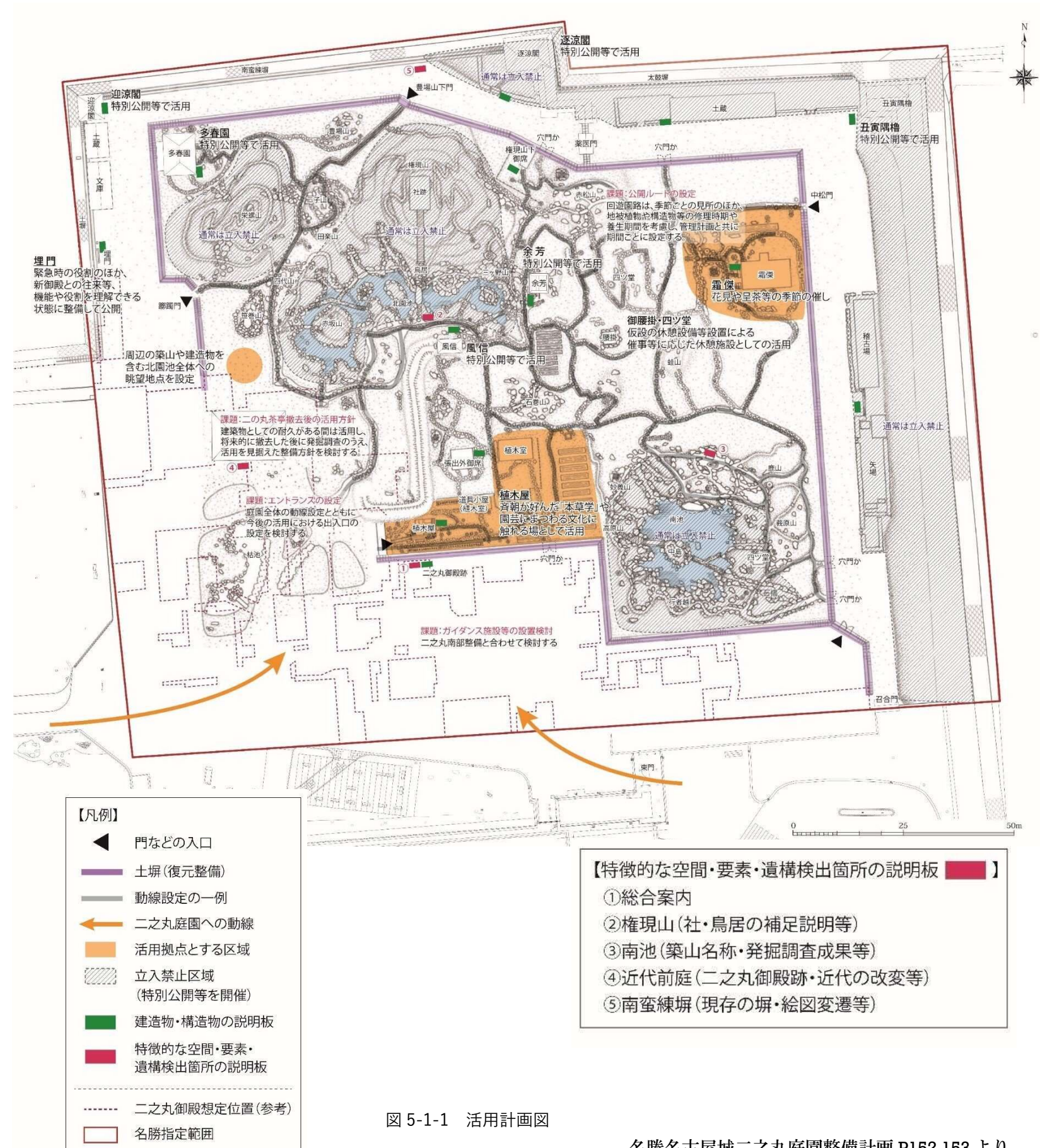


図 5-1-1 活用計画図

名勝名古屋城二之丸庭園整備計画 P152 153 より

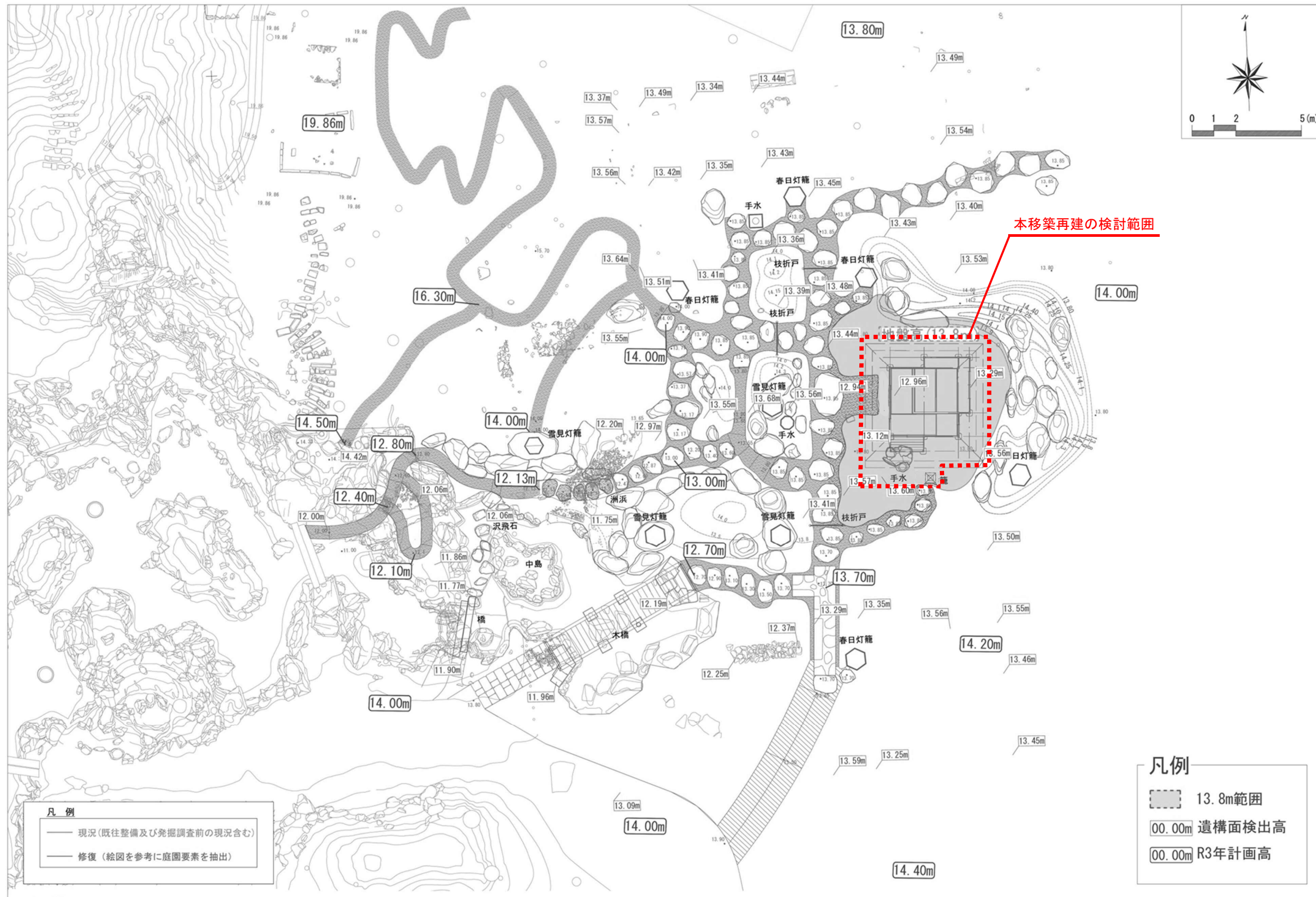


図 5-1-2 余芳移築再建検討範囲図

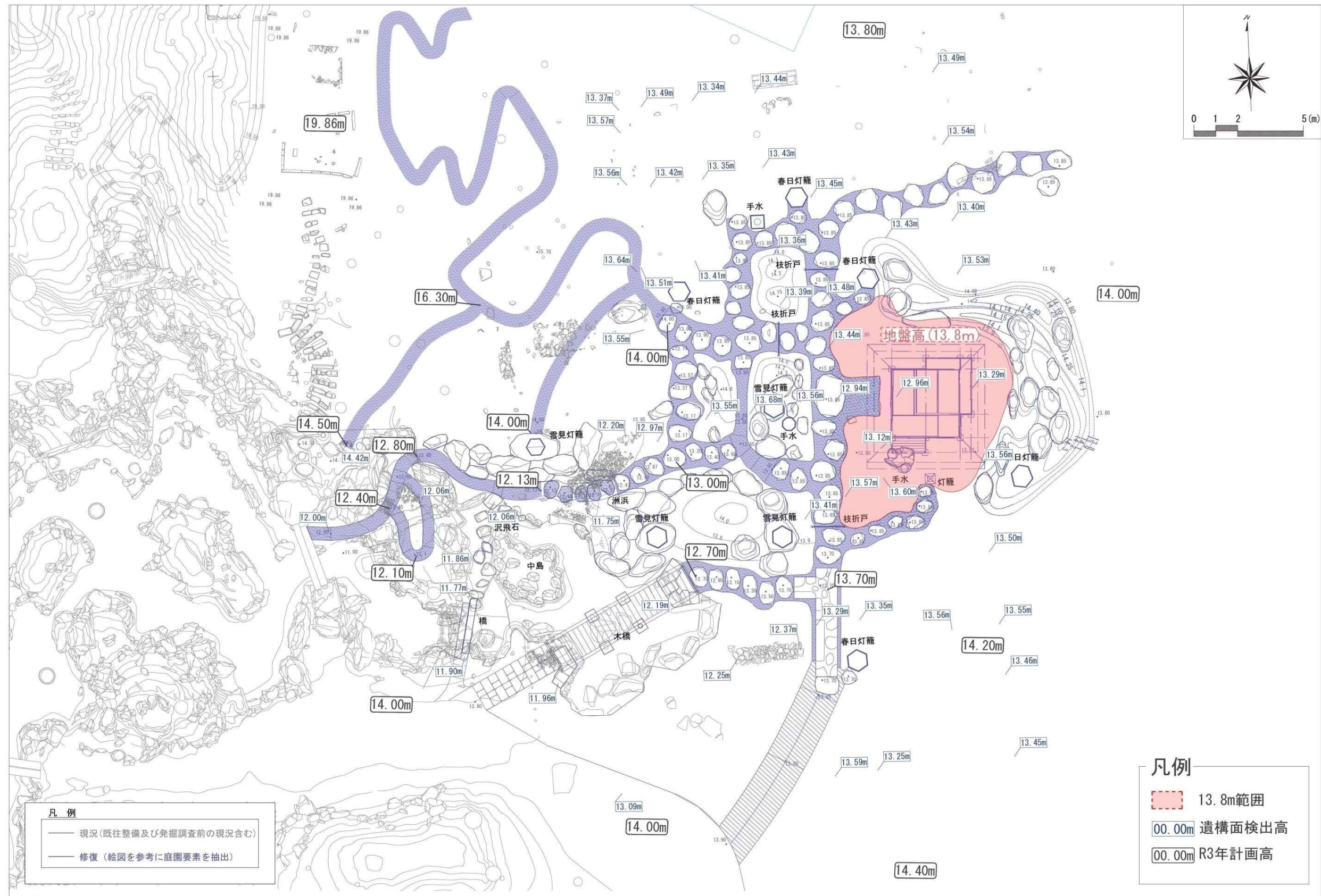
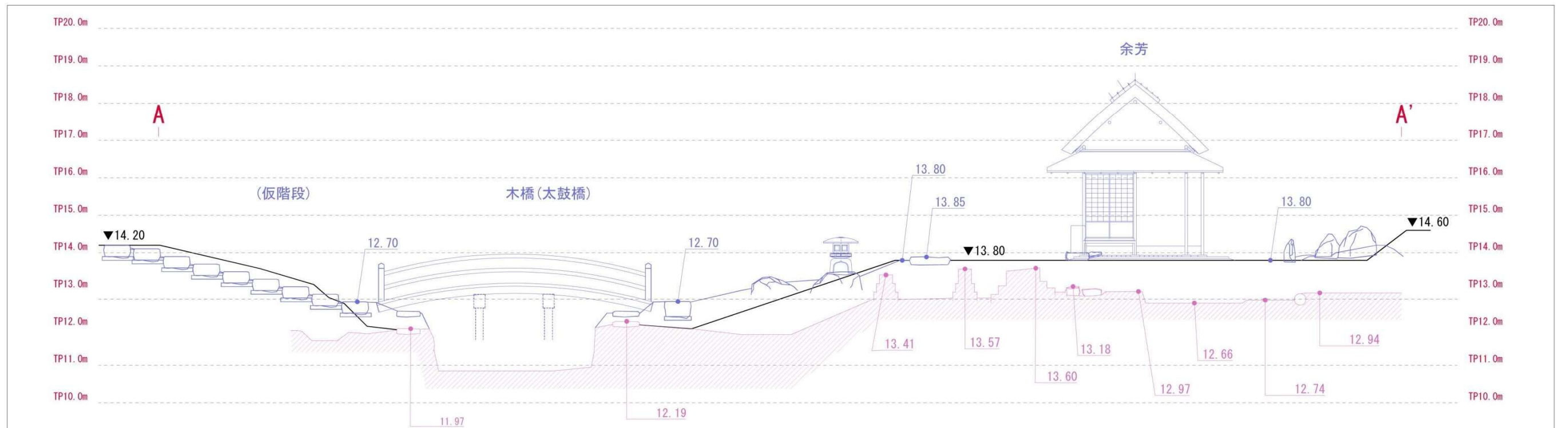
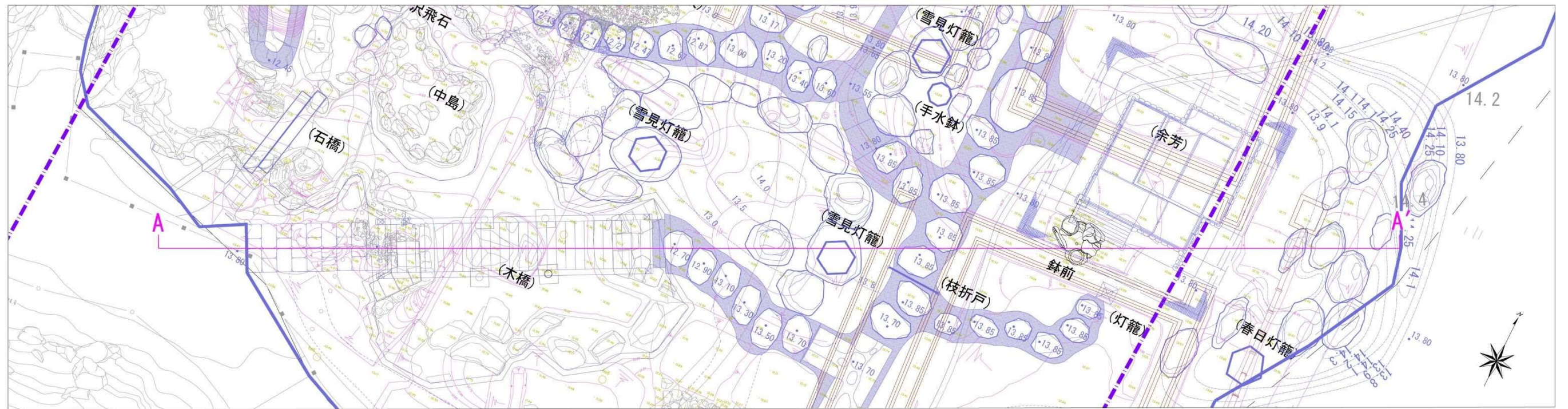


図 5-1-3 余芳周辺計画高平面図

A-A' 断面



※余芳および木橋（太鼓橋）、橋、灯籠、枝折戸、手水は今年度の修復整備工事には含まない。



図 5-1-4 余芳周辺修復造成断面図

2. 余芳整備の考え方

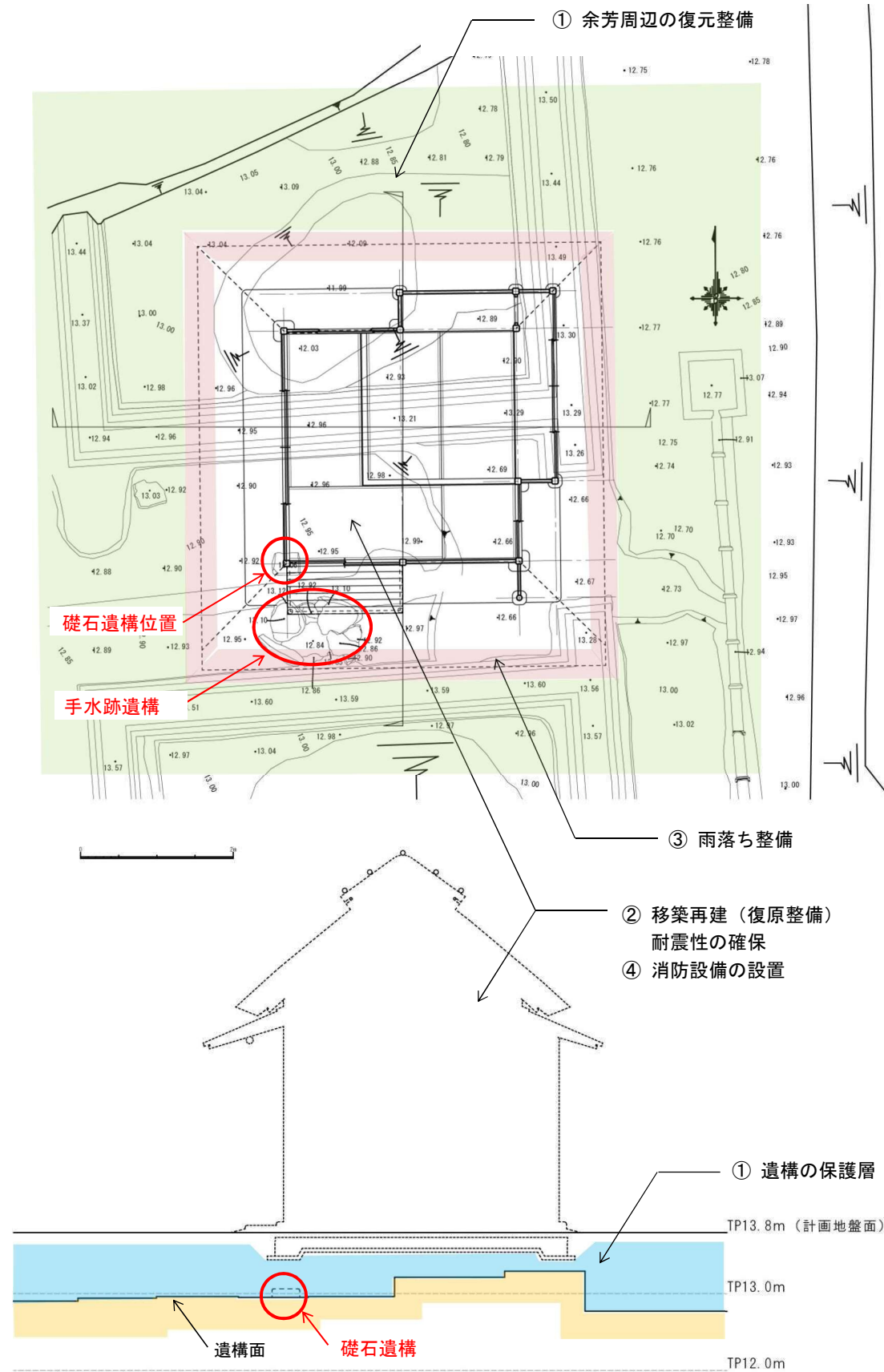


図 5-2-1 余芳整備範囲平面図及び断面図

- ① 移築再建の場所は、再建検討で行った配置計画によるものとし、『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』の方針に従って、近世・近代の遺構から保護層を設けた地盤を余芳の建築地盤として盛土造成を行う。
- ② 移築再建にあたっては、名古屋市指定文化財である「余芳亭」の当初材を用いた再建であるから、文化財の価値を損ねることが無いよう、可能な限り当初材を再用して繕い等を施して再建を行う。但し、耐震診断を行い補強が必要であれば適切な補強方法を検討する。
- ③ 建物屋根の雨水処理のため、建物周囲に雨落を計画し、北園池へ排水する方針として雨水排水整備の検討を行う。
- ④ 今後の活用においては、夜間の開園なども考えられるため設備の充実が求められる。庭園景観への影響を考え、建造物に隣接して園路からの見え隠れに電源ボックスを設置し、コンセントの設置を検討する。また、自動火災報知設備及び消火器の設置を行う。総合操作盤への接続について検討を行う必要がある。

3. 遺構保護の考え方

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』では、地割区分別の基本方針を策定しており、地形造成については、既存遺構を保存する範囲と、復元整備を行う範囲とで取り扱いを区別している。余芳再建部分の地盤面については、遺構保護層を設ける方針としている。

遺構保護層の考え方

- ・遺構保護層の厚みは原則として30cm程度とし、各遺構の状態や周辺地形との関係を考慮し、個別に検討のうえ整備内容によって適切に設計する。
- ・近代遺構でレンガ等耐久性の高いものについては20cm程度を基本として検討行う。

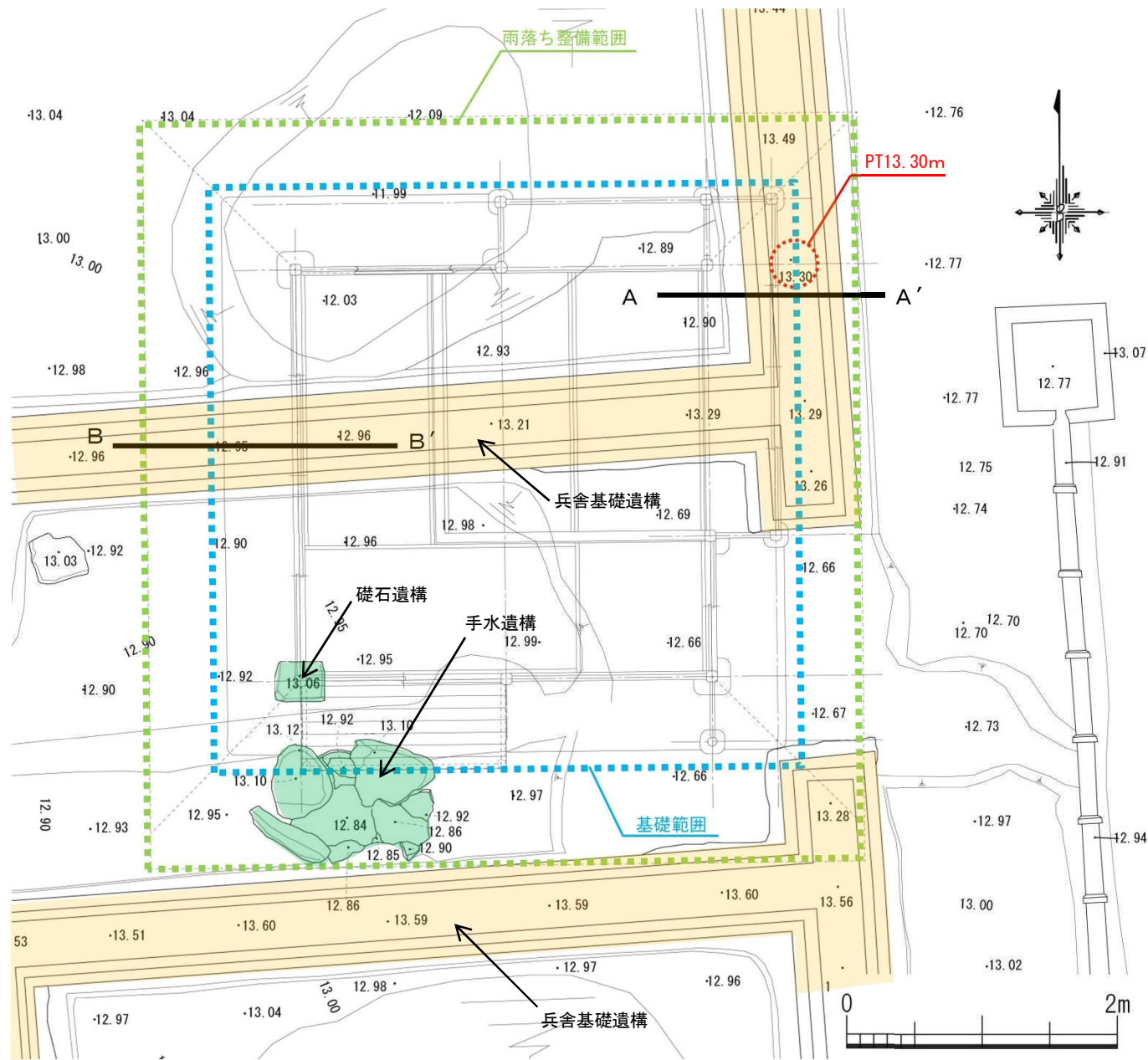


図 5-3-1 配置図

余芳の再建に関わる基礎及び雨落ち整備範囲は左図(図5-3-1)に示した通りである。整備範囲内で最も標高の高い遺構は、兵舎の基礎遺構で標高13.30mになる。

余芳の基礎構造は、遺構保護及び耐震性を考慮しベタ基礎を採用する。下記の基礎寸法が納まるように計画地盤面(設計GL)を標高13.80mに設定する。

- ・遺構保護層：20cm(基礎下碎石12cm含む)
- ・捨てコンクリート：5cm
- ・ベタ基礎コンクリート厚：15cm、周囲の厚さ20cm

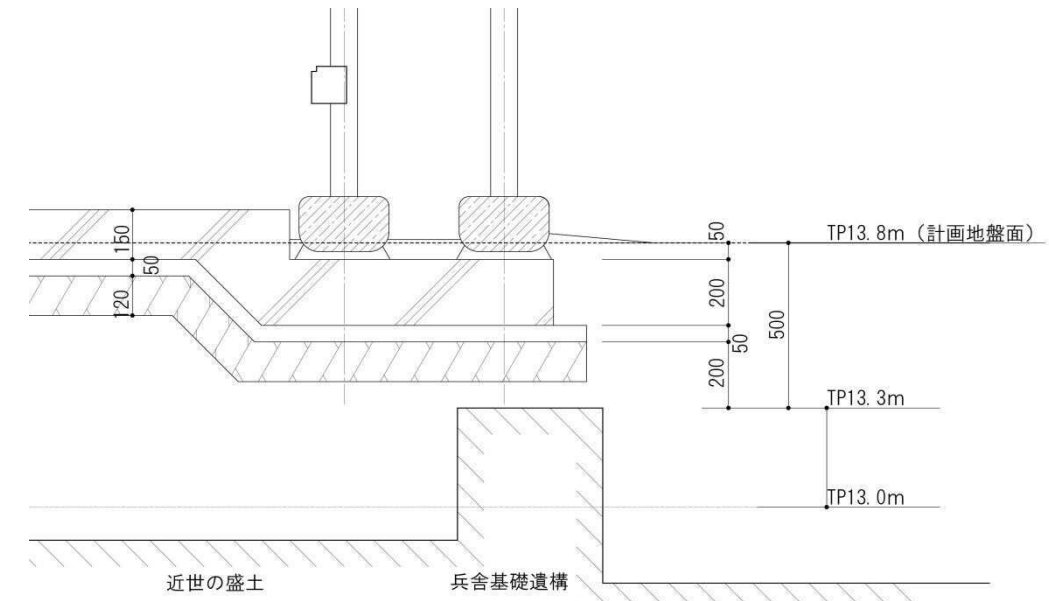


図 5-3-2 A-A' 基礎断面図

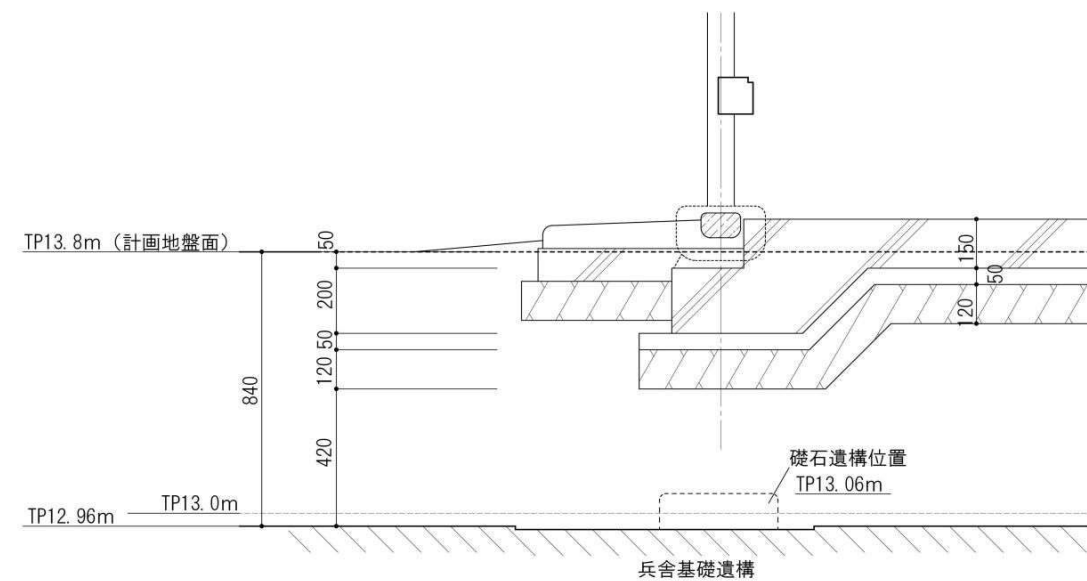


図 5-3-3 B-B' 基礎断面図

4. 建造物の構造補強の考え方

4-1. 現状での課題

再建建物での構造的課題（既存材再用のため、繕い部材で再建）

- ・全ての柱が根継の対象となり、床柱を除く主屋柱の柱頭部にも継木が必要となる。
- ・軒桁は、両端を継木することになり、構造耐力上の欠点となる。
- ・耐震診断の結果、復旧可能水準に満たない結果となった。

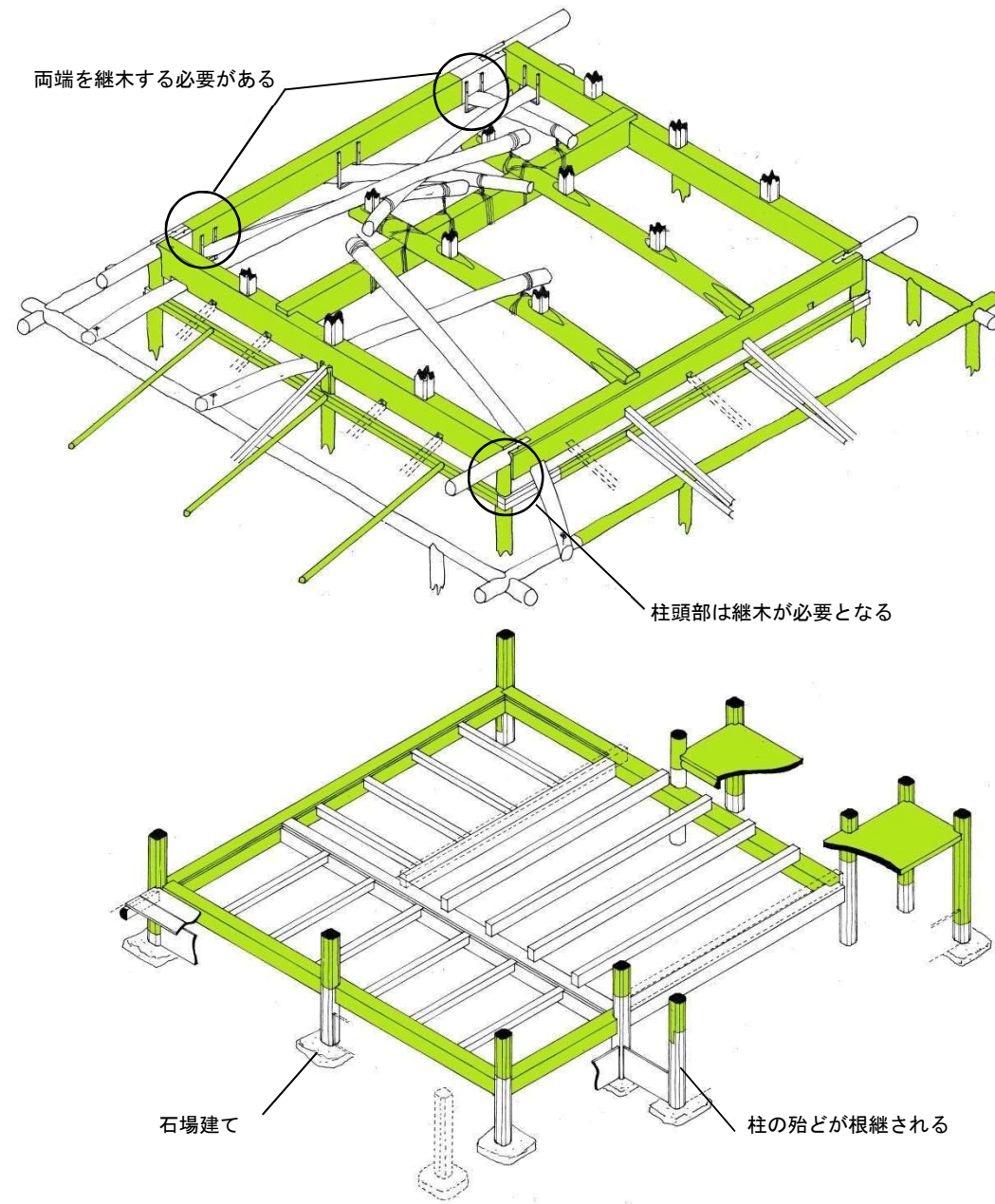


図 5-4-1 梁組と床組の架構図

■ : 当初材を示す。(再建にあたっては原則再用とする)

4-2. 構造補強の考え方

- ・ ㊶耐震補強について、大地震動時に倒壊の恐れがあるが、文化財としての主要な価値を損なうことなく復旧できる方法を検討する。
- ・ ㊷既存部材の損傷を最小限に留めるとともに、継木等により低下した構造耐力を補強する

4-3. 補強方法

- 補強① 基礎は、耐震性を考慮しベタ基礎とする。
- 補強② 柱の根継部分は、床下の見え隠れ部分に添え木を施す。
- 補強③ 耐震診断の補強案に基づき、柱脚部及び柱頭部に仕ロダンパーを取付ける。

〔補強①、②、③ 耐震及び構造補強〕(考え方㊶、㊷に基づく補強)

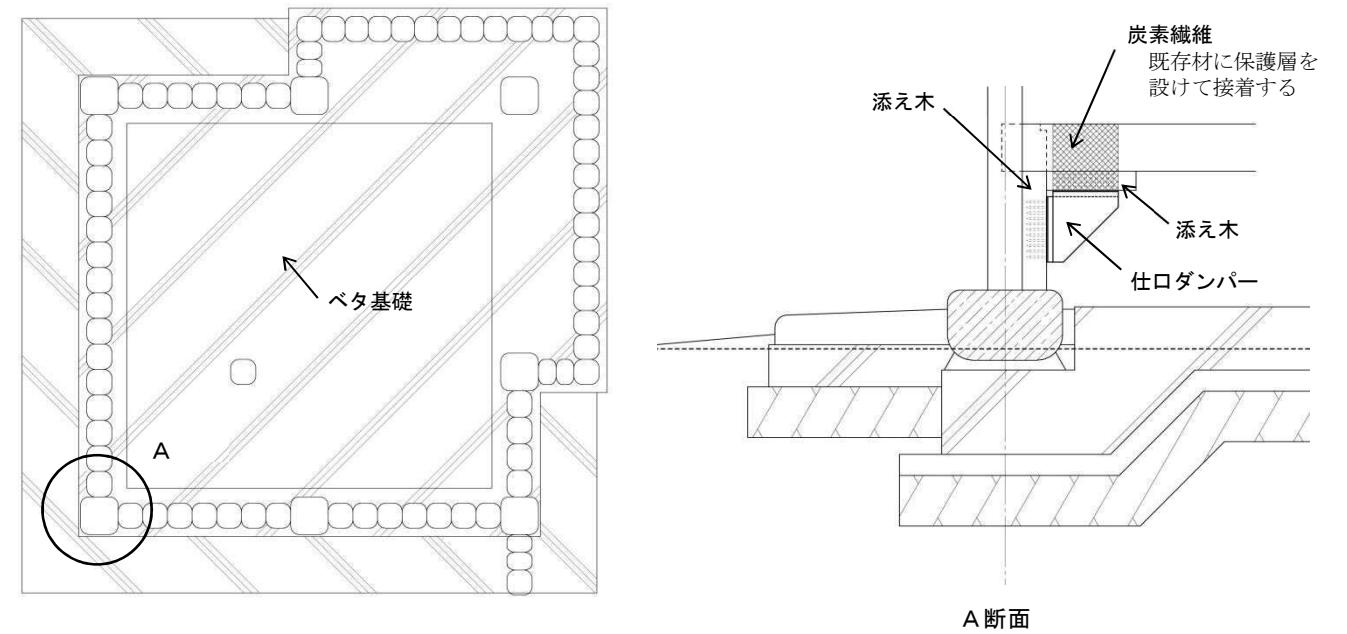


図 5-4-2 基礎伏図

〔補強② 柱根継部分の添木補強〕(考え方㊷に基づく補強)

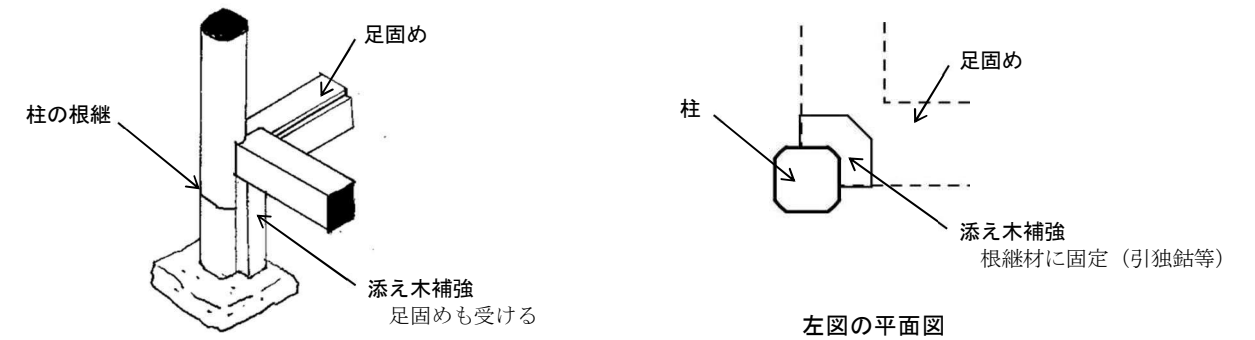


図 5-4-3 根継部分の補強方法




〔補強③ 耐震診断に基づく構造補強〕(考え方④、⑤に基づく補強)

耐震診断の補強案に基づき、構造補強を行う。(当初の貫材は原則として再用する)

補強方法は、仕口ダンパーを所定の位置に取付ける方針とする。

ダンパー取付に伴う木ネジによる損傷を最小限にとどめるため、柱に添え木を取付ける。添え木は、既存材に保護層を設けて炭素繊維を接着して固定する。

但し、柱頭部の仕口ダンパーの取付けに際しては、垂木掛(新補材及び継木材)の一部を欠き取る必要があり、実施にあたっては垂木掛欠損部の補強を検討する。

凡例  : 150 mmタイプ  : 200 mmタイプ  : 炭素繊維(添え木を固定)

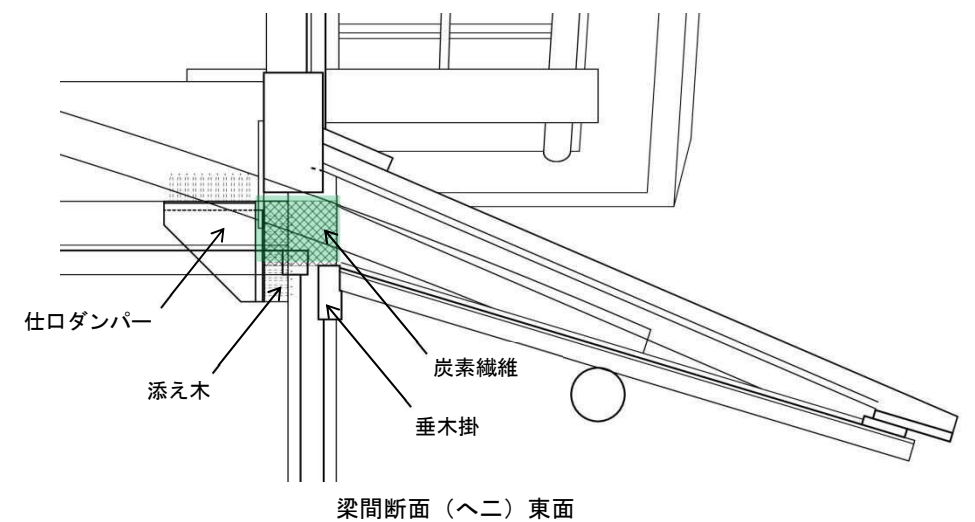
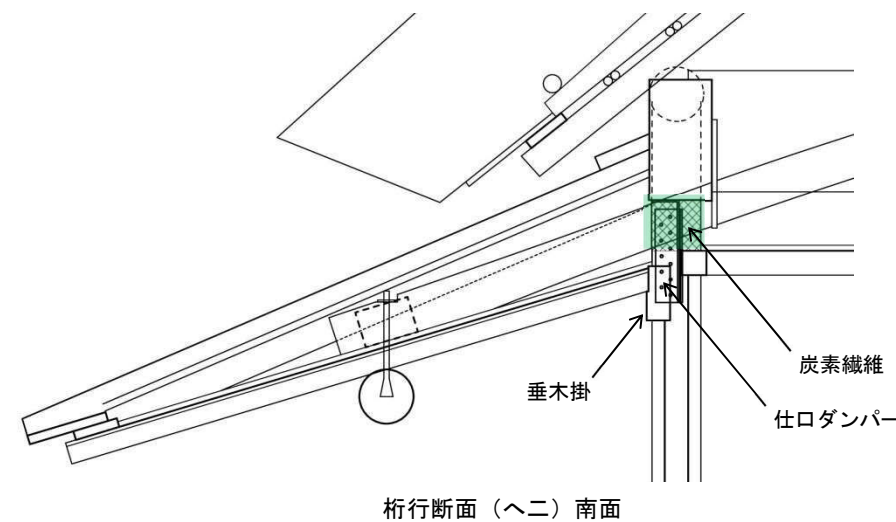
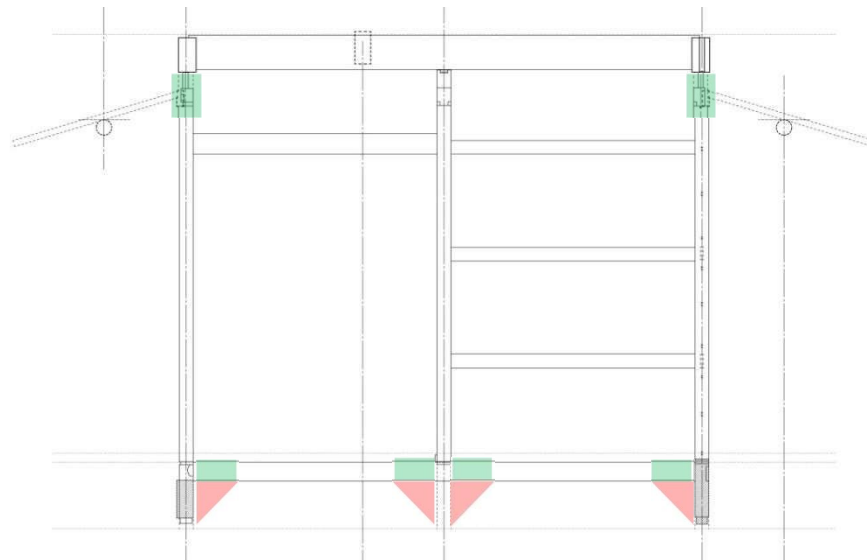
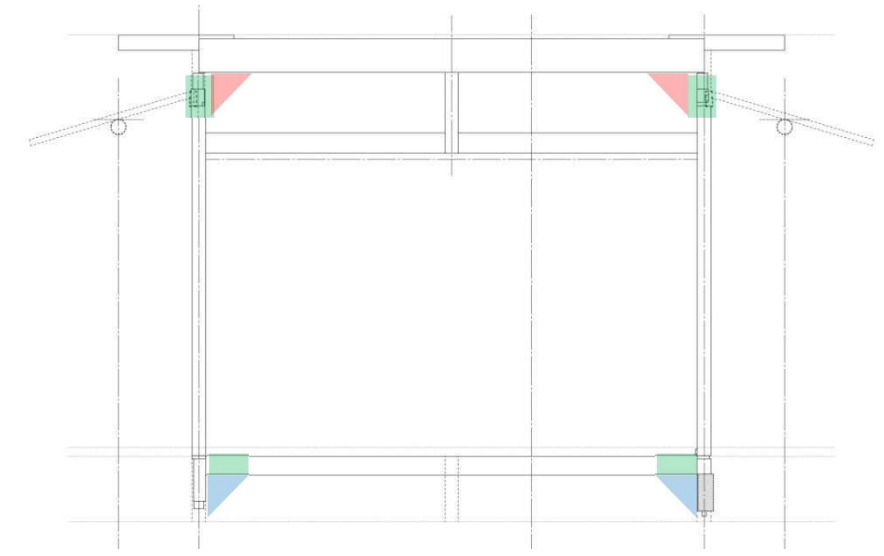
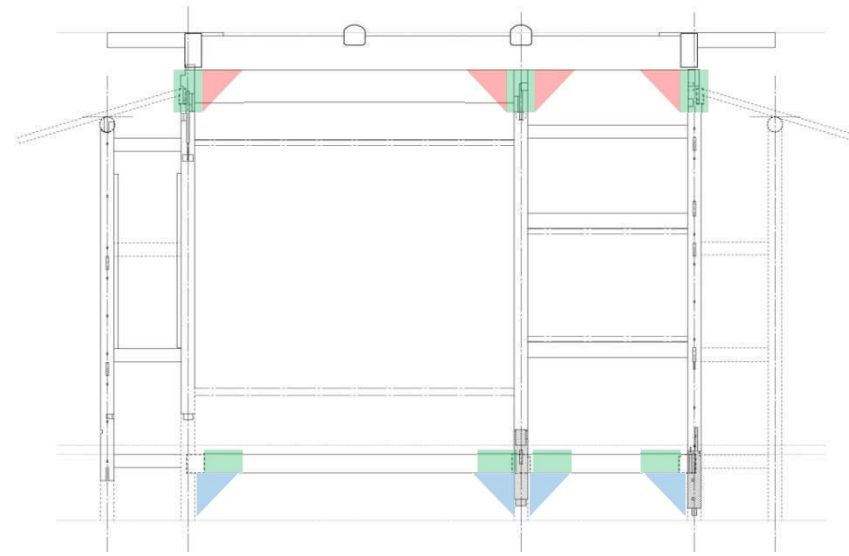
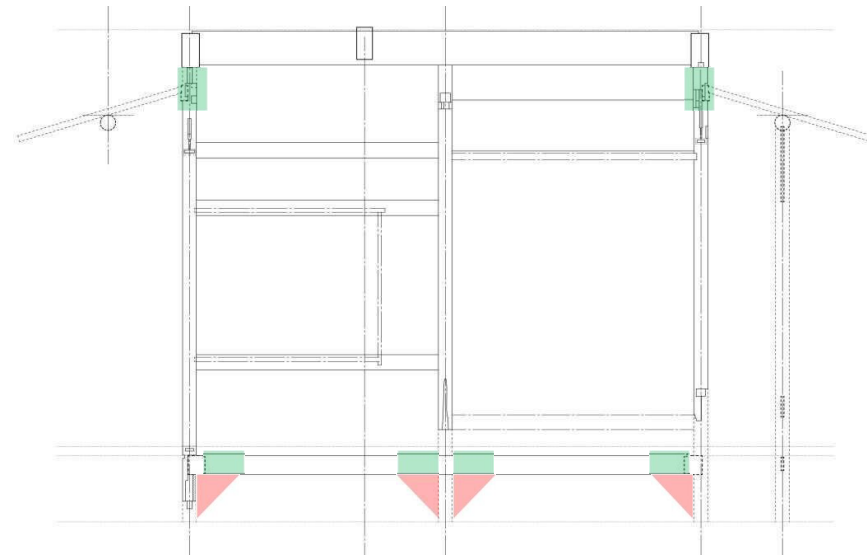
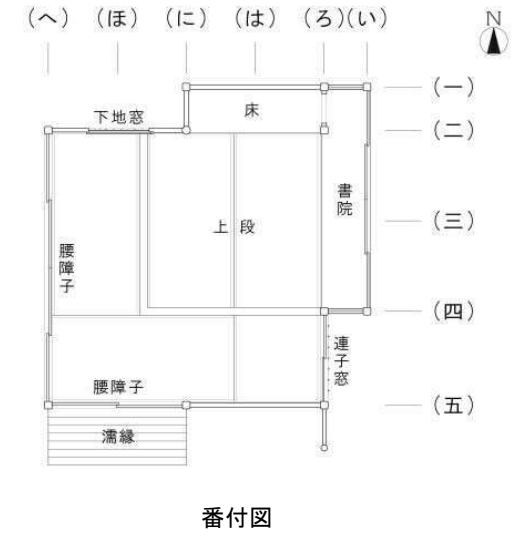
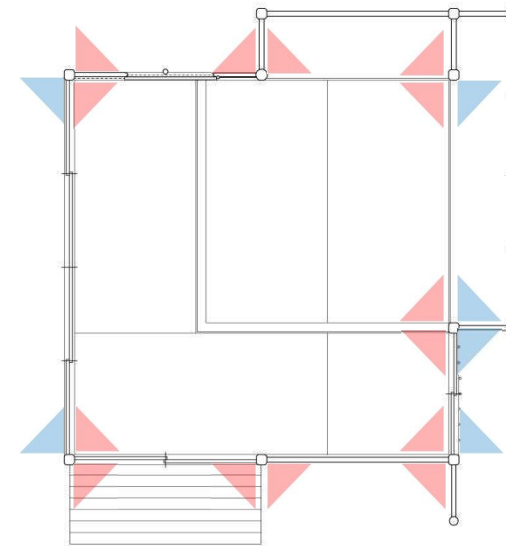


図 5-4-8 柱頭部の補強方法

5. 古材の補修の考え方

当初材は、可能な限り再用することとし、根継、継木、繕いを施して修理する。

〔主要構造の当初材と補足材〕

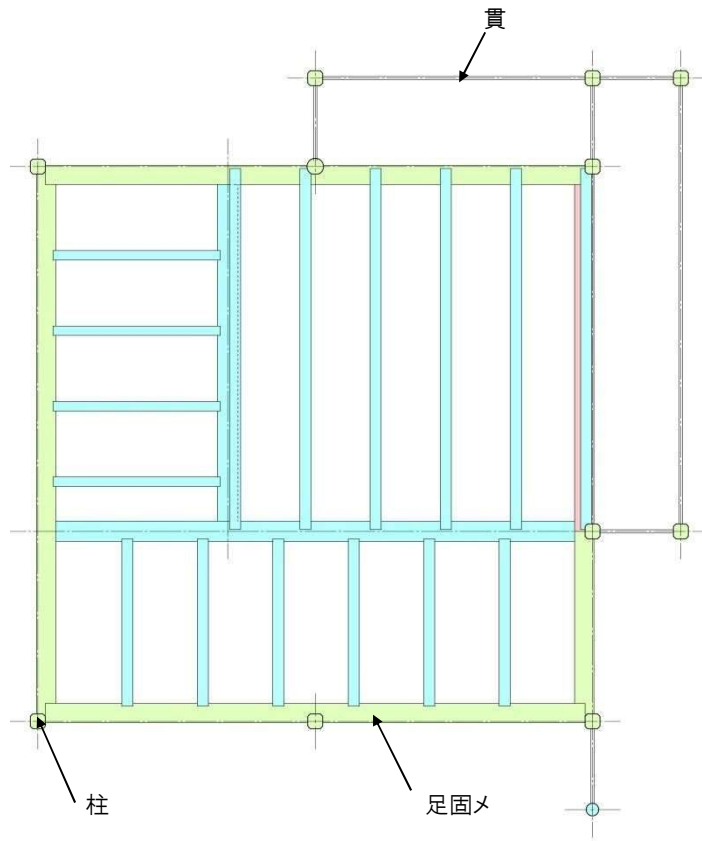


図 5-4-9 柱、床伏図（再建図）

当初材再用材一覧

- 柱：11本
- 足固め：4本（内1本は、半間）
- 貫材：多数

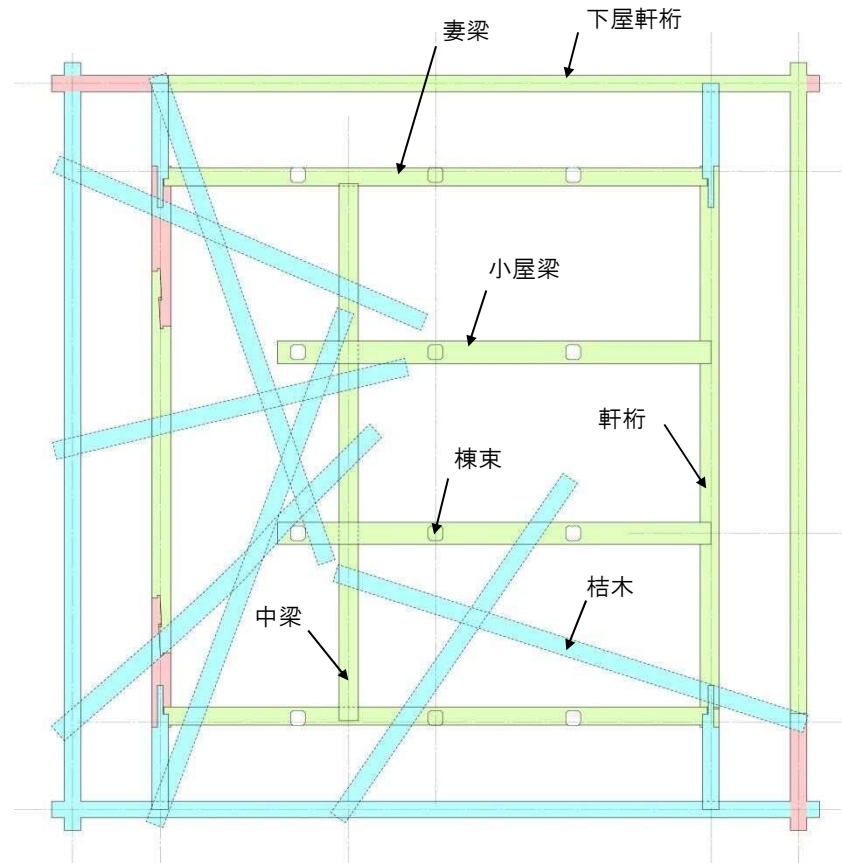


図 5-4-10 小屋伏図（再建図）

当初材再用材一覧

- 主屋
 - 軒桁：2本（内1本両端切断）
 - 妻梁：2本
 - 中梁：1本
 - 小屋梁：2本
 - 棟束：4本
- 下屋
 - 軒桁：2本（片方切断）

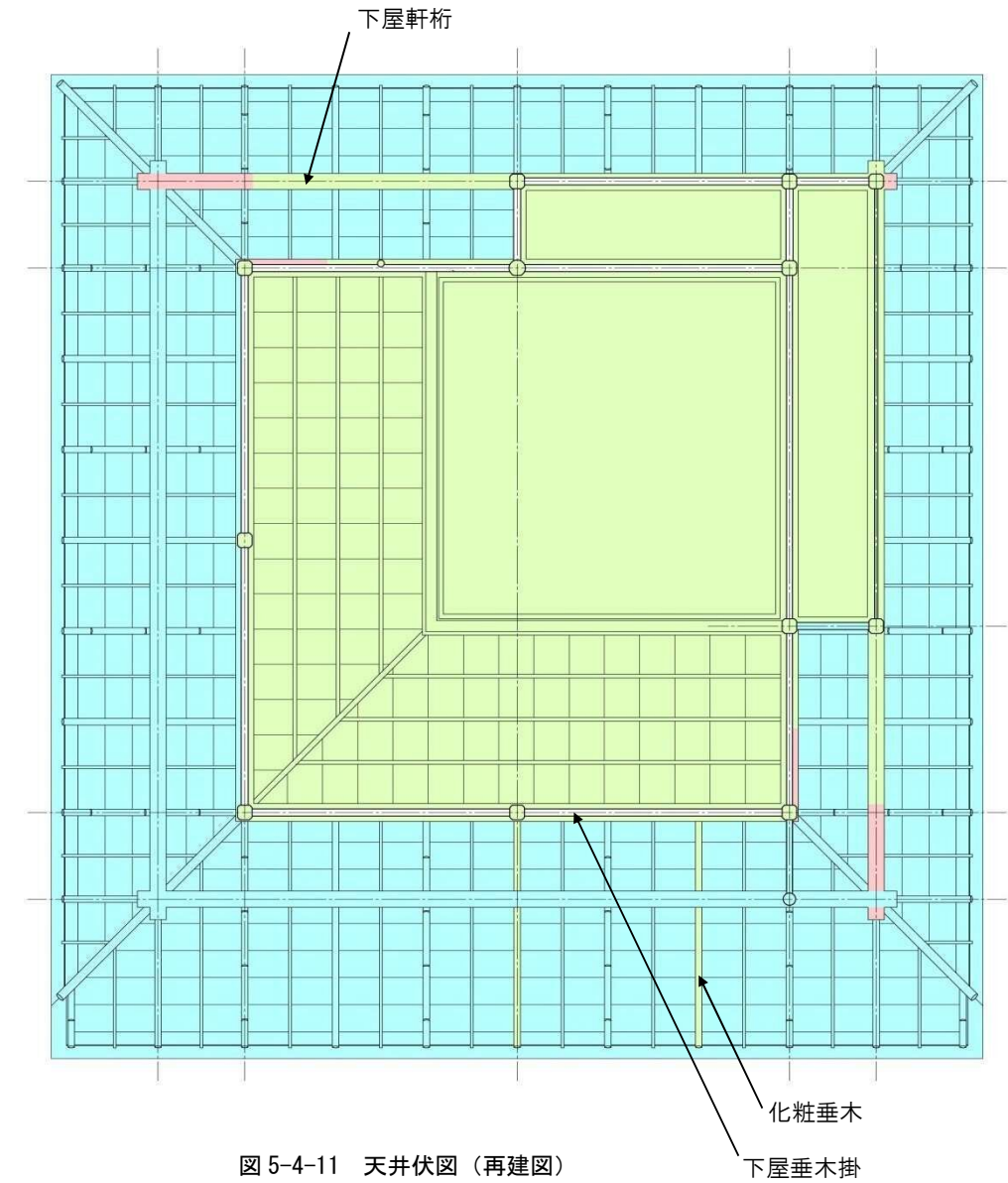


図 5-4-11 天井伏図（再建図）

当初材再用材一覧

- 内部天井材：すべて当初材
- 下屋軒桁：左図参照
- 下屋垂木掛：3本（P23参照）
- 化粧垂木：2本（3本の内、1本は折損のため再用不可）

凡例

- （緑）：当初材を示す
- （赤）：継木材を示す
- （青）：補足材を示す
- ※上記以外は、既存材再用

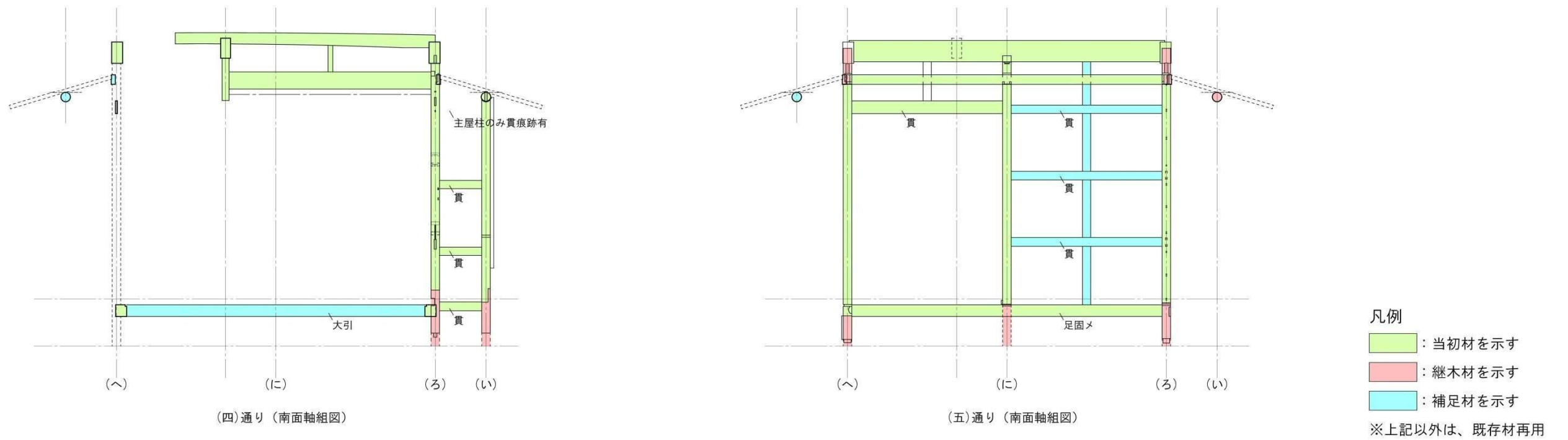
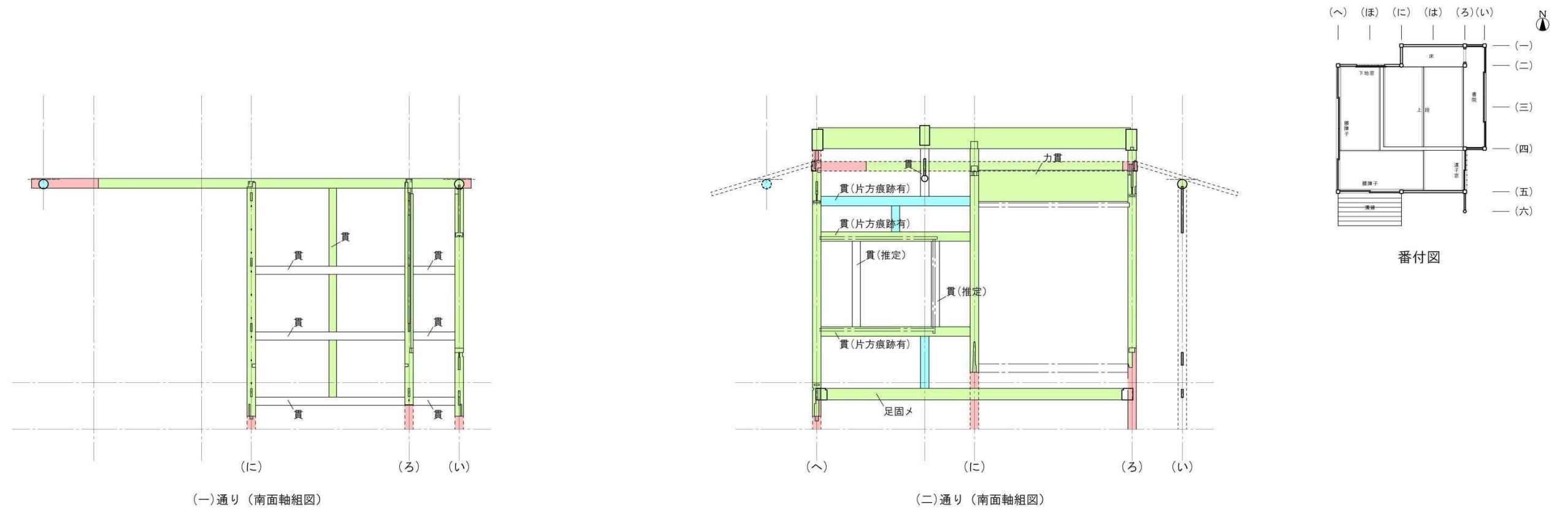
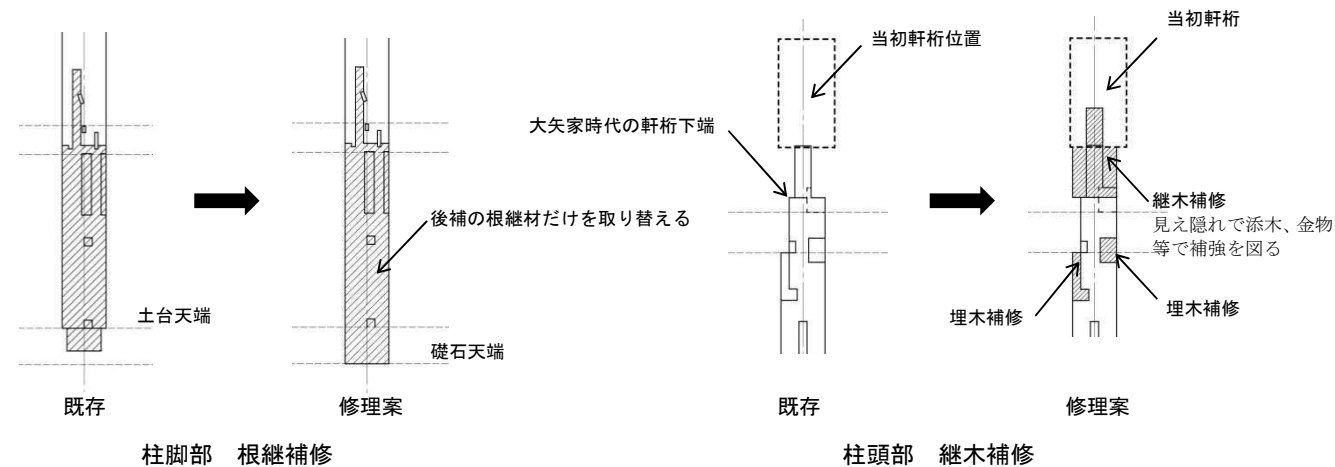


図5-4-12 余芳 軸組図 (梁間方向) (再建図)

〔柱の修理方法〕

柱は南東の袖壁柱を除いて、当初材が残存。大矢家時代に土台建てに改変されているため、全ての柱で根継が必要となる。後世の修理で根継が施されている材もあり、すでに根継されている材については、根継材を取り替える形で改めて根継を施す。

柱頭部は、後補の仕口の埋木を施して、切断部分の継木を施す。実際の施工にあたっては、可能な限り当初材に残る痕跡が失われないような継木を検討する。



〔梁・軒桁の修理方法〕

調査によって当初材と判明した軒桁を定位置に戻して再建する。大矢家時代に加工された仕口の柄穴などは埋木を施し、切断、欠き取り箇所は継木補修を施し、可能な限り痕跡を残す形の補修を検討する。



中梁の仕口 (に又五)

大矢家時代は妻梁を貫通して、シャチ栓で妻梁と中梁を堅牢に固めていた。

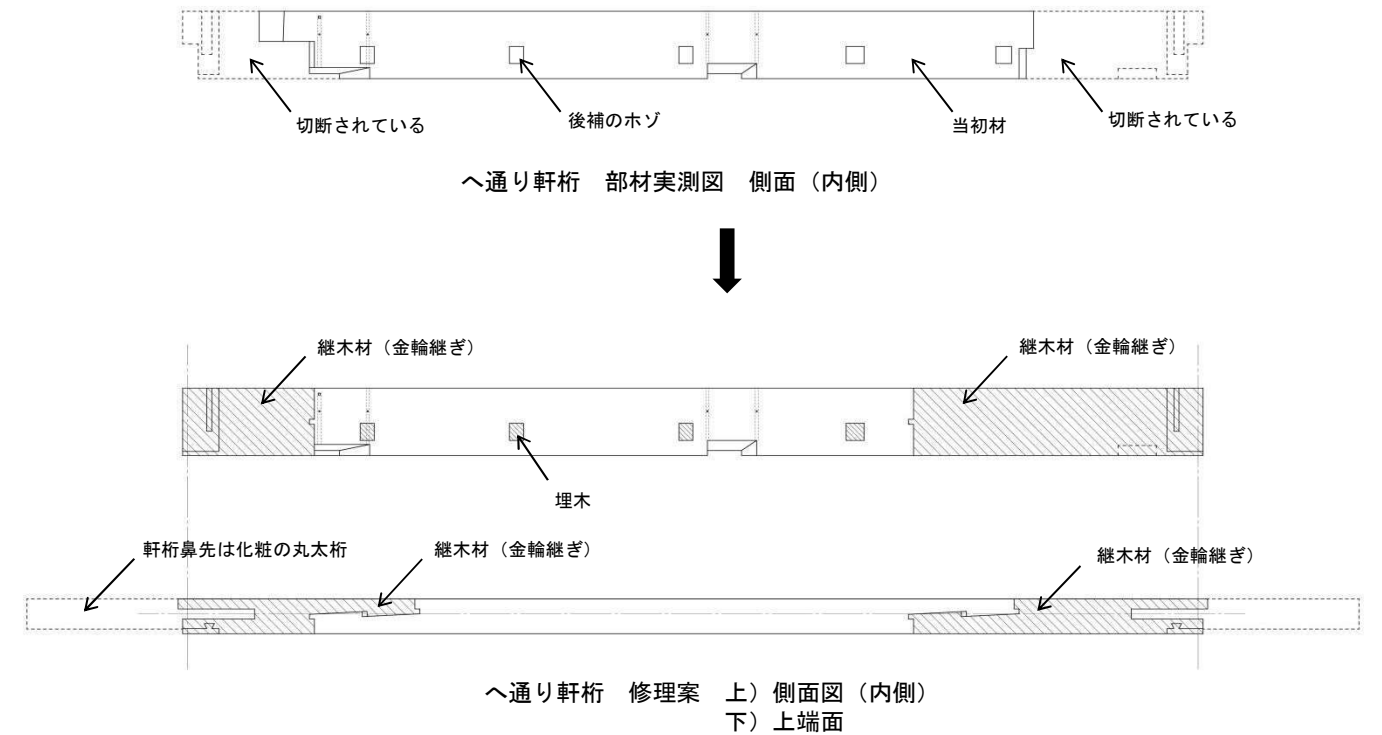
左写真のホゾ穴は、大矢家時代のもので、当初は中梁のホゾに北面と南面の妻梁の差し込んだ状態で、軒桁に落とし込む建込みの仕事であった。後補のホゾ穴を埋木して、当初のホゾの形に補修する。妻梁の後補のホゾ穴も埋木補修を施す。



軒桁の仕口 (ろ五)

左写真は「ろ通り」の軒桁である。大矢家時代は水屋側の小屋梁に転用されており、垂木欠きと野地板欠きが施されていた。両端共に同様の加工が施されている。

当初の仕口の状況を推定により復原して、継木補修を行う。



へ通りの軒桁は、両端が切断されているが、上端に垂木を打ち付けた釘の痕跡、下端に吊り束の痕跡、外側側面に野垂木のホゾ穴痕、内側側面に桔木吊り金具の痕跡、小屋梁受けのない構造であることが分かる等、とても重要な当初材であるから、継木をして再用する。痕跡が可能な限り残るように両端を金輪継ぎで継木する。

金輪継ぎの仕口部分は、見え隠れ部分を炭素繊維で補強する。

〔床組〕

当初の足固め材は再用し、不足分は既存材に倣って補足する。その他根太類は、新補材とする。

〔野物材〕

当初の貫材は再用し、不足分は痕跡及び既存材に倣って補足する。

〔小屋組〕

当初の棟束4本は継木補修を施して再用する。その他の不足材は、既存材にならって補足する。

〔軒廻り材〕

下屋垂木の当初材3本の内、2本は繕いを施して再用する。その他は、全て新補材とする。

上屋軒廻りは、全て新補材とする。

〔造作材〕

天井材、敷居、鴨居、床の間廻り、付書院廻りは、既存材を再用する。

上段框、腰幅木は再建検討に基づき補足する。

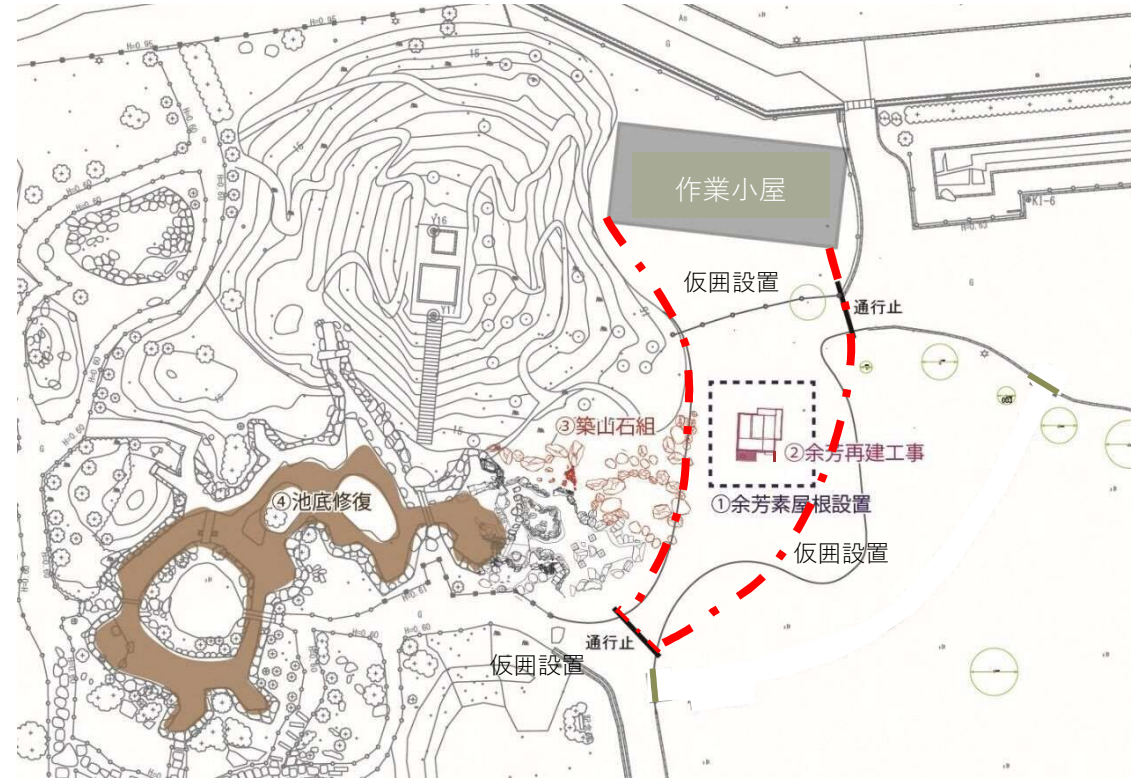
6. 余芳移築再建スケジュール

	令和3年度												令和4年度												令和5年度												令和6年度												備考												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月													
現状変更手続き (復元検討)	復元検討資料等作成																																																												
適用除外手続き													実施設計																																																
【建造物】 設計監理業務 実施設計業務 監理業務													実施設計												監理業務																																				
【庭園】 設計監理業務 実施設計 監理業務	実施設計業務												監理業務																																																
【共通仮設工事】 建造物・庭園													仮囲い																								仮設物撤去																								
【建築工事】 余芳移築再建 ・建物本体													古材織い												基礎工事(基礎コンクリート) 新材加工 礎石据付 差石据付 現地組立 下屋こけら葺き 主屋茅葺 小舞下地掻き 荒壁付 妻壁仕上 内外部壁仕上げ 素屋根建設												軒内土間叩き 濡縁組立 建具工事 内装工事 雑工事 素屋根解体																								
・手水石組																																					手水鉢石組据付(燈籠含む)																								
・自火報設備																									弱電配管理設(建物部分)												建物内配管、小屋裏感知器設置												空気管、機器取付												
【庭園工事】 北園池修復整備 余芳周辺整備													北園地修復工事																																				余芳周辺整備												

7. 工事計画の考え方

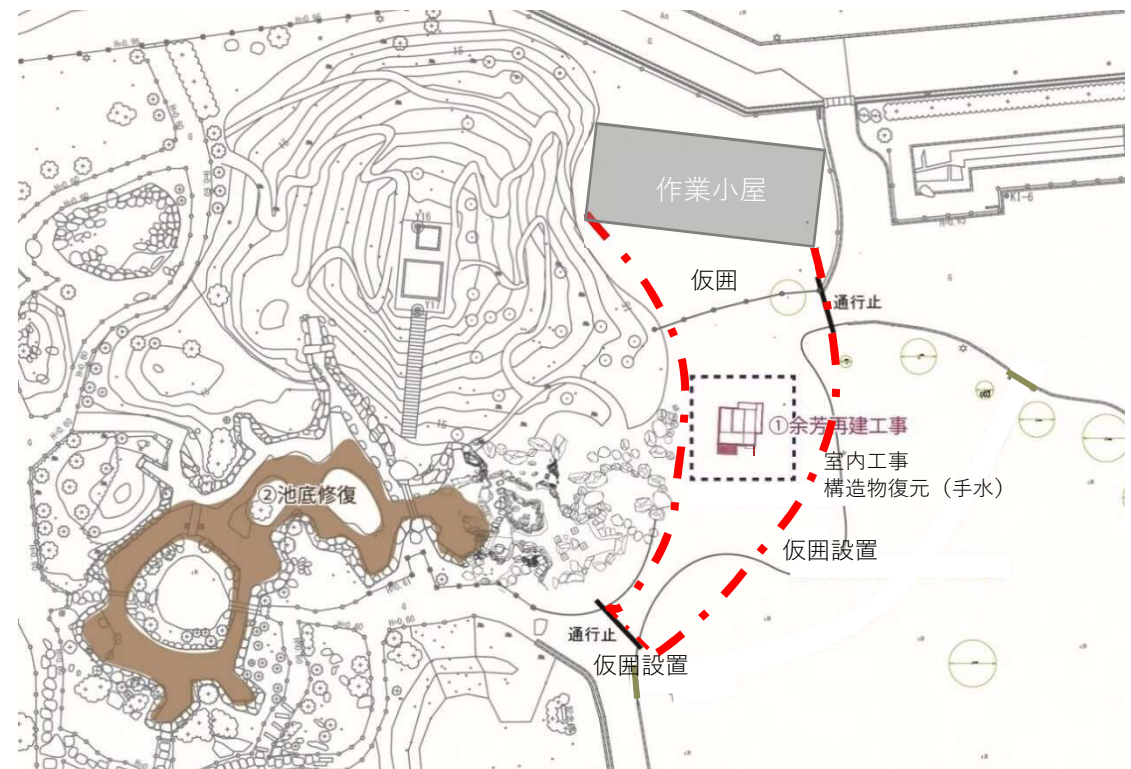
令和5年度

工事区画を設定して、工事区域への通行止めを行う。余芳再建のため、素屋根を架設する。



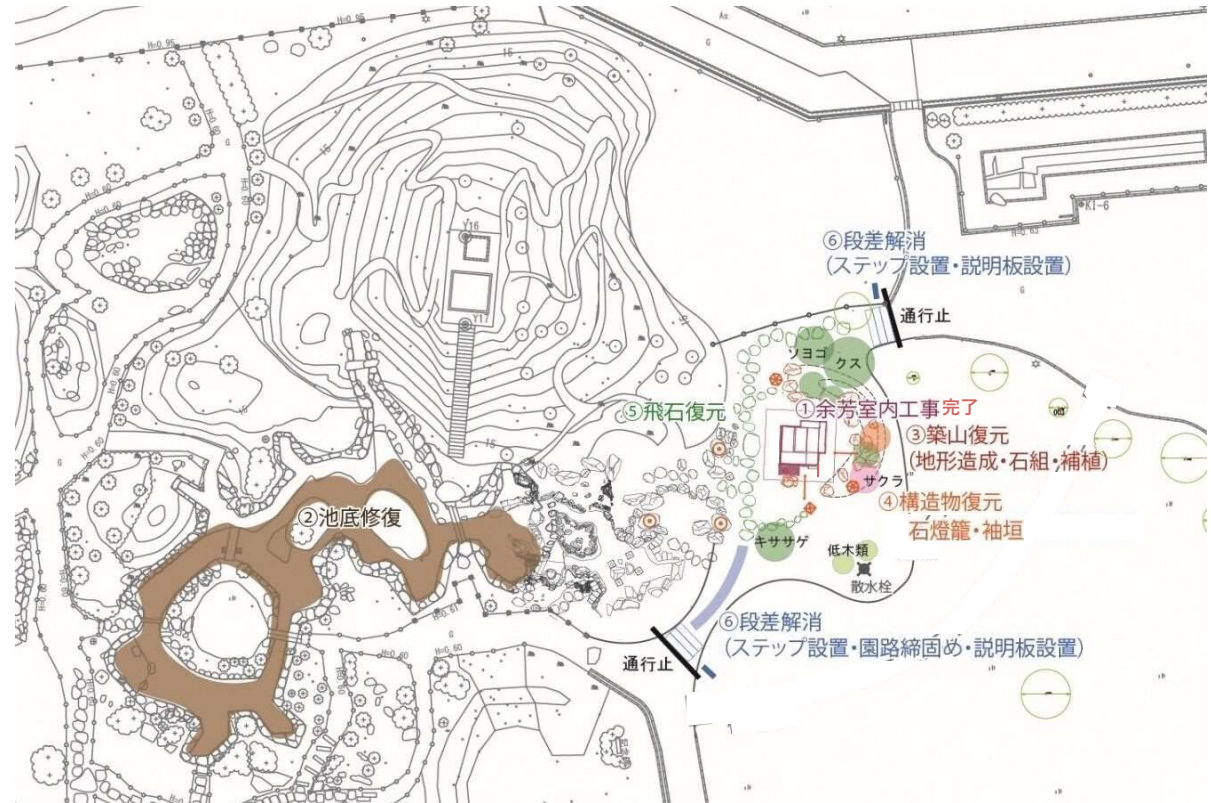
令和6年度（前半）

工事区域への通行止めは引き続き行う。余芳工事完了後に素屋根を撤去、作業小屋も解体する。

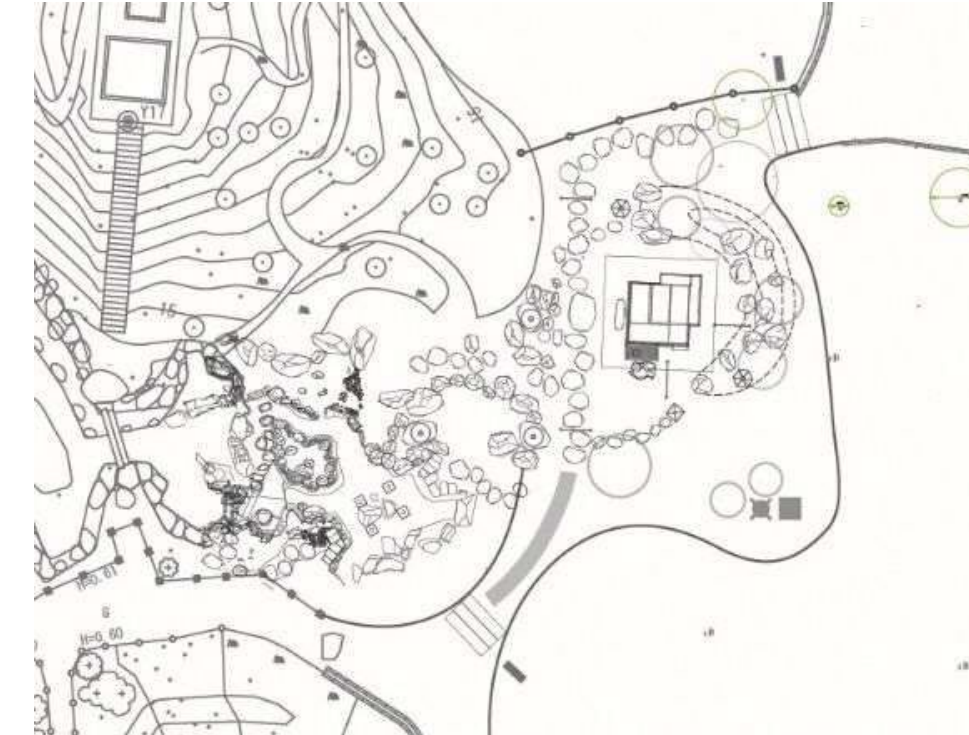


令和6年度（後半）

余芳周辺庭園復元整備工事を行うため、工事区域への通行止めは引き続き行う。

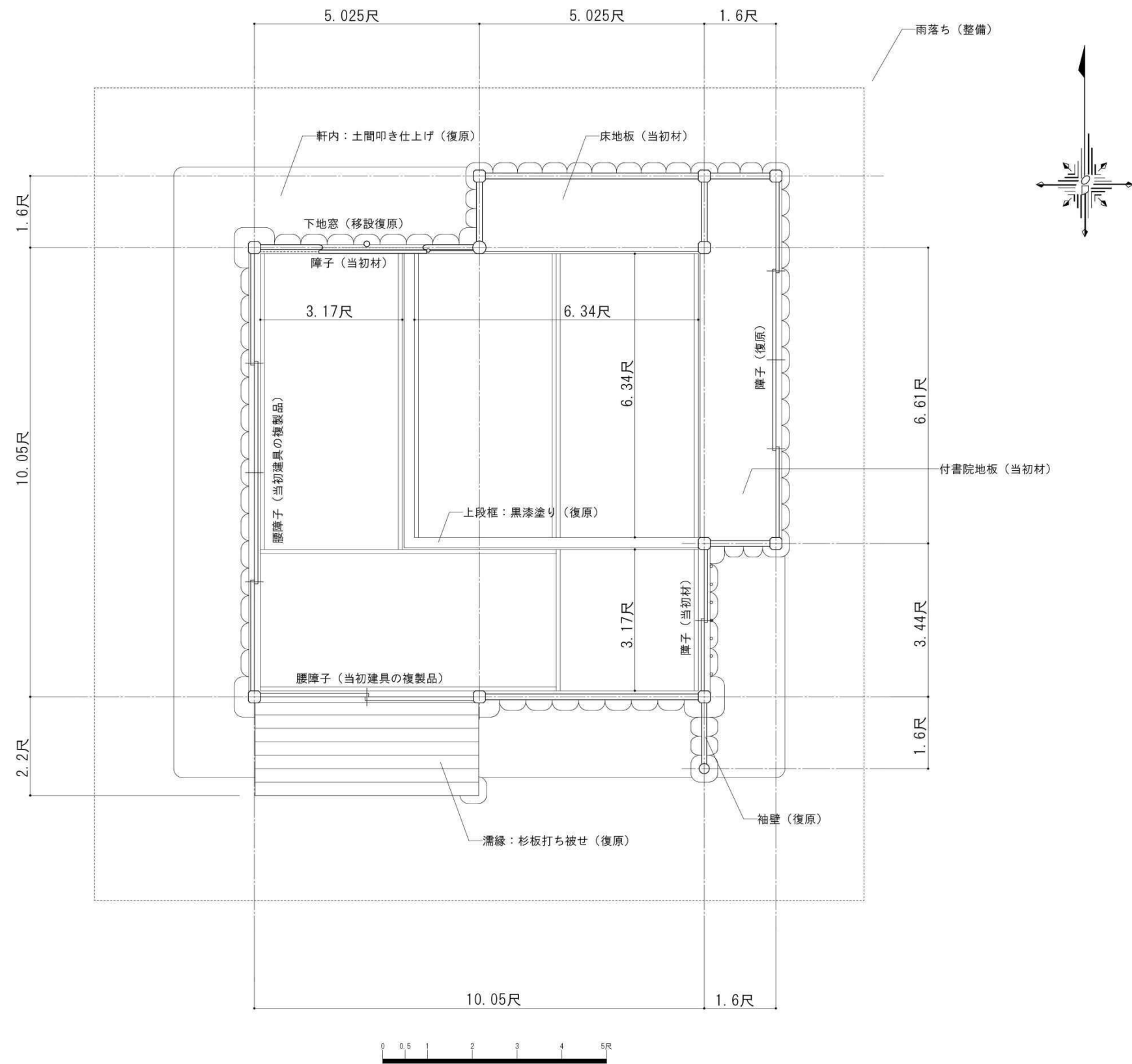


余芳及び周辺整備完成イメージ

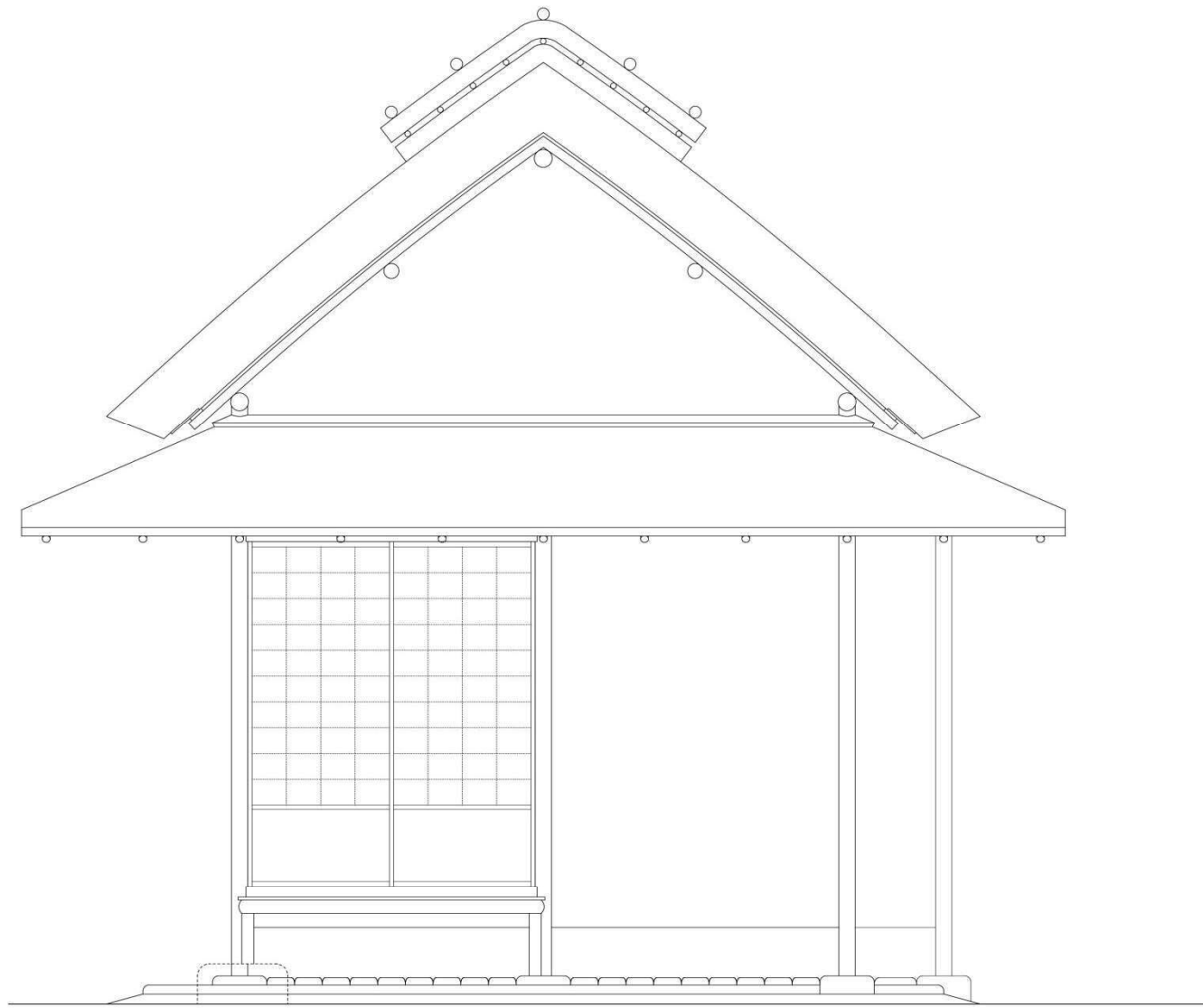


8. 整備図面

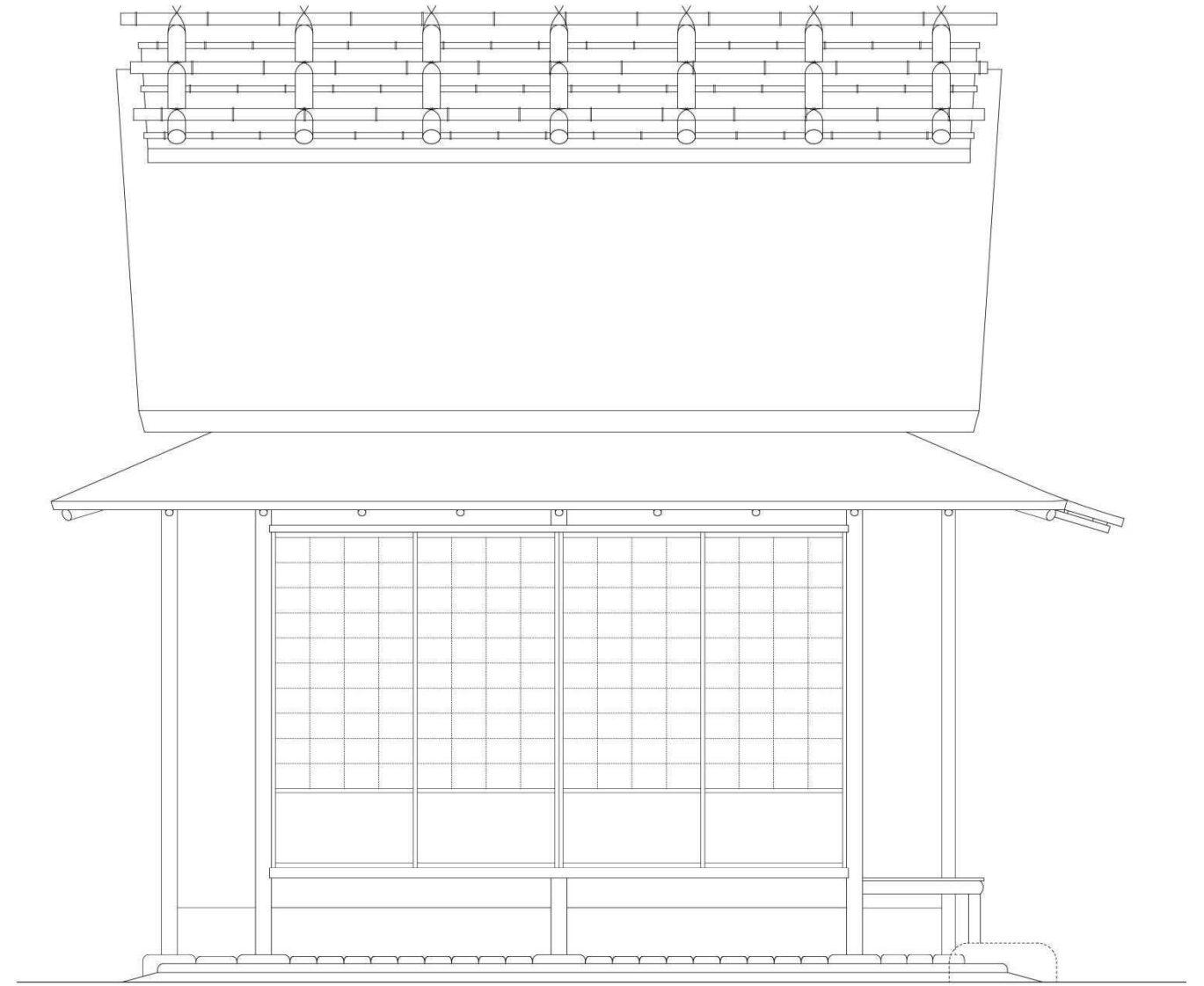
8-1. 建物整備図面



平面図

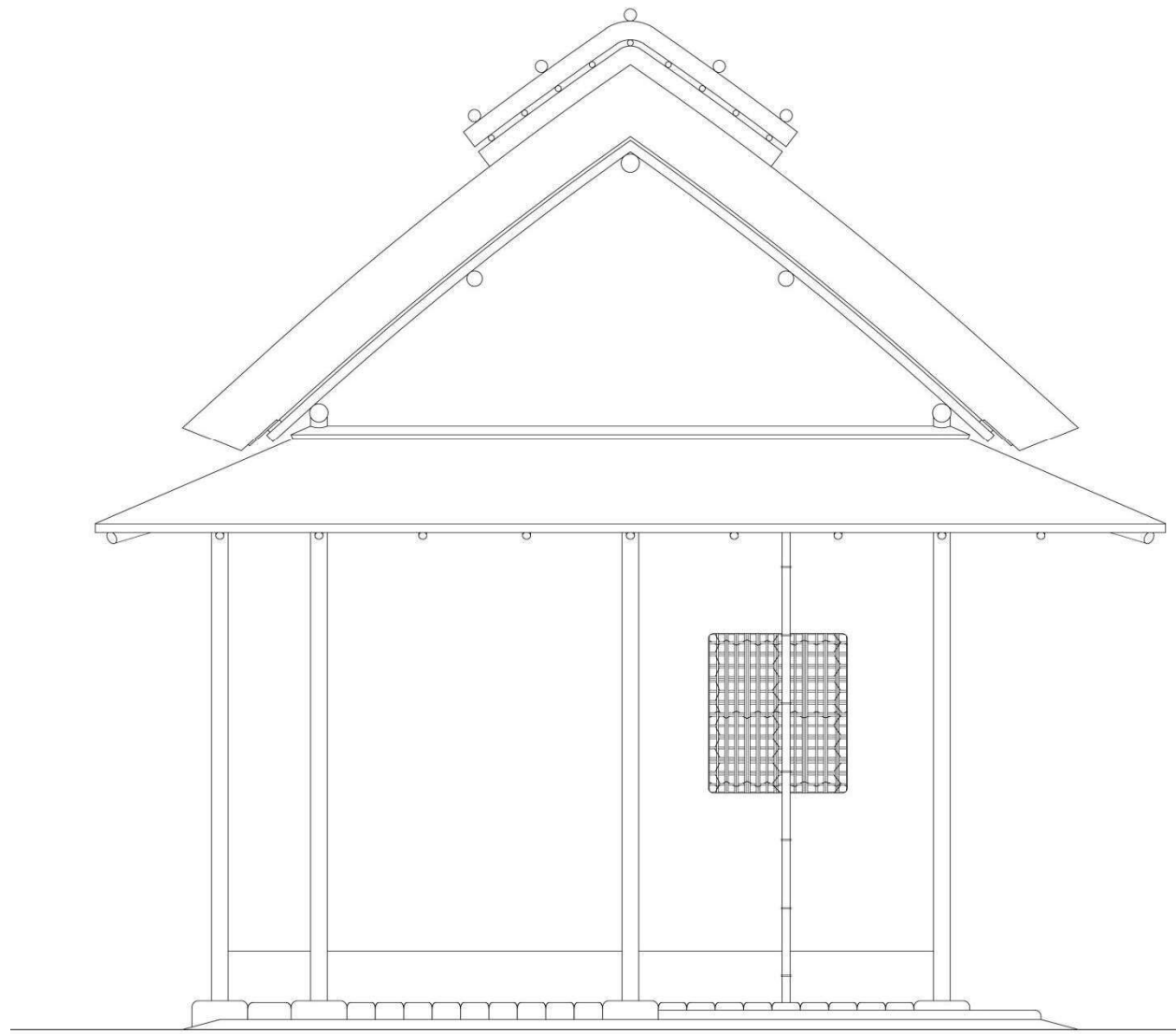


南立面図

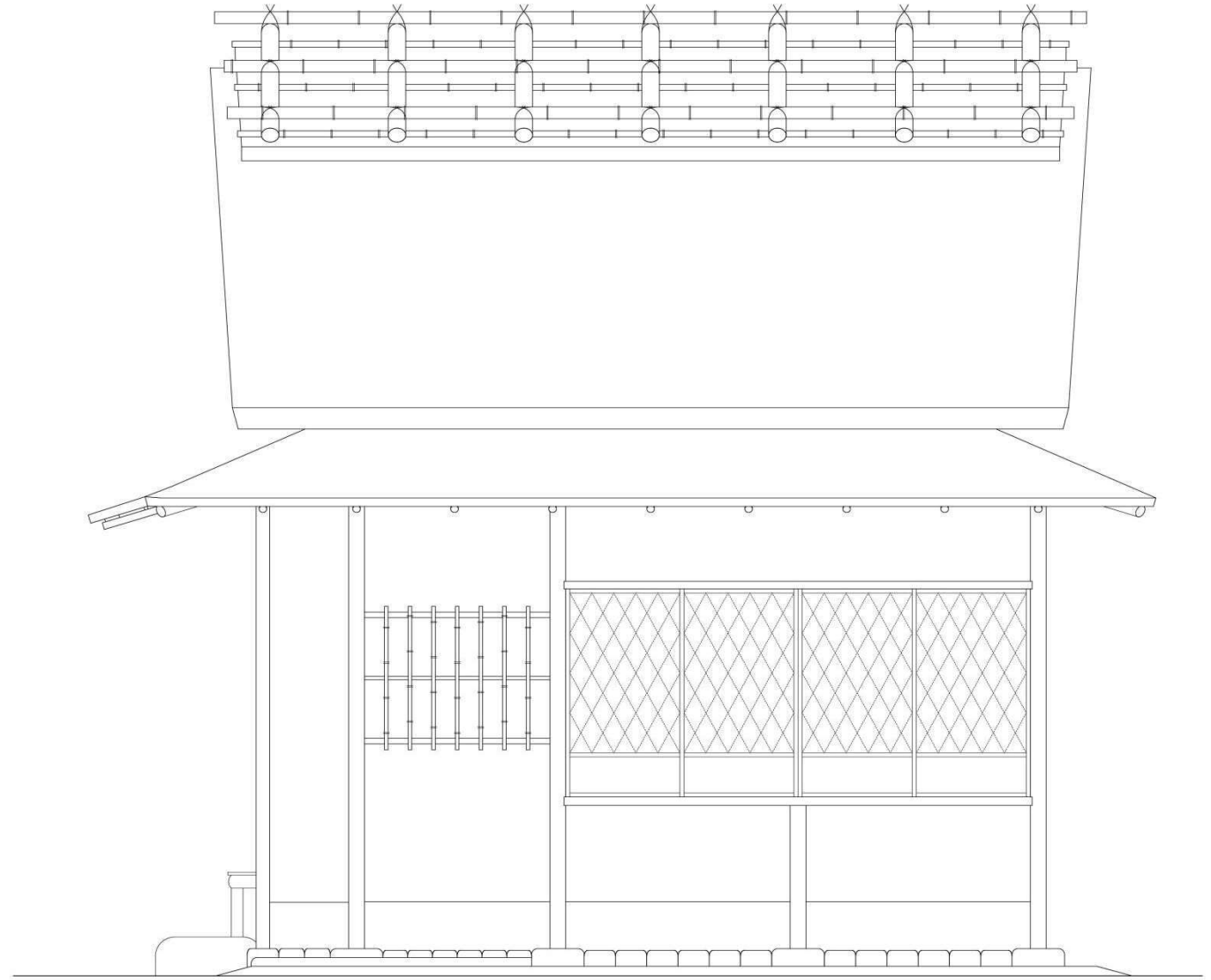


西立面図



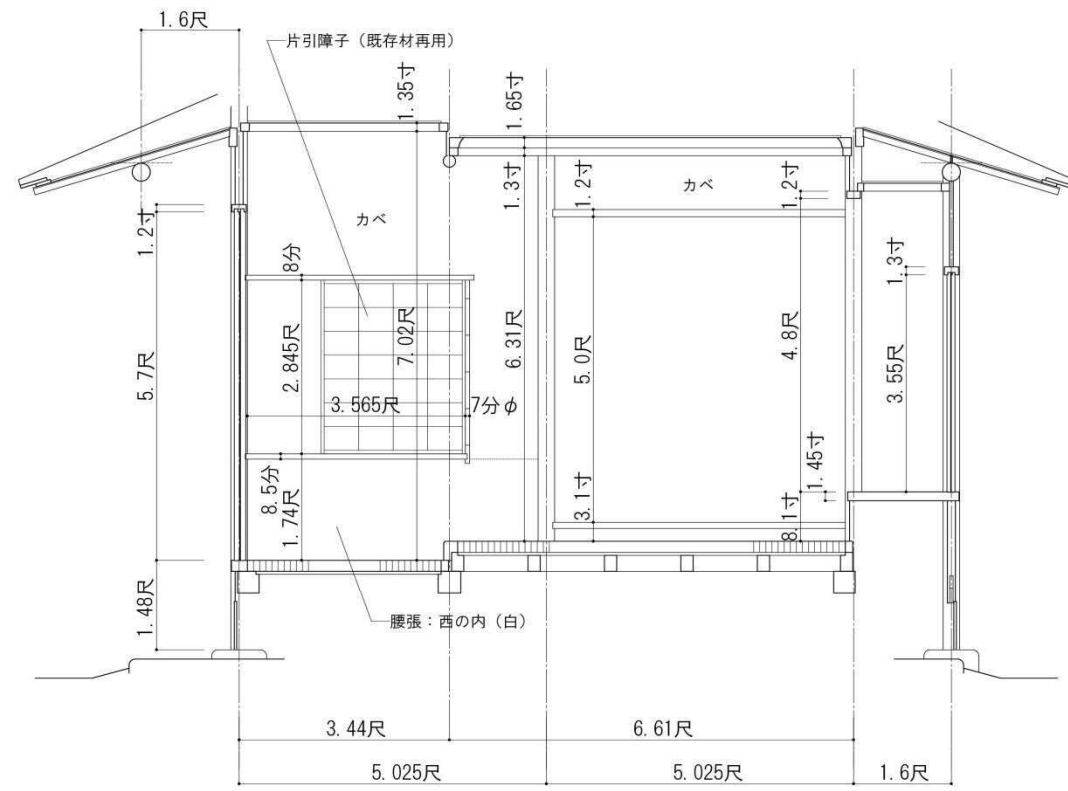


北立面図

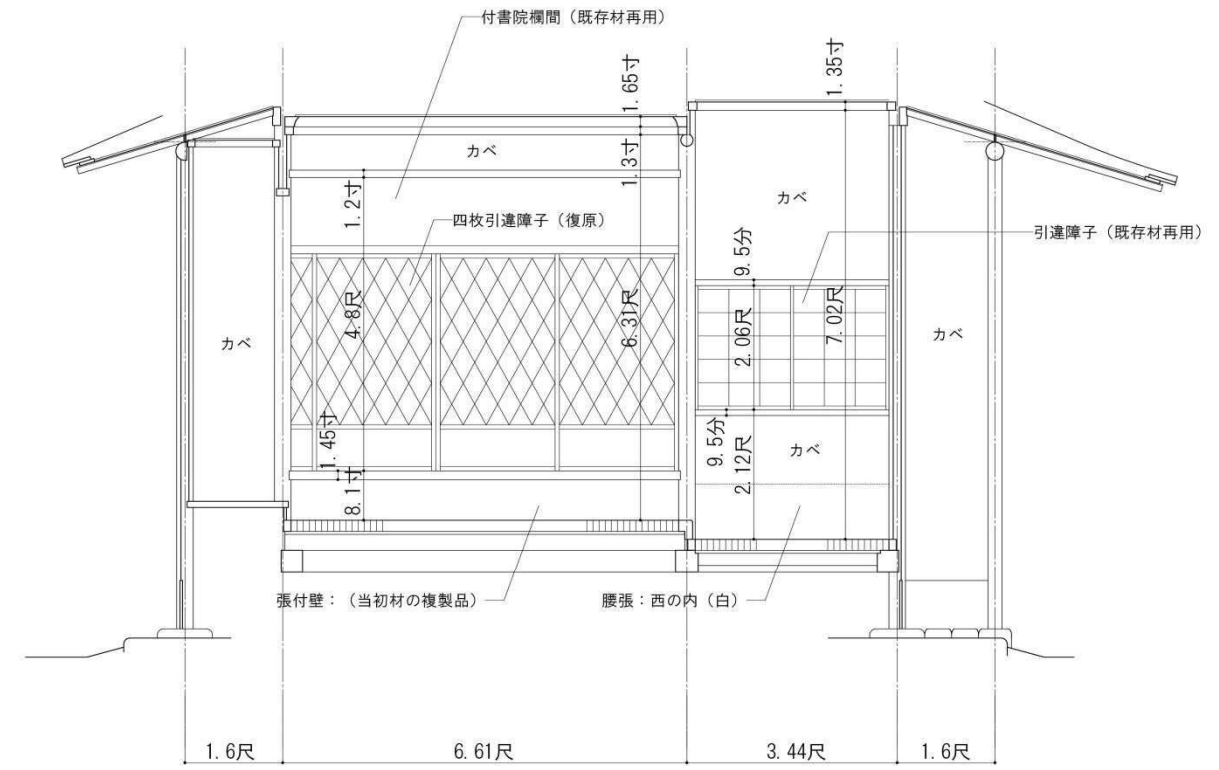


東立面図

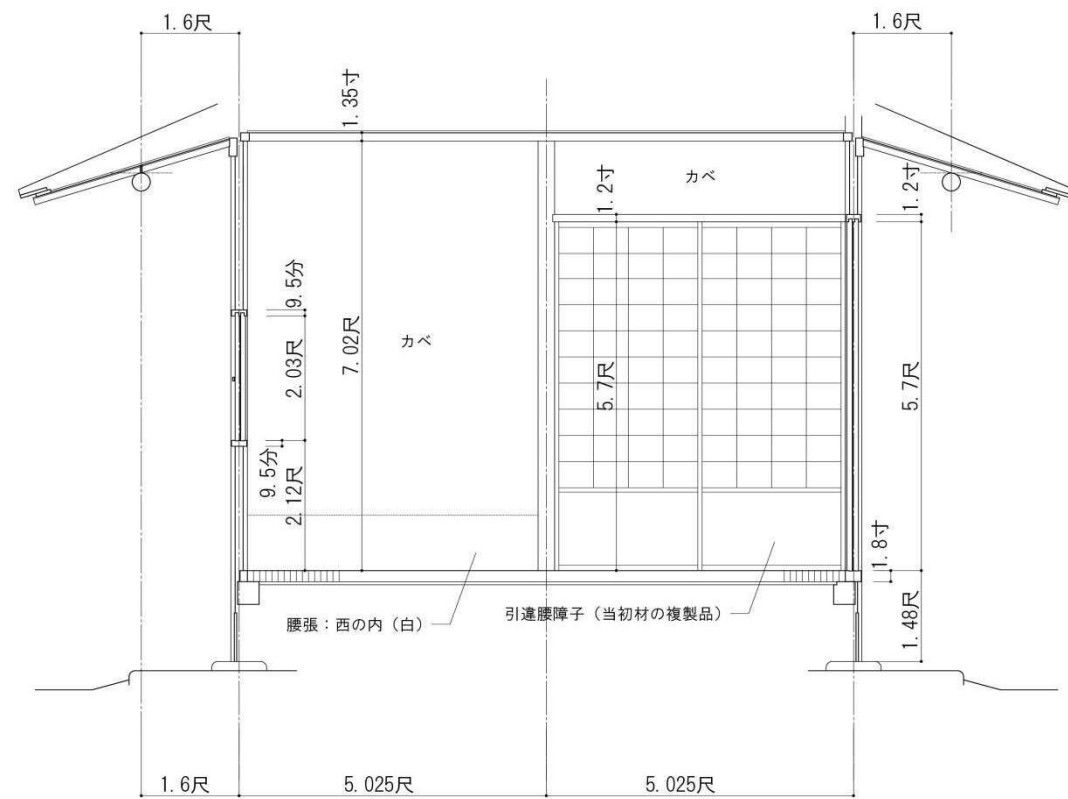




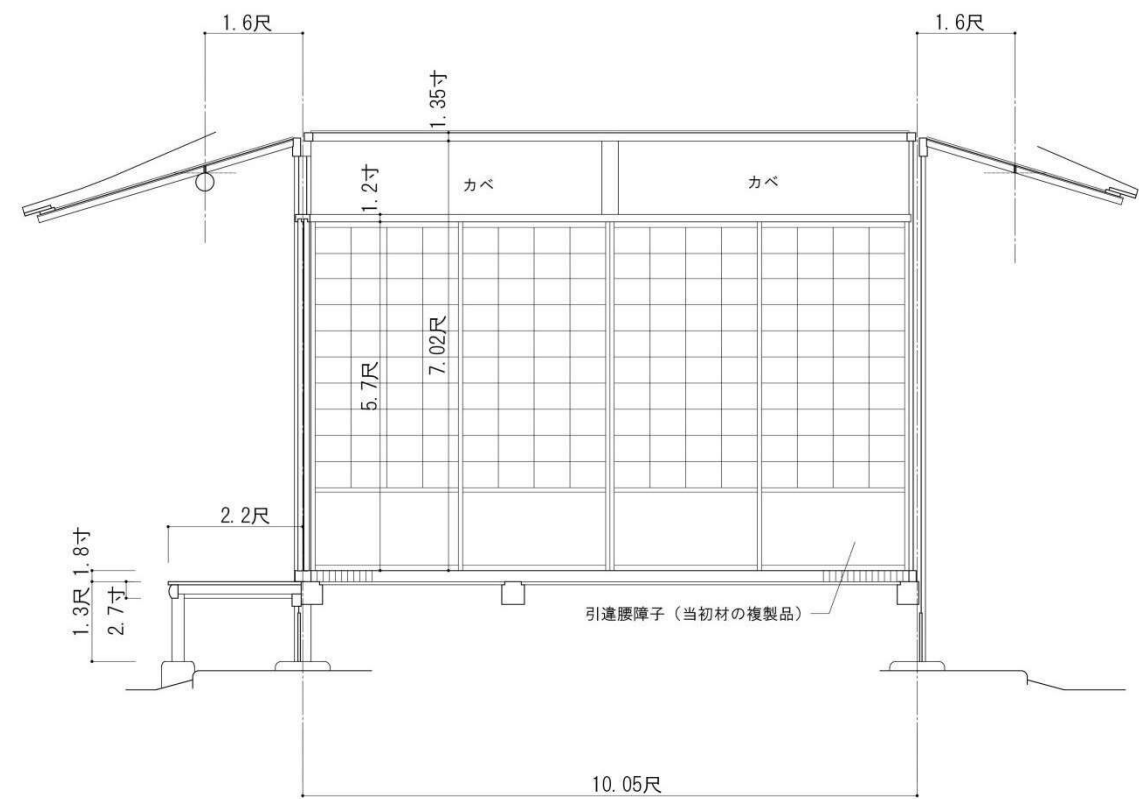
展開図(北面)



展開図(東面)

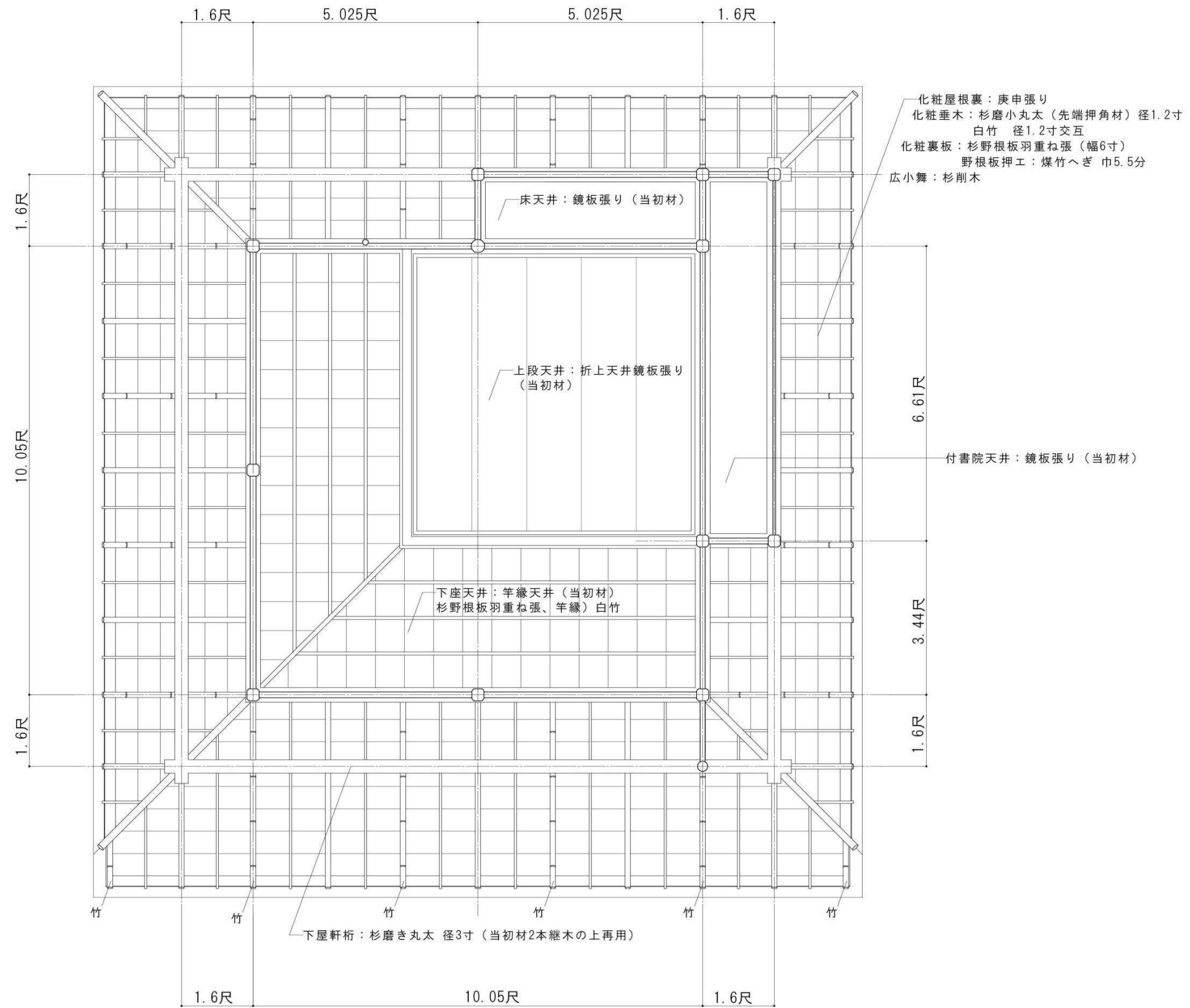


展開図(南面)

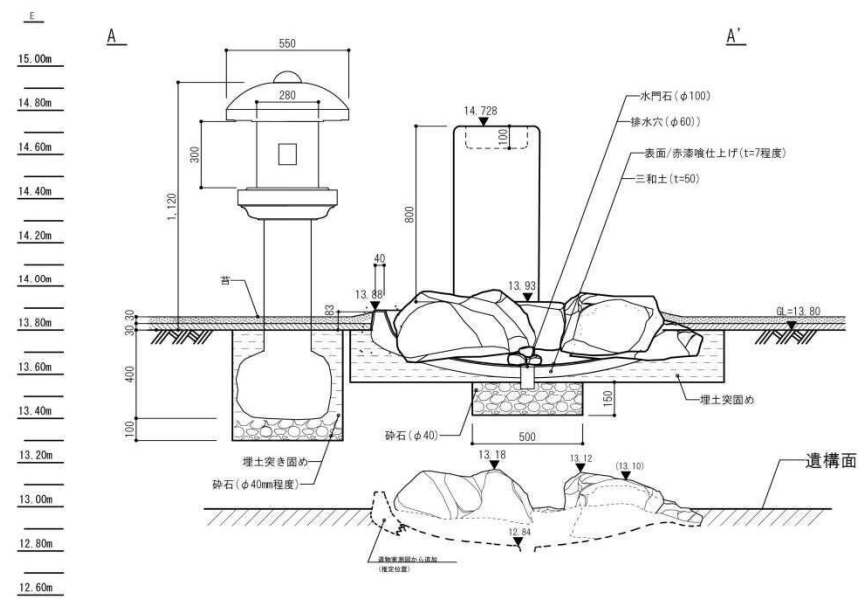


展開図(西面)

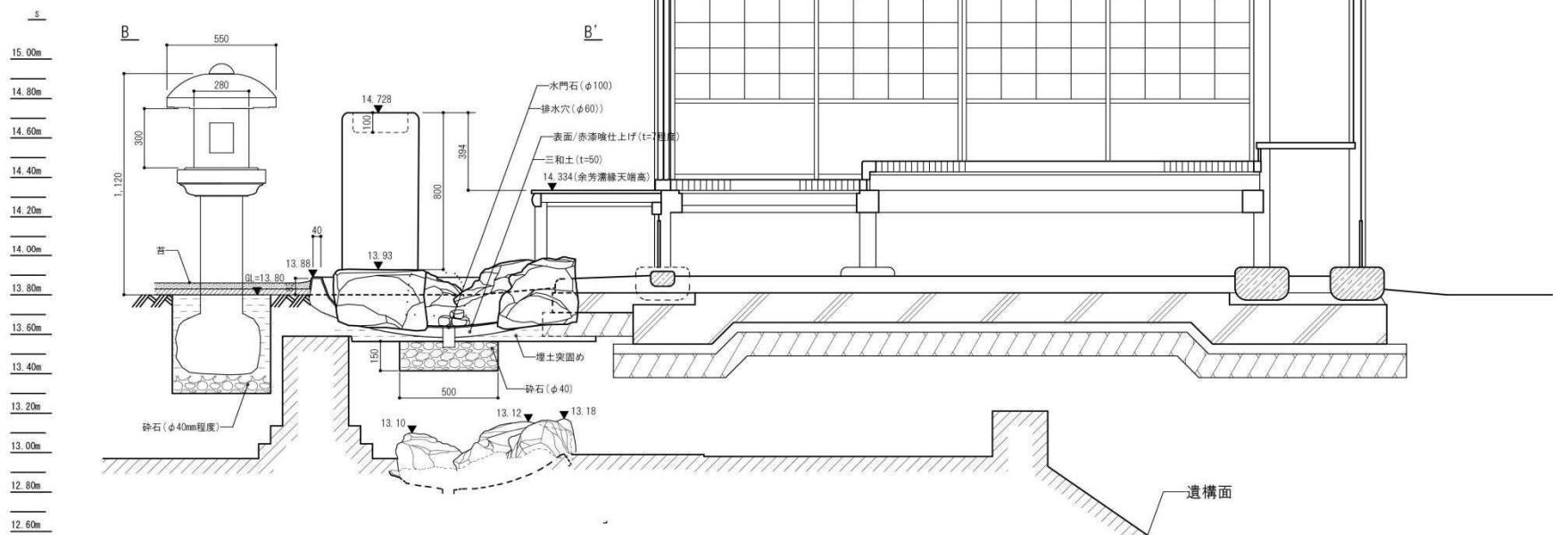




天井伏図

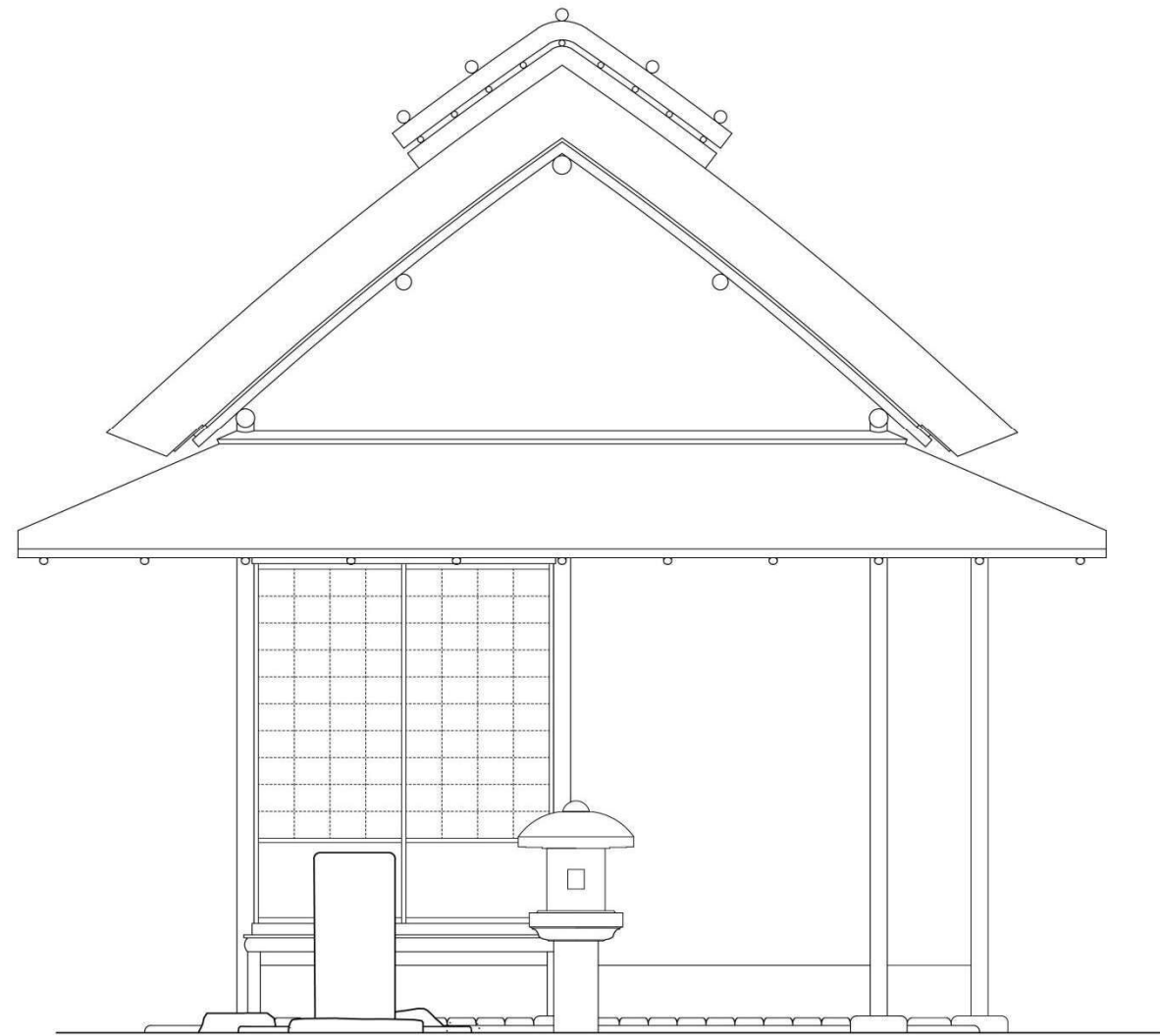


鉢前 A-A' 断面図 (東西方向)

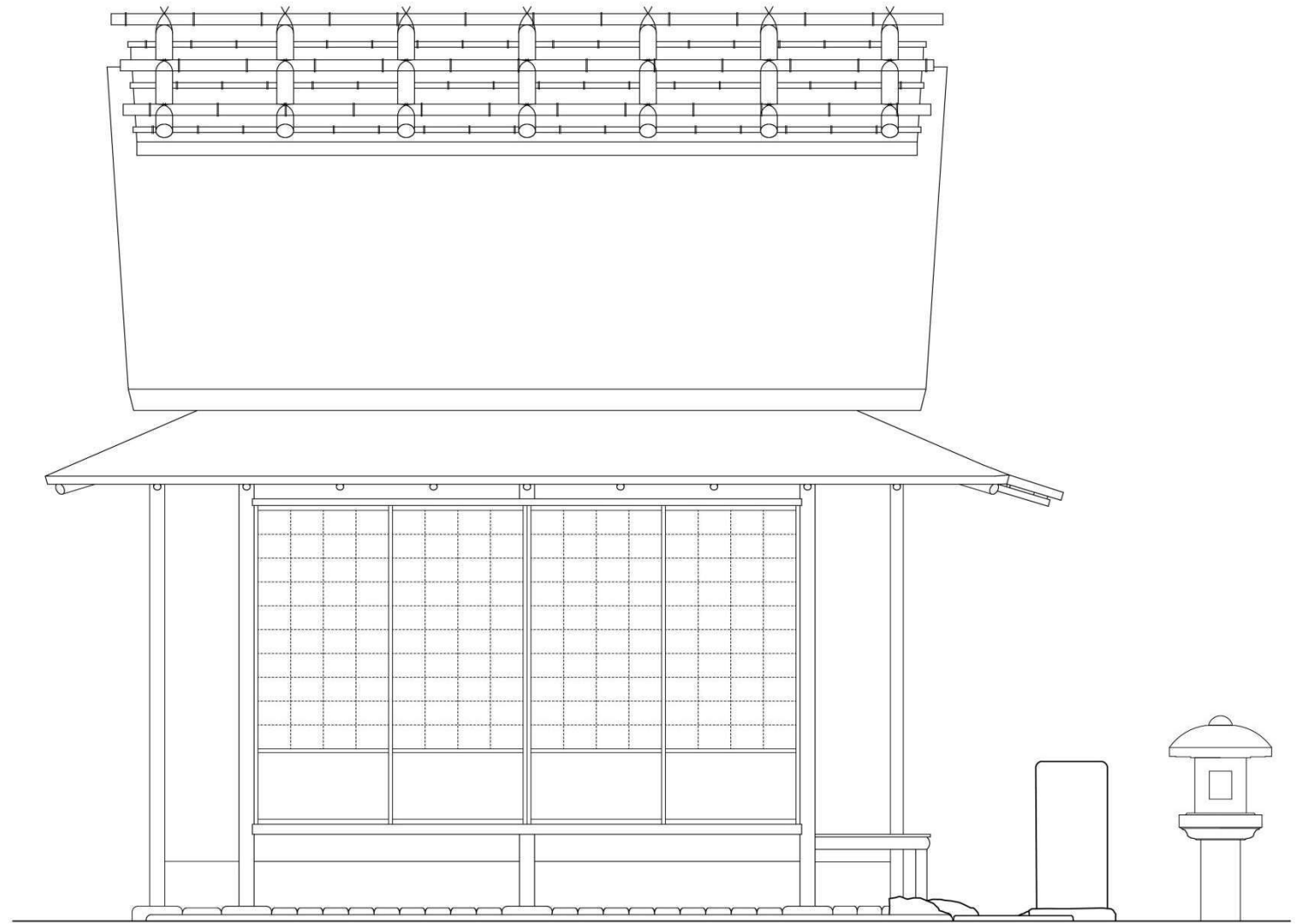


鉢前 B-B' 断面図 (南北方向)





南立面図

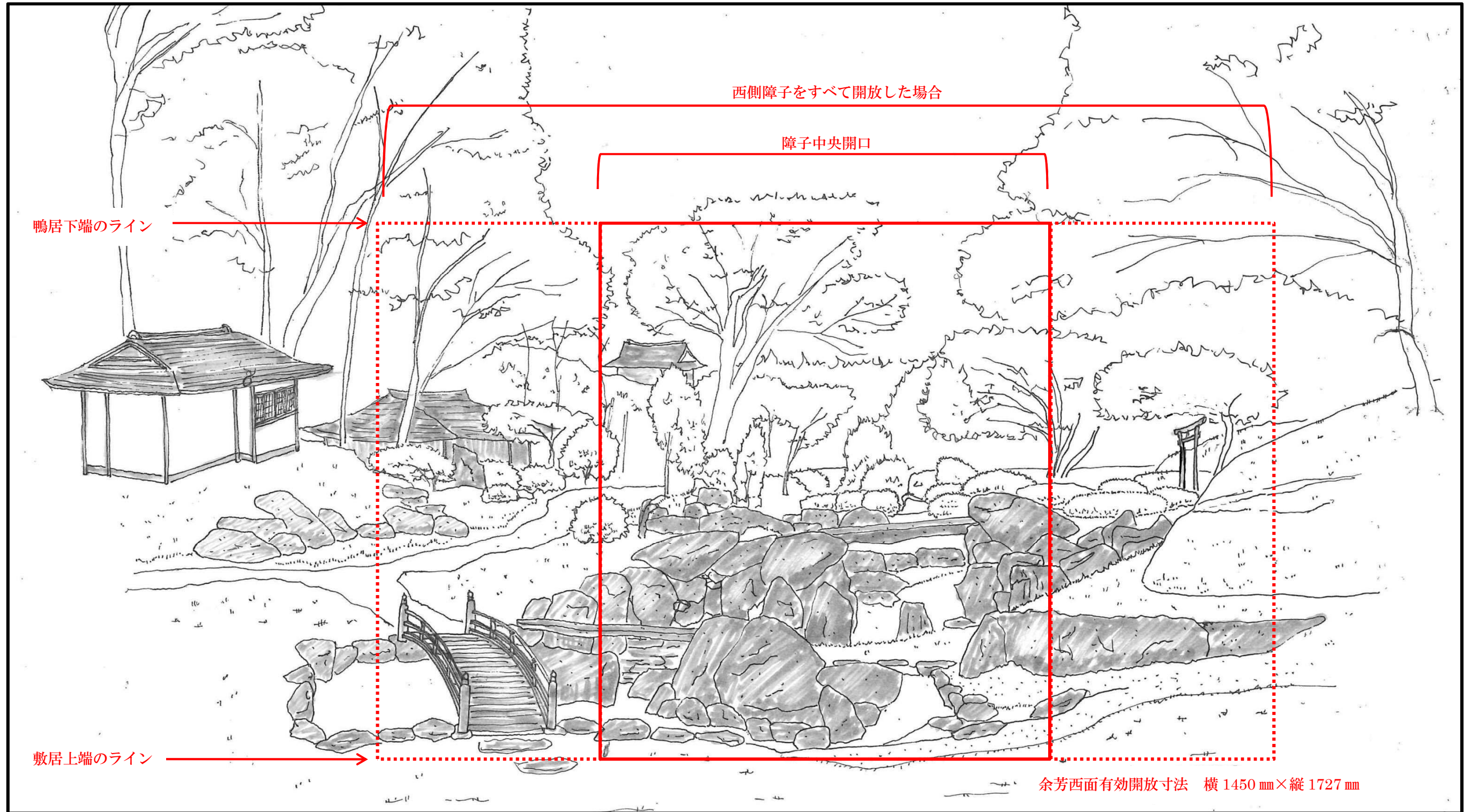


東立面図



参 考 資 料

参考資料



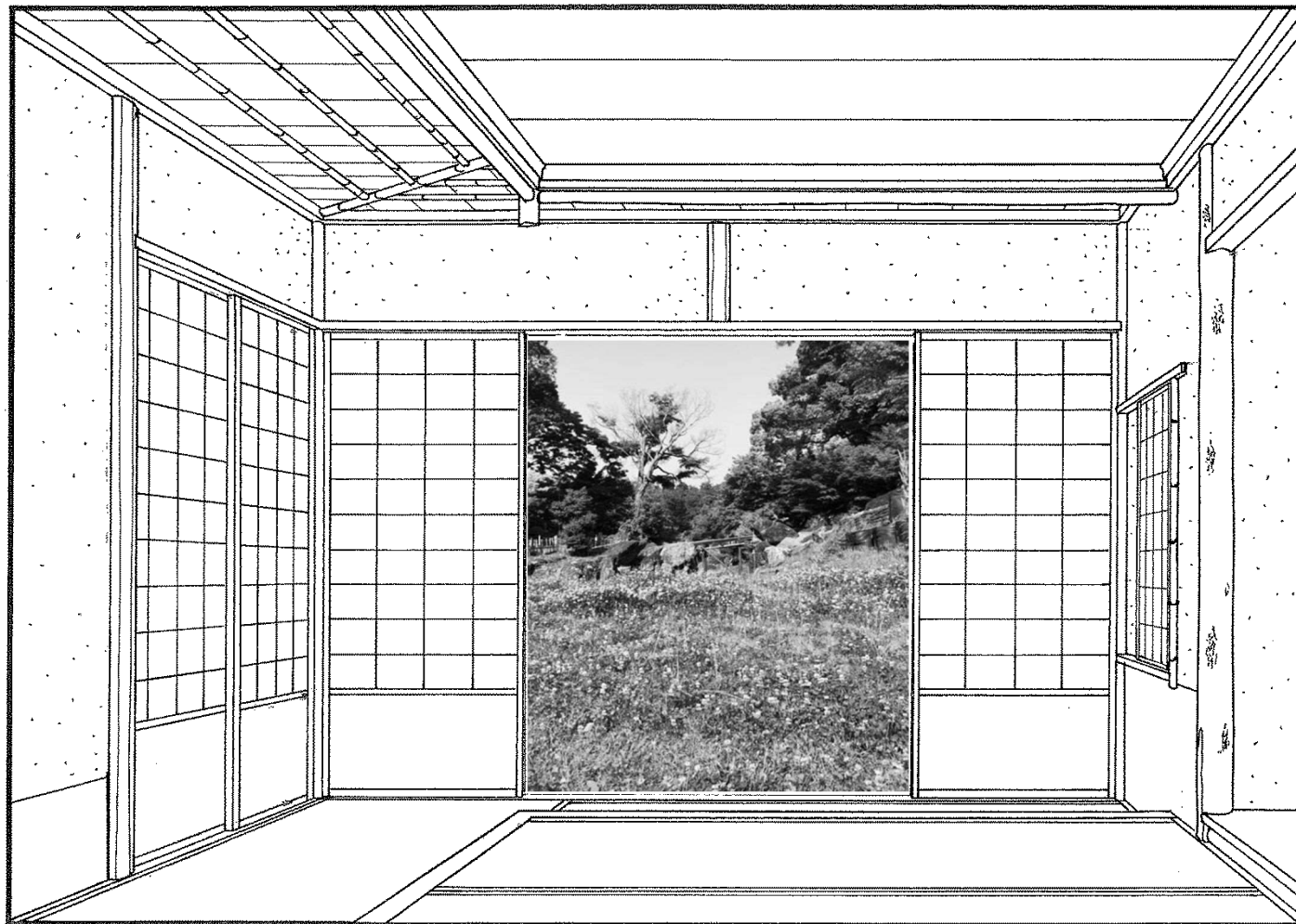
※現地にて、敷居上端、鴨居下端、障子の開口部分の目印（木杵を作成）を設定（当初の高さと整備の高さの2通り）し、上段二畳の中央を想定して立ち、想定石口天端から視線の高さ（1,300 mm程度）から写真を撮って室内のイメージスケッチに画像を貼り付けて、当初の北園池の見え方を検討する。

〔余芳内部からのイメージスケッチ〕

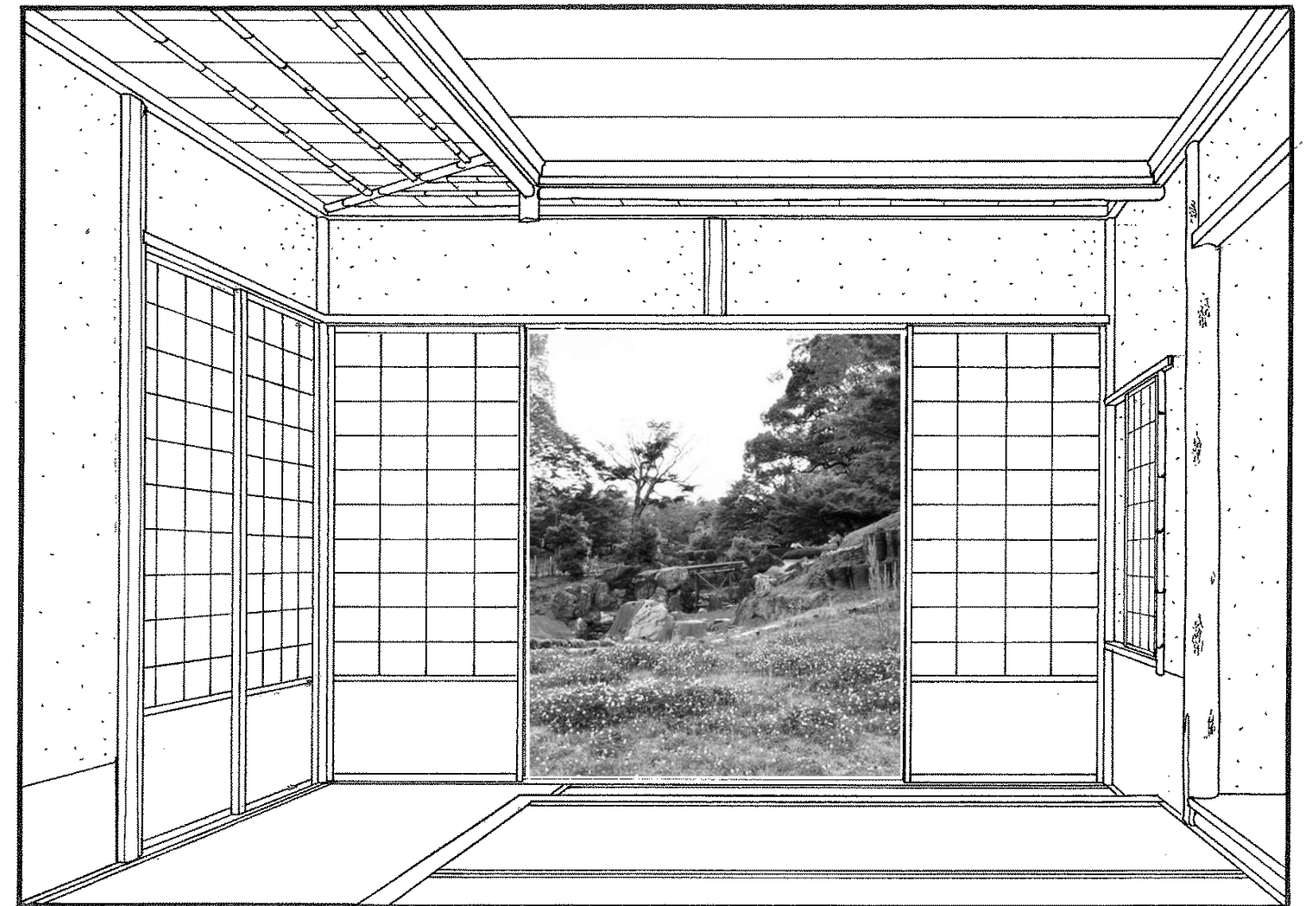
下記の余芳内部のイメージスケッチは、前ページの方法によって撮影した枠内（障子枠を想定した木枠）の画像を貼り付けたものである。

レンズによって若干見え方が異なることも考えられるが、上段に座した時に見える範囲（木枠内に写る画像）は、下記のイメージスケッチに示した様子であると想定される。

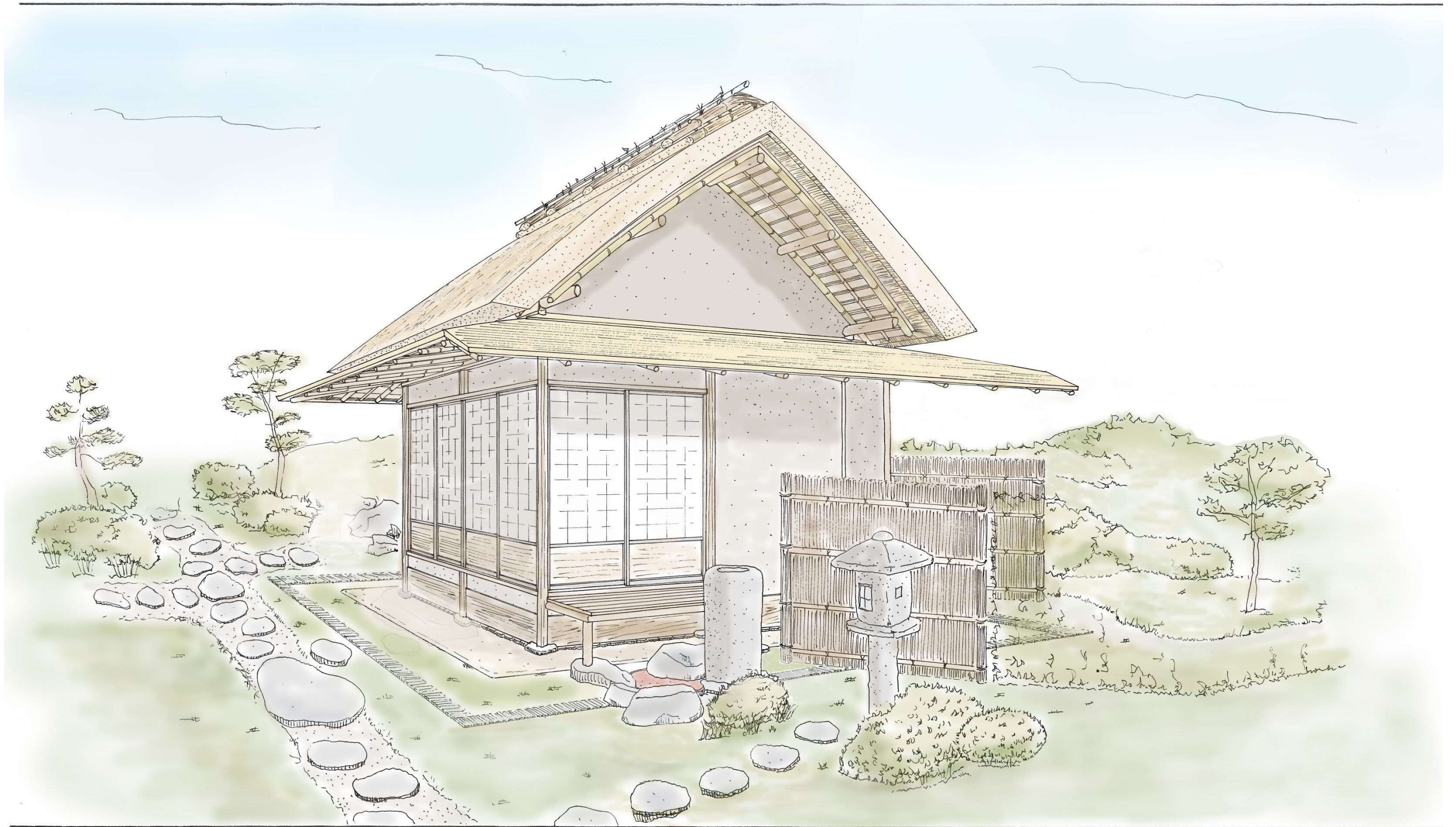
当時の使われ方については、想像の域を出ないが、すべての障子を取り外して、開放した状態で北園池の望んでいたとも想像される。



内部イメージスケッチ 上段より北園池を望む。(当初の高さを想定)



内部イメージスケッチ 上段より北園池を望む。(整備の高さ(当初高さ+800mm)を想定)



余芳 外観 南西方向より見る (イメージスケッチ)